

2015年版


“Hiroshima for Global Peace” Plan

ひろしまレポート

核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る2014年の動向



公益財団法人日本国際問題研究所
軍縮・不拡散促進センター

平成27年3月

ひろしまレポート 2015年版

核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る 2014年の動向

広島県

公益財団法人 日本国際問題研究所
軍縮・不拡散促進センター

平成 27 年 3 月

広島県

〒730-8511 広島県広島市中区基町 10-52

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/peace/>

chiheiwa@pref.hiroshima.lg.jp

公益財団法人 日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎の門三井ビル 3階

<http://www.cpdnp.jp/>

cpdnp@cpdnp.jp

目次

序文	iii
はじめに—実施方法	1
第1部 報告書—核軍縮、不拡散及び核セキュリティを巡る2014年の動向	5
1. 核軍縮	5
(1) 核兵器の保有数（推計）	5
(2) 核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	7
A) 日本、新アジェンダ連合（NAC）及び非同盟運動（NAM）諸国がそれぞれ提案する核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	
B) 核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	
C) 重要な政策の発表、活動の実施	
D) 核兵器の非人道的結末	
(3) 核兵器の削減	16
A) 核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	
B) 核兵器の一層の削減に関する具体的計画	
C) 核兵器能力の強化・近代化の動向	
(4) 国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割及び重要性の低減	27
A) 国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	
B) 「唯一の目的」、先行不使用、あるいは関連ドクトリンに関するコミットメント	
C) 消極的安全保証	
D) 非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	
E) 拡大核抑止への依存	
(5) 警戒態勢の低減、あるいは核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	32
(6) 包括的核実験禁止条約（CTBT）	34
A) CTBT署名・批准	
B) CTBT発効までの間の核爆発実験モラトリアム	
C) 包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	
D) CTBT検証システム発展への貢献	
E) 核実験の実施	
(7) 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	38
A) 条約交渉開始に向けた取組	
B) 生産モラトリアム	
(8) 核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	39
(9) 核兵器削減の検証	42
(10) 不可逆性	44
A) 核弾頭及びその運搬手段の廃棄の実施または計画	
B) 核兵器関連施設などの解体・転換	
C) 軍事目的に必要なとされた核分裂性物質の廃棄や平和目的への転換など	
(11) 軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	46
(12) 広島での平和記念式典への参列	48
2. 核不拡散	49
(1) 核不拡散義務の遵守	49
A) 核兵器不拡散条約（NPT）への加入	
B) NPT第1条及び第2条、並びに関連安保理決議の遵守	
C) 非核兵器地帯	

(2) 国際原子力機関 (IAEA) 保障措置 (NPT締約国である非核兵器国)	55
A) IAEA保障措置協定の署名・批准	
B) IAEA保障措置協定の遵守	
(3) IAEA保障措置 (核兵器国及びNPT非締約国)	59
(4) IAEAとの協力	60
(5) 核関連輸出管理の実施	61
A) 国内実施システムの確立及び実施	
B) 追加議定書締結の供給条件化	
C) 北朝鮮及びイラン問題に関する安保理決議の履行	
D) 拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	
E) NPT非締約国との原子力協力	
(6) 原子力平和利用の透明性	67
3. 核セキュリティ	69
(1) 兵器利用可能な核分裂性物質の保有量及び関連する施設・活動	71
(2) 核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入、参加、国内体制への反映	75
A) 核セキュリティ関連の条約などへの加入状況	
B) 「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」改訂5版	
(3) 核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	79
A) 民生利用における高濃縮ウラン (HEU) の最小限化	
B) 不法移転の防止	
C) 国際評価ミッションの受け入れ	
D) 技術開発—核鑑識	
E) キャパシティ・ビルディング及び支援活動	
F) IAEA核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	
G) 国際的な取組への参加	
第2部 評価書	88
はじめに—評点及び評価基準	88
1. 各分野別の取組状況	94
(1) 核軍縮	94
(2) 核不拡散	96
(3) 核セキュリティ	97
2. 国別評価	98
(1) 核兵器国	98
(2) NPT非締約国	108
(3) 非核兵器国	114
(4) その他	168
附録	
年表	170
略語表	171
評価一覧	

序文

『ひろしまレポート2015年版—核軍縮・不拡散・核セキュリティを巡る2014年の動向』（以下、『ひろしまレポート2015年』）は、平成26年度に広島県から委託を受け、（公財）日本国際問題研究所が実施した「ひろしまレポート作成事業」*の調査・研究の成果である。2013年及び2014年に続き、核軍縮、核不拡散及び核セキュリティに関する具体的措置・提案の2014年の実施状況を取りまとめ、日本語版及び英語版を刊行した。

核兵器廃絶の見通しは依然として立たないばかりか、核兵器を巡る状況は複雑化している。核兵器不拡散条約（NPT）上の5核兵器国（中国、フランス、ロシア、英国、米国）からは、核兵器保有の放棄に向けた具体的な動きは見られない。逆に、程度の差はあれ、核戦力の近代化や運搬手段の更新などといった核抑止の中長期的な維持を見据えた施策を講じている。NPT非締約国で核兵器の保有を公表したインド及びパキスタンは、中国をも交えた南アジアにおける核のトライアングルのなかで、やはり核戦力の強化を追求している。同じくNPT非締約国のイスラエルは、核に関する「曖昧政策」を維持しているものの、核兵器を保有していると見られる。NPT脱退を表明した北朝鮮はこれまでに3回の核爆発実験を実施した。イランの核問題については解決に向けた進展の兆しも見られるが、依然として楽観はできない。さらに、核兵器の取得に新たに関心を持つ国が出現しないとの保証はなく、グローバル化の進展とも相まって、非国家主体による核兵器の取得・使用への懸念が高まることも考えられる。また、原子力平和利用に対する関心の高まりは、核不拡散や核セキュリティへのリスクの高まりをもはらむものである。このような核兵器を巡る情勢を踏まえ、国際社会において、核軍縮、核不拡散、核セキュリティの一層の強化・推進が求められているにもかかわらず、それらにかかる多くの措置が停滞を余儀なくされているという状況が続いている。

こうしたなか、核兵器の廃絶に向けた取組を進めるにあたっては、まずは核軍縮、核不拡散、核セキュリティに関する具体的な措置と、これらへの各国の取組の現状と問題点を明らかにすることが必要となる。これらを調査・分析して「報告書」及び「評価書」にまとめ、人類史上初の核兵器の惨劇に見舞われた広島から発信することにより、政策決定者、専門家及び市民社会における議論を喚起し、核兵器のない世界に向けた様々な動きを後押しすることが、『ひろしまレポート』の目的である。

各対象国の核軍縮などに向けた取組状況の調査・分析・評価を実施し、「報告書」及び「評価書」を作成する実施体制として、研究委員会が設置された。同委員会は、平成26年度内に会合を開催し、それらの内容などにつき議論を行った。

研究委員会のメンバーは下記のとおりである。

主 査：樽井澄夫（日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター所長）

研究委員：秋山信将（一橋大学大学院教授）

一政祐行（防衛省防衛研究所主任研究官）

川崎哲（ピースボート共同代表）

菊地昌廣（前核物質管理センター理事）

黒澤満（大阪女学院大学教授）

水本和実（広島市立大学広島平和研究所副所長）

戸崎洋史（日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター主任研究員）（兼幹事）

* 本事業は、広島県が平成23年に策定した「国際平和拠点ひろしま構想」に基づく取組の1つとして行われたものである。

作成された「報告書」のドラフトに対して、核軍縮、核不拡散及び核セキュリティの分野において第一線で活躍する、下記の国内外の著名な研究者や実務家より貴重なコメント及び指摘を頂いた。

阿部信泰 内閣府原子力委員会委員

マーク・フィッツパトリック (Mark Fitzpatrick) 国際戦略研究所不拡散・軍縮プログラム部長

川口順子 明治大学国際総合研究所特任教授

ハラルド・ミュラー (Harald Müller) フランクフルト平和研究所所長

ジョン・シンプソン (John Simpson) サウサンプトン大学名誉教授

鈴木達治郎 長崎大学核兵器廃絶研究センター副センター長

また、報告書の執筆にあたり、樋川和子氏（外務省）より事実関係に関するコメントを頂いた。英語版の作成に当たっては、ゴードン・ジョーンズ氏（Gordon Wyn Jones、キングス・カレッジ大学院）の助力を得た。記して謝意を表す。

はじめに—実施方法

(1) 調査、分析及び評価する具体的措置

2014年に刊行された『ひろしまレポート2014年』では、以下の4つの文書に盛り込まれたものを軸に、調査、分析及び評価する具体的措置として、64の評価項目（核軍縮：31項目、核不拡散：17項目、核セキュリティ：16項目）を選定した。

- 2010年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議で採択された最終文書に含まれた行動計画と1995年中東決議の実施
- 核不拡散・核軍縮国際委員会（ICNND）の提言
- 2015年NPT運用検討会議に向けた準備委員会で日本が提出した提案
- 平和市長会議（2013年に「平和首長会議」に改称）の「核兵器廃絶の推進に関する決議文」（2011年）

評価項目の選定にあたっては、核軍縮、核不拡散及び核セキュリティの推進・強化に重要な役割を果たし、「核兵器のない世界」に向けた取組の検討に資すること、並びに客観的な分析及び評価が可能で、各国の取組の状況・態様が明確化することなどを基準とした。『ひろしまレポート2015年』では、前年と同様の項目及び基準の下、調査、分析及び評価を行った。

1. 核軍縮

- (1) 核兵器の保有数（推計）
- (2) 核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント
 - A) 日本、新アジェンダ連合（NAC）及び非同盟運動（NAM）諸国がそれぞれ提案する核軍縮に関する国連総会決議への投票行動
 - B) 核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動
 - C) 重要な政策の発表、活動の実施
 - D) 核兵器の非人道的結末
- (3) 核兵器の削減
 - A) 核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減
 - B) 核兵器の一層の削減に関する具体的計画
 - C) 核兵器能力の強化・近代化の動向
- (4) 国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割及び重要性の低減
 - A) 国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状
 - B) 「唯一の目的」、先行不使用、あるいは関連ドクトリンに関するコミットメント
 - C) 消極的安全保証
 - D) 非核兵器地帯条約議定書への署名・批准
 - E) 拡大核抑止への依存
- (5) 警戒態勢の低減、あるいは核兵器使用を決定するまでの時間の最大化
- (6) 包括的核実験禁止条約（CTBT）
 - A) CTBT署名・批准
 - B) CTBT発効までの間の核爆発実験モラトリアム
 - C) 包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力
 - D) CTBT検証システム発展への貢献
 - E) 核実験の実施
- (7) 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）
 - A) 条約交渉開始に向けた取組
 - B) 生産モラトリアム

- (8) 核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性
- (9) 核兵器削減の検証
- (10) 不可逆性
 - A) 核弾頭及びその運搬手段の廃棄の実施または計画
 - B) 核兵器関連施設などの解体・転換
 - C) 軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄や平和目的への転換など
- (11) 軍縮・不拡散教育、市民社会との連携
- (12) 広島での平和記念式典への参列

2. 核不拡散

- (1) 核不拡散義務の遵守
 - A) 核兵器不拡散条約（NPT）への加入
 - B) NPT第1条及び第2条、並びに関連安保理決議の遵守
 - C) 非核兵器地帯
- (2) 国際原子力機関（IAEA）保障措置（NPT締約国である非核兵器国）
 - A) IAEA保障措置協定の署名・批准
 - B) IAEA保障措置協定の遵守
- (3) IAEA保障措置（核兵器国及びNPT非締約国）
- (4) IAEAとの協力
- (5) 核関連輸出管理の実施
 - A) 国内実施システムの確立及び実施
 - B) 追加議定書締結の供給条件化
 - C) 北朝鮮及びイラン問題に関する安保理決議の履行
 - D) 拡散に対する安全保障構想（PSI）への参加
 - E) NPT非締約国との原子力協力
- (6) 原子力平和利用の透明性

3. 核セキュリティ

- (1) 兵器利用可能な核分裂性物質の保有量及び関連する施設・活動
- (2) 核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入、参加、国内体制への反映
 - A) 核セキュリティ関連の条約などへの加入状況
 - B) 「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」改訂5版
- (3) 核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組
 - A) 民生利用における高濃縮ウラン（HEU）の最小限化
 - B) 不法移転の防止
 - C) 国際評価ミッションの受け入れ
 - D) 技術開発一核鑑識
 - E) キャパシティ・ビルディング及び支援活動
 - F) IAEA核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金
 - G) 国際的な取組への参加

(2) 対象国

『ひろしまレポート2014年』は、NPT上の5核兵器国、NPTに加入せず核兵器を保有している（と見

られる) 3カ国、非核兵器国の中で核兵器拡散の懸念が持たれている国、及び核問題でとりわけ重要な役割を果たしてきた国(地理的要素も勘案)の計31カ国を調査対象とした。『ひろしまレポート2015年』では、それらに加えて、軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)参加国、NAC参加国、「核兵器の非人道的結末」に関する共同声明の参加国などのなかから核軍縮、核不拡散及び核セキュリティの分野で積極的に活動する国、また核軍縮、核不拡散及び核セキュリティの今後の推進に重要だと思われる国として5カ国を追加し、計36カ国について調査、分析及び評価を行った。対象国は、下記のとおりである(下線は『ひろしまレポート2015年』で新たに追加された国)。

- NPT上の5核兵器国：中国、フランス、ロシア、英国、米国
- NPT非締約国：インド、イスラエル、パキスタン
- 非核兵器国：豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、エジプト、ドイツ、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、サウジアラビア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、シリア、トルコ、アラブ首長国連邦(UAE)
- その他：北朝鮮*

(3) 調査、分析及び評価の方法

調査対象国の核軍縮、核不拡散及び核セキュリティに関する2014年の動向について、各国政府の公式見解(NPT運用検討会議準備委員会、国連総会、IAEA総会、ジュネーブ軍縮会議(CD)などでの演説及び作業文書、その他政府発表の文書)をはじめとする公開資料を用いて調査、分析及び評価を行った。

評価については、項目ごとに可能な限り客観性に留意した評価基準を設定し、これに基づいて各国の取組や動向を採点した。本事業の研究委員会は、各国のパフォーマンスを採点する難しさ、限界及びリスクを認識しつつ、優先課題や緊急性についての議論を促すべく核問題への関心を高めるために、そうしたアプローチが有益であると考えた。

各具体的措置には、それぞれの分野(核軍縮、核不拡散、核セキュリティ)内での重要性を反映して、異なる配点がなされた。この「重要性」の程度は、本事業の研究委員会による検討を通じて決定された。他方、それぞれの分野に与えられた「最高評点」の程度は、他の分野との相対的な重要性の軽重を意味するものではない。つまり、核軍縮(最高評点94点)は、核不拡散(最高評点61点)あるいは核セキュリティ(最高評点41点)の2倍程度重要だと研究委員会が考えているわけではない。

「核兵器の保有数」(核軍縮)及び「兵器利用可能な核分裂性物質の保有量」(核セキュリティ)については、より多くの核兵器、または兵器利用可能な核分裂性物質を保有する国は、その削減あるいはセキュリティ確保により大きな責任があるとの考えにより、多く保有するほどマイナスの評価とした。研究委員会は、「数」あるいは「量」が唯一の決定的な要因ではなく、核軍縮、不拡散及び核セキュリティにはミサイル防衛、生物・化学兵器、あるいは通常兵器の不均衡などといった他の要因も影響を与えることを十分に認識している。しかしながら、そうした要因は、客観的(無論、相対的なものではあるが)な評価基準の設定が難しいこともあり、これらを評価項目には加えなかった。また、『ひろしまレポート2013年』に対して寄せられた意見を受け、『ひろしまレポート2014年』からは、国家安全保障への核兵器への依存、及び核実験の実施に関しては、その程度によってマイナスの評価を行うこととし、『ひろしまレポート2015年』においても同様の評価手法を採っている。

* NPT締約国は、1993年及び2003年の北朝鮮によるNPT脱退宣言に対して同国の条約上の地位に関する解釈を明確にしていない一方で、北朝鮮は2006年、2009年、2013年の3回にわたって核爆発実験を行い、核兵器の保有を明言しているため、「その他」として整理した。

第1部 報告書—核軍縮、不拡散及び核セキュリティを巡る2014年の動向

1. 核軍縮*

(1) 核兵器の保有数（推計）

2014年末時点で、8カ国が核兵器の保有を公表している。このうち、中国、フランス、ロシア、英国及び米国は、核兵器不拡散条約（NPT）第9条3項で「1967年1月1日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国」と定義される「核兵器国」（nuclear-weapon states）である。これら5核兵器国の他に、NPT非締約国のインド及びパキスタン、並びにNPTからの脱退を1993年及び2003年に宣言した北朝鮮が、これまでに核爆発実験を実施し、核兵器の保有を公表した。もう1つのNPT非締約国であるイスラエルは、核兵器の保有を肯定も否定もしない「曖昧政策」を維持しているが、核兵器を保有していると広く考えられている（イスラエルによる核爆発実験の実施は、これまでのところ確認されていない）。本報告書では、NPT上の核兵器国以外に、核兵器の保有を公表しているか、あるいは核兵器を保有していると思われる上記の4カ国を「核兵器保有国」（nuclear-armed states）と称する。

中国を除く4核兵器国は、核兵器の配備数、あるいは将来的な核兵器の保有数に関する上限などを明らかにしている。米国は、2010年に続いて2014年4月に、核兵器の各年の保有数（廃棄待ちの核弾頭は含まれない）を公表し、2013年9月の時点ではこれが4,804発だったことを明らかにした。フランスは、保有する核弾頭数が300発以下で、非配備の核兵器はなく、すべて実戦的に配備していると公表した。英国は、保有する核弾頭数が225発以下であることを明らかにしている。しかしながら、核兵器の保有数に関する上限を公表しているフランス及び英国を除けば、核兵器（保有）国はいずれも、自国が持つ核兵器の総数（配備、非配備、廃棄待ちなど含む）を公表しているわけではない。表1-1に挙げる各国の核兵器保有数は、欧米をはじめとする民間研究機関などの調査に基づいて、ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）が推計したものである²。世界に存在する核兵器の総数は、前年から930発削減されたが、依然として1万6,300発を数える。このうちの90%以上を米国及びロシアが保有している。また、中国、インド及びパキスタンの核弾頭数に関しては、前年に続き、それぞれ10発程度増加したと見積もられた³。

* 第1章「核軍縮」は、戸崎洋史により執筆された。

¹ この点について、テルトレ（Bruno Tertrais）は、「核兵器保管数には核兵器としての機能を果たさないものや非破壊実験に用いられるものなど、『核兵器』とは呼べないようなものが含まれており、正確な数を提示することは難しく、ミスリーディングであり、また提示された日にのみ正しい数字でしかない」ということが理由にあると説明している（Bruno Tertrais, “Comments on Hiroshima Report of March 2013,” *Hiroshima Report Blog: Nuclear Disarmament, Nonproliferation and Nuclear Security*, October 29, 2013, <http://hiroshima-report.blogspot.jp/2013/10/op-ed-bruno-tertrais-comments-on.html>）。

² Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2014: Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford: Oxford University Press, 2014), chapter 6. また、核戦力の配備状況をまとめたものとして、Hans M. Kristensen and Robert S. Norris, “Worldwide Deployments of Nuclear Weapons, 2014,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 70, No. 5 (September/October 2014), pp. 96-108.

³ 中国が保有する核戦力については、SIPRI、あるいは米国の研究者による250発程度という推計の他に、実際には800～900発程度を配備しているのではないかというロシアの研究者の見積もりもある。Viktor Yesin, “China’s Nuclear Capabilities,” Aleksey Arbatov, Vladimir Dvorkin and Sergey Oznobishchev, eds., *Prospects of China’s Participation in Nuclear Arms Limitation* (Moscow: Institute of World Economic and International Relations, Russian Academy of Sciences, 2012), chapter 3.

表1-1：核兵器保有数（推計、2014年1月）

	核弾頭数	内訳		(核弾頭数)	(運搬手段)			
米国	～7,300	退役／廃棄待ち	～2,515					
		運用可能	～4,785	非配備核弾頭	～2,685			
				配備核弾頭	～2,100	非戦略核弾頭	184	
						戦略核弾頭	～1,920	大陸間弾道ミサイル(ICBM)
				潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)	1,151	288		
				戦略爆撃機	300	60		
ロシア	～8,000	退役／廃棄待ち	～3,700	(非戦略核弾頭 2,000)				
		運用可能	4,300	非配備核弾頭	2,700	(非戦略核弾頭 2,000 発)		
				配備核弾頭	～1,600	戦略核弾頭	～2,300	ICBM
					SLBM	528	144	
					戦略爆撃機	810	72	
英国	225		配備核弾頭	48	SLBM	225	48	
フランス	～290		配備核弾頭	98	SLBM	240	48	
					攻撃機(含;艦載機)	50	50	
中国	～250				地上発射中長射程弾道ミサイル	140	150	
					SLBM	48	48	
					攻撃機	40	20	
					巡航ミサイル	n/a	150～350	
インド	90～110				地上発射弾道ミサイル			
					攻撃機			
パキスタン	100～120				地上発射弾道ミサイル			
					攻撃機			
イスラエル	～80				弾道ミサイル			
					攻撃機			
北朝鮮	～8							
世界	～16,383		(配備核弾頭)	3,992				

出典) Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2014: Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford: Oxford University Press, 2014), chapter 6 より作成。

(2) 核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント

「核兵器の廃絶」あるいは「核兵器のない世界」の目標に公然と反対する国はない。しかしながら、いずれの核兵器（保有）国も、核兵器のない世界を早期に達成すべき目標に据えているのか、あるいは核兵器の廃絶が実現可能だと考えているのかは分からない。核兵器（保有）国は、核軍縮の前進にはそれに適した状況が必要で、少なくとも当面は核兵器がそれぞれの安全保障政策において一定の役割を担うと考えているように見える。核兵器国は、核軍縮の前進が見込める具体的な「状況」について、必ずしも明確にしているわけではないが、中国やロシアは、戦略的安定が損なわれないことを核軍縮の条件に挙げ、米国によるミサイル防衛あるいは通常即時グローバル打撃能力を牽制してきた。核兵器の大幅削減、さらには核兵器のない世界の実現が近い将来において見通せる状況にはない。

5核兵器国は、「核軍縮への段階的（step-by-step）アプローチに基づく進展を模索し続けており、これが、核兵器のない世界の達成に向けて、またNPTの義務と合致する、唯一の実際的な方向である」⁴という一致したアプローチを表明している。この点について、米国は、核軍縮の「段階的アプローチは、1つのステップに関する進展の失敗がプロセス全体の停止をもたらすような、事前に決定された一連のステップではない。これとは異なり、我々は可能な場所と時で機会を活かすことを模索している」⁵と述べている。核兵器保有国の中ではインドも、「段階的プロセス」によって「普遍的、非差別的かつ検証可能な核軍縮」の目標を達成できるとの考えを表明した⁶。またフランスは、「核軍縮は、他の分野における軍拡競争の引き金とならない限りにおいて意味を持つ。このため、NPT第6条に従って、核軍縮は全面完全軍縮の枠組みの中で実施されなければならない」⁷という点を一貫して強調してきた。5核兵器国による2014年4月の共同声明でも、「NPT第6条で示されたように、核軍縮及び全面完全軍縮の共有された目標に対するコミットメントを再確認」としている⁸。

他方、中国及びインドは他の核兵器（保有）国とは異なり、核兵器禁止条約の交渉及び締結への支持を表明している。北朝鮮は、引き続き対米批判を繰り返しており、2014年の国連総会での演説でも、「半世紀以上に及ぶ米国の敵対政策、核の威嚇及び圧殺戦略が、北朝鮮が核兵器国になるとの決定をもたらした」と述べた上で、「米国の北朝鮮に対する敵視政策が終了し、自主権と生存権に対する脅威が実質的に除去されれば、核問題は解決する」と発言した⁹。

非核兵器国については、豪州、ベルギー、カナダ、ドイツ、日本、オランダ、ポーランド、スウェーデンなど20カ国が、「核兵器のない世界のためのブロック積み上げ（building blocks）」と題する作業文書を2014年NPT準備委員会に提出し、『ブロック積み上げ』の焦点は、『段階的』アプローチの追求を補完できる。…核兵器のない世界の達成及び維持のための究極的な措置は多国間のものである必要があるが、効果的な軍縮には、相互に補強する多国間、複数国間、二国間及び単独の『ブロック積み上げ』が求められるであろう¹⁰とした。

これに対して、2009年のオバマ（Barack Obama）大統領によるプラハ演説、並びに2010年の米露に

⁴ “Joint Statement on the P5 Beijing Conference: Enhancing Strategic Confidence and Working Together to Implement the Nuclear Non-Proliferation Review Outcomes,” April 15, 2014, <http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2014/04/224867.htm>.

⁵ Frank A. Rose, Deputy Assistant Secretary, Bureau of Arms Control, Verification and Compliance, “U.S. Contributions Toward a World Without Nuclear Weapons,” ASEAN Regional Forum, Tokyo, July 8, 2014, <http://www.state.gov/t/avc/rls/2014/228906.htm>.

⁶ “Statement by India,” at the First Committee of the 69th Session of the United Nations General Assembly, General Debate, October 7, 2014.

⁷ “Statement by France,” at the Third Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, New York, May 2, 2014.

⁸ “Joint Statement on the P5 Beijing Conference.”

⁹ “Statement by Democratic People’s Republic of Korea,” at the First Committee of the 69th Session of the United Nations General Assembly, General Debate, October 27, 2014.

¹⁰ NPT/CONF.2015/PC.III/WP.23, April 15, 2014.

よる新戦略兵器削減条約（新START）締結以降の核軍縮の停滞に不満を強める非核兵器国からは、核軍縮に対するアプローチの見直しも提起されている。たとえばコスタリカは、核兵器国が主張する核軍縮の「段階的アプローチはNPTの目的を達成するのに失敗してきた」と主張した¹¹。そのコスタリカを含む非同盟運動（NAM）諸国は引き続き、特定の時間的枠組みの中で核兵器の完全な廃絶のための段階的（phased）プログラムに関する交渉を開始するよう求めている¹²。核兵器（保有）国の中ではパキスタンがNAM諸国の主張に賛同し、「核兵器国は、合理的な時間的枠組みの中で核軍縮を達成するという新たなコミットメントを示さなければならず、それなしには不拡散体制の『取引』も侵食を続けるであろう」¹³と述べ、「段階的アプローチは、結局のところ不拡散措置となるような協定しか構想し得ず、核軍縮に向けた貢献はない」¹⁴と主張している。

A) 日本、NAC 及び NAM 諸国がそれぞれ提案する核軍縮に関する国連総会決議への投票行動

2014年の国連総会では、例年通り、核軍縮に関する3つの決議、すなわち日本がイニシアティブを取る「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動（United action towards the total elimination of nuclear weapons）」¹⁵、新アジェンダ連合（NAC）が提案する「核兵器のない世界に向けて：核軍縮コミットメントの履行の加速（Towards a nuclear-weapon-free world: accelerating the implementation of nuclear disarmament commitments）」¹⁶、及びNAM諸国による「核軍縮（Nuclear disarmament）」¹⁷がそれぞれ採択された。これらの3つの決議について、本報告書での調査対象国による2014年国連総会での投票行動は下記のとおりである。

- 「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」
 - ◇ 提案：豪州、オーストリア、ベルギー、カナダ、ドイツ、日本、カザフスタン、韓国、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、スイス、トルコ、英国、米国など
 - ◇ 賛成170、反対1（北朝鮮）、棄権14（ブラジル、中国、エジプト、インド、イラン、イスラエル、パキスタン、ロシア、シリアなど）
- 「核兵器のない世界に向けて：核軍縮コミットメントの履行の加速」
 - ◇ 提案：ブラジル、エジプト、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカなど
 - ◇ 賛成169、反対7（フランス、インド、イスラエル、北朝鮮、ロシア、英国、米国）、棄権5（中国、パキスタンなど）
- 「核軍縮」
 - ◇ 提案：インドネシア、イラン、ナイジェリア、フィリピンなど
 - ◇ 賛成121、反対44（豪州、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イスラエル、オランダ、ノルウェー、ポーランド、スイス、トルコ、英国、米国など）、棄権17（オーストリア、インド、日本、韓国、ニュージーランド、パキスタン、ロシア、南アフリカ、スウェーデンなど）

¹¹ “Statement by Costa Rica,” at the Third Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Cluster 1, New York, April 30, 2014.

¹² NPT/CONF.2015/PC.III/WP.15, April 1, 2014.

¹³ “Statement by Pakistan,” at the First Committee of the 69th Session of the United Nations General Assembly, Thematic Debate on Disarmament Machinery, October 16, 2014.

¹⁴ Ibid.

¹⁵ A/RES/69/52, December 11, 2014.

¹⁶ A/RES/69/37, December 11, 2014.

¹⁷ A/RES/69/48, December 11, 2014.

B) 核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動

国連総会決議「核兵器の威嚇または使用に関する国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見のフォローアップ（Follow-up to the advisory opinion of the International Court of Justice on the Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons）」¹⁸では、「核兵器禁止条約の早期締結を導く多国間交渉の開始によって」NPT第6条の義務を実行するよう求めている。2014年国連総会での投票行動は下記のとおりである。

- 提案：ブラジル、チリ、エジプト、インド、インドネシア、イラン、メキシコ、フィリピン、シリアなど
- 賛成134、反対23（ベルギー、フランス、ドイツ、イスラエル、オランダ、ポーランド、ロシア、トルコ、英国、米国など）、棄権23（豪州、カナダ、日本、韓国、ノルウェーなど）

核兵器禁止条約の交渉開始に対しては、上記の投票行動にも表れているように、中国を除く核兵器国が反対し、西側諸国などが反対または慎重な姿勢をとってきた。このうち英国は、核軍縮のペースに対する「不満を共有するが、それは現実主義及び実践主義で和らげられなければならない。このため、（核兵器）禁止条約の交渉に向けた動きは支持しない」（括弧内引用者）¹⁹と述べた。これに対してパラオは、核兵器（保有）国が「参加しなくても、核兵器を禁止する法的拘束力のある文書を交渉するための新しい外交プロセスの 때가来たと考えている」²⁰と発言した。またNACは、核兵器のない世界の達成及び維持のための選択肢として、核兵器に関する包括的な条約を目指す核兵器禁止条約（NWC）、簡潔なアプローチをとる核兵器禁止条約（NWBT）、枠組み協定、並びに混合型の協定という4つに整理し、概略を紹介した²¹。

NGOの核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）は2012年に、核兵器禁止条約への各国の対応を評価した報告書を取りまとめた。これによると、本調査対象国のうち、核兵器禁止条約を「支持していない（Don't support）」国がベルギー、フランス、イスラエル、オランダ、ポーランド、ロシア、トルコ、英国及び米国、また「態度を決めかねている（On the fence）」国が豪州、カナダ、ドイツ、日本、韓国及びスウェーデンとなっている²²。またICANは、核兵器禁止（条約）に賛成する国々（オーストリア、ブラジル、エジプト、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、メキシコ、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、南アフリカ、スイス、UAE）などの発言などをホームページ上で紹介している²³。

C) 重要な政策の発表、活動の実施

2014年には、核兵器（保有）国から核軍縮に関する重要な政策の発表は見られなかったが、非核兵器国からは核軍縮の推進に向けたいくつかの注目される取組がなされた。

第一に、マーシャル諸島は2014年4月24日、国際法に反して核軍縮及び核軍拡競争停止の義務を履行していないとして、核兵器（保有）国9カ国をICJに提訴した。インド、パキスタン及び英国はICJ規

¹⁸ A/RES/69/43, December 11, 2014.

¹⁹ “Statement by the United Kingdom,” at the Third Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, General Debate, New York, April 28, 2014.

²⁰ “Statement by Palau,” at the Third Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Cluster 1, New York, May 2, 2014.

²¹ NPT/CONF.2015/PC.III/WP.18, April 2, 2014. この作業文書では、NWCを、「一般的な義務、禁止、並びに時限的、不可逆的かつ検証可能な核軍縮の効果的な基礎を明示するものであり、すべての大量破壊兵器の廃棄のための効果的な措置として、化学兵器禁止条約及び生物兵器禁止条約を補完するものである」と、またNWBTを、「核兵器のない世界の追求、達成及び維持のために必要な、鍵となる禁止を設定するもので、効果的、時限的、不可逆的かつ検証可能な核軍縮を実施・監視するのに必要な、追加的な実際の取極を定め得る」としている。

²² Tim Wright, “Towards a Treaty Banning Nuclear Weapons: A Guide to Government Position on a Nuclear Weapons Convention,” International Campaign to Abolish Nuclear Weapons, January 2012; “National Positions on a Ban,” International Campaign to Abolish Nuclear Weapons, <http://www.icanw.org/why-a-ban/positions/>.

²³ “Support for a Ban,” International Campaign to Abolish Nuclear Weapons, <http://www.icanw.org/why-a-ban/positions/>.

定第36条2項に基づく強制管轄権を受諾しており²⁴、これら3カ国に対する訴訟の概略はICJのプレスリリースに記載された²⁵。マーシャル諸島は英国に対して、「早期の核軍拡競争の終了及び核軍縮に関する効果的な措置についての交渉を誠実に追求していない」として、NPT第6条違反を主張した。印パに対しては、NPT第6条が条約上の義務というだけではなく、すべての国に適用される慣習法でもあるとし、両国がこれに違反して核戦力の数的・質的な強化に従事しているなどと訴えた。その上で、マーシャル諸島はICJに対して、各被提訴国が判決から1年以内に、核軍縮に係る義務を遵守するのに必要なすべての措置を取ることを命令するよう求めた。強制管轄権を受諾していない他の核兵器（保有）国に対する訴状の内容は、NPT上の核兵器国については英国に対するものと、またイスラエル及び北朝鮮については印パに対するものと、それぞれ類似のものとなっている。マーシャル諸島はさらに、米国の連邦裁判所でも、米国政府を相手に同様の訴訟を起こした²⁶。

マーシャル諸島は、強制管轄権を受諾していない核兵器（保有）国に対して、裁判所の管轄権を自主的に (*forum prorogatum*) 受諾するよう求めているが、核兵器（保有）国がこれを受け入れる可能性は低いと見られる。核兵器国はこの訴訟を批判しており、たとえば米国は、核兵器の削減を進め、核軍縮義務を遵守していると主張する²⁷。またロシアは、「根拠のない告発が、軍備管理や不拡散の分野における国際的な一層の努力のための好ましい状況を作り出すのに資するとは考えられない」と²⁸と批判した。これに対して、NAM諸国は、マーシャル諸島の行動に強い賛辞と支持を表明している。

第二に、核軍縮の促進を目的として様々な会合が開催された。その1つが9月26日の「核兵器の完全廃絶のための国際の日」に関する国連総会非公式閣僚級会合である。この会合は、2013年の国連総会決議で9月26日を「核兵器完全廃絶のための国際の日」と制定したことを受けて²⁹、核兵器廃絶に向けた国際社会の認識を喚起すべく、国連の主催で開催された。また、NPT運用検討会議準備委員会に先立つ4月11～12日には、広島で軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) 外相会合が開催され、同グループのメンバーである12カ国に加えて、ゲスト・スピーカーとしてインドネシアのマルティ (Marty Natalegawa) 外相、米国のゴッテモラー (Rose Gottemoeller) 国務次官、及びペルーのロマン・モレイ (Enrique Roman-Morey) 大使 (2014年NPT準備委員会議長) が出席した。採択された「広島宣言」には、すべての種類の核兵器削減、核軍縮交渉の多国間化、核軍縮努力を行っていない国に対する核戦力削減の要求、透明性の向上、核兵器の非人道性に係る議論の促進、並びに核不拡散の強化といった要請に加え、世界の政治指導者に非人道的な結末を自身の目で確かめるために、広島及び長崎を訪問するよう呼びかけている³⁰。

第三に、岸田文雄外務大臣が核軍縮・不拡散の促進に向けて、積極的な発言を行った。2014年1月の長崎大学における演説では、「国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と

²⁴ ただし、インドは本件に関するICJの管轄権に異議を唱えており (インドは管轄権の受諾にあたって「自衛」のためにとった措置を除外している (“Declarations Recognizing the Jurisdiction of the Court as Compulsory,” International Court of Justice, <http://www.icj-cij.org/jurisdiction/?p1=5&p2=1&p3=3&code=IN>を参照))、ICJも6月16日に、実質審議に入る前に管轄権問題を解決する必要があると決定した。

²⁵ “The Republic of the Marshall Islands Files Applications Against Nine States for Their Alleged Failure to Fulfil Their Obligations with Respect to the Cessation of the Nuclear Arms Race at an Early Date and to Nuclear Disarmament,” Press Release, International Court of Justice, No.2014/18, April 24, 2014, <http://www.icj-cij.org/presscom/files/0/18300.pdf>.

²⁶ “Tiny Pacific Nation Sues 9 Nuclear-Armed Powers,” *Associated Press*, April 24, 2014, http://hosted.ap.org/dynamic/stories/N/NUCLEAR_WEAPONS_LAWSUIT?SITE=AP&SECTION=HOME&TEMPLATE=DEFAULT.

²⁷ David Brunnstrom, “U.S. Examining Marshall Islands’ Nuclear Lawsuits, Defends Record,” *Reuters*, April 25, 2014, <http://www.reuters.com/article/2014/04/25/us-usa-nuclear-marshalls-idUSBREA3O23Y20140425>.

²⁸ “Russia Rebuffs Nuclear-Arms Lawsuit by Marshall Islands,” *Global Security Newswire*, April 29, 2014, <http://www.nti.org/gsn/article/russia-rebuffs-nuclear-arms-lawsuit-marshall-islands/>.

²⁹ A/RES/68/32, December 10, 2013.

³⁰ “Statement of the 8th Ministerial Meeting of the NPDI,” Hiroshima, Japan, April 12, 2014, <http://www.mofa.go.jp/files/000035199.pdf>.

安定、そして繁栄にこれまで以上に積極的に貢献していく考え」を示した上で、核軍縮のための「3つの低減」（核兵器の数の低減、核兵器の役割の低減、核兵器を保有する動機の低減）、及び核不拡散のための「3つの阻止」（新たな核兵器国出現の阻止、核開発に寄与し得る物資、技術の拡散の阻止、核テロの阻止）について具体的な提言を行った³¹。また、4月には『ウォール・ストリート・ジャーナル』紙³²に、さらに8月には『フォーリン・アフェアーズ』誌（電子版）³³にそれぞれ核軍縮・不拡散問題に関して寄稿し、後者では、現在の核リスクを削減するために当面取るべき4つの具体的措置——核軍縮交渉の多国間プロセスの強化、グローバルな核戦力及び核兵器削減努力に関する透明性の向上、北朝鮮にすべての核兵器及び既存の核計画を放棄させるべく六者会合での他のパートナーとの緊密な連携、並びに核兵器のない世界という目標を背景に国際社会が結束するのを促すために核兵器の非人道的影響に関する議論の活用——を提言した。

D) 核兵器の非人道的結末

2012年のNPT運用検討会議準備委員会で16カ国による共同声明が発表されて以来、「核兵器の非人道的結末」に関する議論と、この問題への各国の対応が注目を集めてきた。

ナジャリット会議

2014年2月13～14日、メキシコ政府の主催で、「核兵器の非人道的影響に関する第2回国際会議」がナジャリットで開かれた³⁴。会議には146カ国の政府関係者（豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、エジプト、ドイツ、インド、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、フィリピン、ポーランド、サウジアラビア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、トルコ、UAEなど）、国際機関、NGOの専門家などが参加した。調査対象国のうち、5核兵器国、イスラエル、北朝鮮及びシリアは参加しなかった

ナジャリット会議は、2013年3月にオスロ（ノルウェー）で開催された第1回国際会議（オスロ会議）のフォローアップと位置付けられた。そのナジャリット会議では、「広島及び長崎の被爆者による証言」に続いて、「オスロからナジャリットへ」（オスロ会議の概観）、「核兵器爆発が国家、地域及び地球規模の経済成長及び持続的な発展に及ぼす影響」、「核兵器が地球規模の公衆衛生にもたらす影響」、「核爆発の危険及びその他の影響」という4つのセッションが設けられ、科学的・技術的見地から、専門家による報告と、参加者による議論が行われた。

議論の主要なポイントは議長総括にまとめられたが³⁵、オスロ会議の議長総括とは異なり、核兵器の法的側面に関して以下のような言及がなされた。

これまで、兵器は違法化された後に廃絶されてきた。これが核兵器のない世界を達成するための道だと考える。これは、NPT、及びジュネーブ諸条約の共通第1条を含む国際法の下での義務とも合致する。核兵器の非人道的影響に関する幅広く包括的な議論によって、法的拘束力のある措置を通じた新たな国際基準及び規範に到達するための国と市民社会のコミッ

³¹ 岸田文雄「核軍縮・不拡散政策スピーチ」『外務大臣と語る』長崎大学、2014年1月20日、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000028214.pdf>。

³² Fumio Kishida, “Japan’s Commitment to a Nuclear-Free World,” *Wall Street Journal*, April 10, 2014.

³³ Fumio Kishida, “Seventy Years after Hiroshima and Nagasaki: Toward a World Free of Nuclear Weapons,” *Foreign Affairs*, August 28, 2014, <http://www.foreignaffairs.com/articles/141943/fumio-kishida/seventy-years-after-hiroshima-and-nagasaki>.

³⁴ 会議のホームページは、<http://www.sre.gov.mx/en/index.php/humanimpact-nayarit-2014>。

³⁵ “Chair’s Summary: Humanitarian Impact of Nuclear Weapons,” Conference on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons, Nayarit, Mexico, February 14, 2014, <http://www.sre.gov.mx/en/index.php/humanimpact-nayarit-2014>。

トメントへとつなげるべきである。ナジャリット会議は、この目標に資する外交プロセスを開始する時が到来したことを示したというのが、議長の考えである。このプロセスは、特定の時間的枠組み、最適な議論の場の定義、並びに明確で実質的な枠組みで構成されるべきであり、核兵器の非人道的影響が軍縮努力の本質となると考える。

ウィーン会議

ナジャリット会議に続いて、12月8～9日、オーストリア政府の主催で「核兵器の非人道的影響に関する第3回国際会議」がウィーンで開催された³⁶。会議には158カ国の政府関係者、国際機関、NGOの専門家などが参加した。調査対象国の参加状況は下記のとおりである。

- ▶ 参加国：豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、エジプト、ドイツ、インド、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、フィリピン、ポーランド、サウジアラビア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、シリア、トルコ、UAE、英国、米国
- ▶ 不参加：中国³⁷、フランス、イスラエル、北朝鮮、ロシア

会議では、開会セレモニーに続いて、セッション1a「核兵器爆発の影響」、セッション1b「核実験の影響」、セッション2「故意または偶発的な核兵器使用のリスク要因」、セッション3「核兵器使用などに関するシナリオ、課題及び対処能力」、並びにセッション4「国際規範と核兵器の非人道的影響の鳥瞰図」というセッションが設けられ、これまでの会議と同様に専門家が報告を行い、これを受けて参加者が議論を行った。過去の会議で議論されたことに加えて、核兵器の運用状況に関する問題を議題に含めた点が、ウィーン会議の特徴の1つであった。会議を主催したオーストリアのクルツ（Sebastian Kurz）外相も、「依然として16,000発の核弾頭が存在し、…それらの多くは高い警戒態勢にあり、短時間での使用の態勢にある。…核兵器が存在する限り、故意であれ事故であれ、その利用のリスクは依然として現実のものである」³⁸と述べて、この問題への注意を喚起した。

核兵器国から初めてこの国際会議に参加した英国及び米国の対応も注目された。両国ともに、核兵器の非人道性を巡る議論に理解を示しつつ、これが核兵器廃絶の動きに直結することには強い懸念を表明した。米国は、核軍縮の「最も实际的で現実的なアプローチは、段階的な削減の追求である。…安全保障状況が許す時、より大きな削減に向かうことができる。しかしながら、すべての核兵器を即時に廃絶する条約へと自動的に向かうという考えは、おそらくもっとも实际的なオプションではない」と述べた³⁹。英国も、核兵器禁止条約の策定を目指すというアプローチは、核兵器によって確かなものとされてきた安定及び安全保障というものを考慮しておらず、それらが損なわれると考えている⁴⁰と主張した。両国に加えて、北大西洋条約機構（NATO）諸国、豪州、日本、韓国などが、現実的かつ実際的なアプローチに基づく、段階的な核軍縮を支持した。これに対して、NAM諸国をはじめとする多くの非核兵器国は、核兵器の禁止に向けたプロセスの開始を主張した。

こうした点を含め、議論の主要なポイントは議長総括にまとめられた⁴¹。まず、会議の主な結論とし

³⁶ 会議のホームページは、<http://www.bmeia.gv.at/en/european-foreign-policy/disarmament/weapons-of-mass-destruction/nuclear-weapons-and-nuclear-terrorism/vienna-conference-on-the-humanitarian-impact-of-nuclear-weapons/>.

³⁷ 中国からは、政府に近いシンクタンクからハイレベルの政府関係者が「専門家」の立場で参加した。

³⁸ “Opening Remarks by Sebastian Kurz, Federal Minister for Europe, Integration and Foreign Affairs of Austria and Chair of the Vienna Conference,” Vienna Conference on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons, December 8, 2014.

³⁹ “U.S. Rejects Calls for Treaty Eliminating All Nuclear Weapons Immediately,” *AFP*, December 10, 2014, <http://www.japantimes.co.jp/news/2014/12/10/world/politics-diplomacy-world/u-s-rejects-calls-for-treaty-eliminating-all-nuclear-weapons-immediately/#.VJjFcsgKA>.

⁴⁰ *Ibid.*

⁴¹ “Report and Summary of Findings of the Conference: Presented under the Sole Responsibility of Austria,” Vienna

て挙げられたのは、下記のような点である。

- 核兵器爆発の影響は、国境に縛られず、環境・気候・健康・社会経済開発などに対する地域的・地球規模の結末を生じさせる。
- 核兵器が存在する限り、核兵器爆発の可能性は残る。その可能性が低いとしても、核兵器爆発の悲惨な結末に鑑みると、そうしたリスクは受け入れ難い。事故、過ち、未承認あるいは意図的な核兵器の使用のリスクは明確であり、時間とともに増大する。
- 国際紛争・緊張や核兵器保有国の現状の安全保障ドクトリンに鑑みると、核兵器が使用され得る多くの状況が存在する。
- 核兵器の保有・移転・生産・使用を普遍的に禁止する包括的な法規範が存在しないことは明確である。核兵器の非人道性に関するこの2年間の議論で示された新たな証拠は、核兵器が国際人道法に合致する形で使用され得るのかという点について疑問を投げかける。

その上で議長総括では、会議で示された一般的な見解及び政策的対応として、以下のような点が挙げられた。

- 多くの (many) 代表団は、非人道性の考慮がすべての核軍縮に関する議論の中心に据え置かれるべきだと強調し、いくつかの核兵器保有国を含む幅広い参加を歓迎した。また、多くの代表団は、いかなる状況においても核兵器が二度と使用されないことが人類の生存そのものにとって利益であることを確認した。
- 参加国は、核軍縮アジェンダを進める方法と手段につき、様々な見解を表明した。核兵器のない世界に向けて進歩を達成するための法的拘束力ある様々な集団的アプローチについて議論された。多くの代表団は、核兵器の完全廃絶が核兵器使用を防止する最も有効な方法であることを再確認した。
- 多くの代表団は、核兵器のない世界という目標を追求するための多国間で開かれたアプローチの必要性を強調した。
- 過半数の代表団は、核兵器の最終的な廃絶は、核兵器禁止条約を含め、合意された法的枠組みの中で追求されるべきことを強調した。
- 複数の (a number of) 代表団は、とりわけ包括的核実験禁止条約 (CTBT) や核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の早期発効に言及しつつ、段階的アプローチが核軍縮を達成する上で最も有効かつ実践的な方法であると主張した。これらの代表団は、核兵器や核軍縮を議論するにあたっては、地球規模の安全保障環境について考慮される必要があるとも指摘した。この関連で、核兵器のない世界を支持するため、短期・中期的に考慮されるべき一国、二国、複数国、多数国による様々なブロック積み上げ (building blocks) の取組を推進した。
- 多くの代表団は、NPTでも求められているとおり、核軍縮に向けた効果的な措置を構成するものとして、核兵器を禁止する新たな法的文書の交渉への支持を表明した。

ウィーン会議を主催したオーストリアは、議長総括に加えて、「オーストリアの誓約 (Austrian Pledge)」と題する文書を発表した。オーストリアはこの文書を、「オーストリアの立場の単なる表明であり、他の参加者を拘束するものではない」としつつ、「証拠を注意深く検討した結果、オーストリアは次のような避けがたい結論に達し、NPT、及び2015年NPT運用検討会議の文脈を含めた可能な議論の場において、関心ある国々とともにこれらを推進するべく、…誓約を行うこととする」とした。その中でオーストリアは、以下のように述べた。

オーストリアは、すべてのNPT締約国に対して、第6条に基づく既存の義務を早期かつ完全に履行するとの自国の誓約を一新するよう求める。そのために、核兵器の禁止及び廃棄に向けた法的なギャップを埋めるための効果的な諸措置を特定し、追求するよう求める。

受け入れ難い人道上の影響及び関連した危険性の観点から、核兵器を忌むべきものとし、禁止し、廃絶する努力において、オーストリアはすべての関係者、各国政府、国際機関、国際赤十字・赤新月運動、議員、そして市民社会と協力していくことを誓約する⁴²。

「法的なギャップを埋めるための効果的な諸措置」の内容は明記されていないが、そこには核兵器の禁止に関する条約の制定が示唆されていると考えられている。オーストリアは、この「誓約」に賛同するよう国連加盟国に要請を出すと見られており、各国の対応が注目されている。

国連総会第一委員会

2014年のNPT準備委員会では、前年とは異なり、「核兵器の非人道的影響に関する共同声明」は発表されなかったが、多くの参加国が演説や作業文書で「核兵器の非人道的結末」の問題に言及し、その重要性を主張した。

国連総会第一委員会では、前年と同様に10月20日、「核兵器の非人道的結末に関する共同声明」⁴³がニュージーランドにより発表された。この共同声明には、オーストリア、ブラジル、チリ、エジプト、インドネシア、日本、カザフスタン、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、サウジアラビア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、UAEを含む155カ国（及びバチカンなど）が参加した。

共同声明の内容は前年のものをほぼ踏襲しているが、以下のような主張が展開された。

- 「核兵器の使用と実験という過去の経験は、核兵器が持つ莫大かつ制御不能な破壊力及び無差別性によって引き起こされる受け入れ難い非人道的結末を十分に証明してきた」。
- （2回の「核兵器の非人道的影響に関する会議」において発せられた）「専門家及び国際機関からの鍵となるメッセージは、いかなる国家または国際組織も核兵器爆発によって引き起こされる人道的緊急事態に対処することも、犠牲者に対して十分な支援を行うことも不可能であるということであった」。
- 「核兵器の壊滅的な結末についての意識が、核軍縮に向けたすべてのアプローチ及び努力を支えなければならないことを確信する」。
- 「いかなる場合にも、核兵器が二度と使用されないことが人類の生存そのものにとっての利益である。核兵器爆発による壊滅的な影響は、それが偶然、誤断、故意のいずれによるものであれ、適切に対処されることはできない。これら大量破壊兵器の脅威を除去するため、あらゆる努力がなされなければならない」。
- 「核兵器が決して使用されないことを保証する唯一の方法は核兵器廃絶である。すべての国は、NPTの目的を実現し、その普遍性を達成するための方法を含め、核兵器の使用を防止し、垂直的及び水平的拡散を防止し、核軍縮を達成する共通の責任を有する」。

また、やはり前年と同様に、ニュージーランド発表の共同声明と同日、豪州が20カ国による「核兵器の非人道的結末に関する共同声明」⁴⁴を発表した。これには、豪州、ベルギー、カナダ、ドイツ、日本、オランダなどが参加した。豪州発表の共同声明は、核兵器の非人道的結末に関する原則には賛同するものの、安全保障政策との関係でニュージーランド発表の共同声明には参加できないと考えた国々（双方の共同声明に参加した日本及びフィンランドを除く）の「受け皿」的なものであったと位置付けられる。

⁴² “Austrian Pledge,” Vienna Conference on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons, December 8-9, 2014.

⁴³ “Joint Statement on the Humanitarian Consequences of Nuclear Weapons,” Delivered by Ambassador Dell Higgie, New Zealand at the United Nations, First Committee, October 20, 2014.

⁴⁴ “Joint Statement on the Humanitarian Consequences of Nuclear Weapons,” Delivered by Ambassador John Quinn, Australia, at the United Nations, First Committee, October 20, 2014.

豪州発表の共同声明では、核軍縮の現実的な実施の必要性が、核兵器の非人道性を認識することの重要性と合わせて論じられた。主要な論点は以下のとおりである。

- 「核戦争が決して起きてはならないということが、人類の生存の利益である」。
- 「核兵器の廃絶は、核兵器を保有する国との実質的かつ建設的な関与を通じてのみ実現可能である」。
- 「核戦力の一層の削減を促進し、最終的に廃絶するための条件を構築するためには、世界のコミュニティが、核兵器の重要な安全保障の側面と非人道的側面に対処すべく協力することが必要である」。
- 「核兵器のない世界に近づくために必要とされる、困難な実際的取組が依然としてなされなければならないということを、受け入れなければならない。核軍縮をもたらすために必要な信頼と透明性を得ようとするのであれば、秩序立った形で現実的に取り組む必要がある。そこに近道はない」。

核兵器国の動向

これまでの『ひろしまレポート』でも指摘されてきたように、核兵器国も核兵器の非人道的側面に関する議論を注視している。2014年4月の核兵器国会議（核兵器国は、P5（国連安全保障理事会常任理事国）会議と称している）で発表された共同声明では、「核兵器使用の深刻な結末について共有された理解、並びにそのような事態を回避することを最高の優先事項とする決意を強調した」⁴⁵と記された。なかでも米国は、NPT準備委員会でゴッテモラー国務次官が「国際社会は約70年にわたり、核兵器が国家としての安全保障、並びに人間としての生存に突きつける重大な挑戦と苦闘してきた。マーシャル諸島と広島への最近の訪問は、この挑戦にたゆまず向き合う必要性を思い起こさせた。核兵器が人間に与える影響を記憶することが重要である」⁴⁶と述べた。また9月には、米国によるニューメキシコでの核実験が人体に及ぼした影響に関して、調査を実施すると発表した⁴⁷。

同時に、いずれの核兵器国も、核兵器の非人道的側面に関する非核兵器国のイニシアティブには慎重に対応してきた。核兵器国は、ナジャリット会議には一致して参加しなかった⁴⁸。米国は、2014年NPT準備委員会に提出した核軍縮に関する報告書で、自国の核態勢には区分原則及び均衡原則が適用され、民間人及び民間物を意図的には標的にしないという⁴⁹、2013年の「核運用戦略報告」で言及した内容を改めて記し、自国の核戦略は核兵器の非人道的側面に反していないとの考えを示唆した。またフランス、ロシア及び英国は、核兵器の非人道的側面に関する議論が核兵器禁止条約の交渉開始を求める主張につながることを懸念する発言を行った。フランスは、(非人道的側面などの) 並行的イニシアティブは「真の戦略的文脈」を無視したものであり、2010年のNPT運用検討会議で合意された行動計画や運用検討プロセスを損なうと述べた⁵⁰。ロシアは、核兵器の使用が極めてネガティブな結果を

⁴⁵ “Joint Statement on the P5 Beijing Conference.”

⁴⁶ “Statement by the United States,” at the Third Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, General Debate, New York, April 29, 2014.

⁴⁷ Dan Frosch, “Decades After Nuclear Test, U.S. Studies Cancer Fallout,” *Wall Street Journal*, September 15, 2014, <http://online.wsj.com/articles/decades-after-nuclear-test-u-s-studies-cancer-fallout-1410802085>.

⁴⁸ 核兵器国は、2013年3月のオスロ会議にも一致して参加しなかった。核兵器国はその理由として、「核兵器使用の深刻な結末を理解している」としつつ、「オスロ会議は、一層の核兵器削減の具体的な条件を構築するための現実的なステップから議論をそらすことについて、懸念が残っている」ことを挙げた。“P5 Announcement not to Attend the Oslo Conference,” http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/oslo-2013/P5_Oslo.pdf. ゴッテモラー米国務次官代理（当時）は別の会議で、またバート（Alistair Burt）英外務政務次官は英国議会で、オスロ会議不参加の理由について、それぞれ5核兵器国の声明と同様の説明を繰り返した。“UK Parliament,” March 11, 2013, http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201213/cmhansrd/cm130311/text/130311w0002.htm#130311w0002.htm_spnew66; Rose Gottemoeller, “The Obama Administration's Second Term Priorities for Arms Control and Nonproliferation,” Remarks, Geneva Centre for Security Policy, Geneva, March 20, 2013, <http://www.state.gov/t/us/206454.htm>.

⁴⁹ NPT/CONF.2015/PC.III/16, May 1, 2014.

⁵⁰ “Statement by France,” at the Third Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Cluster

もたらすことを認識しつつ、非人道的側面に焦点を当てることは（核軍縮の）現実的なステップから後退することになるとの考えを述べた⁵¹。さらに英国も、核兵器の非人道的影響のイニシアティブが、核兵器使用の結末に焦点を当てるのではなく、核兵器が本来的に受け入れ難いと主張していることに失望していると発言した⁵²。

2014年12月の英国及び米国によるウィーン会議への参加については、上述のような経緯もあり、好意的に受け止められた。しかしながら、米国は参加表明に際して、ウィーン会議は軍縮交渉、あるいは交渉の事前の議論のための適当な場ではなく、そのような努力には従事しないことを明言した⁵³。英国及び米国は、上述のように会議でも、核兵器の非人道性に関する議論が核兵器禁止条約に向けた議論へと直結することには反対するという姿勢を明確にした。

(3) 核兵器の削減

A) 核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減

新START

米露は、2011年2月に発効した新STARTの下で、戦略核兵器の削減を進めている。その削減状況は、米務省のホームページで定期的に公表されている。

2014年3月のデータでは、ロシアの配備戦略（核）弾頭数が6カ月前の数から100発以上も増加していることが注目された。さらに、同年9月のデータでは、3月のデータで示された数から米国の配備戦略（核）弾頭数が57発、ロシアのそれが131発も増加したことが示された。さらに、ロシアの戦略運搬手段数も、2013年9月からの1年間に増加している。ロシアはその理由を明らかにしていないが、後述のように新型の大陸間弾道ミサイル（ICBM）及び潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）の配備を開始したことが要因として考えられる。他方、数百のロシアの戦略弾道ミサイルが今後10年間で退役することもあり、その戦略核戦力の規模は低下を続ける⁵⁴との分析もある。

また米国は、米露の戦略（核）戦力の保有数に加えて、自国の運搬手段毎の保有数を表1-3のように公表してきた。

新START発効以来、条約違反問題が二国間で浮上したことはない。他方、2014年3月のロシアによるクリミア併合に対して、米国など西側諸国がロシアに対する経済制裁を発動するなど、米露関係が冷戦終結以降で最も悪化したとも言われるなか、ロシア議会からは新STARTのロシアによる履行停止を求める主張も見られる⁵⁵。

なお、新STARTで義務化されているわけではないが、米国は2014年6月、すべてのミニットマンⅢ・複数個別誘導弾頭（MIRV）化ICBMを単弾頭化する作業を完了した⁵⁶。

1, New York, May 2, 2014.

⁵¹ “Statement by Russia,” at the Third Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Cluster 1, New York, May 1, 2014.

⁵² “Statement by the United Kingdom,” at the Third Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Cluster 1, New York, May 2, 2014.

⁵³ Office of the Spokesperson, U.S. Department of State, “United States Will Attend the Vienna Conference on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons,” November 7, 2014, <http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2014/11/233868.htm>.

⁵⁴ Hans M. Kristensen, “New START: Russia and the United States Increase Deployed Nuclear Arsenals,” Federation of American Scientists, October 2, 2014, <http://fas.org/blogs/security/2014/10/newstart2014/>. また、“New START September 2014 Numbers,” *Russian Strategic Nuclear Forces*, October 1, 2014, http://russianforces.org/blog/2014/10/new_start_september_2014_numbe.shtml も参照。

⁵⁵ “Russian Lawmakers Propose to Suspend New START Treaty,” *Itar-Tass*, July 17, 2014, <http://en.itar-tass.com/world/741087>.

⁵⁶ Jenn Rowell, “Last Malmstrom ICBM Reconfigured under Treaty,” *Great Falls Tribune*, June 20, 2014, <http://www.greatfallstribune.com/story/news/local/2014/06/18/last-malmstrom-icbm-reconfigured-treaty/10773351/>.

表1-2：新STARTの下での米露の戦略（核）戦力

年月	条約上の上限	米国							
		2011.2	2011.9	2012.3	2012.9	2013.3	2013.9	2014.3	2014.9
配備戦略(核)弾頭	1,550	1,800	1,790	1,737	1,722	1,654	1,688	1,585	1,642
配備戦略(核)運搬手段	700	882	822	812	806	792	809	778	794
配備・非配備戦略(核)運搬手段	800	1,124	1,043	1,040	1,034	1,028	1,015	952	912
年月	条約上の上限	ロシア							
		2011.2	2011.9	2012.3	2012.9	2013.3	2013.9	2014.3	2014.9
配備戦略(核)弾頭	1,550	1,537	1,566	1,492	1,499	1,480	1,400	1,512	1,643
配備戦略(核)運搬手段	700	521	516	494	491	492	473	498	528
配備・非配備戦略(核)運搬手段	800	865	871	881	884	900	894	906	911

注) 上記の表に挙げた米露の戦略（核）戦力に関する数字は、新STARTで規定された戦略（核）運搬手段・弾頭の計算方法によるものであり、米露の戦略核戦力の実体を必ずしも正確に表しているわけではない。新STARTでは、ICBM及びSLBMについては実際に配備されている弾頭数（核弾頭以外の弾頭も含む）が数えられるのに対して、戦略爆撃機については、1機に1発の核弾頭が搭載されている（実際には6～20発を搭載）として計算される。

出典) U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, October 25, 2011, <http://www.state.gov/t/avc/rls/176096.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, April 6, 2012, <http://www.state.gov/t/avc/rls/178058.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, October 3, 2012, <http://www.state.gov/t/avc/rls/198582.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, April 3, 2013, <http://www.state.gov/t/avc/rls/207020.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, October 1, 2013, <http://www.state.gov/t/avc/rls/215000.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, April 1, 2014, <http://www.state.gov/t/avc/rls/224236.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, October 1, 2014, <http://www.state.gov/t/avc/rls/232359.htm>.

表1-3 米国の戦略（核）運搬手段

<ICBM・発射機>

	2012.9			2013.3			2013.9			2014.3		
	MM-III	PK	合計	MM-III	PK	合計	MM-III	PK	合計	MM-III	PK	合計
配備ICBM	449	0	449	449	0	449	448	0	448	449	0	449
非配備ICBM	263	58	321	256	58	314	256	57	313	250	56	306
配備・非配備ICBM発射機	506	51	557	506	51	557	506	51	557	506	1	507
配備ICBM発射機	449	0	449	449	0	449	448	0	448	449	0	449
非配備ICBM発射機	57	51	108	57	51	108	58	51	109	57	1	58
実験用発射機	6	1	7	6	1	7	6	1	7	6	1	7

注) 「MM-III」はミニットマンⅢ・ICBMを、「PK」はピースキーパー・ICBMをそれぞれ意味する。

<SLBM・発射機>

	2012.9		2013.3		2013.9		2014.3	
	Trident II	合計	Trident II	合計	Trident II	合計	Trident II	合計
配備SLBM	239	239	232	232	260	260	240	240
非配備SLBM	180	180	176	176	147	147	168	168
配備・非配備SLBM発射機	336	336	336	336	336	336	336	336
配備SLBM発射機	239	239	232	232	260	260	240	240
非配備SLBM発射機	97	97	104	104	76	76	96	96
実験用発射機	0	0	0	0	0	0	0	0

<戦略爆撃機>

	2012.9				2013.3				2013.9				2014.3		
	B-2A	B-52G	B-52H	合計	B-2A	B-52G	B-52H	合計	B-2A	B-52G	B-52H	合計	B-2A	B-52H	合計
配備戦略爆撃機	10	30	78	118	10	24	77	111	11	12	78	101	11	78	89
非配備戦略爆撃機	10	0	13	23	10	0	14	24	9	0	12	21	9	11	20
実験用戦略爆撃機	1	0	2	3	1	0	2	3	1	0	2	3	1	2	3
非核装備戦略爆撃機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典) U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, November 30, 2012, <http://www.state.gov/t/avc/rls/201216.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, July 1, 2013, <http://www.state.gov/t/avc/rls/211454.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, January 1, 2014, <http://www.state.gov/t/avc/rls/21922.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, July 1, 2014, <http://www.state.gov/t/avc/rls/228652.htm>.

非戦略核兵器問題及びINF条約違反問題

新START成立以降、米国はロシアに非戦略核兵器の削減を呼びかけてきたが、2014年も進展はなかった。ロシアは2013年NPT準備委員会での報告で、非戦略核兵器の4分の3を削減し、1991年当時の保有数の25%を超えていないこと、すべての非戦略核兵器は配備されておらず、領域内にあり、中央貯蔵施設に保管されていることなど、非戦略核兵器に関するロシアの取組について前年のNPT準備委員会で行った説明を繰り返したが⁵⁷、2014年のNPT準備委員会でもこれ以上の説明は行わなかった。他方、米国からも、非戦略核兵器を新たに削減したとの報告は見られなかった。

米露間でより大きな問題として浮上したのが、ロシアの中距離核戦力 (INF) 条約違反疑惑である。米務省は2014年7月、軍縮・不拡散条約の遵守に関する報告書で、「射程能力が500～5,500kmの地上発射巡航ミサイル (GLCM) を保有、製造あるいは飛翔実験せず、そのようなミサイルの発射機も保有または製造しないというINF条約の下での義務に、ロシアが違反していると判断した」⁵⁸ことを明ら

⁵⁷ “Statement by the Russian Federation,” Second Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Cluster 1, Geneva, April 25, 2013.

⁵⁸ U.S. Department of State, “Adherence to and Compliance with Arms Control, Nonproliferation, and Disarmament Agreements and Commitments,” July 2014, pp. 8-10.

かにした。また、米国が2013年に、ロシアに対して条約違反の懸念を提起していたことも記された。

報告書には、ロシアによる違反の具体的な内容は示されていないが、ロシアが2,000kmほどの射程能力を持つと見られるR-500・GLCM (Iskander-K) の発射実験を、早ければ2008年頃から繰り返してきたとも報じられており、米国はこれを指摘したと考えられる⁵⁹。また、この問題では、米国がロシアのINF条約違反を「複数回」と判断し、これをオバマ大統領がプーチン (Vladimir V. Putin) 大統領への書簡で伝えたとされる⁶⁰。ケリー (John F. Kerry) 米国務長官はラブロフ (Sergey V. Lavrov) 露外相に対して、ロシアが再びINF条約を遵守するために取り得るステップを議論すべく、高官級協議を開催するよう求めた。ゴッテモラー国務次官は12月の下院公聴会で、「現在まで、ロシアは違反を認めず、我々の懸念に対応していない。このため、我々は、米国及び同盟国の利益を守り、ロシアに核軍備管理コミットメントを維持するよう促すための、外交的、経済的、軍事的措置を検討している」⁶¹と証言した。また、マッケオン (Brian P. McKeon) 国防筆頭副次官も、米統合参謀本部は、INF条約で禁止されたGLCMをロシアが欧州あるいはアジア太平洋に配備した場合の脅威について軍事的評価を行うとともに、ロシアによるINF条約の再遵守、あるいは条約で禁止されたシステムへの対抗のための、幅広い軍事的対応オプションについて再検討していることを、同じ公聴会で証言した⁶²。

こうした米国の主張に対して、ロシアは、「根拠がなく、証拠も示されていない」と述べて条約違反を否定した⁶³。しかも、ロシアは逆に、米国がINF条約に違反していると主張し、その理由として、弾道ミサイル防衛 (BMD) の迎撃ミサイルの飛行実験で標的となるミサイルが中距離ミサイルと同様の性格を有していること、米国が製造する無人飛行機は条約のGLCMの定義によってカバーされるものであること、並びにポーランド及びルーマニアに配備される予定のMk-41発射システムは中距離巡航ミサイルを発射する能力があることなどを挙げた⁶⁴。

9月の米露協議では、ロシアがこの問題の議論を拒否し、双方が他方のINF条約違反を批判するに終わった⁶⁵。またロシアのリャブコフ (Sergei A. Ryabkov) 外務次官は10月に、近い将来、INF条約違反問題で米露が協議を行うことは考えられていないとも述べている⁶⁶。2014年末段階では、この問題は解決していない。

⁵⁹ Hans M. Kristensen, "Russia Declared In Violation Of INF Treaty: New Cruise Missile May Be Deploying," Federation of American Scientists, July 30, 2014, <http://fas.org/blogs/security/2014/07/russia-inf/>; Michael R. Gordon, "U.S. Says Russia Tested Missile, Despite Treaty," *New York Times*, January 29, 2014, <http://www.nytimes.com/2014/01/30/world/europe/us-says-russia-tested-missile-despite-treaty.html>; Paul N. Schwartz, "Russian INF Treaty Violations: Assessment and Response," Center for Strategic and International Studies, October 16, 2014, <http://csis.org/publication/russian-inf-treaty-violations-assessment-and-response>.

⁶⁰ Michael R. Gordon, "U.S. Says Russia Tested Cruise Missile, Violating Treaty," *New York Times*, July 29, 2014, <http://www.nytimes.com/2014/07/29/world/europe/us-says-russia-tested-cruise-missile-in-violation-of-treaty.html>

⁶¹ Rose E. Gottemoeller, "Testimony," Joint Hearing, House Foreign Affairs Committee, Subcommittee on Terrorism, Nonproliferation, and Trade, House Armed Services Committee, Subcommittee on Strategic Forces, December 10, 2014.

⁶² Brian P. McKeon, Principal Deputy Under Secretary of Defense for Policy, "Statement," before the House Committee on Armed Services, Subcommittee on Strategic Forces and Committee on Foreign Affairs, Subcommittee on Terrorism, Nonproliferation, and Trade, December 10, 2014.

⁶³ Tom Collina, "Russia Breaches INF Treaty, U.S. Says," *Arms Control Today*, Vol. 44, No. 7 (September 2014), pp. 31-33. また、"Russia's Top General Says Moscow Committed to Nuclear Missile Treaty," *Reuters*, July 31, 2014, <http://www.reuters.com/article/2014/07/31/us-russia-usa-treaty-idUSKBN0G023L20140731>. も参照。これに対する反論は、Brian P. McKeon, Principal Deputy Under Secretary of Defense for Policy, "Statement," before the House Committee on Armed Services, Subcommittee on Strategic Forces and Committee on Foreign Affairs, Subcommittee on Terrorism, Nonproliferation, and Trade, December 10, 2014.

⁶⁴ "Comment by the Russian Ministry of Foreign Affairs Regarding the American Accusations that Russia Violates the INF Treaty," July 30, 2014, http://mid.ru/brp_4.nsf/0/A46210AF99B9BF3D44257D27005C8FC5.

⁶⁵ Bill Gertz, "Russia Stonewalls U.S. on Charges of Nuclear Missile Treaty Breach," *Washington Free Beacon*, September 16, 2014, <http://freebeacon.com/national-security/russia-stonewalls-u-s-on-charges-of-nuclear-missile-treaty-breach/>.

⁶⁶ "New Consultations with US on INF Treaty Issues Unlikely: Russian Foreign Ministry," *RIA Novosti*, October 20, 2014, <http://en.ria.ru/russia/20141020/194330164/New-Consultations-with-US-on-INF-Treaty-Issues-Unlikely--.html>.

B) 核兵器の一層の削減に関する具体的計画

米国防総省は4月8日、新STARTの履行が完了した際の米国の配備・非配備戦略（核）運搬手段の構成について、表1-4のとおり公表した⁶⁷。

表1-4 新START履行完了時の米国の配備・非配備戦略（核）運搬手段

	配備戦略運搬手段	配備・非配備戦略運搬手段
ミニットマンⅢ・ICBM	400	454
トライデントD5・SLBM	240	280
B-2/B-52H戦略爆撃機	60	66

配備・非配備戦略運搬手段は2014年の規模から86基・機が削減される。ICBM発射機の保有数は現状が維持されるが、54基の未配備ICBMは地下サイロの外に維持され、それらの発射施設は必要になれば使用しうる状態（warm status）が保たれる⁶⁸。

新START後の米露による一層の核兵器削減については、2014年には新たな進展は見られなかった。米国は、配備戦略弾頭を新STARTの規模から最大で3分の1削減することについてロシアと交渉する用意があることなど、2013年のオバマ大統領による提案を繰り返した⁶⁹。これに対してロシアも、「核軍縮の分野における一層の進展には、戦略的安定に影響を与えるすべての要因を考慮する必要がある」との従来の立場を繰り返し⁷⁰、BMD、通常即時グローバル打撃（CPGS）、あるいは宇宙の軍備管理といった問題も議論に含めるよう求めている。こうした主張の相違に加えて、米露関係の悪化により、二国間核軍備管理の進展は容易には望み難い状況にある。

二国間の非戦略核兵器削減問題についても、進展の兆しは見えない。ロシアは引き続き、米国が欧州NATO諸国に配備する戦術核兵器（以下、在欧戦術核）を米国に撤去するのが最初のステップであるべきだと主張する⁷¹。他方、NATOでは在欧戦術核の将来に関する議論が続いてきたが、ウクライナ情勢などを巡る米・NATOとロシアとの間の関係悪化に伴い、在欧戦術核を撤去すべきとの主張は弱まっており、現状維持を選好する国がある一方で、核兵器への依存を強めるべきだと主張する加盟国も出てくるであろうと分析されている⁷²。

米露以外の核兵器（保有）国からも、2014年には、核兵器の一層の削減に係る新しい具体策の提示はなかった。ロシアは昨年引き続き、INF条約のグローバル化をはじめとして、核兵器削減プロセスに米露以外の核兵器（保有）国が加わるべきだと主張したが⁷³、中国は、米露を示唆しつつ最大の核兵器を持つ国が核軍縮に特別な責任を負っており、その核兵器の劇的な削減を主導すべきであり、条件が整

⁶⁷ U.S. Department of Defense, “Report on Plan to Implement the Nuclear Force Reductions, Limitations, and Verification and Transparency Measures Contained the New START Treaty Specified in Section 1042 of the National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2012,” April 8, 2014.

⁶⁸ “DoD Announces Strategic Force Structure,” News Release, April 8, 2014, <http://www.defense.gov/Releases/Release.aspx?ReleaseID=16627>.

⁶⁹ “Remarks by President Obama at the Brandenburg Gate,” Berlin, June 19, 2013, <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/06/19/remarks-president-obama-brandenburg-gate-berlin-germany>; U.S. Department of Defense, “Report on Nuclear Employment Strategy of the United States: Specified in Section 491 of 10 U.S.C.,” June 19, 2013.

⁷⁰ “Statement by Russia,” at the Third Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Cluster 1, New York, May 1, 2014.

⁷¹ “Statement by Russia,” at the Third Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Cluster 1, New York, April 30, 2014.

⁷² Nikolai Sokov and Miles A. Pomper, “NATO’s Post-Ukraine Nuclear Policy: Wales Is the Beginning of a Process, Not the Decision Point,” *National Interest*, September 4, 2014, <http://nationalinterest.org/feature/nato%E2%80%99s-post-ukraine-nuclear-policy-wales-the-beginning-11193>.

⁷³ “Statement by Russia,” at the Third Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Cluster 1, New York, April 30, 2014.

う時に、すべての核兵器国は核軍縮に関する多国間交渉に参加すべきだという主張を変えていない⁷⁴。フランス及び英国は、多国間の核兵器削減プロセスの開始に関しては言及していない⁷⁵。なお英国は、運用可能な核弾頭数を120発以下に、また全ストックパイルを180発以下に削減する努力を続け、これを2020年代半ばまでに完了する予定であるとしている。英国はまた、弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（SSBN）に搭載される核弾頭を48発から40発に低減するというプロセスを開始した⁷⁶。

C) 核兵器能力の強化・近代化の動向

核兵器（保有）国は、核軍縮に関するコミットメントを述べる一方で、核兵器能力の強化あるいは近代化を積極的に継続している。2014年の時点で、少なくとも27種類の弾道ミサイル、9種類の巡航ミサイル、8種類の艦船、5種類の爆撃機、8種類の弾頭、8つの兵器施設について、強化あるいは近代化の計画が実施されているとされる⁷⁷。2014年NPT準備委員会で、NPDIは、「核兵器のない世界の目標を達成するという国際社会の明確な意図にもかかわらず、核戦力の増強が報告されていることを深く懸念する」⁷⁸と述べ、ブラジルも、「核戦力の削減が、核戦力の質的な改善、核兵器及び運搬手段の近代化、並びに国家安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割によって、即座に相殺されている」⁷⁹と批判した。

米国

米国は、核戦力に今後10年間で3,550億ドル、30年間で1兆ドルの支出を計画している⁸⁰。冷戦期に配備が開始された戦略運搬手段の更新時期が近づいており、後継となるICBM、SSBN及び戦略爆撃機（並びにこれに搭載される巡航ミサイルの長距離スタンドオフ（LRSO））の開発が検討されている⁸¹。

米国は、新型核弾頭を開発せず、核兵器に新しい軍事的任務を付与しないとの方針を維持する一方で⁸²、核弾頭の近代化として「3+2計画」を進めている。これは、既存の7種類の核弾頭を5種類（戦略弾道ミサイル用の3種類、空中発射巡航ミサイル（ALCM）用の1種類、及び重力落下式核爆弾1

⁷⁴ NPT/CONF.2015/PC.III/13, April 29, 2014.

⁷⁵ フランスのオランド（François Hollande）大統領は2013年2月に、「フランスは米露間の核軍縮交渉には関与しないであろう」と述べている。“France Reluctant to be Involved in Russia-U.S. Nuclear Disarmament Talks,” *Xinhua News Agency*, February 28, 2013, <http://www.nzweek.com/world/france-reluctant-to-be-involved-in-russia-u-s-nuclear-disarmament-talks-51805/>.

⁷⁶ “Statement by the United Kingdom,” at the Third Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Cluster 1, New York, May 2, 2014.

⁷⁷ Hans M. Kristensen, “Nuclear Weapons Modernization: A Threat to the NPT?” *Arms Control Today*, Vol. 44, No. 4 (May 2014), pp. 8-15; Hans M. Kristensen and Robert S. Norris, “Slowing Nuclear Weapon Reductions and Endless Nuclear Weapon Modernizations: A Challenge to the NPT,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 70, No. 4 (July/August 2014), pp. 94-107.

⁷⁸ “Statement by Japan on Behalf of the Nonproliferation and Disarmament Initiative,” at the Third Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, General Debate, New York, April 28, 2014.

⁷⁹ “Statement by Brazil,” at the Third Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, General Debate, New York, April 28, 2014.

⁸⁰ William J. Broad and David E. Sanger, “U.S. Ramping Up Major Renewal in Nuclear Arms,” *New York Times*, September 21, 2014, http://www.nytimes.com/2014/09/22/us/us-ramping-up-major-renewal-in-nuclear-arms.html?_r=1. また、Jon B. Wolfsthal, Jeffrey Lewis and Marc Quint, “The Trillion Dollar Nuclear Triad,” James Martin Center for Nonproliferation Studies, January 2014も参照。

⁸¹ 米国による核兵器能力の近代化については、2013年4月17日の上院軍事委員会戦略軍小委員会公聴会での証言及び議論などを参照。また、Amy F. Woolf, “Nuclear Modernization in an Age of Austerity,” *Arms Control Today*, Vol. 44, No. 2 (March 2014), pp. 20-24も参照。

⁸² “Statement by Thomas Countryman, Assistant Secretary for International Security and Nonproliferation Department of State, United States of America,” Second Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, General Debate, Geneva, April 22, 2013.

種類)に再建するという計画だが⁸³、オバマ政権は3月、高コストで技術的に野心的なアプローチだとの懸念が高まる中で、「3+2計画」の主要な要素を遅らせると発表した。このうち、ICBM用のW-78及びSLBM用のW-88の代替となり、双方の運搬手段に装着可能な核弾頭(interoperable warheads)であるIW-1の開発計画は維持されている。国家核安全保障局(NNSA)は、IW-1の開発により、ヘッジのために保管される核弾頭を削減できると説明しているが、既存の核弾頭を改装(refurbish)するよりもコストが高くなり、しかもストックの削減には結びつかないのではないかという批判的な見方もある⁸⁴。2027年の就役が予定されているLRSOには、ALCMに搭載されているW80-1核弾頭を更新した上で、W80-4として搭載することが決定されたが、100~200億ドルを要する見込みで、他の重要な非核兵器計画の予算を圧迫する可能性も指摘されている⁸⁵。また米国は、4タイプのB61重力落下式核爆弾をB61-12に統合し、安全性及び信頼性向上を目的とした技術を組み込むとともに、精密誘導装置(tail kit)を装着することを計画している。NNSAはB61-12についても、新たな能力や任務を付与するものではないとしているが、その能力は以前のタイプのものよりも高まるという議論もある⁸⁶。

さらに、米国防総省及びエネルギー省は、核弾頭の最も重要な構成部分である「ピット」の生産能力を現状の年間10個から、2026年までに年間30個⁸⁷、2030会計年度までに年間50~80個へと強化することを計画している⁸⁸。

ロシア

ロシアは、老朽化した戦略核戦力を更新すべく、新型戦略核戦力の積極的な開発・配備計画を立てており、2014年もそうした方針を繰り返し明言した。ショイグ(Sergei Shoigu)国防相は、「戦略抑止における長距離精密兵器の役割と重要性に鑑みて、2021年までに長距離精密誘導運搬手段を4倍にする計画である」⁸⁹と述べ、ロゴジン(Dmitry Rogozin)副首相は、ロシアのICBM戦力を2020年までに100%更新すると発言した⁹⁰。ロシア国防省は、ロシアの戦略核戦力に占める新型ミサイルシステムの割合が、2016年までに60%、2021年までに98%に達するとの見通しを示したが⁹¹、プーチン大統領は

⁸³ Tom Z. Collina, "Future of '3+2' Warhead Plan in Doubt," *Arms Control Today*, Vol. 44, No. 4 (May 2014), pp. 34-35; Amy F. Woolf, "Nuclear Modernization in an Age of Austerity," *Arms Control Today*, Vol. 44, No. 2 (March 2014), pp. 20-24.

⁸⁴ Douglas P. Guarino, "U.S. Sticks to Plan for Interoperable Nuclear Warheads, Despite Criticism," *National Journal*, April 16, 2014, <http://www.nationaljournal.com/global-security-newswire/u-s-sticks-to-plan-for-interoperable-nuclear-warheads-despite-criticism-20140416>.

⁸⁵ Hans M. Kristensen, "W80-1 Warhead Selected For New Nuclear Cruise Missile," Federation of American Scientists, October 10, 2014, http://fas.org/blogs/security/2014/10/w80-1_lrso/.

⁸⁶ B61-12に関しては、Hans M. Kristensen and Robert S. Norris, "The B61 Family of Nuclear Bombs," *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 70, No. 4 (July/August 2014), pp. 1-6.

⁸⁷ Office of Chief Financial Officer, U.S. Department of Energy, "FY 2015 Congressional Budget Request," Volume 1, National Nuclear Security Administration, DOE/CF-0096, March 2014, p. 64, http://www.energy.gov/sites/prod/files/2014/03/f12/Volume_1_NNSA.pdf.

⁸⁸ U.S. Department of Energy, "Fiscal Year 2015 Stockpile Stewardship and Management Plan, Report to Congress," April 2014, pp. 2-6, http://nnsa.energy.gov/sites/default/files/nnsa/04-14-inlinefiles/2014-04-11%20FY15SSMP_FINAL_4-10-2014.pdf. 「ピット」の生産に関しては、Jonathan E. Medalia, "U.S. Nuclear Weapon 'Pit' Production Options for Congress," *CRS Report*, February 21, 2014; Jonathan E. Medalia, "Manufacturing Nuclear Weapon 'Pits': A Decisionmaking Approach for Congress," *CRS Report*, August 15, 2014も参照。

⁸⁹ "Russia to Quadruple Precision Strategic Weapon Platforms by 2021," *RIA Novosti*, May 14, 2014, http://en.ria.ru/military_news/20140508/189675836/Russia-to-Quadruple-Precision-Strategic-Weapon-Platforms-by-2021.html.

⁹⁰ "Russia Overhauls Nuclear Missile Forces as Tensions with West Flare," *Moscow Times*, September 22, 2014, <http://www.themoscowtimes.com/business/article/russia-overhauls-nuclear-missile-forces-as-tensions-with-west-flare/507514.html>.

⁹¹ "Rearmament of Russia's Strategic Missile Forces to be Completed by 2020," *Itar-Tass*, July 4, 2014, <http://en.itar-tass.com/russia/739004>.

2014年10月末、これがすでに55%に達したと述べた⁹²。他方、シルアノフ（Anton Siluanov）財務相は、石油価格の下落や、ウクライナ問題に対する西側諸国の経済制裁の影響などもあり、ロシアに大規模な軍拡計画を行う財政的余裕はないとも発言している⁹³。

上述のような計画を実現すべく、ロシアは2014年に、戦略弾道ミサイルの実験・配備を活発に実施した。4月及び12月には、RS-24（Yars）MIRV化ICBMの発射実験を⁹⁴、また5月にはSS-25（Topol）ICBMの発射実験を、それぞれ行った。ロシア戦略ロケット軍は、鉄道移動式ICBMの復活に向けて開発し、早ければ2018年にも配備できるよう用意するとの意向も示している⁹⁵。SLBMに関しては、ロシア海軍が2014年初めにR-29RM（Liner）を受領したと伝えられ⁹⁶、9月、10月及び11月にRSM-56（Bulava）の、また11月には、射程距離12,000kmで液体燃料式のR-29RMU（Sineva）の発射実験をそれぞれ実施した⁹⁷。9月には、3隻目のボレイ級SSBNについて、海上試運転が終了した⁹⁸。ロシアは、ボレイ級SSBNを2020年までに8隻建造する計画で、2014年末に5隻目の建造が開始されるようである⁹⁹。

中国

中国が2014年NPT準備委員会に提出した核軍縮に関する報告書によれば、「中国の核兵器の近代化は、核兵器の保全性・安全性、信頼性及び効果を確実にする目的でのみ行われている」¹⁰⁰という。しかしながら、中国が核戦力の近代化に係る具体的な行動や計画を明らかにすることはなく、そうした目的に沿ったものであるかも明確ではない。

米国防総省が発表した中国の軍事力に関する2014年の報告書では、推定射程距離7,400kmのSLBMであるJL-2が運用段階に入り、年内に晋級SSBNに搭載され、核抑止パトロールを実施する可能性があるとの見方が示された¹⁰¹。また9月には、DF-21準中距離弾道ミサイル（MRBM）をベースにした射程距離3,500kmのDF-26中距離弾道ミサイル（IRBM）の存在が明らかになった。グアムを射程に収めるDF-26は、既に就役していると見られる¹⁰²。同月には、新型の道路移動式ICBMであるDF-31Bの発射実験が実施されたと報じられた¹⁰³。さらに12月には、MIRV化した新型ICBM・DF-41の飛行実験を実施した

⁹² “Share of New Armaments in Russian Strategic Nuclear Forces Reaches 55%—Putin,” *Itar-Tass*, October 31, 2014, <http://en.itar-tass.com/russia/757667>.

⁹³ “Finance Minister Warns Russia can’t Afford Military Spending Plan,” *Reuters*, October 7, 2014, <http://www.reuters.com/article/2014/10/07/us-russia-economy-spending-defence-idUSKCN0HW1H420141007>. また、Nikolas K. Gvosdev, “The Bear Has No Claws: Is Russia’s Massive Military Modernization Over?” *National Interest*, October 10, 2014, <http://nationalinterest.org/feature/the-bear-has-no-claws-russias-massive-military-modernization-11445>. も参照。

⁹⁴ “Russia Tests New Yars ICBM,” *Voice of Russia*, April 14, 2014, http://voiceofrussia.com/news/2014_04_14/Russia-tests-new-Yars-ICBM-7271/.

⁹⁵ “Rail-mobile ICBM, Barguzin, Gets a Green Light,” *Russian Strategic Nuclear Forces*, December 17, 2014, http://russianforces.org/blog/2014/12/rail-mobile_icbm_barguzin_gets.shtml.

⁹⁶ “Liner Version of the R-29RM SLBM Accepted for Service,” *Russian strategic nuclear forces*, April 2, 2014, http://russianforces.org/blog/2014/04/liner_version_of_the_r-29rm_sl.shtml.

⁹⁷ “Russia Test-fires Intercontinental Missile from Submarine,” *Reuters*, November 5, 2014, <http://www.reuters.com/article/2014/11/05/russia-missile-idUSL6N0SV2NR20141105>.

⁹⁸ “Russia’s Newest Borei-class Nuclear Sub Completes Sea Trials,” *RT*, September 12, 2014, <http://rt.com/news/187216-russia-borei-submarine-bulava/>

⁹⁹ “Russia to Start Building 5th Borey Nuclear Sub in 2014,” *RIA Novosti*, November 13, 2013, http://en.ria.ru/military_news/20131113/184691368/Russia-to-Start-Building-5th-Borey-Nuclear-Sub-in-2014.html.

¹⁰⁰ NPT/CONF.2015/PC.III/13, April 29, 2014.

¹⁰¹ Office of Secretary of Defense, *Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2014*, 2014, p. 8.

¹⁰² “Strategic Weapons: China Produces a Guam Killer,” *Strategy Page*, September 8, 2014, <http://www.strategypage.com/htmlw/hticbm/20140908.aspx>.

¹⁰³ Bill Gertz, “China Conduct Flight Test of New Mobile ICBM,” *Washington Free Beacon*, October 2, 2014, <http://freebeacon.com/national-security/china-conducts-flight-test-of-new-mobile-icbm/>.

と見られる¹⁰⁴。

フランス

フランスは2010年、4隻目となるル・トリオンファン級SSBNに射程8,000kmのM-51・SLBMを搭載した。それまでの3隻のル・トリオンファン級SSBNには射程6,000kmのM-45・SLBMが搭載されているが、フランスは2017～2018年までに、それらをM-51に転換する計画である¹⁰⁵。

英国

英国のヴァンガード級SSBNは、スコットランドのクライド海軍基地を母港にしている。2014年9月のスコットランド独立に関する住民投票で独立が決まれば、スコットランドからの核兵器の撤去が求められる可能性があった。しかしながら、投票の結果、独立は否決された。

他方、SSBN更新問題に関する議論は続いている。英国の自由民主党は、攻撃型原子力潜水艦と、これを搭載する潜水艦搭載核巡航ミサイルの開発を提案していた。しかしながら、SLBMの新規開発よりも高価になること、巡航ミサイルは撃墜される可能性があるなど有効性が低いこと、巡航ミサイルの航続距離の短さから潜水艦が敵地近くに接近しなければならないという危険性があることといった問題があるとして、そうした提案を断念した¹⁰⁶。

英国は、1958年に制定された米英相互防衛協定の下で、核兵器の保安・維持・性能向上について米国の支援を受けてきた。協定の期限を前に米英は、その更新に向けて協議を続けた¹⁰⁷。この協定は、英国側では機密扱いだが、米国側ではそうした扱いはとられておらず、オバマ大統領は2014年7月に、協定を10年間延長すると議会に通告した¹⁰⁸。これにより、米英間で核兵器、核技術、核情報、核物質・装置、訓練、仮想敵に関する情報の交換、運搬手段の開発、軍事用原子炉の設計の交換などが引き続き可能になる¹⁰⁹。

インド

インドは、「戦略核の三本柱」(ICBM、SLBM及び戦略爆撃機)の構築に向けて精力的に開発を推進していると見られる。2014年3月、インドの防衛研究開発機関(DRDO)は2段階で核弾頭搭載可能な射程3,000kmのミサイルK-4の海中からの発射実験を実施した¹¹⁰。また同月には、射程750～1,500kmのK-15/B-05・SLBMの実験にも成功している¹¹¹。インドは、射程距離4,000kmのアグニ4・IRBM(1月、12月)、射程距離350kmのプリトビ2・短距離弾道ミサイル(SRBM)(3月)に加えて、10月にはやは

¹⁰⁴ Bill Gertz, “China Tests ICBM with Multiple Warheads,” *Washington Free Beacon*, December 18, 2014, <http://freebeacon.com/national-security/china-tests-icbm-with-multiple-warheads/>.

¹⁰⁵ たとえば、“France Submarine Capabilities,” Nuclear Threat Initiative, August 15, 2013, <http://www.nti.org/analysis/articles/france-submarine-capabilities/>を参照。

¹⁰⁶ “Alternatives to Trident are Both Costly and Dangerous,” *Telegraph*, July 8, 2014, <http://www.telegraph.co.uk/comment/letters/10951803/Alternatives-to-Trident-are-both-costly-and-dangerous.html>.

¹⁰⁷ Hugh Chalmers, “The Bang Behind the Buck: Replacing the UK’s Nuclear Warheads,” *RUSI Occasional Paper*, March 2014, https://www.rusi.org/downloads/assets/201403_OP_Bang_Behind_the_Buck.pdfなどを参照。

¹⁰⁸ “Message to the Congress—Amendment Between the United States and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland,” July 24, 2014, <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2014/07/24/message-congress-amendment-between-united-states-and-united-kingdom-grea>

¹⁰⁹ Richard Norton-Taylor, “Nuclear Weapons Deal with US Renewed in Secret, UK Confirms,” *Guardian*, October 20, 2014, <http://www.theguardian.com/world/defence-and-security-blog/2014/oct/20/nuclear-weapons-uk-us>.

¹¹⁰ T. S. Subramanian, “Success on Debut for Undersea Launch of Missile,” *The Hindu*, May 8, 2014, <http://www.thehindu.com/news/national/success-on-debut-for-undersea-launch-of-missile/article5986757.ece>.

¹¹¹ “India Successfully Tests Ballistic Missile Designed for Submarine,” *Global Security Newswire*, March 26, 2014, <http://www.nti.org/gsn/article/india-successfully-test-launches-ballistic-missile-designed-submarines/>.

り核弾頭搭載可能な巡航ミサイルの発射実験を、11月には射程2,000kmのアグニ 2・IRBMの発射実験を実施した。

パキスタン

パキスタンは、インドに対する抑止力を主眼とした、核弾頭搭載可能な短距離及び準中距離ミサイルの開発・配備に注力し、2014年には特にSRBMの発射実験を頻繁に繰り返してきた。11月には、射程距離1,500kmのシャヒーーン 2、並びに射程900kmのシャヒーーン 1A（いずれも核・通常両用の地上配備弾道ミサイル）の発射実験も実施した¹¹²。またパキスタンが、艦艇あるいは潜水艦に搭載される海洋配備ミサイル能力の獲得を目指しているとの見方もある¹¹³。印パが保有する核弾頭数は、ここ数年は、年10発程度の増加を続けていると見積もられている¹¹⁴。

イスラエル

イスラエルのジェリコ 3・IRBMは開発中か配備されているか不明である。核弾頭搭載可能な潜水艦発射巡航ミサイル（SLCM）の配備も伝えられ、これを積載可能とされる5隻目のドルフィン級ディーゼル潜水艦が2014年中にも就役すると見られている¹¹⁵。

北朝鮮

北朝鮮は、積極的な核・ミサイル開発活動を継続していると思われる。

核兵器開発について、米国のクラッパー（James R. Clapper）国家情報長官は2014年1月に、北朝鮮が濃縮施設の拡大、及び黒鉛減速炉の再稼働を実施しているとの評価を公表した¹¹⁶。このうち、2013年夏頃に運転を再開したとされる5 MW黒鉛減速炉については、運転に支障をきたしているのではないかとの見方がある一方で¹¹⁷、逆に運転が継続しているとの分析もあったが¹¹⁸、国際原子力機関（IAEA）は9月4日、衛星による観測で、黒鉛減速炉から蒸気と水の排出が確認されたことから、稼働している可能性があるとの見方を示した¹¹⁹。10月にも、黒鉛減速炉が運転停止しているとの見方を米国のシンクタンクである科学・国際安全保障研究所（ISIS）が示すと（正確な理由は不明としつつ、燃料の再装填、あるいはリノベーションの可能性を指摘した）¹²⁰、韓国の尹炳世外交部長官が、「必ずしも（黒鉛減速炉が一時停止しているとの）考えを持っていない。いまだに稼働し続けているとの見方が多い」

¹¹² “Pakistan Successfully Test Fires Nuclear Capable Shaheen-II Ballistic Missile,” *Daily Times*, November 13, 2014, <http://www.dailytimes.com.pk/national/13-Nov-2014/pakistan-successfully-test-fires-nuclear-capable-shaheen-ii-ballistic-missile>; “Pakistan Test-Fires 2nd Nuclear-Capable Missile in Week,” *Press TV*, November 17, 2014, <http://www.presstv.ir/detail/2014/11/17/386354/pakistan-testfires-ncapable-missile/>.

¹¹³ Tim Craig and Karen DeYoung, “Pakistan Is Eyeing Sea-Based and Short-Range Nuclear Weapons, Analysts Say,” *Washington Post*, September 21, 2014, http://www.washingtonpost.com/world/asia_pacific/pakistan-is-eyeing-sea-based-and-short-range-nuclear-weapons-analysts-say/2014/09/20/1bd9436a-11bb-11e4-8936-26932bcfd6ed_story.html.

¹¹⁴ Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2014*, chapter 6.

¹¹⁵ “Israel’s 5th Dolphin Submarine Unveiled in Germany,” *Jerusalem Post*, April 29, 2014, <http://www.jpost.com/Defense/Israels-5th-Dolphin-submarine-unveiled-in-Germany-311454>.

¹¹⁶ James R. Clapper, Director of National Intelligence, “Worldwide Threat Assessment of the US Intelligence Community,” Senate Select Committee on Intelligence, January 29, 2014.

¹¹⁷ Nick Hansen, “North Korea’s Yongbyon Nuclear Facility: Problems Continue with Reactor Operations,” *38 North*, July 18, 2014, <http://38north.org/2014/07/yongbyon071814/>.

¹¹⁸ David Albright, Serena Kelleher-Vergantini, William Baker, and Won Gi You, “Activities Detected at North Korea’s Yongbyon Nuclear Site,” *Imagery Brief*, Institute for Science and International Security, August 6, 2014.

¹¹⁹ Fredrik Dahl, “IAEA See Signs North Korea Reactor May be Operating,” *Reuters*, September 4, 2014, <http://www.reuters.com/article/2014/09/04/us-northkorea-nuclear-iaea-idUSKBN0GZ2EF20140904>.

¹²⁰ David Albright and Serena Kelleher-Vergantini, “Yongbyon: Centrifuge Enrichment Plant Expands while 5 MWe Reactor is Possibly Shut Down,” *Imagery Brief*, Institute for Science and International Security, October 3, 2014.

(括弧内引用者)と疑問を呈するなど、正確な状況は不明である¹²¹。11月には、黒鉛減速炉が10週間にわたって運転停止の状態にあり、限定的な燃料棒の取り出しがなされている可能性があるとも指摘された¹²²。

北朝鮮は、実験用軽水炉の建設、並びにウラン濃縮活動や遠心分離施設の拡大も継続していると見られ¹²³、兵器級プルトニウム及び濃縮ウランの生産に依然として強い関心を持っているようである¹²⁴。実験用軽水炉の稼働開始時期、あるいは遠心分離機の増設状況については不明だが、実験用軽水炉が稼働すれば、最大で年間30~40kgのプルトニウムの生産が可能になると懸念されている¹²⁵。また11月には、北朝鮮が新しいウラン濃縮施設の運転を開始したと報じられた¹²⁶。北朝鮮が、兵器級の高濃縮ウラン (HEU) を製造したかどうかは確認されていない¹²⁷。

北朝鮮は、弾道ミサイルに搭載できるよう、核弾頭の小型化を図っていると考えられている。韓国国防省は4月に、「北朝鮮が核弾頭の重量を1,500kgに減らしたが、1,000kg以下ではなく、依然として戦闘に用い得るものではない。しかしながら、北朝鮮の3回の核実験によって爆発威力の増加、及び軽量化のための技術が改善されてきたと推定している」¹²⁸との見方を示した。SIPRIは、北朝鮮が「これまでの初歩的な核爆発装置とは性質が異なる核兵器の生産に少数ながら成功した」としつつ、弾道ミサイルに搭載可能な小型核弾頭、あるいは関連技術を開発したとする証拠は得られていないと分析している¹²⁹。他方、在韓米軍のスカパロティ (Curtis Scaparrotti) 司令官は10月、「北朝鮮は核弾頭を小型化する能力と、それを運搬する技術を持っていると考える」¹³⁰と発言した。

北朝鮮が開発を進めてきたICBMと見られるKN-08について、クラッパー米国家情報長官は、飛翔実験は実施されていないものの、配備に向けた初期段階のステップをとっていると評価した¹³¹。また米国防総省の報告書では、KN-08の「飛翔実験は実施されておらず、兵器システムとしての現在の信頼性は低いであろう」¹³²との分析が示された。そのKN-08に用いられる西海衛星発射場 (Sohae Satellite

¹²¹ “South Korean Foreign Minister Claims North Korea’s Nuclear Reactor Up and Running,” *RIA Novosti*, October 7, 2014, <http://en.ria.ru/world/20141007/193779280/South-Korean-Foreign-Minister-Claims-North-Koreas-Nuclear-Reactor.html>.
こうした韓国の見方に対する反論は、David Albright and Serena Kelleher-Vergantini, “ISIS Response to South Korean Foreign Minister’s Comments on Yongbyon,” *ISIS Reports*, October 10, 2014.

¹²² Nick Hansen, “North Korea’s Yongbyon Nuclear Facility: Reactor Shutdown Continues; Activity at Reprocessing Facility,” *38 North*, November 19, 2014, <http://38north.org/2014/11/yongbyon111914/>.

¹²³ David Albright and Serena Kelleher-Vergantini, “Monitoring Activities at Yongbyon Nuclear Site,” *Imagery Brief*, Institute for Science and International Security, April 23, 2014; David Albright, Serena Kelleher-Vergantini, William Baker, and Won Gi You, “Activities Detected at North Korea’s Yongbyon Nuclear Site,” *Imagery Brief*, Institute for Science and International Security, August 6, 2014; David Albright and Serena Kelleher-Vergantini, “Yongbyon: Centrifuge Enrichment Plant Expands while 5 MWe Reactor is Possibly Shut Down,” *Imagery Brief*, Institute for Science and International Security, October 3, 2014.

¹²⁴ Albright and Kelleher-Vergantini, “Yongbyon.”

¹²⁵ “N.K.’s Nuclear Stockpile Could Rise Sharply If Light Water Reactor Goes into Operation: U.S. Expert,” *Yonhap News Agency*, July 7, 2014, <http://english.yonhapnews.co.kr/northkorea/2014/07/07/26/0401000000AEN20140707000200315F.html>.

¹²⁶ “North Operates New Uranium Plant,” *Korea Joongang Daily*, November 5, 2014, <http://koreajoongangdaily.joins.com/news/article/article.aspx?aid=2996908&cloc=joongangdaily|home|top>.

¹²⁷ Shannon N. Kile, Phillip Patton Schell and Hans M. Kristensen, “North Korea’s Military Nuclear Capabilities,” SIPRI, ed., *SIPRI Yearbook 2014*, p. 336.

¹²⁸ “N.Korea ‘Improves Nuclear Technology,’” *Chosunilbo*, April 24, 2014, http://english.chosun.com/site/data/html_dir/2014/04/24/2014042400728.html.

¹²⁹ Kile, Schell and Kristensen, “North Korea’s Military Nuclear Capabilities,” pp. 336-337.

¹³⁰ David Francis, “North Korea’s Nuclear Program Advancing, U.S. Military Leader Says,” *Foreign Policy*, October 24, 2014, http://thecable.foreignpolicy.com/posts/2014/10/24/north_korea_s_nuclear_program_advancing_us_military_leader_says.

¹³¹ James R. Clapper, Director of National Intelligence, “Worldwide Threat Assessment of the US Intelligence Community,” Senate Select Committee on Intelligence, January 29, 2014.

¹³² Office of Secretary of Defense, *Military and Security Developments Involving the Democratic People’s Republic of Korea*,

Launching Station) の改良工事、並びにKN-08に使用されるロケットエンジンの燃焼実験は、引き続き行われているようである¹³³。また2014年7月には、発射場の建設と実験活動が終わりに近づきつつあるとの分析が示された¹³⁴。KN-08用のロケットモーターの実験も8月初旬に実施され、10月には発射場の大規模な改良工事が完了したと見られる¹³⁵。

北朝鮮はまた、スカッドCを含む短距離ミサイルの発射実験を繰り返すとともに、3月26日にはノドンMRBMと見られる弾道ミサイル2発を朝鮮半島西側の平安南道肅川付近から日本海に向けて発射した。肅川周辺でミサイル発射基地は確認されていないことから、移動式発射機が用いられたと見られる。さらに韓国軍合同参謀本部は、北朝鮮がSLBM開発にも着手した可能性があるとして述べ、米韓の情報当局者は北朝鮮が潜水艦基地でミサイルの発射管を開発した兆候があるとの見方を明らかにした¹³⁶。

(4) 国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割及び重要性の低減

A) 国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状

各核兵器国は、2014年のNPT準備委員会に提出した報告書で、いずれも、保有する核兵器の役割を、以下のように極めて防衛的なものと位置付けていることを強調した。

- 中国：核兵器開発は、他国を脅かすものではなく、防衛及び自衛のため、また国家安全保障を守るためのものであり、核兵器は唯一、国家安全保障を脅かす核攻撃に対する防御を目的とし、いかなる他国も脅かさず、標的にもしない¹³⁷。
- フランス：正当な自衛の極限状況における、死活的利益を防衛することに厳格に制限している¹³⁸。
- ロシア：ロシア及び同盟国に対する核兵器及び他の大量破壊兵器（WMD）の使用に対して、並びに国家の生存が脅かされる時にはロシアに対する通常兵器を伴う侵略の場合にも、核兵器を使用する権利を留保する¹³⁹。
- 英国：NATO同盟国の防衛を含む、自衛の極限状況においてのみ、核使用を検討する¹⁴⁰。
- 米国：米国及び同盟国・パートナーの死活的利益を防衛するために、極端な状況においてのみ核兵器の使用を検討する。核兵器の基本的役割は核兵器の使用を抑止することである¹⁴¹。

2014年には、国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割に関して、核兵器（保

March 2014, p. 10.

¹³³ Nick Hansen, “Significant Developments at North Korea’s Sohae Test Facility,” *38 North*, January 29, 2014, <http://38north.org/2014/01/sohae012914/>; Nick Hansen and Jack Liu, “Update on North Korea’s Sohae Satellite Launching Station: Rapid Construction of Possible New Launch Complex,” *38 North*, May 20, 2014, <http://38north.org/2014/05/sohae052014/>.

¹³⁴ Nick Hansen, “North Korea’s Sohae Facility: Preparations for Future Large Rocket Launches Progresses; New Unidentified Buildings,” *38 North*, July 29, 2014, <http://38north.org/2014/07/sohae073014>. また、Nick Hansen, “North Korea’s Sohae Satellite Launching Station: Upgrades Near Completion; Ready for More Launches?” *38 North*, August 21, 2014, <http://38north.org/2014/08/sohae082114/> も参照。

¹³⁵ Nick Hansen, “North Korea’s Sohae Satellite Launching Station: Major Upgrade Program Completed; Facility Operational Again,” *38 North*, October 1, 2014, <http://38north.org/2014/10/sohae100114/>.

¹³⁶ “S. Korea Spots Signs of N. Korea’s Submarine Rocket Development,” *Yonhap*, September 14, 2014, <http://english.yonhapnews.co.kr/national/2014/09/14/65/0301000000AEN20140914000500315F.html>. また、Joseph S. Bermudez Jr., “North Korea: Test Stand for Vertical Launch of Sea-Based Ballistic Missiles Spotted,” *38 North*, October 28, 2014, <http://38north.org/2014/10/jbermudez102814/>.

¹³⁷ NPT/CONF.2015/PC.III/13, April 29, 2014.

¹³⁸ NPT/CONF.2015/PC.III/14, April 25, 2014.

¹³⁹ NPT/CONF.2015/PC.III/17, April 25, 2014.

¹⁴⁰ NPT/CONF.2015/PC.III/15, April 30, 2014.

¹⁴¹ NPT/CONF.2015/PC.III/16, May 1, 2014.

有) 国から新たな政策は打ち出されなかった。このうちロシアについては、刷新される軍事ドクトリンでは予防的核攻撃の可能性を留保しないのではないかと報じられたが¹⁴²、12月末に公表された新しい軍事ドクトリンでは、核兵器の使用に関しては2010年の軍事ドクトリンに記載された内容が維持された¹⁴³。フランス及び米国は「死活的利益の防衛」に言及しているが、その具体的な内容は必ずしも明確ではない。

核兵器の役割との関係では、2014年は米露による他方への圧力の行使、あるいは同盟コミットメントの再保証を意図していると思われる行動が目についた。米戦略軍は2014年5月12～16日、約10機のB-52及び最大6機のB-2を用いた演習「グローバル・ライトニング14 (Exercise Global Lightning 14)」を実施した。米国は、1年以上前から計画されていた演習で、実施のタイミングは実際の事象とは無関係だとした¹⁴⁴。また米国は6月、3機のB-52に続いて2機のB-2を欧州に展開した。これについても、米国は特定の脅威への対応だとは述べていないが、米・NATOとロシアの関係が悪化する中で、NATO諸国への安心供与の強化を企図したものとも考えられている¹⁴⁵。

ロシアは、3月末にウクライナとの国境付近で、1万の兵力を動員して大規模な核戦争演習を実施した¹⁴⁶。また9月には、ウェールズで開催されたNATOサミットにあわせるかのように、2機の戦略爆撃機Tu-95による巡航ミサイル攻撃の演習(アイスランド・グリーンランド・カナダに囲まれたラブラドル海上空で米国内の目標に向かってALCMを発射する訓練)を行った¹⁴⁷。10月には、Tu-95がバルト諸国及び東欧諸国の空域を侵犯して飛行したとのNATOの批判に対して、ロシアは、米国の戦略爆撃機がロシア国境沿いを飛行したのに対抗して、NATO空域近くを戦略爆撃機がパトロールしたものであり、領空侵犯していないと反論した¹⁴⁸。12月にも、NATOがバルト海上空で、核兵器搭載可能なロシアの爆撃機6機に対して緊急発進したと報じられた¹⁴⁹。さらに、同月にはロシアのラブロフ外相が、ロシアはクリミアに核兵器を配備する権利を有していると発言した¹⁵⁰。

B) 「唯一の目的」、先行不使用、あるいは関連ドクトリンに関するコミットメント

核兵器の先行不使用、あるいは「唯一の目的」に関して、2014年には核兵器(保有)国の政策に変化はなかった。5核兵器国の中では、中国のみが核兵器の先行不使用を宣言している。中国は2014年

¹⁴² “Preemptive Nuclear Strike Omitted from Russia’s New Military Doctrine,” *RT Novosti*, December 10, 2014, <http://rt.com/politics/213111-russia-nuclear-preemptive-strike/>.

¹⁴³ “New Version of the Military Doctrine,” *Russian Strategic Nuclear Forces*, December 26, 2014, http://russianforces.org/blog/2014/12/new_version_of_the_military_do.shtml. また、Vladimir Isachenkov, “New Russian Military Doctrine Says NATO Top Threat,” *AP*, December 26, 2014, <http://bigstory.ap.org/article/be313436667346828c4c45978abc01b4/new-russian-military-doctrine-says-nato-top-threat> も参照。

¹⁴⁴ U.S. Strategic Command Public Affairs, “Global Lightning 14,” May 11, 2014, http://www.stratcom.mil/news/2014/494/Global_Lightning_14/.

¹⁴⁵ “U.S. Deploys Two More Nuclear-Capable Bombers to Europe,” *Global Security Newswire*, June 9, 2014, <http://www.nti.org/gsn/article/us-deploys-two-more-nuclear-capable-bombers-europe/>.

¹⁴⁶ “Russia Launches Nuclear-War Drill, Saying It Was Long Scheduled,” *Global Security Newswire*, March 28, 2014, <http://www.nti.org/gsn/article/russia-nuclear-force-drill-saying-long-scheduled/>.

¹⁴⁷ Bill Gertz, “Russian Strategic Bombers near Canada Practice Cruise Missile Strikes on US,” *Washington Free Beacon*, September 8, 2014, <http://freebeacon.com/national-security/russian-strategic-bombers-near-canada-practice-cruise-missile-strikes-on-us/>.

¹⁴⁸ “Putin: Russian Strategic Bomber Patrols Are Response to U.S. Intransigence,” *Moscow Times*, November 17, 2014, <http://www.themoscowtimes.com/news/article/putin-russian-strategic-bomber-patrols-are-response-to-u-s-intransigence/511307.html>.

¹⁴⁹ “NATO Intercepts Russian Bombers over Baltic Sea,” *Defemse News*, December 9, 2014, <http://www.defensenews.com/apps/pbcs.dll/article?AID=2014312090038>.

¹⁵⁰ Sergei L. Loiko, “Russia Says It Has a Right to Put Nuclear Weapons in Crimea,” *Los Angeles Times*, December 15, 2014, <http://www.latimes.com/world/europe/la-fg-russia-nuclear-crimea-20141215-story.html>.

NPT準備委員会に提出した報告書で、先行不使用政策を採用する理由を、「正戦」あるいは「孫子の教え」といった中国の伝統的な戦略文化も挙げつつ説明した¹⁵¹。米国は、「唯一の目的」には踏み切れないものの、「米国の核兵器の基本的な役割（fundamental role）は、米国及び同盟国・パートナーに対する核攻撃を抑止することである」という政策を維持している¹⁵²。

NPT非締約国の中では、インドが、インドへの大規模な生物・化学兵器攻撃に対する核報復オプションを留保しつつ、核兵器の先行不使用を宣言している。1998年5月の核実験を決定し、また政権を獲得した場合には「現在の挑戦に係るよう、核ドクトリンを詳細に検討し、修正及びアップデートする」との政策綱領¹⁵³を掲げたインド人民党（BJP）が、2014年5月のインド議会選挙の結果第一党となり、政権を担うことになったことから、先行不使用政策が変更されるのではないかと注目された。しかしながら、シン（Rajnath Singh）党首は、その変更の意図はない¹⁵⁴と言明し、モディ（Narendra Modi）首相も8月に、訪日を前にしたインタビューで、「インドは核ドクトリンについて国民のコンセンサスと継続性を重視しており、今のところこれを見直す計画はない」¹⁵⁵と述べた。国連総会第一委員会でも、「インドの核ドクトリンは、先行不使用、及び非核兵器国に対する不使用を伴う、信頼できる最小限抑止政策を強調し続けることである」¹⁵⁶と述べ、従来の政策を繰り返した。なおインドは、核兵器の使用禁止に関する条約の交渉をジュネーブ軍縮会議（CD）で開始するよう求める国連総会決議の共同提案国の1つとなった¹⁵⁷。

C) 消極的安全保証

2014年のNPT準備委員会に提出した報告書に、フランスが、「不拡散コミットメントを遵守するすべての非核兵器国に対して、安全の保証を提供してきた」¹⁵⁸と記載した。これは、核不拡散義務に違反している場合を除き、NPT締約国である非核兵器国には核兵器の使用または使用の威嚇を行わないという、米英の消極的安全保証と類似する内容である。ただしフランスは、そうした「コミットメントが国連憲章第51条の自衛権に影響を与えるものではない」としている¹⁵⁹。他の核兵器国による消極的安全保証にも変化は見られなかった。これまでに、中国は無条件の消極的安全保証を宣言してきた。ロシアは、核兵器国と同盟関係にある非核兵器国による攻撃の場合を除いて、NPT締約国である非核兵器国に対して核兵器を使用または使用の威嚇を行わないとしている。

NAM諸国は、「核兵器国による一方的声明は、限定的、条件付きかつ不十分な…『安全の保証』である。そのような一方的声明は、普遍的で法的拘束力があり、効果的、無条件、非差別的で取り消し

¹⁵¹ NPT/CONF.2015/PC.III/13, April 29, 2014.

¹⁵² U.S. Department of Defense, “Report on Nuclear Employment Strategy,” p. 4.

¹⁵³ “Will ‘Revise and Update’ India’s N-Doctrine, Says BJP Manifesto,” *India Express*, April 8, 2014, <http://indianexpress.com/article/india/politics/will-revise-and-update-indias-n-doctrine-says-bjp-manifesto/99/>.

¹⁵⁴ “BJP Rules out Major Change to Nuclear Policy,” *Hindustan Times*, April 14, 2014, <http://www.hindustantimes.com/india-news/bjp-rules-out-major-change-to-nuclear-policy/article1-1207883.aspx>.

¹⁵⁵ Indrani Bagchi, “India Not Revisiting Its Nuclear Doctrine, Modi Assures Japan,” *Times of India*, August 30, 2014, <http://timesofindia.indiatimes.com/india/India-not-revisiting-its-nuclear-doctrine-Modi-assures-Japan/articleshow/41231521.cms>.

¹⁵⁶ “Statement by India,” at the First Committee of the 69th Session of the United Nations General Assembly, General Debate, New York, October 7, 2014.

¹⁵⁷ A/RES/69/69, December 11, 2014. 共同提案国は、この他に、エジプト、インドネシア、イランなど。投票行動は、賛成126、反対0、棄権56。

¹⁵⁸ NPT/CONF.2015/PC.III/14, April 25, 2014. また準備委員会でも、「不拡散義務を尊重するすべてのNPT非締約国は、フランスの消極的安全保証が供与されている」と発言した（“Statement by France,” at the Third Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Cluster 1, New York, May 2, 2014）。

¹⁵⁹ NPT/CONF.2015/PC.III/14, April 25, 2014.

のできない、すべての非核兵器国に対する安全の保証の要求に合致していない」¹⁶⁰と批判した。なお中国は、5核兵器国の中では唯一、無条件の消極的安全保証を提供する国際的な法的文書を早期に交渉し締結すべきだとしている。フランスは、1995年4月の声明における「コミットメントが法的拘束力のあるものだと考え、そのように述べてきた」¹⁶¹と自国が提出した報告書に明記した。

『ひろしまレポート2014年』でも記されたように、消極的安全保証は、NPTの文脈で、核兵器の取得を放棄する非核兵器国がその不平等性を緩和することを目的の1つとして、NPT上の核兵器国に提供を求めるものであるが、インド、パキスタン及び北朝鮮も同様の宣言を行っている。2014年には、これらの国々の宣言に変化はなかった。インドは、「インド領域やインド軍への生物・化学兵器による大規模な攻撃の場合、インドは核兵器による報復のオプションを維持する」としつつ、非核兵器国への消極的安全保証を宣言している。パキスタンは、無条件の消極的安全保証を宣言してきた。北朝鮮は、「非核兵器国が侵略や攻撃において核兵器国と連携していない限りにおいて」、消極的安全保証を提供するとしている。

消極的安全保証に関しては、ロシアによるウクライナ問題への介入、及びクリミア併合との関係が注目された。1994年12月、米国、ロシア及び英国はウクライナと「安全保障に関するブダペスト覚書 (Budapest Memorandum on Security Assurances)」を締結し、ウクライナはソ連解体前に配備されていたすべての核兵器をロシアに移管し、NPTに非核兵器国として加入すること、これに対して米露英はウクライナの領土と主権を尊重すること、ウクライナの領土的一体性あるいは政治的独立性に対して軍事力の行使または行使の威嚇を行わないこと、並びに消極的安全保証を供与することを、それぞれ約束した。ロシアによる2014年3月のクリミア併合はブダペスト覚書に対する違反であり、核兵器を放棄したことが適切だったかを問うウクライナ人も見られた。また、ウクライナのヘレテイ (Valeriy Heletey) 国防相は、ロシアがウクライナに対して、抵抗を続ければ戦術核を使用する用意があると、非公式チャンネルを通じて何度かにわたって威嚇してきたと主張している¹⁶²。その真偽は定かではないが、ウクライナの主張通りだとすれば、ロシアはブダペスト覚書に、消極的安全保証の観点でも違反したことになる。これに対してロシアは、2014年NPT準備委員会で、ウクライナに対する消極的安全保証について、いかなる違反も行っていないと主張した¹⁶³。

D) 非核兵器地帯条約議定書への署名・批准

非核兵器地帯条約に付属する議定書では、核兵器国が条約締約国に対して法的拘束力のある消極的安全保証を提供することが規定されている。しかしながら、表1-5に示すように、5核兵器国すべての批准を得たのはラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約 (トラテロルコ条約) 議定書のみである。

2014年には、一定の進展が見られた。5核兵器国は2014年NPT準備委員会で、中央アジア非核兵器地帯条約議定書への署名に合意したことを明らかにし、5月6日に署名した。また、5核兵器国がいずれも未署名の東南アジア非核兵器地帯条約 (バンコク条約) 議定書については、たとえば米国が「核兵器国は、残る相違を解決するために東南アジア諸国連合 (ASEAN) と取り組んでいる」¹⁶⁴と述べ、依然として署名できる状況にはないことを示唆しつつ、5核兵器国はいずれも、ASEAN諸国との協議

¹⁶⁰ NPT/CONF.2015/PC.III/WP.16, April 1, 2014.

¹⁶¹ NPT/CONF.2015/PC.III/14, April 25, 2014.

¹⁶² Damien Sharkov, "Russia Has Threatened Nuclear Attack, Says Ukraine Defence Minister," *Newsweek*, September 1, 2014, <http://www.newsweek.com/russia-has-threatened-nuclear-attack-says-ukraine-defence-minister-267842>.

¹⁶³ "Statement by Russia (on the application of security assurances)," at the Third Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Cluster 1, May 2, 2014.

¹⁶⁴ "Statement by the United States," at the Third Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Cluster 1, New York, May 2, 2014.

が進展していると述べた。

消極的安全保証を規定した非核兵器地帯条約議定書について、署名あるいは批准の際に一定の留保や解釈宣言を付す核兵器国がある。この点に関して、ラテンアメリカ及びカリブ海核兵器禁止機構（OPANAL）は、議定書への「署名及び批准の際になされた解釈宣言を修正あるいは撤回するよう、議定書署名国に求めた」¹⁶⁵。ASEAN諸国も核兵器国に対して、留保を付すことなくバンコク条約議定書に署名するよう主張した。これに対して、ロシアは2014年NPT準備委員会に提出した報告書で、「中央アジア及び東南アジアの非核兵器地帯条約議定書に署名する際には、条約の義務を厳密に遵守する国の利益に影響しない伝統的な留保を行う計画であり、そのような留保は、一般的で通常の実践である」とした¹⁶⁶。

表1-5：消極的安全保証に関する非核兵器地帯条約議定書への核兵器国の署名・批准状況

	中国	フランス	ロシア	英国	米国
ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約（トラテロルコ条約）	○	○	○	○	○
南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約）	○	○	○	○	△
東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）					
アフリカ非核兵器地帯条約（ペリндаバ条約）	○	○	○	○	△
中央アジア非核兵器地帯条約	△	△	△	△	△

○：批准 △：署名

E) 拡大核抑止への依存

米国が同盟国に供与する拡大核抑止について、米国及び同盟国ともに、2014年には政策の変化は見られなかった。米国が拡大核抑止を提供している主要な国は、NATO諸国、日本、韓国及び豪州である。このうち米国は、NATO加盟国のベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ及びトルコに航空機搭載の重力落下式核爆弾をあわせて150～200発配備するとともに、これらの国々との核シェアリングを継続している。欧州NATO諸国以外の同盟国の領域には、米国の核兵器は配備されておらず、そうした同盟国との核シェアリングも行われていない。なお、核シェアリングについては、NAM諸国がNPT第1条及び第2条違反だと主張している¹⁶⁷。

ウクライナ問題は拡大抑止を巡る問題にも影響を与えている。NATOでは、米国の在欧戦術核の撤去の是非が議論されてきたが、ロシアとの緊張関係が続く中で、その撤去を求める主張はNATO諸国から公然とは行われなくなっている¹⁶⁸。

¹⁶⁵ “Statement by The Secretary-General of the Agency for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America and the Caribbean (OPANAL),” at the Third Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, General Debate, New York, April 30, 2014.

¹⁶⁶ NPT/CONF.2015/PC.III/17, April 25, 2014.

¹⁶⁷ “Statement by Indonesia, on behalf of Non-Aligned Movement,” at the Third Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, General Debate, New York, April 28, 2014.

¹⁶⁸ また、2014年10月には、ポーランドが初めて、NATOの核攻撃演習に参加した。この4年前、ポーランド外相は欧州における核兵器を制限する条約を提案していた。Elisabeth Braw, “After Ukraine, Countries That Border Russia Start Thinking About Nuclear Deterrents,” *Newsweek*, April 15, 2014, <http://www.newsweek.com/2014/04/25/after-ukraine-countries-border-russia-start-thinking-about-nuclear-deterrents-248133.html>を参照。

(5) 警戒態勢の低減、あるいは核兵器使用を決定するまでの時間の最大化

2014年には、警戒態勢に係る核兵器保有国の政策に変化は見られなかった。核兵器国は、2014年NPT準備委員会に提出した報告書で、それぞれの警戒態勢について、以下のように記述した。

- 中国：平時には適切な警戒のレベルを維持している。核の脅威に晒された場合、中央軍事委員会の命令で、核戦力はより高い警戒レベルに入り、敵の中国に対する核兵器使用を抑止するために核の反撃の準備を行う。核攻撃に晒された場合（come under a nuclear attack）、核戦力は敵に対する決然たる反撃を行う¹⁶⁹。
- フランス：1992年、96年の2回にわたって、核戦力の恒常的（permanent）な警戒レベルを低減した（戦力の反応時間及び兵器システムの数）。1996年以来、海洋には1隻のSSBNを維持するのみである。アルピオン高原（Plateau d'Albion）サイトのミサイル廃棄後、永続的な高い警戒ステータスに係る能力を保有していない。警報即発射（LOW）、攻撃下発射（LUA）あるいはヘアトリガー・アラートではない¹⁷⁰。
- ロシア：（非戦略核兵器に関するステップは）警戒態勢解除の重要な実践的措置でもある¹⁷¹。
- 英国：英国は抑止システムの運用状況を段階的に低減してきた。英国の核兵器は、高い警戒態勢にもLOWステータスにもない。英国の通常運用態勢では、ミサイルの即時発射はない¹⁷²。
- 米国：すべての核搭載可能な爆撃機及び核・通常両用攻撃機（DCA）は日単位（day-to-day）の警戒態勢から外している。奇襲武装解除的核攻撃の可能性が極めて遠のいたと認識し、LUAの役割を低減するためのオプションを検討するよう国防総省に指示した。指揮・統制システムへの投資などにより、危機時において大統領が（核兵器使用を）決定するまでの時間を最大化するという目標を強調する¹⁷³。

米国の研究者によれば、米露の約1,800発の核兵器が警報即発射（LOW：敵が核攻撃の実施を決定または着手しているが、それが弾道ミサイルの発射や爆撃機の発進などの形で実際に開始される前に、敵に対して行う核攻撃）、あるいは攻撃下発射（LUA：敵による核攻撃開始の警報を受けて、その核兵器が着弾（first impact）する前に、敵に対して行う核攻撃）といった高い警戒態勢に置かれている。ロシアの戦略ロケット軍は、自国が保有する96%のICBMは高い警戒態勢下にあり、2008年以来、そうした態勢に変化はないとしている¹⁷⁴。また、英国の48発及びフランスの80発の核兵器が、SSBNの常時パトロールの下で、米露のものよりは低い警戒態勢に置かれている¹⁷⁵。中国は、通常は核弾頭と運搬手段を切り離して保管し、即時発射の態勢を採っていないと見られるが、新型SSBNを配備した場合にSLBMと核弾頭を切り離して搭載するのか否かといった点が注視される。

他の核兵器保有国の動向は必ずしも明らかではないが、インドは中国と同様に、即時発射の態勢は採っていないと見られる。パキスタンは2月に、核兵器を含むすべての兵器は首相を長とする国家司令部（National Command Authority）の管理下にあり、インドとの危機時にも核戦力使用の権限を前線の指揮官には移譲しないことを確認した¹⁷⁶。

こうした状況に対して、多くの非核兵器国が核兵器国に警戒態勢の低減を求めている。たとえば、

¹⁶⁹ NPT/CONF.2015/PC.III/13, April 29, 2014.

¹⁷⁰ NPT/CONF.2015/PC.III/14, April 25, 2014.

¹⁷¹ NPT/CONF.2015/PC.III/17, April 25, 2014.

¹⁷² NPT/CONF.2015/PC.III/15, April 30, 2014.

¹⁷³ NPT/CONF.2015/PC.III/16, May 1, 2014.

¹⁷⁴ “Russian Missile Force Readiness Rate,” *Russian Strategic Nuclear Forces*, December 1, 2014, http://russianforces.org/blog/2014/12/russian_missile_force_readines.shtml.

¹⁷⁵ Hans M. Kristensen, “Reducing Alert Rates of Nuclear Weapons,” Presentation to NPT PrepCom Side Event, Geneva, April 24, 2013; Hans M. Kristensen and Matthew McKinzie, “Reducing Alert Rates of Nuclear Weapons,” United Nations Institute for Disarmament Research, 2012.

¹⁷⁶ Elaine M. Grossman, “Pakistani Leaders to Retain Nuclear-Arms Authority in Crises: Senior Official,” *Global Security Newswire*, February 27, 2014, <http://www.nti.org/gsn/article/pakistani-leaders-retain-nuclear-arms-authority-crises-senior-official/>.

2014年NPT準備委員会では、チリ、マレーシア、ナイジェリア、ニュージーランド及びスイスの「警戒態勢解除グループ」が、「警戒態勢解除が現実的なステップとしてハイライトされて以来、15年近くにわたって、運用態勢の低減が核兵器国によってほぼ無視されてきたことを懸念する」¹⁷⁷と述べた上で、「具体的かつ測定可能な方法で、また特定の時間的枠組みの中で、警戒レベルを低減すること」、並びにNPT締約国に「運用態勢や警戒レベルに関して講じた措置を報告すること」などを提案した¹⁷⁸。またNPDIは、「核武装するNPT外の国も核戦力の警戒態勢解除に向けたステップを取ることを」を合わせて求めている¹⁷⁹。

警戒態勢解除が提案される目的の1つには、事故による、あるいは偶発的な核兵器の使用の防止が挙げられてきた。この問題への対応について、核兵器国は以下のように報告を行った。

- 中国：核の安全管理システムを厳格に実施。貯蔵、輸送及び訓練のプロセスにおける核兵器の安全管理及び物理的防護を強化するため信頼できる技術を採用している。未承認及び事故での発射を回避するための特別な安全措置を実施している¹⁸⁰。
- フランス：大統領の命令なしには使用できない保障のための措置を導入している¹⁸¹。
- ロシア：(非戦略核兵器について) 盗難、また事故や未承認の核兵器の使用に対して無能力化するセキュリティ体制の下にある。核兵器は信頼できる管理下にある。1991年以来、核兵器貯蔵施設の数も4分の1に削減した。テロ活動に対する措置を発展・実施し、すべての核・放射性物質危険施設、並びにテロ活動防止の用意について、包括的な安全性検査を定期的に開発・実施している¹⁸²。
- 英国：英国戦略核抑止力の政治的コントロールのために、確固たるアレンジメントを行っている。トライデントSLBMの未承認の発射を防止するために、英国の核抑止力の中には多くの技術的・手続き的セーフガードが組み込まれている¹⁸³。
- 米国：保水性、安全性及び確実性の強化によって、事故的な発射の可能性の一層の制限を目標とする。配備ICBM及びSLBMは外洋ターゲティング (open-ocean targeting) を継続している¹⁸⁴。

このように核兵器国は、核兵器の事故による、あるいは偶発的な使用などを防止する措置を適切に講じてきたと強調しているが、そうした使用の可能性に対する懸念の高さは¹⁸⁵、「核兵器の非人道的影響に関する第3回国際会議」で上述のように「故意または偶発的な核兵器使用のリスク要因」というセッションが設定されたことにも表れている。

¹⁷⁷ “Statement by the ‘De-Alerting Group,’” at the Third Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Cluster 1, New York, May 2, 2014. これら5カ国は国連総会でも、警戒態勢の解除に関する決議を提案し、採択された (A/RES/69/42, 11 December 2014. 賛成166、反対4 (仏、露、英、米)、棄権11 (イスラエル、韓国、北朝鮮、トルコなど))。

¹⁷⁸ NPT/CONF.2015/PC.III/WP.24, April 21, 2014.

¹⁷⁹ NPT/CONF.2015/PC.III/WP.6, March 14, 2014.

¹⁸⁰ NPT/CONF.2015/PC.III/13, April 29, 2014.

¹⁸¹ NPT/CONF.2015/PC.III/14, April 25, 2014.

¹⁸² NPT/CONF.2015/PC.III/17, April 25, 2014.

¹⁸³ NPT/CONF.2015/PC.III/15, April 30, 2014.

¹⁸⁴ NPT/CONF.2015/PC.III/16, May 1, 2014.

¹⁸⁵ たとえばルイス (Patricia Lewis) らは、核兵器が不用意に用いられかけた13の事例を概観し、考えられていたよりも核兵器使用の可能性は高かったこと、核兵器の不使用は抑止の効果よりも個々の意思決定者が救ったという側面が強いことなどを論じた上で、核兵器が存在する限り、不注意、事故、あるいは故意の核爆発のリスクは残ることから、核兵器廃絶までの間、慎重な意思決定が最優先課題だとする報告書を公表した。Patricia Lewis, Heather Williams, Benoît Pelopidas and Sasan Aghlani, “Too Close for Comfort: Cases of Near Nuclear Use and Options for Policy,” *Chatham House Report*, April 2014.

(6) 包括的核実験禁止条約 (CTBT)

A) CTBT 署名・批准

包括的核実験禁止条約 (CTBT) の署名国は2014年末の時点で183カ国となり、このうち批准国は、前年末の161カ国から2つ増えて163カ国となった。しかしながら、条約の発効に必要な国として特定された44カ国 (発効要件国) のうち、5カ国 (中国、エジプト、イラン、イスラエル、米国) の未批准、並びに3カ国 (インド、パキスタン、北朝鮮) の未署名が続いているため、条約は発効していない (この他に、調査対象国ではサウジアラビア及びシリアが未署名)。

このうち米国は、CTBT批准を目指していると繰り返し述べてきたが¹⁸⁶、上院での批准承認に向けた手続きはとられていない。ゴッテモラー国務次官は、「オバマ政権はCTBT批准承認にかかる議会での採決を急ぐことは望んでおらず、…条約が人々の関心となれば、議論に向かう。時間的枠組みは設けないであろう」¹⁸⁷と発言した。9月にも、「まず教育があり、議論がこれに続いて、最後に討論がくる。現時点で (批准に係る) 票読みをしないよう求めている」¹⁸⁸とも述べている。また、イスラエルのネタニヤフ (Benjamin Netanyahu) 首相は、4月のゼルボ (Lassina Zerbo) 包括的核実験禁止条約機構 (CTBTO) 事務局長による同国訪問時に、「CTBTは極めて重要」であり、イスラエルは条約について「何ら問題はない」と述べたが¹⁸⁹、批准には至っていない。他の未署名国及び未批准国についても、条約署名・批准に向けた新しい動きは2014年には見られなかった。

条約の早期発効に向けた取組としては、9月26日に豪州、カナダ、フィンランド、ドイツ、ハンガリー、インドネシア、日本、オランダというCTBTフレンズ・メンバー国が主催する外相会合が開催された。議長を務めた岸田大臣は演説で、CTBTとその発効の重要性を改めて強調するとともに、発効促進のための努力を支援し、補完することを目的として、国際的に著名な専門家など18名からなる賢人会議 (GEM) を広島で開催すると発表した¹⁹⁰。また、104カ国が署名した共同声明では、「すべての国に対して、CTBTの早期発効の実現に向けて最大限の努力を行うよう要請する。我々は、個別にそして共同で、最も高い政治レベル及び専門家レベルの両方で、この目的の達成及びこの問題の認知度を高め続けることに全力を尽くすよう訴える」とした¹⁹¹。

この他には、インドネシアが5月に、東南アジアにおけるCTBT発効促進のための会議を主催したこと¹⁹²、あるいは「核兵器の全面廃絶のための国際の日」(9月26日)に、その制定を主導したカザフスタンのイドリソフ (Erlan Idrissov) 外相が演説で、核実験及び核兵器の禁止を訴えるとともに、核実験

¹⁸⁶ たとえば、Rose Gottemoeller, Acting Under Secretary for Arms Control and International Security, “Arms Control Priorities in 2014 and Beyond,” Remarks for Exchange Monitor’s Sixth Annual Nuclear Deterrence Summit, Arlington, February 14, 2014, <http://www.state.gov/t/us/2014/221662.htm>; “Energy Secretary Moniz’s Remarks at the U.S. Institute of Peace Conference,” September 15, 2014, <http://energy.gov/articles/energy-secretary-monizs-remarks-us-institute-peace-conference-prepared-delivery>.

¹⁸⁷ Gottemoeller, “Arms Control Priorities in 2014 and Beyond.”

¹⁸⁸ Rose Gottemoeller, Under Secretary for Arms Control and International Security, “Nuclear Weapons Testing: History, Progress, Challenges: Verification and Entry into Force of the CTBT,” Washington, DC, September 15, 2014, <http://www.state.gov/t/us/2014/231697.htm>.

¹⁸⁹ David Horovit, “Israel ‘Probably’ Next To Ratify Nuke Test Ban Treaty—Top Official,” *Times of Israel*, March 19, 2014, <http://www.timesofisrael.com/israel-probably-next-to-ratify-nuke-test-ban-treaty-expert/#ixzz2wS11j7D>.

¹⁹⁰ “Opening Remarks by H.E. Mr. Fumio Kishida, Minister for Foreign Affairs of Japan,” at the Seventh CTBT Ministerial Meeting, New York, September 26, 2014.

¹⁹¹ “Joint Ministerial Statement on the CTBT,” at the Seventh CTBT Ministerial Meeting, New York, September 26, 2014, http://www.ctbto.org/fileadmin/user_upload/statements/2014_ministerial_meeting/2014_joint_ministerial_statement_final.pdf. 調査対象国の中で署名国は、豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、中国、フランス、ドイツ、インドネシア、日本、カザフスタン、韓国、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、ロシア、南アフリカ、スウェーデン、UAE、英国、米国。

¹⁹² “Indonesia Hosts Two-Day Regional Conference on the CTBT,” CTBTO, May 19, 2014, <http://www.ctbto.org/press-centre/highlights/2014/indonesia-hosts-two-day-regional-conference-on-the-ctbt/>.

禁止を求めて世界の人々をオンラインで動員する核実験廃絶（ATOM: Abolish Testing, Our Mission）プロジェクトについて言及したこと¹⁹³などが挙げられる。また、やはりカザフスタンのイニシアティブによって2009年に国連総会で宣言された8月29日の「核実験に反対する国際の日（International Day against Nuclear Tests）」には、ニューヨーク、ワシントン、ウィーンなどでイベントが行われた。

2013年に開催されたCTBT発効促進会議では、署名国・批准国が行ったCTBT発効促進のための活動の概要を取りまとめた文書が配布された¹⁹⁴。この文書では、2011年9月から2013年8月までの間の活動として、発効要件国に対する二国間の取組（豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、日本、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ロシア、トルコ、英国、米国など）、それ以外の国に対する二国間の取組（豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、フランス、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、トルコ、英国、米国など）、グローバルレベルでの取組（豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、フランス、日本、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ロシア、スイス、トルコ、UAE、英国、米国など）、地域レベルでの多国間の取組（豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、フランス、日本、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ポーランド、トルコ、UAE、英国、米国など）が紹介された。

B) CTBT 発効までの間の核爆発実験モラトリアム

5核兵器国、インド及びパキスタンは、核爆発実験モラトリアムを引き続き維持している。核兵器の保有の有無を公表していないイスラエルは、核爆発実験の実施の可能性についても言及していない。

北朝鮮に対しては、安保理決議2094（2013年3月）で、「北朝鮮が、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射、核実験又はいかなるその他の挑発もこれ以上実施すべきでないことを決定」¹⁹⁵した。しかしながら、北朝鮮はその後も核爆発実験のモラトリアムを宣言していない。逆に北朝鮮は、2014年も核実験の実施を繰り返し示唆した。たとえば3月、李東一（*Ri Tong Il*）国連次席大使は、米国が対北朝鮮政策を変えなければ、「自衛的な核抑止の力を示すために、追加的な核の措置をとる用意がある」と述べた¹⁹⁶。また、3月の北朝鮮によるノドン発射を非難した国連安保理の報道談話に対して、北朝鮮外務省は3月30日に、「核抑止力を強化するため、新たな形態の核実験も排除しない」とする声明を発表した¹⁹⁷。2月には、北朝鮮北東部豊溪里の核実験場で新しい坑道の掘削作業が急ピッチで進められていたものの、4月には核実験が準備段階に入った兆候はないとの分析が示された¹⁹⁸。

その後、北朝鮮から核実験の実施に関する発言は見られなかったが、11月18日に国連総会第三委員会で、北朝鮮の人権侵害について国際刑事裁判所（ICC）への付託を検討するよう国連安保理に促す決

¹⁹³ Michelle Witte, “Idrissov Calls for More Action, Promotes Declaration for Nuclear Weapon Free World at Nuclear Weapons Elimination Meeting,” *Astana Times*, September 30, 2014, <http://www.astanatimes.com/2014/09/idrissov-calls-action-promotes-declaration-nuclear-weapon-free-world-nuclear-weapons-elimination-meeting/>. また、Anuar Fazylov, “Kazakhstan Urges Nuclear Test Ban Treaty Entry into Force at Int’l Conference,” *Astana Times*, February 17, 2014, <http://www.astanatimes.com/2014/02/kazakhstan-urges-nuclear-test-ban-treaty-entry-force-intl-conference/>も参照。

¹⁹⁴ CTBT-Art.XIV/2013/4, September 6, 2013.

¹⁹⁵ S/RES/2094, March 7, 2013.

¹⁹⁶ “North Korea Envoy Threatens New ‘Nuclear Measures,’” *Global Security Newswire*, March 25, 2014, <http://www.nti.org/gsn/article/north-korea-envoy-threatens-new-nuclear-measures-if-us-does-not-alter-policy/>.

¹⁹⁷ “DPRK FM Blasts UN for Taking Issue with DPRK over Its Justifiable Rocket Launching Drills,” *KCNA*, March 30, 2014, <http://www.kcna.co.jp/item/2014/201403/news30/20140330-15ee.html>.

¹⁹⁸ Jack Liu, “North Korea’s Punggye-ri Nuclear Test Site: Significant Acceleration in Excavation Activity; No Test Indicators,” *38 North*, February 13, 2014, <http://38north.org/2014/02/punggye021314/>; Jack Liu, “New Developments at North Korea’s Punggye-ri Nuclear Test Site,” *38 North*, April 22, 2014, <http://38north.org/2014/04/punggye042214/>; Nick Hansen and Jack Liu, “Update on North Korea’s Punggye-ri Nuclear Test Site: Test Preparation Continues,” *38 North*, April 27, 2014, <http://38north.org/2014/04/punggye042714/>.

議案が採択されるのを前に、「核実験実施をこれ以上自制するのをやめざるを得なくなるだろう」と述べた¹⁹⁹。さらに北朝鮮は、決議採択後の11月20日、外務省報道官声明で、「北朝鮮に向けた米国の敵対政策が新たな核実験の実施をこれ以上抑制できないように強いている中で、米国の武力介入に対処するために、北朝鮮の戦争抑止力は無制限に強化されるだろう」と警告した²⁰⁰。しかしながら、こうした威嚇にもかかわらず、近い将来の核実験に向けた準備は行われていないと分析されている²⁰¹。

C) 包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力

調査対象国によるCTBTO準備委員会への分担金の支払い状況（2014年12月31日時点）は、下記のとおりである²⁰²。

- 全額支払い（Fully paid）：豪州、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、中国、エジプト、フランス、ドイツ、イスラエル、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ロシア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、トルコ、UAE、英国、米国
- 一部支払い（Partially paid）：フィリピン
- （未払いにより）投票権停止（Voting right suspended）：ブラジル、イラン、ナイジェリア

D) CTBT 検証システム発展への貢献

CTBTの検証体制は着実に整備が進められてきたが、国際監視制度（IMS）ステーションの設置については、本調査対象国のうち、未署名国で検証システムの発展に全く関与していないインド、パキスタン、北朝鮮及びサウジアラビアを除けば、中国、エジプト及びイランでの進展が相対的に遅れている²⁰³。

このうち中国については、2014年1月に、中国のIMSステーションからCTBTO準備委員会へのデータ送信が開始された²⁰⁴。中国はまた、CTBT検証体制の整備に関して、2014年のNPT準備委員会で以下のように報告した²⁰⁵。

- IMSのための11の監視ステーション及び1つの放射性核種研究施設の建設作業
- 北京及び広州の放射性核種ステーションは国際希ガス実験の第3フェーズに入る
- 北京及び蘭州の放射性核種ステーションは暫定技術事務局（PTS）に定期的にデータを送信
- 現地査察オペレーション・マニュアルなどの交渉に積極的に参加
- 2013年4月に、中国とPTSの共催で、装備トレーニング・コース（於：成都及び北京）をそれぞれ開催
- 2013年11月、PTSと共催で現地査察ワークショップを開催

また、フランス及び米国も、以下のような取組を報告した。

¹⁹⁹ Mirjam Donath, “U.N. Panel Calls for North Korea Referral to International Court,” *Reuters*, November 18, 2014, <http://www.reuters.com/article/2014/11/18/us-northkorea-un-rights-idUSKCN0J22EG20141118>.

²⁰⁰ “FM Spokesman Rejects UN ‘Human Rights Resolution’ against DPRK,” *Korean Central News Agency*, November 20, 2014, <http://www.kcna.co.jp/item/2014/201411/news20/20141120-07ee.html>.

²⁰¹ Jack Liu, “No Sign of Preparations for an Impending Nuclear Test at North Korea’s Punggye-ri,” *38 North*, December 10, 2014, <http://38north.org/2014/12/punggye121014/>.

²⁰² “CTBTO Member States’ Payment as at 31-Dec-2014,” http://www.ctbto.org/fileadmin/user_upload/treasury/52_31Dec_2014_Member_States__Payments_01.pdf.

²⁰³ CTBTO, “Station Profiles,” <http://www.ctbto.org/verification-regime/station-profiles/>.

²⁰⁴ Preparatory Commission for the Comprehensive-Nuclear-Test Ban Treaty Organization, “Chinese Monitoring Stations Now Sending Data,” January 6, 2014, <http://www.ctbto.org/press-centre/press-releases/2014/chinese-monitoring-stations-now-sending-data/>.

²⁰⁵ NPT/CONF.2015/PC.III/13, April 29, 2014.

- フランス²⁰⁶
 - ◇ CTBTOに、技術サポートを提供（特に検証レジーム）
 - ◇ 8つの外国のステーションを運営・維持するために技術支援を提供
 - ◇ IMS設置に必要な工学的作業に貢献
 - ◇ 国際データセンター（IDC）の発展を支援
- 米国²⁰⁷
 - ◇ CTBTO準備委員会に最大規模の分担金の支出（1996～2013年に3億4,700万ドル）
 - ◇ 2011年以来、2,300万ドルの現物出資（contribution-in-kind project）への支出
 - ◇ クローゼ諸島の水中音波ステーションの再建に2,550万ドルの支出

非核兵器国も、様々な貢献を行っている。たとえば日本は、検証システムの強化（及びGEMの活動支援）のためにCTBTOに45万5,000ドルの自発的拠出を行った²⁰⁸。

現地査察に関しては、11～12月にヨルダンの死海地域で、2回目となる統合野外演習（IFE14）が実施され、200名以上の専門家及びオブザーバーが参加した。CTBTOによれば、5週間の演習で、1,000平方キロの査察範囲を15の技術手段（放射性希ガスを探知するものなど、この演習で初めて用いられた最新の技術を含む）を用いて搜索した²⁰⁹。ゼルボ事務局長は、「この演習を通じて、我々は世界に、核実験を隠れて試みても望みはないことを示した。我々は、検証レジームのすべての構成要素をマスターし、他の2つの要素である監視ステーションネットワーク及び国際データセンターと同等の高いレベルに、現地査察の能力をもたらした」と評価した²¹⁰。なお、IFE14に対して、9カ国（カナダ、中国、日本、スウェーデン、英国及び米国など）及び欧州連合（EU）が自発的貢献を行った²¹¹。

E) 核実験の実施

2014年には核爆発実験は実施されなかったが、上述のように北朝鮮が4回目の核実験実施の可能性を繰り返し示唆した。

核爆発実験以外の活動については、米国が核備蓄管理計画（SSP）の下で、「地下核実験を行うことなく備蓄核兵器を維持及び評価する」ことを目的として、爆発を伴わない様々な実験を継続し、その種類及び回数をNNSAのホームページで公表している。2014会計年度には11種類の計画について、延べ3,500回あまりの実験がなされた。このうち、強力なX線を発生させる装置「Zマシン」を用いて超高温・超高压の核爆発に近い状態をつくり、プルトニウムの反応を調べるという実験は、2014年には9月4日及び10月3日の計2回、サンディア国立研究所で実施された。未臨界実験に関しては、第4四半期に実施されたものの、プルトニウムは使用されていないとされる²¹²。さらに、ローレンス・リバ

²⁰⁶ NPT/CONF.2015/PC.III/14, April 25, 2014.

²⁰⁷ NPT/CONF.2015/PC.III/16, May 1, 2014.

²⁰⁸ CTBTO, “Japan Makes Voluntary Contribution in Support of the Verification Regime and GEM,” January 20, 2014, <http://www.ctbto.org/press-centre/press-releases/2014/japan-makes-voluntary-contribution-in-support-of-the-verification-regime-and-gem/>; “Japan Paves the Way for the Adoption of Future Communication Technologies,” CTBTO, June 13, 2014, <http://www.ctbto.org/press-centre/highlights/2014/japan-paves-the-way-for-the-adoption-of-future-communication-technologies/>.

²⁰⁹ CTBTO, “Largest-Ever CTBT On-Site Inspection Exercise Concludes Successfully,” Press Release, December 9, 2014, <http://www.ctbto.org/press-centre/press-releases/2014/largest-ever-ctbt-on-site-inspection-exercise-concludes-successfully/>.

²¹⁰ CTBTO, “Searching for Evidence of a Nuclear Test,” *Inter Press Service*, December 23, 2014, <http://www.ipsnews.net/2014/12/searching-for-evidence-of-a-nuclear-test/>.

²¹¹ “IFE14: Detecting the Smoking Gun—How Voluntary Contributions Make a Difference,” CTBTO, December 2014, <http://www.ctbto.org/press-centre/highlights/2014/ife14-detecting-the-smoking-gun-how-voluntary-contributions-make-a-difference/>.

²¹² NNSA, “Stockpile Stewardship Program Quarterly Experiments,” <http://nnsa.energy.gov/ourmission/managingthe-stockpile/sspquarterly>を参照。

モア国立研究所では、2015年初めにも、プルトニウムにレーザーを照射して、地下核実験を実施することなくプルトニウムの反応を再現する実験を開始する予定である²¹³。

米国以外の核兵器（保有）国では、フランスが、核兵器の信頼性・安全性を保障する活動として、極端な物理的状況下での物質のパフォーマンス、並びに核兵器の機能をモデル化するシミュレーション及び流体力学的実験（hydrodynamic experiments）を実施していること、これらは新型核兵器の開発を念頭に置くものではないことを明らかにしたが²¹⁴、その具体的な実施状況については公表していない。残る核兵器（保有）国は、核爆発を伴わない実験の実施の有無に関して公表していない。

(7) 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）

A) 条約交渉開始に向けた取組

ジュネーブ軍縮会議（CD）では2014年の会期でも、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉を行う特別委員会（ad hoc committee）の設置を盛り込んだ作業計画を採択することはできなかった。前年と同様にパキスタンが、核兵器用核分裂性物質の新規生産だけでなく、既存のストックをも条約交渉の対象に含めるよう強く主張し、これが受け入れられない限りは作業計画の採択に反対するとの姿勢を変えなかったためである。パキスタンのアクラム（Zamir Akram）軍縮大使は、インドがパキスタンよりも多くの核分裂性物質を保持していること、並びに原子力供給国グループ（NSG）でインドへの核関連資機材・技術などの輸出が容認されたことへの懸念を挙げつつ、核兵器用核分裂性物質の既存のストックが取り上げられないのであれば、CDでの交渉をブロックするとの主張を繰り返した²¹⁵。パキスタンは国連総会第一委員会でも、核兵器用核分裂性物質の将来の生産だけでなく、既存のストックを削減し、あるいは少なくとも国際的な保障措置下に置くという核分裂性物質条約（FMT）をCDで交渉するよう主張した²¹⁶。

中国及びイスラエルは、新規生産の禁止を定めるFMCT交渉開始に賛成しているが、西側核兵器国ほどの積極性を示しているわけではないと見られている。このうち中国は、核軍縮、非核兵器国への安全の保証、FMCT及び「宇宙における軍拡競争の防止（PAROS）」といった重要な問題に関して、包括的でバランスの取れた態様での実質的な作業をCDで開始することを支持するとしており²¹⁷、FMCT交渉開始をCDにおける最優先事項と位置付けるフランス、英国及び米国とは一定の距離を置いている。インドも、「インドの国家安全保障利益に合致するような、核兵器及び他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁止する、非差別的で国際的に検証可能な条約のCDにおける交渉を支持する」²¹⁸と述べるにとどまる。

条約交渉開始の見通しが立たない状況で、カナダが2012年の国連総会で提案し、採択された決議²¹⁹

²¹³ Jeremy Thomas, “Lawrence Livermore National Lab to Test Plutonium Using NIF Laser,” *Contra Costa Times*, December 12, 2014, http://www.contracostatimes.com/contracosta-times/ci_27119179/lawrence-livermore-lab-test-plutonium-using-nif-laser.

²¹⁴ NPT/CONF.2015/PC.III/14, April 25, 2014.

²¹⁵ “General Exchange of Views,” Statement by Ambassador Zamir Akram, Permanent Representative at the Conference on Disarmament, Informal Discussions on Agenda Items 1 and 2 with a General Focus on the Ban of the Production of Fissile Materials for Nuclear Weapons and Other Nuclear Explosive Devices, June 4, 2014, <http://fissilematerials.org/library/pk14a.pdf>; “On the Issue of Scope,” Statement by Ambassador Zamir Akram, Permanent Representative at the Conference on Disarmament, Informal Discussions on Agenda Items 1 and 2 with a General Focus on the Ban of the Production of Fissile Materials for Nuclear Weapons and Other Nuclear Explosive Devices, June 5, 2014, <http://fissilematerials.org/library/pk14b.pdf>.

²¹⁶ “Statement by Pakistan,” at the First Committee on the 69th Session of the United Nations General Assembly, Thematic Debate on Disarmament Machinery, October 16, 2014.

²¹⁷ NPT/CONF.2015/PC.III/13, April 29, 2014.

²¹⁸ “Statement by India,” Conference on Disarmament, September 2, 2014.

²¹⁹ A/RES/67/53, January 4, 2013.

では、FMCTに関する政府専門家グループ（GGE）を設置することが求められた。GGEは、2014年3月に初回会合を開催し、2015年までに計8週間の会合が行われる。パキスタンはCDで、GGEのマネージャーが核兵器用核分裂性物質の生産禁止に関する検討に限られていることなどを挙げて、不参加を決定したと発言した²²⁰。

B) 生産モラトリアム

核兵器（保有）国による核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムについては、前年から状況に変化はなく、中国、インド、イスラエル、パキスタン及び北朝鮮が宣言していない。このうち中国は、核兵器用核分裂性物質の生産を現在は行っていないと見られているが、生産モラトリアムを宣言していない理由は明確ではない。北朝鮮は、上述のようにプルトニウム及び濃縮ウランの生産に向けた活動を継続していると考えられている。

インドは、マイソール市近郊のインド・レアメタル社（Rare Materials Plant）の敷地に、特殊物質濃縮施設（SMEF）として、新しいウラン転換工場及びウラン濃縮工場と見られる建物を建設しており、2015年半ばにも操業可能になると報じられた。これらは、インドが原子力潜水艦用の燃料に必要なとする量の2倍の核兵器級HEUの製造を可能にすると見られ、核兵器を含む軍事用の濃縮ウラン生産能力が高まることになると考えられている。インドは2011年に、SMEFをIAEA保障措置下には置かないと発言している²²¹。

パキスタンは、クシャブ（Khushab）原子力施設で、2011年に開始した4基目の重水炉の建設を進めており、出力50メガワット（MW）の1号機に加えて2、3号機が稼働中と見られる。これらは、核兵器用プルトニウムの生産を目的としたものと考えられている。クシャブ3号機が2013年初めに運転を開始していたとすれば、使用済燃料はすでに取り出され、冷却後の2014～15年中にも再処理が可能になるという分析も示されている。この重水炉は天然ウランを燃料に用い、稼働率50%で年間5.7～7.1kg、同80%で年間9～11.5kgのプルトニウムを生産できると見られる²²²。

(8) 核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性

2010年NPT運用検討会議で採択された最終文書で、核兵器国は、核軍縮に向けた具体的な措置の進展に関して、2014年NPT準備委員会で報告するよう求められた（行動5）。最終文書では、これに加えて、核兵器国を含む締約国に対して、累次の運用検討会議で合意された核軍縮措置の実施に係る定期報告の提出（行動20）、並びに信頼醸成措置として報告の標準様式への合意など（行動21）が求められた。

これらを受けて核兵器国は、2014年の準備委員会に、「共通のフレームワーク」及び「共通のテーマ・カテゴリー」を用いて、NPTの三本柱（核軍縮、核不拡散、原子力平和利用）に係る自国の実施状況を報告した。核兵器国が自国の核戦力、核政策及び核軍縮措置を包括的に取りまとめて公表するのは初めての試みである。他方、「共通のテーマ・カテゴリー」は大まかな「章立て」に近い程度のものであった。また核兵器国ごとに、報告書で取り上げた具体的な措置や項目にも、少なからず差異があった。記載内容の具体性や詳細さについても、核兵器国の間に濃淡の差が小さくない。さらに、いずれの核兵器国の報告も、従来から公表あるいは実施されてきた内容を改めて整理したという性格が強く、

²²⁰ “Statement by Pakistan,” Conference on Disarmament, May 20, 2014.

²²¹ David Albright and Serena Kelleher-Vergantini, “India’s New Uranium Enrichment Plant in Karnataka,” *Imagery Brief*, July 1, 2014. また、Douglas Busvine, “India Nuke Enrichment Plant Expansion Operational in 2015 – HIS” Reuters, June 20, 2014, <http://in.reuters.com/article/2014/06/20/india-nuclear-idINKBN0EVOJR20140620>も参照。

²²² Zia Mian, “Pakistan Begins Operating Third Khushab Plutonium Production Reactor,” *IPFM Blog*, June 30, 2014, http://fissilematerials.org/blog/2014/06/pakistan_begins_operating.html.

新たに公表された事実は多くなかった。

そのなかでも、米国の報告は他の核兵器国のそれに比べて、取り上げられた事項も多く、記載内容も具体性であった。米国はまた、この報告とは別に、2010年5月に公表した核兵器ストックパイルに関する情報のアップデートとして、以下のような情報も公表した²²³。

- 2013年9月末時点の核兵器のストックパイルは4,804発
- ストック数の変遷：5,113発（2009年）→5,066発（2010年）→4,897発（2011年）→4,881発（2012年）→4,804発（2013年）
- 弾頭の廃棄：2009年9月末以降、1,204発を廃棄
- 廃棄数の変遷：352発（2010年）、305発（2011年）、308発（2012年）、239発（2013年）
- 非戦略核兵器：1991年9月末以降、90%を削減

米国に次いで透明性のレベルが高かったのが、フランス及び英国の報告であった。これに対して、中国の報告には、核兵器能力（核兵器用核分裂性物質に関する事項を含む）や核兵器削減についての具体的な記述はない。中国は、核兵器に係る透明性について「すべての国の安全保障を損なわない」という重要な原則によって導かれるべきであり、国の状況に従って自発的ペースで採用されるべきだと主張している²²⁴。またロシアの報告は、核軍縮に関する具体的な行動よりも、それぞれの措置の概略や、ロシアの一般的な考え方をまとめた程度の記述が少なからぬ部分を占めていた²²⁵。

核兵器国による報告に対して、非核兵器国は、記載された情報が質的にも量的にも十分なものではないなどと批判した。他方で、豪州、カナダ、日本などは、報告内容は必ずしも十分ではないものの、透明性向上に向けた有益な第一歩だとも評価した。なお、2014年NPT準備委員会では、5核兵器国の他に一部の非核兵器国（豪州、オーストリア、カナダ、ドイツ、イラン、日本、メキシコ、ニュージーランド、オランダ、スイスなど）が核軍縮を含む諸問題について報告書を提出した。また、NPDIは核兵器国に対して、核軍縮活動に関する定期報告を毎年行うこと、情報を量的・質的に改善すべく継続的に取り組むことを求めた²²⁶。

そのNPDIが2012年NPT準備委員会に提出した作業文書「核兵器の透明性」には、大別して、核弾頭、運搬手段、兵器用核分裂性物質、核戦略・政策について報告を行うためのテンプレート案が添付されている²²⁷。このテンプレートを用いて核兵器（保有）国の透明性に関する動向をまとめると、概ね表1-6のとおりである。

²²³ U.S. Department of State, “Transparency in the U.S. Nuclear Weapons Stockpile,” Fact Sheet, April 29, 2014, <http://www.state.gov/t/avc/rls/225343.htm>. また、これに関する分析としては、Hans M. Kristensen, “US Nuclear Weapons Stockpile Number Declassified: Only 309 Warheads Cut by Obama Administration,” *FAS Strategic Security Blog*, April 29, 2014, <http://blogs.fas.org/security/2014/04/nuclearstockpile/#lightbox/0/>. なお、公表された核弾頭数には、廃棄待ちの核弾頭は含まれていない

²²⁴ NPT/CONF.2015/PC.III/13, April 29, 2014.

²²⁵ 核兵器国による報告を分析したものとして、Andrea Berger, “The P5 Nuclear Dialogue: Five Years on,” *Occasional Paper*, Royal United Services Institute, July 2014を参照。

²²⁶ NPT/CONF.2015/PC.III/WP.10, March 19, 2014.

²²⁷ NPT/CONF.2015/PC.I/WP.12, April 20, 2012.

表1-6：核軍縮に係る透明性

	中国	フランス	ロシア	英国	米国	インド	イスラエル	パキスタン	北朝鮮
核弾頭									
核弾頭の総数（廃棄待ちを含む）		○							
ストックパイル中の核弾頭の総計		○		○	○				
戦略または非戦略核弾頭数		○	△	○	△				
戦略または非戦略核弾頭数（配備）		○	△	○	△				
戦略または非戦略核弾頭数(非配備)		○		○					
2014年における核弾頭の数的削減		○	○	○	○				
2014年に廃棄された核弾頭の総計									
運搬手段									
タイプ別（ミサイル、航空機、潜水艦、砲弾など）の核運搬手段の数		○	△	○	○				
2014年における運搬手段の数的削減			○		○				
2014年に廃棄された運搬手段の総計									
1995年以降の核軍縮									
1995-2000		○	○	○	○				
2000-2005		○	○	○	○				
2005-2010		○	○	○	○				
2010-2014		○	○	○	○				
核ドクトリン									
軍事・安全保障概念、ドクトリン及び政策における核兵器の役割・重要性を低減するためにとられた措置あるいはプロセス	○	○	○	○	○	○		○	
核戦力の運用態勢（operational readiness）を低減するためにとられた措置あるいはプロセス	○	○	○	○	○	○		○	
事故あるいは未承認による核兵器使用のリスクを低減するためにとられた措置あるいはプロセス	○	○	○	○	○				
消極的安全保証	○	○	○	○	○	○		○	○
非核兵器地帯条約議定書の批准の現状及び見通し	○	○	○	○	○	—	—	—	—
非核兵器地帯条約議定書の発効に関する協議・協力	○	○	○	○	○	—	—	—	—
非核兵器地帯条約議定書についての留保の再検討の現状						—	—	—	—
核実験									
CTBT批准状況	△	○	○	○	△		△		
核爆発実験に関するモラトリアムの継続に関する政策の現状	○	○	○	○	○	○		○	
国、地域及び世界レベルでのCTBT発効促進のための活動		○		○	○				
予定される政策見直し									
核兵器のストック、核ドクトリンあるいは核態勢に関する、予定された、または実行中の政策見直しのスコープ及び焦点				○	○				
核分裂性物質									
国家安全保障目的のために生産されたプルトニウムの総計				○	○				
国家安全保障目的のために生産されたHEUの総計				○	○				
国家安全保障目的には余剰と宣言された核分裂性物質の総計			△		△				

	中国	フランス	ロシア	英国	米国	インド	イスラエル	パキスタン	北朝鮮
軍事目的に必要ないとされたすべての核分裂性物質をIAEAに申告すること、並びにそれらの核分裂性物質をIAEAなどの国際的な検証下に置くこと、あるいは平和目的に処分するための取組についての現状		○		○					
そのような核分裂性物質の不可逆的な除去を確保するための適切な法的拘束力のある検証の取組についての発展の現状			△	△	△				
核兵器用核分裂性物質の生産施設の廃棄または平和利用への転換の現状（または将来の計画）		○							
核軍縮を支える他の措置									
信頼の向上、透明性の改善及び効率的な検証措置の発展を目的とした政府、国連及び市民社会との間の協力		○		○	○				
NPT第6条、1995年の決定「核不拡散及び核軍縮の原則及び目標」の paragraph 4(c)、及び2000年NPT運用検討会議の最終文書で合意された実際のステップの履行に関する定期報告	○	○	○	○	○				
軍縮・不拡散教育促進の活動				○	○				

○：高いレベルで透明性 △：限定的な透明性

透明性に係る取組は、核兵器国間でも行われている。米露は新STARTの下で、核リスク低減センター（NRRC）を通じたデータや情報などの交換を行っており、条約署名以来、両国による通報の数は6,000近く（1年間で約2,000）に上る²²⁸。また5核兵器国は、重要な核関連の用語についての定義集（glossary of definitions）を2015年NPT運用検討会議に提出するとの目標に向けて、作業を継続している。2014年4月に行われた核兵器国会合の共同声明によれば、2013年9月の第2回専門家作業グループ会合で、定義集作成の第一段階が完了した²²⁹。また核兵器国会合では、核兵器国が、核ドクトリン、戦略的安定、並びに国際安全保障に関して意見交換を行った²³⁰。その具体的な内容は明らかではないが、少なくとも核兵器国の間で透明性や相互理解を高める一助になると考えられる。

(9) 核兵器削減の検証

米露間では、ウクライナ問題などで関係が悪化する中でも、新STARTで定められた検証措置が引き続き実施されている。2014年4月には、米国によるICBMサイロの廃棄をロシアの査察官が査察した²³¹。兵器から取り出された米露の余剰核物質に対する検証措置については、IAEAを交えて議論が行われてきたが、結論には至っていない²³²。

これらのほかに、核軍縮の検証に係る取組については、各核兵器国が2014年NPT準備委員会に提出

²²⁸ NPT/CONF.2015/PC.III/17, April 25, 2014.

²²⁹ “Joint Statement on the P5 Beijing Conference: Enhancing Strategic Confidence and Working Together to Implement the Nuclear Non-Proliferation Review Outcomes,” Beijing, April 14-15, 2014, <http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2014/04/224867.htm>.

²³⁰ Ibid.

²³¹ “Russians Inspect Montana Nuclear Launch Facilities,” *ABC News*, April 21, 2014, <http://abcnews.go.com/US/wireStory/russians-inspect-montana-nuclear-launch-facilities-23413717>.

²³² Tom Clements, Edwin Lyman and Frank von Hippel, “The Future of Plutonium Disposition,” *Arms Control Today*, Vol. 43, No. 6 (July/August 2013), p. 11.

した報告書で、以下のようなものを挙げた。

- 中国²³³
 - ◇ 移動式Ar37迅速計測・探知システム (MARDS) 及び放射性キセノンサンプリング・精製・計測システム (XESPM) を開発。CTBTOが2014年に実施する統合野外演習 (IFE14) に提供
 - ◇ 核軍備管理の検証に関する研究：核弾頭の廃棄・認証、構成部品や核物質の貯蔵・処分 (核弾頭及び構成部品の認証技術を強調)、情報バリア技術、廃棄プロセスの管理技術、貯蔵・輸送に関する記録管理 (chain of custody) 技術
 - ◇ FMCTに関する合理的、効果的で、費用対効果に優れた検証システムに関する研究に従事
 - 英国²³⁴
 - ◇ 英国・ノルウェー・イニシアティブ (UKNI) は核弾頭解体の効果的な検証に関する世界トップレベルの研究例。2012年にはUKNIの教訓を生かすべく核兵器国専門家会合を主催
 - ◇ 米国との監視・検証の研究に関する積極的な連携を10年以上にわたって実施。英米共同技術協力プログラムにより、潜在的な核軍縮・不拡散イニシアティブのための核弾頭、核分裂性物質及び関連施設の透明性のある削減と監視について、ターゲットを絞ったアプローチを開発・評価するための政策、技術、専門知識を適用することができる²³⁵
 - ◇ 中国との間で、2回の技術交流訪問団ミッションを実施しており、軍備管理及び査察調査についての交流を今後も深める
 - 米国²³⁶
 - ◇ 検証技術に関する研究開発を支援しており、毎年、数百万ドルを投資。現在の研究イニシアティブには、タイプごとに弾頭を分別する能力、並びに弾頭 (非配備弾頭を含む) の監視を可能にする能力を含む
 - ◇ 核弾頭・構成部品の特徴的な性格のセット (signature set) を確立するための核弾頭モデリング・計測キャンペーン (modeling and measurement campaign)。将来の検証活動の結果として明らかになり得る機微情報評価を支援し、放射線探知及び情報保護に係る将来の研究開発を導く
 - ◇ 核弾頭ライフサイクルの「徹底した (end-to-end)」監視能力の実証及び評価 (弾頭の貯蔵、輸送のモニタリング実証・評価を含む)
 - ◇ CTBTの現地査察に係る開発
 - ◇ 核分裂性物質生産施設、及び機微な米国のサイトにおける査察の監視能力の開発
 - ◇ 英国との監視・検証研究における積極的なパートナーシップ。核弾頭、核分裂性物質及び関係する施設の透明性のある削減及び監視のためのアプローチを開発し、評価するプログラム
 - ◇ 2013年に、軍備管理・不拡散検証技術の研究、開発、実験、評価に1億1,000万ドル以上を資金供給
- 英国及び米国は、後述するように、核弾頭から取り除かれた余剰核分裂性物質の一部あるいは全部を核兵器目的以外の用途に転換して保障措置を適用している。また米国は12月、「核軍縮検証のための国際パートナーシップ」という新たなイニシアティブを発表し、技術的問題のよりよい理解、並びに解決の発展のために米国の核脅威イニシアティブ (NTI) を主要なパートナーとして、核兵器国及び非核兵器国と取り組むとした²³⁷。2014年NPT準備委員会では、NAM諸国が、核軍縮検証のためのIAEA常設

²³³ NPT/CONF.2015/PC.III/13, April 29, 2014.

²³⁴ NPT/CONF.2015/PC.III/15, April 30, 2014.

²³⁵ 核軍縮の検証に関する英米協力では、核弾頭の廃棄に関する装備や手続きに関する問題、機微情報の保護、廃棄プロセスの信頼向上のための技術や手続きなどについて研究開発が行われている。David Cliff, "Future Challenges in Nuclear Verification," *Trust & Verify*, No. 144 (January 2014), p. 2.

²³⁶ NPT/CONF.2015/PC.III/16, May 1, 2014.

²³⁷ Rose Gottenmoeller, "The Vision of Prague Endures," Prague, December 4, 2014, <http://www.state.gov/t/us/2014/>

委員会の設置を求めた²³⁸。

(10) 不可逆性

A) 核弾頭及びその運搬手段の廃棄の実施または計画

米露による新STARTでは、過去に締結された主要な二国間核軍備管理条約と同様に、条約で規定された上限を超える戦略（核）運搬手段については検証を伴う解体・廃棄が義務付けられている。核弾頭の解体・廃棄については、条約上の義務ではないものの、両国は一方的措置として部分的に実施してきた。

両国は、核戦力の廃棄に関する正確な規模や全体像を公表していない。それでも米国からは一定の情報が提供されてきた。米国が4月に公表した内容は、下記のとおりである²³⁹。

- 1994年から2013年にかけて9,952発、また2009年9月末以降では1,204発の核弾頭を廃棄
- 2010年に352発、2011年に305発、2012年に308発、2013年に239発の核弾頭を廃棄

また、米国が2014年NPT準備委員会に提出した報告書には、核戦力の廃棄に関して下記のような情報が記された²⁴⁰。

- 数千発の核弾頭が退役し、運搬プラットフォームから取り除かれ、廃棄を待っている
- 1992年以来、W79、W62、W56、B53を含む12タイプの核弾頭が退役した
- TLAM-N用のW80-0は退役し、廃棄されてきた
- 新STARTに従って、2013年に、24機のB-52Gを廃棄、2機のB-52Hを非核装備の爆撃機に転換、19回の査察をホスト、米国の兵器システムを2回展示
- 50のピースキーパー（ICBM）・サイロを廃棄し、いくつかのSLBM発射機を運用できない状態（inoperable）にした。2013年に5,000万ドルを支出し、2014年もほぼ同額を支出する予定
- 2009年以前に退役した核兵器を2022会計年度までに廃棄する計画。過去5年間に、核兵器の廃棄に2億5,000万ドルを支出

このほかにも、8月には、無能力化されていたマルムストム空軍基地のICBMサイロを廃棄した²⁴¹。

他方、米予算の強制削減（sequestration）の影響により、核兵器の解体にも遅れが出るのではないかと見られている²⁴²。2015年予算案では、核兵器解体に係る経費が5,430万ドルから3,000万ドルに削減されたため、計画された2022年までの核弾頭解体計画を完了できないかもしれないと報じられた²⁴³。また米会計検査院（GAO）も、2009年以前に退役したすべての核弾頭を2022年までに解体するとしたNNSAの計画について、この遵守を評価する方法が不明確で、ミスリーディングだと批判した²⁴⁴。

234675.htm. また、Bureau of Arms Control, Verification and Compliance, the U.S. Department of State, “An International Partnership for Nuclear Disarmament Verification,” Fact Sheet, December 4, 2014, <http://www.state.gov/t/avc/rls/234680.htm>.

²³⁸ “Statement by Indonesia, on behalf of Non-Aligned Movement,” at the Third Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Cluster 2, New York, May 1, 2014.

²³⁹ U.S. Department of State, “Transparency in the U.S. Nuclear Weapons Stockpile,” Fact Sheet, April 29, 2014, <http://www.state.gov/t/avc/rls/225343.htm>. また、これに関する分析としては、Hans M. Kristensen, “US Nuclear Weapons Stockpile Number Declassified: Only 309 Warheads Cut By Obama Administration,” *FAS Strategic Security Blog*, April 29, 2014, <http://blogs.fas.org/security/2014/04/nuclearstockpile/#lightbox/0/>.

²⁴⁰ NPT/CONF.2015/PC.III/16, May 1, 2014.

²⁴¹ Jenn Rowell, “Last of Deactivated Malmstrom Missile Silos Eliminated,” *Great Falls Tribune*, August 6, 2014, <http://www.greatfalls Tribune.com/story/news/local/2014/08/06/last-deactivated-malmstrom-missile-silos-eliminated/13683811/>.

²⁴² Diane Barnes, “DOD Nonproliferation Work to Suffer Under Budget Cuts,” *Global Security Newswire*, March 4, 2013, <http://www.nti.org/gsn/article/nuclear-nonproliferation-activities-suffer-under-budget-cuts-hagel/>.

²⁴³ “The U.S. Might Slow Down Warhead Disassembly for Lack of Funds,” *Global Security Newswire*, March 31, 2014, <http://www.nti.org/gsn/article/funding-cut-may-stretch-us-timeline-warhead-dismantlement/>.

²⁴⁴ United States Government Accountability Office, “Actions Needed by NNSA to Clarify Dismantlement Performance

フランスは、2014年NPT準備委員会に提出した報告書で、以下のような取組について報告した²⁴⁵。

- M4級SSBNの解体を開始
- 空中配備コンポーネントを大幅に削減し、ジャガー及びミラージュIII航空機に搭載されるAN-52の退役・解体（1991年に発表）、並びにミラージュIV戦略航空機を核任務から退役（1996年）
- 2008年に空中発射コンポーネントを3分の1削減する決定を発表。削減は2013年に完了し、すべての退役兵器を解体

英国防省は、情報公開法に基づいて公表された資料によれば、トライデントSLBMに搭載される核弾頭について、2020年までに180発を超えない規模に削減するという目標に向けて、年3発のペースで解体してきた²⁴⁶。2002年以来、原子兵器エスタブリッシュメント（AWE）は「ストックパイル削減計画」を実施し、トライデントに搭載されてきた核弾頭の廃棄を進めており、廃棄待ちの核弾頭はコールポート英国海軍兵器廠（Royal Naval Armaments Depot Coulport）などに保管されている²⁴⁷。

B) 核兵器関連施設などの解体・転換

中国、フランス及び米国は、2014年NPT準備委員会に提出したそれぞれの報告書で、核兵器関連施設などの解体・転換に関して以下のような報告を行った。なお、それらのほとんどは2014年以前に着手され、作業が完了または継続しているもので、2014年に新たに取組まれたものではない。

- 中国²⁴⁸：青海省の核兵器研究・開発ベースを公式に閉鎖
- フランス²⁴⁹
 - ◇ 1996年に核兵器用核分裂性物質生産ユニットの解体を決定。完全かつ不可逆的な解体を目指しており、廃棄オペレーションに60億ユーロを支出
 - ◇ ピエールラット（Pierrelatte）濃縮施設プラントを完全に解体。マルクール（Marcoule）再処理施設の解体は1997年に開始し、2035年まで続く予定
 - ◇ マルクールプルトニウム生産炉（3基）解体の第一段階が終了し、第二段階は2035年まで続く予定
- 米国²⁵⁰
 - ◇ 核ストックパイルを維持するのに必要なサイトの数を統合。現在の核複合体はより小さくなっている
 - ◇ 1980年には18のサイトで形成されていた核複合体は、現在は8つに縮小
 - ◇ 1987年に核兵器用プルトニウムの生産を停止し、ハンフォード・サイト及びサバンナリバー・サイトのプルトニウム生産炉を閉鎖。ハンフォードの再処理プラントを閉鎖・解体
 - ◇ 1964年に核兵器用HEUの生産を停止し、K-25濃縮コンプレックスを閉鎖。ポーツマス及びパデューカ（Paducah）の濃縮プラントを民生用に転換
 - ◇ 核燃料生産センター（Feed Materials Production Center）、プルトニウム・ピット生産施設、並びに

Goal.” Report to the Subcommittee on Energy and Water Development, Committee on Appropriations, U.S. Senate, April 2014, p. 22. また、Diane Barnes, “GAO: U.S. Gives Clouded View of Nuclear-Arms Dismantlement,” *Global Security Newswire*, May 5, 2014, <http://www.nti.org/gsn/article/gao-us-risks-nuclear-arms-disassembly/>.

²⁴⁵ NPT/CONF.2015/PC.III/14, April 25, 2014.

²⁴⁶ Rob Edwards, “UK’s Nuclear Weapons being Dismantled under Disarmament Obligations,” *Guardian*, August 11, 2013, <http://www.theguardian.com/uk-news/2013/aug/11/uk-nuclear-weapons-dismantled-trident>.

²⁴⁷ “The UK Ministry of Defense’s Response to a Freedom of Information Act request Filed by Journalist Rob Edwards,” July 25, 2013, <http://robedwards.typepad.com/files/mod-foi-response-on-dismantling-nuclear-weapons.pdf>.

²⁴⁸ NPT/CONF.2015/PC.III/13, April 29, 2014.

²⁴⁹ NPT/CONF.2015/PC.III/14, April 25, 2014.

²⁵⁰ NPT/CONF.2015/PC.III/16, May 1, 2014.

- 核兵器構成部品のためのマウンド (Mound) 及びピネラス (Pinellas) プラントを閉鎖・解体
- ◇ オークリッジY-12国家安全保障複合施設内に新たに建設される施設 (HEU Materials Facility) に HEU貯蔵を統合
 - ◇ ピットに含まれていないプルトニウム (Non-pit Pu) をK-エリア物質貯蔵施設に統合

C) 軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄や平和目的への転換など

軍事目的に必要な核分裂性物質の宣言に関して、2014年には必ずしも新たな進展は見られなかった。

米国は、2014年NPT運用検討会議準備委員会に提出した報告で、新しい情報や措置の実施ではないものの、軍事的・非軍事的利用のための兵器計画によって生産されたプルトニウム及びHEUの総量に加えて、それらの処分の状況に関する以下のような情報を公表した²⁵¹。

- 2009年のプルトニウムの在庫は95.4トン。1994～2007年に、米国は61.5トンのプルトニウムを余剰として申告し、核弾頭の使用のための核分裂性物質としてのさらなる使用から除去
- 2004年のHEUの在庫は686.6トン。1994年及び2005年に、計374トンのHEUが、核弾頭内の核分裂性物質としてのさらなる使用から除去
- 上記のうち、現在までに140トン以上のHEUを希釈
- 最大160トンの余剰HEUは、海軍艦船の推進用の燃料に利用
- 17.4トンのHEUは、米国燃料供給保証 (American Assured Fuel Supply) での使用のため、保障措置の適用が可能な特定された施設 (facilities eligible for safeguards) において低濃縮ウラン (LEU) に希釈
- 46.6トンのHEUは、IAEA保障措置の下で希釈
- 米露HEU購入合意の下で、ロシアの核兵器起源HEUの500トンをLEUに転換し、米国の原子力発電炉で使用。相互的な透明性モニタリングを実施

米国の余剰プルトニウム処分は、計画の遅れが続いている。混合酸化物 (MOX) 燃料製造施設 (MFFF) 建設コストの高騰などもあり、NNSAは2013年10月、施設建設の遅れにより、余剰プルトニウム処理のための選択肢に関する評価を2014年春までに完了することはできないであろうとの見通しを示した²⁵²。2014年3月に提出された2015会計年度の予算教書でも、MFFFについては「コールド・スタンドバイ・モード」(通常は稼働させずに待機させておく状態)で運営するとされた。計画の遅れや大きな変更は、ロシアの核兵器起源プルトニウムの処分に影響を及ぼすとも指摘されている²⁵³。

ロシアは、余剰の核兵器級プルトニウムの廃棄は考えておらず、高速増殖炉BN-600及びBN-800での使用によって処分することを計画している²⁵⁴。英国は、軍事目的に必要なすべての核物質が国際的な保障措置下にあることを明らかにしている²⁵⁵。

(11) 軍縮・不拡散教育、市民社会との連携

2014年NPT準備委員会で、日本など36カ国 (豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、エジプト、ドイツ、インドネシア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、

²⁵¹ Ibid.

²⁵² Douglas P. Guarino, "Administration Revises Timeline for Plutonium Disposition Review," *Global Security Newswire*, October 11, 2013, <http://www.nti.org/gsn/article/administration-revises-timeline-plutonium-disposition-review/>.

²⁵³ Mark Holt and Mary Beth Nilitin, "Mixed-Oxide Fuel Fabrication Plant and Plutonium Disposition: Management and Policy Issues," *CRS Report for Congress*, June 25, 2013.

²⁵⁴ Tom Clements, Edwin Lyman and Frank von Hippel, "The Future of Plutonium Disposition," *Arms Control Today*, Vol. 43, No. 6 (July/August 2013), pp. 9-10.

²⁵⁵ NPT/CONF.2015/PC.III/15, April 30, 2014.

ノルウェー、フィリピン、ポーランド、スウェーデン、トルコ、UAEなど)は、2010年NPT運用検討会議の最終文書で示された軍縮・不拡散教育に関する提言(行動22)を強調し、軍縮・不拡散教育や市民社会との連携の重要性を主張した²⁵⁶。また、国連総会でもこの問題に関する決議が採択された²⁵⁷。

軍縮・不拡散教育や市民社会との連携については、様々な取組がなされている。たとえば、日本は2014年NPT準備委員会で、被爆者の証言を外務省のホームページに掲載していること²⁵⁸、あるいは4月のNPDI外相会合の際にNPDI各国の若者が参加する「ユース非核交流プログラム」を開催したことなどを報告した²⁵⁹。また、米務省が2010年より開始した「プラハ世代(Generation Prague)」プロジェクトは、若手の専門家、学生などとの「協力のフォーラム・枠組み」を提供するものであり、その国際的な拡大を模索している²⁶⁰。EUは、EU不拡散・軍縮コンソーシアムによるEラーニングのための機器の開発、並びにインターンシップ・プログラムの実施に、3年間で85万ユーロを支出する。このほかに、オランダも、ウィーン軍縮・不拡散センターのトレーニング・プログラム、並びにオランダの研究所が開催するWMD不拡散のサマースクールへの財政支援を行っている²⁶¹。豪州は核不拡散・軍縮センター(豪州国立大学)の『核兵器:現状』²⁶²、またスイスはジェームズ・マーティン不拡散研究センター(モンレー国際大学)の『2010年NPT行動計画の履行』²⁶³及びリーチング・クリティカル・ウィルの『NPT行動計画モニタリング報告』²⁶⁴といった、核軍縮・不拡散を巡る動向を分析し、評価した報告書の作成に資金供与した。

近年のNPT運用検討会議及びその準備委員会、並びに国連総会第一委員会では、NGOなどが参加するサイドイベントが開催されている²⁶⁵。2014年NPT準備委員会ではオーストリア、エジプト、フランス、ドイツ、日本、オランダ、メキシコ、ノルウェー、フィリピン、スイス、英国、米国などが、また2014年の国連総会第一委員会ではオーストリア、エジプト、ドイツ、インドネシア、カザフスタン、日本、オランダ、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、米国などが、そうしたサイドイベントを開催した²⁶⁶。

「市民社会との連携」に関しては、各国政府が核軍縮・不拡散に関する情報をどれだけ国内外の市

²⁵⁶ “Joint Statement on Disarmament and Non-Proliferation Education,” at the Third Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Cluster 1, New York, April 30, 2014.

²⁵⁷ A/RES/69/65, December 11, 2014. 共同提案国は、豪州、オーストリア、ブラジル、カナダ、チリ、ドイツ、インド、インドネシア、日本、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、フィリピン、ポーランド、南アフリカ、スウェーデン、米国。

²⁵⁸ 外務省「被爆者証言」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hibakusya/index.html>。英語版は、Ministry of Foreign Affairs of Japan, “Testimony of Hibakusha (Atomic Bomb Survivors),” http://www.mofa.go.jp/policy/un/disarmament/arms/testimony_of_hibakusha/index.html。

²⁵⁹ NPT/CONF.2015/PC.III/4, April 21, 2014.

²⁶⁰ Kelsey Davenport, “Profile: State Dept. Targets ‘Generation Prague,’” *Arms Control Today*, Vol. 44, No. 7 (September 2014), pp. 41-43.

²⁶¹ NPT/CONF.2015/PC.III/20, May 21, 2014.

²⁶² Ramesh Thakur and Gareth Evans, eds., *Nuclear Weapons: The State of Play* (Canberra: Centre for Nuclear Non-Proliferation and Disarmament, 2013).

²⁶³ Gaukhar Mukhozhanova, “Implementation of the Conclusions and Recommendations for Follow-on Actions Adopted at the 2010 NPT Review Conference: Disarmament Actions 1-22,” James Martin Center for Nonproliferation Studies, April 2014.

²⁶⁴ Reaching Critical Will, “NPT Action Plan Monitoring Reports,” March 2014.

²⁶⁵ 2014年NPT運用検討会議準備委員会では、広島県が主催し、広島県知事及び広島市長などがパネリストとして参加した会合「2015年NPT運用検討会議に向けて: 広島の実験を活かして (Toward the 2015 NPT Review Conference: Putting Hiroshima’s Experience into Action for the Future)」<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom14/events/30April-HiroshimaPrefecture.pdf> も開催された。

²⁶⁶ リーチング・クリティカル・ウィルのレポート (NPT News in Review (2014); First Committee Monitor (2014)) を参照。

民に向けて提供しているかも判断材料となろう。調査対象国のうち、豪州、オーストリア、ベルギー、カナダ、中国、フランス、ドイツ、日本、ニュージーランド、スウェーデン、スイス、米国、英国といった国々のホームページ（英語版）では、（核）軍縮・不拡散に関するセクションが設けられ、程度の差はあるものの他国と比べて充実した情報が掲載されている。

最後に、近年の動きとして、核兵器製造に携わる組織や企業などへの投資の禁止や投資の引揚げ（divestment）を定める国が出始めている。スイス及びルクセンブルグでは、核兵器のための投資を制限する国内法が制定された。また、核兵器に関係する企業への投資を行わないとのポリシーを明確にしている銀行や投資ファンドもある²⁶⁷。

(12) 広島での平和記念式典への参列

8月6日に広島で開かれた平和記念式典には、日本からは安倍晋三首相及び岸田外相が参列した。また、68カ国とEU代表部からの参列がなされた。このうち、日本以外の本調査対象国の参列状況は下記のとおりである。

- 大使：オーストリア、ベルギー、ドイツ、インドネシア、イラン、イスラエル、オランダ、ニュージーランド、英国、米国
- 大使以外：豪州、ブラジル、カナダ、フランス、エジプト、インド、カザフスタン、韓国、メキシコ、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、ポーランド、ロシア、スウェーデン、シリア（このうち、豪州、ブラジル、カナダ、フランス、カザフスタン、メキシコ、パキスタン、ポーランドは、過去3年間に大使による参列があった）
- 不参加：チリ、中国、サウジアラビア、南アフリカ、スイス、トルコ、UAE、北朝鮮（このうち、スイス、南アフリカは、過去3年間に1回以上の参列があった）

²⁶⁷ 核兵器に関係する企業への銀行及び投資ファンドの動向については、IKV Pax Christi and ICAN, “Don’t Bank on the Bomb: A Global Report on the Financing of Nuclear Weapons Producers,” October 2013を参照。

2. 核不拡散*

(1) 核不拡散義務の遵守

A) 核兵器不拡散条約 (NPT) への加入

2014年末時点で、核兵器不拡散条約 (NPT) には190カ国 (バチカン市国を含む) が加入している。国連に加盟する193カ国のうち、非締約国は、2011年7月に独立して国連に加盟した南スーダン (核兵器は保有していない)、1998年に核実験を実施し、核兵器の保有を公表したインド及びパキスタン、並びに核兵器を保有していると広く考えられているイスラエルの4カ国である。南スーダンは、2014年12月にベンジャミン (Barnaba M. Benjamin) 外相が、NPTへの早期の加入によるなどして、世界的な不拡散の規範に従うとのコミットメントを繰り返した²⁶⁸。また、北朝鮮は、1993年及び2003年の2回にわたってNPTからの脱退を宣言したが、NPT締約国は同国の条約上の地位に関する解釈を明確にしていない。北朝鮮は、国連安全保障理事会決議などで求められている「NPTへの早期の復帰」に応じていない。

B) NPT 第1条及び第2条、並びに関連安保理決議の遵守

北朝鮮

NPT成立以降、第1条または第2条に違反したとして、国連など国際社会から公式に認定された締約国はない。しかしながら、NPT脱退を宣言した北朝鮮に関しては、脱退が法的に無効であるとすれば、あるいは脱退の効力発生前に核兵器を保有していたとすれば、その核兵器の取得は第2条に違反する行為となる。北朝鮮による核不拡散義務への不遵守については、米国が見解を明確に示している。米 국무省が公表した軍縮・不拡散条約の遵守状況に関する報告書では、北朝鮮が、「2003年にNPTからの脱退を通告した時に、NPT第2条及び第3条、並びに国際原子力機関 (IAEA) 保障措置協定に違反していた」²⁶⁹との判断が明記された。なお、この報告書では、イランについては「IAEA保障措置協定及び国連安保理決議の下での義務に違反している」、またシリアについては「NPT及び保障措置協定の下での義務への違反が続いている」として²⁷⁰、いずれもIAEA包括的保障措置協定への遵守を規定するNPT第3条1項違反だとしたが、第2条違反には言及していない。

北朝鮮に対する国連安保理決議1718 (2006年10月) では、国連憲章第7章の下での決定として、「北朝鮮が、すべての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄すること、核兵器の不拡散に関する条約の下で締約国に課される義務、及び国際原子力機関 (IAEA) 保障措置協定 (IAEA INFCIR/403) に定める条件に厳格に従って行動すること、並びに、これらの要求に加え、透明性についての措置 (IAEAが要求し、かつ、必要と認める個人、書類、設備及び施設へのアクセスを含む。) をIAEAに提供すること」²⁷¹が明記された。弾道ミサイルについても、その「計画に関連するすべての活動を停止し、かつ、この文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認することを決定」した。しかしながら、北朝鮮は安保理決議の決定を無視し、逆に、核兵器及び弾道ミサイルに係る活動を積極的に継続していると見られる (第1章3項(c)を参照)。2007年3月を最後に開催が途絶えている六者会合は、いずれの参加国も、その再開に反対していない。北

* 第2章「核不拡散」は、戸崎洋史により執筆された。

²⁶⁸ “South Sudan: Foreign Minister Benjamin Calls for Redoubled International Commitment,” Press Release, December 4, 2014, <http://allafrica.com/stories/201412200148.html>.

²⁶⁹ U.S. Department of State, “Adherence to and Compliance with Arms Control, Nonproliferation, and Disarmament Agreements and Commitments,” July 2014, pp. 24-32.

²⁷⁰ Ibid.

²⁷¹ S/RES/1718, October 14, 2006. 2009年4月の北朝鮮による核実験に対して採択された安保理決議1874 (2009年6月) でも、「北朝鮮に対し、関連する安全保障理事会決議 (特に決議第1718号 (2006年10月)) の義務を直ちにかつ完全に遵守すること」などが要求された。

朝鮮も、崔龍海特使が2014年11月にロシアでプーチン大統領と会談した際に、「前提条件なしに六者会合を再開すべく継続的な努力を行うこと、並びに再開に好ましい雰囲気と環境を構築することといった問題を議論した」ことを明らかにした²⁷²。しかしながら、北朝鮮は、その再開に向けて日米韓が求める、「北朝鮮による非核化に向けた明確な意思」を示しておらず、六者会合の再開は2014年も実現しなかった。

イラン

イランに対しては、国連安保理決議1737（2006年12月）で、国連憲章第7章の下での決定として、「研究開発を含むあらゆる濃縮関連・再処理活動」、「重水を減速材とした研究用反応炉の建設を含むあらゆる重水関係プロジェクトにおける活動」の中止が明記された²⁷³。しかしながらイランは、これに反して、NPT第4条で定められた原子力平和利用に係る「すべての締約国の奪い得ない権利」を主張して、濃縮ウランの生産を継続した。

イランは2013年9月以降、E3/EU+3（中、仏、独、露、英、米、欧州連合（EU）上級代表）と核問題解決に向けた協議を続け、同年11月に暫定的な措置を盛り込んだ「共同行動計画（JPOA）」²⁷⁴が合意された。

JPOAでは、E3/EU+3とイランとの「交渉の目標が、イランの核計画が平和的であることを確保する、相互に合意された長期的で包括的な解決に至ることである」とした上で、その解決に向けて6カ月の間に実施される「第一段階の要素」、並びに1年以内に交渉を終了して履行を開始する「包括的解決の最終段階の要素」が列挙された。

6カ月間の「第一段階」では、イラン及びE3/EU+3がそれぞれ、以下のような措置（抜粋）をとることとなった。

➤ イラン

- ◇ 20%濃縮ウランの半分をテヘラン研究炉（TRR）用の燃料製造用の在庫として酸化物の形態で保管し、残る20%濃縮ウランを5%以下に希釈
- ◇ 6カ月間は5%を超えるウラン濃縮を行わない
- ◇ ナタンツ及びフォルドウの濃縮施設、並びに重水炉（IR-40）における活動を進展させない
- ◇ 新たな場所での濃縮を実施しない
- ◇ 再処理及び再処理用施設の建設を行わない
- ◇ IAEAによる監視の強化

➤ E3/EU+3

- ◇ イランによる原油の輸出に必要な保険や輸送のサービスに対する制裁措置の停止
- ◇ イランからの石油化学製品の輸出、並びに金その他の貴金属に関する米国及びEUの制裁を停止
- ◇ イランの自動車産業に対する米国の制裁の停止、並びにイランの民生用航空産業に対するフライト安全確保のための予備品の供給など
- ◇ 国連安保理及びEUによる核関連の新たな制裁を発動せず、米国は核関連の新たな制裁の発動を自制
- ◇ イランが国外で得る石油の収入を用いた、国内のニーズのための人道的貿易を促進するための

²⁷² “Special Envoy of Kim Jong Un Visits Russia,” *Korean Central News Agency*, November 25, 2014, <http://www.kcna.co.jp/item/2014/201411/news25/20141125-13ee.html>.

²⁷³ S/RES/1737, December 23, 2006. イラン核問題に関してその後採択された安保理決議1803（2008年3月）及び1929（2010年6月）でも、同様のことが要求された。

²⁷⁴ “Joint Plan of Action,” Geneva, November 24, 2013, <http://www.theguardian.com/world/interactive/2013/nov/24/iran-nuclear-deal-joint-plan-action>.

資金経路の確立

またJPOAには、1年以内に交渉を終了して履行を開始する「包括的解決の最終段階の要素」として、以下のような内容が盛り込まれた。

- 相互に合意される長期にわたる期間
- NPT及びIAEA保障措置協定の下での権利及び義務の反映
- 安保理、複数国あるいは単独での核関連の制裁措置の完全な解除
- 実際上のニーズに整合した、相互に合意されたパラメーター（濃縮活動の範囲、レベルの制限、濃縮能力、濃縮ウランの在庫量など）での、相互に合意された濃縮の計画
- 重水炉（IR-40）に関する懸念の完全な解決、並びに再処理及び再処理用施設の建設を行わないこと
- 合意された透明性措置、強化された監視の完全な履行。イランによるIAEA追加議定書の批准及び履行
- 民生用の原子力協力

JPOAの第一段階措置の実施は、2014年1月20日に開始された。同日、イランはナタンツとフォルドゥの濃縮施設で5%を超えるウラン濃縮活動を中止し、20%濃縮ウランを5%未満に希釈する作業を開始した。IAEAはこれらに加えて、アラクの重水炉の建設などについても新たな進展がないことを確認した²⁷⁵。これに対して、米国²⁷⁶及びEU²⁷⁷は、イランとの合意に基づいて制裁の一部緩和を実施するとの声明をそれぞれ発表した。これにより、イラン産の石油化学製品や貴金属類の禁輸措置が停止され、保険など金融サービスの引き受けも解除されるとともに、イランは制裁で送金が停止されていた原油の売上金を分割で受け取る（月あたり約7億ドル）ことが可能になった。

同年7月20日に第一段階措置の履行期限を迎えたが、IAEAは同日付の報告書で、イランが合意内容を下記のように履行したことを確認した²⁷⁸。

- 申告された施設で5%を超える濃縮ウランを生産していない
- 保有する濃縮度20%のウランの半分を5%程度にまで希釈し、残り半分については酸化ウランへの転換プロセスに送られた
- ナタンツ及びフォルドゥの濃縮プラント、並びにアラクの重水炉における活動を進展させていない
- 再処理関連活動を実施していない
- ナタンツ及びフォルドゥの濃縮施設に対する（IAEA査察員の）日々のアクセスの提供を継続している

その翌日、米国も第一段階措置の履行に関するサマリーを公表し、イランが「極めて重要なコミットメントを履行し、国際社会の最大の懸念に対処するためのステップを取ってきた」こと、また「IAEAへの情報の提供とともに、より頻繁で侵入度の高い査察を含め、その核計画のより高い透明性を提供してきた」ことを評価したが、同時に「イランは依然として厳しい経済的な挑戦に直面しており、共同行動計画の下で提供された限定的な（制裁の）緩和は、イラン経済を『修復』させていない」（括弧内引用者）ことを強調した²⁷⁹。

他方、「包括的解決」に係る措置は、第一段階措置の期限とされた7月20日までの成立が目指された

²⁷⁵ GOV/INF/2014/1, January 20, 2014.

²⁷⁶ U.S. Department of State, “Implementation of the Joint Plan of Action from November 24, 2013 in Geneva Between the P5+1 and The Islamic Republic of Iran and Provision of Limited, Temporary, and Targeted Sanctions Relief,” January 20, 2014, <http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2014/01/220054.htm>; U.S. Department of State, “Overview of Temporary Suspension of Certain U.S. Sanctions Pursuant to the Initial Understanding Between the P5+1 and Iran,” January 20, 2014, <http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2014/01/220046.htm>.

²⁷⁷ Council of the European Union, “Iran: EU Suspends Certain Sanctions as Joint Plan of Action Enters into Force,” January 20, 2014, http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/EN/foraff/140660.pdf.

²⁷⁸ GOV/INF/2014/16, July 20, 2014.

²⁷⁹ U.S. Department of State, “Summary of Understandings Related to the Implementation and Extension of the Joint Plan of Action,” July 22, 2014, <http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2014/07/229658.htm>.

ものの、イランが保有・稼働する遠心分離機の規模、合意された措置や制限が実施される期間、並びに
対イラン制裁の緩和・解除のあり方などを巡り折り合いがつかず、合意には至らなかった。このた
めE3/EU+3とイランは、JPOAに基づいて11月24日までの合意を目指すこと、その間は第一段階の措置
を継続することに合意した。

イランは7月20日以降も第一段階措置を概ね履行しており、IAEAがイラン問題に関して毎月作成し
ている報告書でもこのことが確認されてきた²⁸⁰。9月の報告書では、イランが引き続き監視・検証を
受け入れていること、5%を超える濃縮活動を申告された施設では実施していないこと、20%に濃縮
された六フッ化ウラン(UF6)のストックを保有していないことなどが明記された²⁸¹。またイランは、
アラクの重水炉の設計を変更し、プルトニウムの生産量を年間1kg以下にするとの提案を行っていた
が²⁸²、サレヒ(Ali Akbar Salehi)原子力庁長官は8月に、その作業を開始したことを明らかにした(た
だし、確認はされていない)²⁸³。なお、11月の報告によれば、イランがナタンツ及びフォルドウの濃
縮施設に、IR-1を1万8,000基、これよりも5倍の濃縮能力を持つ改良型のIR-2mを約1,000基設置して
いる。

他方、イランのJPOA履行に関して、2つの問題が浮上した。1つは、IAEAの11月の報告では、イラ
ンがより先端的な遠心分離機であるIR-5などに断続的にUF6を注入していたことが報告されたこと
である²⁸⁴。新型遠心分離器の稼働試験だった可能性が指摘されているが、米務省の記者会見によれば、
米国がこれをJPOAに反する行為として問題視し、イランはその停止に応じた²⁸⁵。もう1つは、イラン
が安保理決議に違反し、IR-40用の装備を不法に取得しているとして、米国が12月に安保理制裁委員会
専門家パネルに通告したことである。米国の申し立ては専門家パネルによる11月の報告(非公表)に
詳述され、遠心分離機関係の調達は相対的に減少しているが、IR-40重水炉に関する調達は逆に増加し
ていることが記載された²⁸⁶。これに対して、イラン原子力庁(AEOI)は、アラク重水炉のための装備
の購入については承知していないが、「購入はジュネーブ合意(JPOA)に違反しておらず、合意には
装備をインストールしないことが含まれているものの、それらの購入には言及していない」として、
JPOA違反との主張に反論した²⁸⁷。

「包括的解決」に係る措置の成立に向けた協議は、断続的に行われた。しかしながら、遠心分離機
の規模、並びに制裁措置の緩和・解除などを巡る当事国の意見の相違は容易には埋まらなかった。そ
の結果、E3/EU+3とイランは、交渉期限を延長し、2015年3月末までに「枠組み合意」を、また同年6
月末までに最終合意を目指すことで合意した。この間、イランは第一段階措置の実施を継続すると
ともに、先端的な遠心分離機の研究開発の制限、遠心分離機生産施設へのIAEAの追加的なアクセス、20%

²⁸⁰ IAEAのイラン問題に関する報告書は非公表だが、科学・国際安全保障研究所(ISIS)のホームページ(<http://isis-online.org/iaea-reports/category/iran/#2014>)に掲載されている。

²⁸¹ GOV/2014/43, September 5, 2014.

²⁸² “Iran Scaling Down Plutonium Production Plans,” *Associated Press*, June 12, 2014, <http://abcnews.go.com/International/wireStory/iran-scales-plutonium-production-plans-24101180>.

²⁸³ “Iran Modifies Arak Reactor over Nuclear Concerns,” *i24 News*, August 27, 2014, <http://www.i24news.tv/app.php/en/news/international/middle-east/41636-140827-iran-modifies-arak-reactor-over-nuclear-concerns>.

²⁸⁴ GOV/2014/58, November 7, 2014.

²⁸⁵ Jen Psaki, “Daily Press Briefing,” U.S. Department of State, November 10, 2014, <http://www.state.gov/r/pa/prs/dpb/2014/11/233921.htm>.

²⁸⁶ Colum Lynch, “U.S. Accuses Iran of Secretly Breaching U.N. Nuclear Sanctions,” *Foreign Policy*, December 8, 2014, <http://foreignpolicy.com/2014/12/08/us-accuses-iran-of-secretly-breaking-un-nuclear-sanctions-exclusive/>.

²⁸⁷ “Purchase of New Equipment for Arak Heavy Water Reactor Not against Geneva Deal,” *FARS News Agency*, December 9, 2014, http://english.farsnews.com/newstext.aspx?nn=13930918000386&mkt_tok=3RkMMJWWfF9wsRokvKnBZKXonjHpfsX57eQkWKSg38431UFwdcjKPmjr1YEJScJ0aPyQAgobGp515FEIQ7XYTLB2t60MWA%3D%3D.

濃縮ウランのさらなる転換を合意したとされる²⁸⁸。これに対してE3/EU+3も、新たな経済制裁を行わず、また制裁で凍結中のイランの一部資産を毎月7億ドル分解除する。

交渉期限の再延長後、12月にE3/EU+3とイランの協議がジュネーブで再開された。

脱退問題

NPT第10条1項は条約からの脱退について規定しているが、そのプロセスについては明確性に欠けるところがある。北朝鮮によるNPT脱退宣言以降、日本、韓国及び他の西側諸国は、NPT締約国が条約に違反して核兵器（能力）を取得した後にNPTから脱退するのを防止すべく、NPT脱退の権利が濫用されないようにすること、あるいは締約国である間に取得された核物質が核兵器に使用されないようにするための施策を講じることなどを行うべきだと主張してきた。2014年のNPT準備委員会でも、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）、カナダ、フランス、韓国、米国などがそうした主張を繰り返し、NPT脱退の権利の濫用に対して注意を促した²⁸⁹。

中国及びロシアは、脱退問題に関して必ずしも明確な態度を示しているわけではない。中国は、「NPT脱退に対する詳細な措置を検討し、脱退を難しくするための国際社会の取組を支持する」²⁹⁰としているが、具体的な施策を提示しているわけではない。またロシアは、「NPT脱退問題は極めて重要だと認識している。第10条の改正を導くべきではないと考えているが、潜在的な条約脱退の手続き及び結果に関する合意された提言の発展に関して、建設的な意見交換が必要であることを支持する」²⁹¹という立場を述べるにとどまっている。

非同盟運動（NAM）諸国を中心に、NPT脱退を規定した条約第10条を変更する必要はなく、また脱退も締約国の権利であるとして、脱退の厳格化に批判的な主張も根強い²⁹²。南アフリカは、脱退の権利は解釈問題ではないと主張し、ブラジルは脱退のケースについて懸念を共有しつつも、懲罰を課すより条約に留まるインセンティブを提示することに焦点を当てるべきだとした²⁹³。イランは、「NPT脱退の権利の再解釈あるいは制限のための提案にコンセンサスはなく」、「NPTの規定を超えた、あるいは脱退するという締約国の主権を制限したり条件づけたりするような、第10条に関するいかなる提案も受け入れられない」²⁹⁴と述べるとともに、NPT「脱退のような重要でない問題」ではなく、非締約国をどのように加入させるかを検討することが適切だと主張した²⁹⁵。

C) 非核兵器地帯

非核兵器地帯条約は、これまでにラテンアメリカ（トラテロルコ条約：1967年署名、1968年発効）、南太平洋（ラロトンガ条約：1985年署名、1986年発効）、東南アジア（バンコク条約：1995年署名、1997年発効）、アフリカ（ペリンダバ条約：1996年署名、2009年発効）、中央アジア（中央アジア非核兵器地帯条約：2006年署名、2009年発効）で成立し、いずれも発効している。またモンゴルは、1992年に

²⁸⁸ “Iran to Limit Centrifuge R&D under Extension,” *Al Monitor*, December 1, 2014 <http://www.al-monitor.com/pulse/originals/2014/12/irantermsofextensionnucleardeal.html#>; Gary Samore, “Iran Nuclear Negotiations: The Last Extension?” Testimony before the Committee on Foreign Affairs, U.S. Senate, December 3, 2014.

²⁸⁹ たとえば、NPDIが提出した作業文書を参照。NPT/CONF.2015/PC.III/WP.13, March 25, 2014.

²⁹⁰ NPT/CONF.2015/PC.III/13, April 29, 2014.

²⁹¹ NPT/CONF.2015/PC.III/17, April 25, 2014.

²⁹² Reaching Critical Will, *NPT News in Review*, Vol. 11, No. 9 (May 2, 2013), p. 4; Reaching Critical Will, *NPT News in Review*, Vol. 11, No. 10 (May 3, 2013), p. 3.

²⁹³ Mia Gandenberger, “News in Brief,” *NPT News in Review*, Vol. 12, No. 8 (May 7, 2014), p. 5.

²⁹⁴ “Statement by Iran,” at the Third Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Cluster 3 Specific Issues, New York, May 7, 2014.

²⁹⁵ *Ibid.*

国連総会で自国の領域を一国非核兵器地帯とする旨宣言し、1998年の国連総会ではモンゴルの「非核の地位」に関する宣言を歓迎する決議²⁹⁶が採択された。ラテンアメリカ、東南アジア及び中央アジアの非核兵器地帯条約に関しては、域内のすべての非核兵器国が締約国となっている。

非核兵器地帯の新たな設置も提案されてきたが、進展していない。2010年NPT運用検討会議で合意された、中東非大量破壊兵器（WMD）地帯に関する国際会議（以下、中東会議）の開催は、2014年も実現できなかった²⁹⁷。2014年のNPT準備委員会では、ファシリテーターを務めるフィンランドのラーヤバ（Yaako Laayava）大使が、中東会議の議題、態様及び手続き事項を巡り、アラブ諸国とイスラエルの間に依然として大きな意見の相違があると報告した²⁹⁸。

中東会議の開催に向けてイスラエルを含む中東諸国などが参加して協議する非公式会合は、2013年10月にグリオン（スイス）で初めて開かれた。2014年には3月、5月、6月と3回の会合が行われたが（シリアは初回から、またイランは2013年11月の2回目以降の会議に欠席）、6月の第5回会合でも中東会議の開催には合意できなかった。非公式会合での議論の内容は公表されていないが、報道によれば、イスラエルは、地域における永続的な平和を構築するための幅広い努力の一環となる場合にのみ中東会議に参加すると主張し、非WMD地帯構築の最初のステップとして中東諸国が信頼醸成措置（CBM）を開始することを求めた。これに対してアラブ諸国は、そうしたCBMはWMDの完全な廃棄のための受け入れ可能な代替ではないと述べ、両者の意見の相違は解消されなかった²⁹⁹。このほかに、イランが、中東会議は運用検討会議プロセスの補助フォーラムのような形で扱われるべきだと主張している点も注目される³⁰⁰。

こうした状況でも、アラブ諸国が、2014年NPT準備委員会への参加をボイコットすることはなく、2013年準備委員会でエジプトが行ったような途中退席も行わなかった。また、会議の議事進行を妨げるような行為も見られなかった。もちろん、これはアラブ諸国が中東会議を巡る問題に関して穏健化したことを意味するわけではない。アラブ諸国が提出した作業文書では、現在の「受け入れ難い状況を導いてきたネガティブな進展」として、たとえば以下のような点を挙げて、強い不満を表明した³⁰¹。

- 16カ月にわたってファシリテーター及びホスト国の選定が遅れたこと
- イスラエルはNPT締約国ではなく、アラブ諸国がイスラエル参加を説得するために譲歩すべきだと主張する会議主催者があること
- 会議のアジェンダに新しい要素及びトピックを加える必要性に焦点を当てる会議主催者があること
- アラブ諸国への協議なしに中東会議の延期が発表されたこと
- グリオンでの協議は、特定のアジェンダがなく、国連の枠組みの外で行われるなど、不明確な状況で開催されていること
- 2014年NPT準備委員会の前に2回開催されるとファシリテーターが発表していたグリオンでの非公式協議が延期されたこと

その上で、「この3年間にアラブ諸国は数多くの譲歩を行い、会議開催の準備の成功を確実にするため

²⁹⁶ 53/77D, December 4, 1998.

²⁹⁷ 中東非WMD地帯に関しては、たとえば、Patricia M. Lewis, “All in the Timing: The Weapons of Mass Destruction Free Zone in the Middle East,” *Research Paper*, Chatham House, August 2014.

²⁹⁸ NPT/CONF.2015/PC.III/18, May 1, 2014.

²⁹⁹ Elaine M. Grossman, “Mideast Talks Held on WMD-Free Zone Prior to Ramadan Break,” *Global Security Newswire*, July 11, 2014, <http://www.nti.org/gsn/article/mideast-talks-held-wmd-free-zone-prior-ramadan-break/>. またイスラエルは国連総会で、アラブ諸国がイスラエルと直接的に関与しようとしてこなかったと不満を表明している（“Statement by Israel,” at the First Committee on the 69th Session of the United Nations General Assembly, General Debate, October 8, 2014.）。

³⁰⁰ NPT/CONF.2015/PC.II/5, April 19, 2013.

³⁰¹ NPT/CONF.2015/PC.III/WP.27, April 22, 2014.

の試みに貢献してきている。アラブ諸国が他国の失敗の責任を負う状況下にはない。失敗が、理解あるいは妥協に達するための地域諸国の能力の欠如によるといった主張も受け入れられない」と述べた。アラブ諸国はさらに、中東会議が2015年までに開催できなければ、その利益を保護するために必要な措置をとるであろうと強く警告し³⁰²、NPTの無期限延長に対する立場を再考するとした³⁰³。

北東アジア及び南アジア³⁰⁴における非核兵器地帯の設置については、研究者などから提案される一方で政府間では具体的な動きは見られないものの、北東アジアに関しては、モンゴルのエルベグドルジ (Elbegdorj Tsakhia) 大統領が2013年9月の国連総会ハイレベル会合で、「北東アジアの国々と、いかにすれば地域において非核兵器地帯が設置できるかを、非公式ベースで検討する用意がある」³⁰⁵と発言している。モンゴルは2014年11月、ウランバートルで開催された「北東アジア非核兵器地帯設置の諸側面」国際会議を支援した³⁰⁶。また国連軍縮諮問委員会は、2013年7月の報告で、「(国連) 事務総長は、北東アジア非核兵器地帯設置のための適切な行動を検討すべきである。とりわけ、事務総長は、地域諸国間の透明性及び信頼醸成を促進する地域フォーラム開催のために、より積極的な役割を促すことができる」³⁰⁷としている。

(2) 国際原子力機関 (IAEA) 保障措置 (NPT締約国である非核兵器国)

A) IAEA 保障措置協定の署名・批准

核物質が平和目的から核兵器及び他の核爆発装置へと転用されるのを防止・探知するために、NPT第3条1項で、NPT上の非核兵器国はIAEAと包括的保障措置協定を締結し、その保障措置を受諾することが義務付けられている。2014年末の時点で、NPT締約国である非核兵器国のうち、依然として12カ国³⁰⁸が包括的保障措置協定を締結していない。

また、NPT上の義務ではないものの、NPTやIAEAなどの場で求められてきたIAEA保障措置協定追加議定書の締結については、NPT締約国である非核兵器国のうち、2014年末時点で118カ国が批准している。包括的保障措置協定及び追加議定書の下での保障措置を一定期間実施し、その結果、IAEAによって「保障措置下にある核物質の転用」及び「未申告の核物質及び原子力活動」が存在する兆候がない旨の「拡大結論」がなされた非核兵器国については、包括的保障措置協定と追加議定書で定められた検証手段を効率的に組み合わせた統合保障措置が適用される。

本調査対象国のうち、NPT締約国である非核兵器国に関して、包括的保障措置協定及び追加議定書の署名・批准状況、並びに統合保障措置への移行状況は、表2-1のとおりである。

2014年9月のIAEA総会で採択された決議「IAEA保障措置の有効性強化と効率向上」³⁰⁹では、少量議定書締結国に議定書の修正ないし撤回を求めるとともに、2014年末時点で60カ国が修正に応じたことが記された。調査対象国の中では、ニュージーランドが少量議定書の改正に、またナイジェリアがその撤回に応じた。サウジアラビア及びUAEは、従来の少量議定書を維持している。

³⁰² NPT/CONF.2015/PC.III/WP.27, April 22, 2014.

³⁰³ “Statement by Iraq on behalf of the Arab Group,” at the Third Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, General Debate, New York, April 29, 2014.

³⁰⁴ パキスタンは、1998年5月に核実験を実施するまでは、南アジア非核兵器地帯の設置を提案していた。

³⁰⁵ “Statement by H.E. Mr. Elbegdorj Tsakhia, President of Mongolia,” at the High-Level Meeting of the United Nations General Assembly on Nuclear Disarmament, New York, September 26, 2013.

³⁰⁶ “Final Document of International Conference: Dimensions to Create a Nuclear-Weapon Free Northeast Asia,” November 26, 2014, <http://www.peaceboat.org/english/?page=view&nr=36&type=23&menu=62>.

³⁰⁷ A/28/608, July 26, 2013, p. 6.

³⁰⁸ その12カ国は、いずれも少量の核物質しか保有していないか、原子力活動を行っていない国である。

³⁰⁹ GC(58)/RES/14, September 26, 2014.

表2-1：NPT締約国である非核兵器国及び北朝鮮のIAEA保障措置協定の締結・実施状況
(2014年11月時点)

	豪州	オーストリア	ベルギー	ブラジル	カナダ	チリ	エジプト	イラン	ドイツ	インドネシア	日本	カザフスタン	韓国	メキシコ
包括的保障措置協定	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効
追加議定書	発効	発効	発効		発効	発効		署名	発効	発効	発効	発効	発効	発効
拡大結論	○	○	○		○	○			○	○	○		○	
統合保障措置	○	○	○		○	○			○	○	○		○	

	オランダ	ニュージーランド	ナイジェリア	ノルウェー	フィリピン	ポーランド	サウジアラビア	南アフリカ	スウェーデン	スイス	シリア	トルコ	UAE	北朝鮮
包括的保障措置協定	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効
追加議定書	発効	発効	発効	発効	発効	発効		発効	発効	発効		発効	発効	
拡大結論	○	○		○	○	○		○	○			○		
統合保障措置	○			○		○			○					

* ただし、1993年のNPT脱退表明後、北朝鮮はその受諾を拒否している。

出典) IAEA, “Safeguards Statement for 2013,” https://www.iaea.org/safeguards/documents/Statement_for_SIR_2013_GOV_2014_27.pdf; IAEA, “Status List: Conclusion of Safeguards Agreements, Additional Protocols and Small Quantities Protocols,” November 5, 2014.

B) IAEA 保障措置協定の遵守

IAEA憲章では、保障措置協定に基づく締約国への査察の結果、同協定違反 (non-compliance) をIAEAが決定した場合、IAEA「理事会は、その違反をすべての加盟国並びに国際連合の安全保障理事会及び総会に報告しなければならない」(第12条C) と規定している。本報告書執筆時点で、IAEAにより保障措置協定違反の決定が下され、解決に至っていないのは、北朝鮮、イラン及びシリアのケースである。

北朝鮮

2014年9月のIAEA事務局長報告「北朝鮮への保障措置の適用」では、保障措置との関係で北朝鮮核問題を巡る状況について、以下のようにまとめた³¹⁰。

- 2002年末から2007年7月まで、また2009年4月以降、IAEAはいかなる保障措置も北朝鮮において実施できなかった

³¹⁰ GC(58)/21, September 3, 2014.

- IAEAは、寧辺における発展を、主に衛星画像を通じて監視を続けている
- (北朝鮮が実施しているとされる様々な核活動について) IAEAは施設などへのアクセスができず、衛星からの観測では不十分であり、詳細は不明である

イラン

イランは、IAEA包括的保障措置を受諾しているが、追加議定書については、署名はしたものの批准しておらず、2006年にその実施も停止した。

2013年11月のE3/EU+3及びイランによるJPOAでは、「第一段階の要素」における「監視の強化」として、以下のような措置が合意された。

- 原子力施設の計画に関する情報、各原子力サイトにおける各建物の情報、特定の原子力活動に関与する各サイトにおける運転の規模、ウラン鉱山や製錬、原料物質に関する情報などのIAEAへの提供
- IR-40の設計情報の改定版の提出
- IR-40の保障措置アプローチの妥結に向けたステップに関するIAEAとの合意
- フォルドゥ及びナタンツの濃縮施設に対するIAEA査察員の日々のアクセスの提供
- 遠心分離機の製造工場、遠心分離機用のローターの製造工場や保管施設、ウラン鉱山や製錬施設に対する管理されたアクセス

また、イランとIAEAは2014年2月に、イランによって実施される以下のような7つの措置について合意した(同年5月15日から履行開始)³¹¹。

- サガンドのウラン鉱山についての関連情報及び管理アクセスの提供
- アルダカン精製施設についての関連情報及び管理アクセスの提供
- IR-40の設計情報質問書(DIQ)の提出・更新
- IR-40のための保障措置アプローチ締結に関して、IAEAと合意するための措置の実施
- ラシュカル・アバド・レーザーセンターへの技術訪問のための関連情報及びアレンジメントの提供
- 燃料製造、あるいは濃縮のための組成に達していない原材料(source material)に関する情報の提供
- イランが述べた起爆電橋線型雷管(EBW)を開発する必要性、あるいはその適用を評価するために、情報及び説明の提供

両者はさらに、5月21日の共同声明で、8月25日までに以下の5つの措置を実施することに合意したことを発表した³¹²。

- イランにおいて(EBWを用いた)高性能火薬爆発実験が行われたとの疑いについて情報の交換
- 中性子移動などの模擬計算、並びに関連する応用について、イランにおいて行われた研究や発表された論文に関する相互に合意された関連情報の提供
- 相互に合意した情報の提供と、遠心分離機の研究開発センターへの技術訪問のアレンジ
- 遠心分離機の組み立て工場、遠心分離機ローター生産工場、並びに保管施設に対する相互に合意した情報の提供及び管理アクセス
- IR-40のための保障措置アプローチの締結

2014年9月のIAEA事務局長報告によれば、イランはウラン濃縮活動を含め、申告した核活動に対する包括的保障措置協定の下での査察を履行しているものの、未批准の追加議定書の下での措置を受諾していないことから、IAEAは「イランが申告した核施設及びLOF(施設外の場所)における申告された核物質が転用されていないことは検証しているが、イランにおいて未申告の核物質や活動がないと

³¹¹ IAEA, “IAEA and Iran Conclude Talks in Connection with the Implementation of the Framework for Cooperation,” 9 February 2014, <http://www.iaea.org/press/?p=4393>.

³¹² “Joint Statement by Iran and IAEA,” May 21, 2014, http://www.iaea.org/newscenter/pressreleases/2014/prn_201411.html.

いう信頼できる保証を提供することはできず、イランのすべての核物質が平和的活動にあると結論付けることはできなかった」とした³¹³。

また、このIAEA事務局長報告では、イランとIAEAが2014年5月に合意した5項目の措置のうち、EBWの起爆実験疑惑、及び中性子移動の模擬計算などに関する問題の解明という、残る2つの措置の実施について議論を開始したとして、これらが依然として未解決であることを明らかにした³¹⁴。なかでも、EBWの起爆実験を実施したと見られるパルチンの軍事施設では、疑念が持たれている建物などの改修作業が続いており、実態の解明がより難しくなると考えられている。天野之弥IAEA事務局長は10月末のインタビューで、「現在は進展の最良の時期ではない」³¹⁵と述べ、11月のIAEA事務局長報告でも、イランが上述の2つの未解決の問題について、「IAEAが実際的措置を明確化できるような、いかなる説明も提供していない」という状況を報告した上で、「ミサイルに搭載する核弾頭の開発に関係するような活動を含む、軍事関連組織が関与する、未申告の核関連活動がイランに存在する可能性について、依然として懸念している」³¹⁶とした。

EBW問題に関しては、イランは、「根拠のないもの (groundless)」だと批判し、EBWを起爆装置の1つであるスパーク・ギャップ・デトネーターの安全で信頼できる代替として開発し、(核兵器ではなく)通常目的の使用のために製造したと述べている³¹⁷。また12月には、核兵器開発疑惑は誤ったものだという文書をIAEAに提出した³¹⁸。しかしながら、EBWが非核目的で用いられるケースは限られており、IAEAが入手可能な要素は、核兵器開発以外の使用とは一致しないものだとされている³¹⁹。

シリア

シリア問題では、イスラエルの空爆により破壊されたダイル・アッザウル (Dair Alzour) のサイトが、IAEAに未申告で秘密裏に建設されていた原子炉だったのではないかと疑われている。2011年6月のIAEA理事会で、破壊された施設が「原子炉だった可能性が非常に高く、申告されるべきだった」と結論付け、IAEA保障措置協定違反(補助取極の修正規則3.1に違反)にあたるとして、安保理に報告することを決議したが³²⁰、2014年9月の事務局長報告でも、「破壊された建物は、シリアがIAEAに申告すべきであった原子炉だとの高い可能性があるという機関の評価に影響を与えるような、新しい情報を受領していない」³²¹ことを明らかにした。IAEAはシリアに、未解決の問題について十分に協力するよう求めているが、シリアは依然として対応していない。

またIAEAは、内戦の続くシリアの「安全の状況が十分に改善するまで、ミニチュア中性子源炉 (Miniature Neutron Source Reactor: MNSR) における2013年の実在庫検認を(引き続き)延期」した。シリアはMNSRに少量の核物質があると申告し、査察の受け入れと支援の提供の用意があったとしたが、シリアの国内状況が依然として安定していないことから、「IAEAは査察員を派遣する立場にはない」

³¹³ GOV/2014/43, September 5, 2014.

³¹⁴ GOV/2014/43, September 5, 2014.

³¹⁵ “IAEA: Military Issues in Iran’s Nuke Program Won’t Block Deal,” *Al-Monitor*, October 31, 2014, <http://www.al-monitor.com/pulse/originals/2014/10/iran-nuclear-military-program-deal.html#>.

³¹⁶ GOV/2014/58, November 7, 2014.

³¹⁷ Institute for Science and International Security (ISIS), “Briefing Notes from February 2008 IAEA Meeting Regarding Iran’s Nuclear Program,” *ISIS Report*, April 11, 2008, p. 5.

³¹⁸ Fredrik Dahl, “Iran Says Documents on Alleged Atom Bomb Research are Full of Mistakes,” *Reuters*, December 2, 2014, <http://www.reuters.com/article/2014/12/02/us-iran-nuclear-iaea-idUSKCN0JG12B20141202>.

³¹⁹ ISIS, “Briefing Notes from February 2008 IAEA Meeting,” p. 5.

³²⁰ GOV/2011/41, June 9, 2011.

³²¹ GOV/2014/44, September 3, 2014.

とした³²²。

(3) IAEA保障措置（核兵器国及びNPT非締約国）

NPTは核兵器国に対して、IAEA包括的保障措置協定の締結を義務付けていない。しかしながら、NPTの不平等性を緩和するとの観点から、核兵器国は平和目的だと申告した原子力施設及び核分裂性物質に対するIAEA保障措置の自発的適用を行ってきた。また、すべての核兵器国は、追加議定書も締結している。

2014年に刊行された『2013年版IAEA年次報告』によれば、2013年に保障措置下にあった、あるいは保障措置を受けた核物質を含む核兵器国の施設の数及び種類は下記のとおりであり³²³、保障措置が適用された核物質は平和的活動の中にとどまり、保障措置も取りやめられることはなかった³²⁴。なお、IAEAは、査察の回数については公表していない。

- 中国：発電炉 1、研究炉 1、濃縮施設 1
- フランス：燃料製造プラント 1、再処理プラント 1、濃縮施設 1
- ロシア：分離貯蔵施設 1
- 英国：濃縮施設 1、分離貯蔵施設 2
- 米国：分離貯蔵施設 1

英国は、国内のすべての民生用核物質を欧州原子力共同体（EURATOM）保障措置、及び英国・EURATOM・IAEAの三者保障措置協定の下に置いている（防衛目的の核物質は適用対象外）。また、国内でのすべての濃縮・再処理活動を国際的な保障措置の下で実施しており、セラフィールドにあるプルトニウム貯蔵所とカペンハーストにあるガス遠心分離濃縮施設がIAEA保障措置の対象に指定されている³²⁵。

フランスについては、フランス・EURATOM・IAEAの三者協定に従って、民生用の核物質が存在する国内すべての施設がEURATOMにより査察されてきた。2013年には、EURATOMにより336回の、またIAEAにより26回の査察が実施された。その査察対象には、濃縮・再処理施設、混合酸化物（MOX）燃料加工工場も含まれた。追加議定書の下での保障措置については、英国及び米国と同様に補完的なアクセスを認めている。また、IAEAに追加的情報（核物質の輸出入の通告、濃縮ウラン及びトリウムの輸出入の通告、照射済・未照射プルトニウム及び高濃縮ウラン（HEU）の民生用保有量の各年の数値）を提出する自発的コミットメントも実施している³²⁶。

米国は、1980年以来、IAEA保障措置の自発的適用の対象として約300の民生用原子力施設（原子炉、研究炉、商業用核燃料製造施設、ウラン濃縮施設などを含む）をリストに挙げている。米国はこれまでに、約800のIAEA査察を受け入れ、1994年以降、5つの米国の施設（兵器計画から除去された物質を含む）に600のIAEA査察を受け入れるとともに、自発的貢献（voluntary contribution）として査察費用をカバーしてきた。また、2010年に追加議定書の下で2回の補完的なアクセスを受け入れた（核兵器国の中で初めての補完的なアクセスの受け入れ）³²⁷。

中国及びロシアについては、上記の3核兵器国と比べると、原子力施設に対するIAEA保障措置の適用は限定的であり、また追加議定書には補完的なアクセスに関する規定が含まれていない。中国はIAEA保障措置の自発的適用の対象として挙げている原子力施設を20（うち6つが2010年以降の新しい

³²² GOV/2014/44, September 3, 2014.

³²³ IAEA Annual Report 2013, GC(58)/3/Annex, Table A29.

³²⁴ IAEA Annual Report 2013, September 2014, p. 71.

³²⁵ NPT/CONF.2015/PC.III/15, April 30, 2014.

³²⁶ NPT/CONF.2015/PC.III/14, April 25, 2014.

³²⁷ NPT/CONF.2015/PC.III/16, May 1, 2014.

施設) だとしている³²⁸。

インド、イスラエル及びパキスタンは、いずれもINFCIRC/66タイプの保障措置協定を締結しており、当該国が協定対象施設と申告した施設にはIAEAによる査察が行われている。『2013年版IAEA年次報告』によれば、2013年に保障措置下にあった、あるいは保障措置を受けた核物質を含むNPT非締約国の施設の数及び種類は下記のとおりである（査察回数などについては非公表）。

- インド：発電炉6、燃料製造プラント2、再処理プラント1、分離貯蔵施設1
- イスラエル：研究炉1
- パキスタン：発電炉5、研究炉2

2013年の活動について、IAEAは、これら3カ国の保障措置適用下にある核物質、施設及びその他の品目が平和的活動の中にとどまっていると結論付けている³²⁹。

追加議定書については、2014年7月25日にIAEA・インドの追加議定書が発効した。この追加議定書は、中国及びロシアのものに近い内容で、情報の提供、あるいは秘密情報の保護などは含まれるものの、補完的なアクセスなどは規定されていない。イスラエル及びパキスタンは、依然として追加議定書に署名していない。

核兵器国及びNPT非締約国に対しては、NAM諸国が2014年のNPT準備委員会で、非核兵器国と同様に包括的保障措置を受諾するよう求めている³³⁰。またNAM諸国は、IAEAの文脈で、核兵器から除かれた核分裂性物質の不可逆性を確保するためにも、世界的な核軍縮に係る保障措置の確立、並びに法的拘束力のある検証アレンジメントの発展を支持するとしている³³¹。

(4) IAEAとの協力

IAEA保障措置の強化策として最も重視されているものの1つが、追加議定書の普遍化である。本調査対象国のうち、豪州、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、フランス、ドイツ、インドネシア、日本、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、スウェーデン、スイス、トルコ、UAE、英国及び米国は、包括的保障措置に加えて、IAEA追加議定書の下での保障措置が、現在のIAEA保障措置システムのスタンダード、あるいは「不可欠な部分 (integral part)」だと主張している³³²。中国は、ここまで踏み込んだ発言は行っていないものの、包括的保障措置協定と追加議定書の普遍化を促進することが必要だと述べている³³³。

これに対して、ブラジル、ロシア、南アフリカなどは、追加議定書の不拡散における重要性を認めつつも、その適用はあくまでも自発的になされるべきだとしている。たとえばブラジルは、「追加議定書への署名を決定する締約国の主権的決定を尊重するが、(モデル追加議定書である) INFCIRC/540は、自発的な性格との理解でIAEA理事会によって承認されたものである」(括弧内引用者)³³⁴ことを強調した。またNAM諸国は、「法的な義務と自発的な信頼醸成措置との間に明確な区分を行うことが重要

³²⁸ NPT/CONF.2015/PC.III/13, April 29, 2014.

³²⁹ IAEA Annual Report 2013, September 2014, p. 71.

³³⁰ NPT/CONF.2015/PC.III/WP.1, March 11, 2014.

³³¹ Ibid. NPDIは2013年のNPT準備委員会で、核兵器国にIAEA保障措置の適用を拡大するよう求める作業文書を提出した。この文書では、核兵器国に対して、軍事目的に必要ではないとされたすべての核物質とこれが存在する施設に対して保障措置を適用するよう自発的適用を見直すこと、補完的なアクセスといった措置を追加するよう追加議定書の既存の適用範囲を見直すこと、並びに軍事利用を「超えるもの」とされた特殊核物質についてIAEAの検証の下に置くことを求めた (NPT/CONF.2015/PC.II/WP.23, April 5, 2013)。

³³² 2014年NPT準備委員会における各国の演説などを参照。

³³³ NPT/CONF.2015/PC.III/WP.41, May 6, 2014.

³³⁴ “Statement by Brazil,” at the Third Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Cluster 2, May 1, 2014.

であり、そのような自発的な取組を法的な保障措置義務に変えてはならない³³⁵と主張する。エジプトやイランは、包括的保障措置協定が検証のスタンダードだと位置付け³³⁶、さらにエジプトは、「非核兵器国における追加議定書普遍化の促進の努力が、包括的保障措置普遍化という優先事項よりも優先されていることに大きな懸念がある」³³⁷と発言した。

IAEA保障措置の強化・効率化に関して、IAEAは、国の核活動について幅広い情報を検討し、これに従って各国において保障措置活動を調整するという「国レベルの保障措置概念（SLC）」の検討を続けている。2014年のIAEA総会決議「IAEA保障措置の有効性強化と効率向上」³³⁸では、SLCに関して、以下の重要な保証がなされたことを歓迎すると記された。

- SLCが追加の権利と義務を伴わず、既存の権利と義務の解釈を変更することもない
- SLCはすべての国に適用しうるが、各国の保障措置協定の枠内にとどまる
- SLCは追加議定書を代替するものではなく、追加議定書によって得られる情報及びアクセスを追加議定書なしにIAEAに提供しない
- SLCの開発と実施は、国家及び地域共同体との緊密な協議を必要とする
- 保障措置関連情報は、対象国との協定に基づく保障措置実施の目的にのみ使用される

そのSLCについては、「ウィーン10カ国グループ（Vienna Group of Ten）」（豪州、オーストリア、カナダ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデンなど）が、保障措置システムの効率性を高める重要な取組と位置付け³³⁹、西側諸国も概ね、そうした考えを共有している。これに対して、ロシアは、保障措置の新しいアプローチでは客観的な事実のみが用いられるべきであること、並びに「IAEA保障措置アプローチのいかなる変更も、IAEAの政策決定組織である理事会による承認の後になされなければならないこと」を主張している³⁴⁰。またイランは、SLCの履行にはIAEA包括的保障措置協定を締結する国との新たな協定が必要になると考えていること、並びにSLCがIAEAの活動における差別的な実施をもたらしてはならないことを強調した³⁴¹。SLCについては、「IAEAがいかに実施するかを明確には定義・伝達していない結果、いくつかの国は、これが主観的に、また潜在的には差別的に適用されうること、あるいはIAEAに民生用の原子力活動への過度な侵入を許すことになり得ることを懸念している」との分析もある³⁴²。

(5) 核関連輸出管理の実施

A) 国内実施システムの確立及び実施

日本は、原子力供給国グループ（NSG）をはじめとするすべての国際的な輸出管理レジーム³⁴³に参加するとともに、国内実施制度（立法措置及び実施体制）を整備している。またリスト規制に加えて、リスト規制品以外でも貨物や技術がWMDや通常兵器の開発、製造などに使用される恐れがある場合に適用されるキャッチオール規制を実施するなど、先端的な輸出管理を実施してきた。その日本の輸

³³⁵ NPT/CONF.2015/PC.III/WP.1, March 11, 2014.

³³⁶ “Statement by Iran,” at the Third Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Cluster 2, May 1, 2014.

³³⁷ “Statement by Egypt,” at the Third Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Cluster 2, May 1, 2014.

³³⁸ GC(58)/RES/14, September 26, 2014.

³³⁹ NPT/CONF.2015/PC.III/WP.8, March 14, 2014.

³⁴⁰ “Statement by Russia,” at the Third Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, General Debate, April 29, 2014.

³⁴¹ “Statement by Iran,” IAEA General Conference, September 23, 2014.

³⁴² U.S. Government Accountability Office, “IAEA Has Made Progress in Implementing Critical Programs but Continues to Face Challenges,” *GAO Highlight*, May 2013.

³⁴³ NSGに加えて、オーストラリア・グループ（AG）、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）、及びワッセナー・アレンジメント（WA）。

出管理制度では、輸出管理に関する国際的な条約及び4つの国際的なレジームに参加し、WMDキャッチオール規制を実施している国を「ホワイト国」と指定して、キャッチオール規制の対象外としている。このうち、「ホワイト国」(26カ国)に含まれる本調査対象国は、豪州、オーストリア、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、スウェーデン、スイス、英国及び米国であり、こうした国々はいずれも日本と同様に国内実施制度を整備し、原子力関連の輸出管理を着実かつ適切に実施してきたと評価できる。

こうした国々は、輸出管理の強化に向けた活動も活発に行ってきた。たとえば日本は2014年3月に、第21回アジア輸出管理セミナーを開催した。これは、「アジア各国・地域の輸出管理担当者を対象に、アジアの不拡散・輸出管理に対する共通認識を高め、その輸出管理能力を強化することにより、アジア地域及び国際的な不拡散の取組を強化すること」を目的として毎年開催されており、2014年のセミナーには15の国・地域などが参加した。

「ホワイト国」以外の本調査対象国の中で、NSGメンバー国はブラジル、中国、カザフスタン、メキシコ、ロシア、南アフリカ、トルコである。これら7カ国も、キャッチオールの実施を含め、核関連の輸出管理に係る国内実施体制を確立している。

『ひろしまレポート2014年』では、このうちロシア及び中国の輸出管理の実施状況について、時折懸念が表明されてきたと述べたが、その状況が改善されたとの分析は見られなかった。後述するように、特に北朝鮮問題との関係で、中国による輸出管理の適切かつ厳格な実施がなされているか、疑問が持たれてきた。他方で、北朝鮮による2013年2月の核実験以降、その一定の厳格化の動きも見られる。

中東では、UAEが包括的な戦略貿易管理法を制定する数少ない国の1つである。UAEは、2008年の貿易管理法でキャッチオール規制を規定するなど、再輸出、寄港、積み替えなどを含めて輸出管理に係る法制度を整備しており、2011年には500の企業を追放するなど、UAEが不法取引の厳格な取り締まりのためのステップをとったとも報告されている³⁴⁴。他方で、専門家や財政資源などが十分ではなく、効果的な輸出管理システムの運用に必要な能力の構築には至っていないとも見られている³⁴⁵。サウジアラビアは、管理リスト、移転・再移転規制及びキャッチオール規制といった重要な貿易管理の観点で、粗い法的枠組みしか有していない³⁴⁶。エジプトが輸出管理を適切に実施しているか否かについては、国連安保理決議1540委員会への同国による国別報告書提出(2008年2月)以降、確認できる情報を得られなかったが、依然として輸出管理システムを制度化していないと分析されている³⁴⁷。

アジアにおける調査対象国の中では、インドネシア及びフィリピンが汎用品に関するリストを整備しておらず、キャッチオール規制も行っていない。東南アジアでは、経済発展などに伴い安全保障上機微な資機材・技術の取引が増加しているが、シンガポール及びマレーシアを除いて適切な輸出管理体制を構築する地域諸国はなく、その発展が求められてきた。

NPT非締約国3カ国は、いずれもキャッチオールの実施を含む輸出管理制度を確立している。このうちインドについては、NSGにおいてメンバー国化に関する議論が続いているが、2014年もNSGメンバー国によるコンセンサスには至らなかった。イスラエルも、安保理決議1540委員会への報告によれ

³⁴⁴ International Institute for Strategic Studies, “Making Sanctions Work: Problems and Prospects, Dubai, May 9-10, 2011,” Workshop Report, May 2011.

³⁴⁵ “Middle East and North Africa 1540 Reporting,” Nuclear Threat Initiative, January 31, 2014, <http://www.nti.org/analysis/reports/middle-east-and-north-africa-1540-reporting/>. またUAEの輸出管理に関しては、Aaron Dunne, “Strategic Trade Controls in the United Arab Emirates: Key Considerations for the European Union,” *Non-Proliferation Papers*, No. 12 (March 2012)も参照。

³⁴⁶ “Middle East and North Africa 1540 Reporting.”

³⁴⁷ Ibid.

ば、4つの国際的な輸出管理レジームに沿う形で国内法制及び実施体制を整備しているとされる³⁴⁸。パキスタンは、たとえば安保理決議1540委員会への報告によれば、2004年に核の闇市場（カーン・ネットワーク）の存在が発覚した後、キャッチオール規制の導入を含めて輸出管理の強化を図ってきたと述べている³⁴⁹。またパキスタンは、その輸出管理体制がミサイル技術管理レジーム（MTCR）、NSG、オーストラリア・グループ（AG）で求められているものと合致しているとしている³⁵⁰。しかしながら、それがどれだけ適切に実施されているかについては明らかではない³⁵¹。

北朝鮮、イラン及びシリアといった拡散懸念国が、輸出管理の実効的な国内実施体制を整備していることを示す報告や資料を見出すことはできなかった。これらの国の間では、後述するように、少なくとも弾道ミサイル開発に係る協力が行われてきたと見られている。また北朝鮮は、シリアの黒鉛減速炉建設に関与したと疑われている。

B) 追加議定書締結の供給条件化

日本や米国がそれぞれ締結した最近の二国間原子力協力協定には、核関連物質の供給の要件として、相手国によるIAEA保障措置協定追加議定書の締結を含めるものが見られる。また、NPDIやウィーン10カ国グループなどは、これまでに、包括的保障措置協定及び追加議定書がIAEA保障措置の現在のスタンダードであり、これを非核兵器国との新しい供給アレンジメントの条件にすべきだと主張してきた。豪州は、IAEA保障措置の遵守、並びに供給されたウランが平和目的にのみ使用されるという保証が、豪州からのウラン供与の前提条件だとしている³⁵²。

C) 北朝鮮及びイラン問題に関する安保理決議の履行

北朝鮮及びイランの核問題との関連では、それぞれについて採択された国連安保理決議で、すべての国連加盟国に対して、核兵器を含むWMD関連の計画に資する品目、資材、機材、物品及び技術などの移転の防止が義務付けられている。無論、すべての移転阻止を完璧に実施できるわけではないものの、特に北朝鮮との関係で問題が指摘されてきたのは、中国が適切な措置を講じていないのではないかとのことであった。しかしながら、『ひろしまレポート2014年』でも述べられたように、北朝鮮による2013年2月の核実験以降、中国による北朝鮮への対応が厳格化しているとの報道が見られた。また2014年には、理由は不明ながら、少なくとも1月から6カ月連続で中国から北朝鮮への原油輸出が途絶えていることが明らかになった³⁵³。他方、中国が輸出管理や制裁措置などの具体的な実施状況を公表することはほとんどなく、中国の施策が、実際にどれだけ適切かつ厳格に運用されているかは明らかではない。

安保理決議の履行状況に関しては、北朝鮮問題及びイラン問題のそれぞれについて設置された安保理制裁委員会専門家パネルが、報告書を公表した³⁵⁴。報告書には、北朝鮮及びイランが決議に違反し

³⁴⁸ A/AC/44/2013/1, January 3, 2013.

³⁴⁹ S/AC.44/2007/19, August 3, 2010.

³⁵⁰ “Pakistan Confers with Export Control Groups,” *Global Security Newswire*, February 21, 2013, <http://www.nti.org/gsn/article/pakistan-mulls-joining-missile-export-group/>.

³⁵¹ Paul K. Kerr and Mary Beth Nikitin, “Pakistan’s Nuclear Weapons: Proliferation and Security Issues,” *CRS Report for Congress*, March 19, 2013, pp.24-26.

³⁵² “Statement by Australia,” at the Third Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Cluster 2, May 1, 2014.

³⁵³ “N. Korea Takes Sideswipe at China’s Policy toward Pyongyang,” *Yonhap News*, July 21, 2014, <http://english.yonhapnews.co.kr/northkorea/2014/07/21/93/0401000000AEN20140721006100315F.html>.

³⁵⁴ “Final Report of the Panel of Experts Established Pursuant to Resolution 1929 (2010),” S/2014.394, June 11, 2014; “Report of the Panel of Experts Established Pursuant to Resolution 1874 (2009),” S/2014/147, March 6, 2014.

て禁止された品目などを輸出入する試み、あるいは不法移転に対する国際社会の阻止の事例について、その一端が記された。

このうち、北朝鮮による不法移転については、以下のような事例が概略された³⁵⁵。

- 2013年5月、禁制品ではないもののスカッドのスペアパーツなどが北朝鮮から、または北朝鮮をブローカーとして空輸されたのを臨検
- 2012年8月、日本は「Wan Hai 313」に積載されたアルミ合金ロッドを押収し、北朝鮮から出荷されたものだと断定した。2014年1月に、中国当局は、貨物が南浦（Nampo）港から出荷され、申告された目的地がミャンマーだったことを確認した
- 専門家パネルは韓国が2012年5月に押収した弾道ミサイル関連貨物の調査を完了。荷送人はDalian Liaosin Trading Company、荷受人はElectric Parts Comで、韓国が提供した情報によれば、いずれも北朝鮮のKorea Tangun Trading Corporationの代理として行動
- 北朝鮮が「人工衛星」と称して打ち上げた「銀河3号」のデブリを調査したところ、多くの外国製構成部品が使用されていたことが判明した。十分な情報が得られて特定されたとして報告書に記載されたのは、旧ソ連、中国、韓国、スイス、英国、米国の汎用品
- 在外公館を介するなど高度な手段を用いて不正取引を行っている可能性

また米国の研究者は、国連制裁委員会専門家パネルで指摘された北朝鮮の企業が、中国及びロシアで名前を変えて活動を継続するなど、制裁逃れが巧妙化していると分析している³⁵⁶。

イラン問題に関する報告書では、専門家パネルは汎用品の不法移転に関して報告された30の事例を調査し、その一端として、たとえば以下のような事例を挙げた³⁵⁷。

- 2012年12月、イランに向かっていた船舶を臨検し、積載されていた（東レ製の）炭素繊維を押収
- 2012年11月、イラン向けの数百のインバーターの貨物を臨検
- 2013年1月、スペインが、トルコにあるフロントカンパニーへの放電加工機の輸送について捜査を開始したと報告

報告書では、専門家パネルの分析として、イランが依然として高性能の汎用品を必要としていること、管理された品目の代替品としてリストにない汎用品の調達を続けていること、重要な品目については国産化の能力を高めていること、他方でイランの調達活動は減速していると報告されていることなどといった分析が示された。この最後の点については、イランがより不透明な方法を用いて調達活動を行っている可能性、あるいはJPOA開始後に意図的に調達のペースを落としている可能性があるとした。

イランに対する不法移転の防止に係る取組にもかかわらず、国連安保理決議で厳しく制限された核関連資機材のイランによる調達活動は依然として続いていると見られる。米国のファン・ディーペン（Vann H. Van Diepen） 国務省国際安全保障・不拡散担当首席次官補代理は、イランがフロントカンパニーを積極的に設立し、そうした資機材の調達を隠すための活動に従事しているとの見方を示した³⁵⁸。さらに、イランのロウハニ（Hassan Rouhani）大統領は、具体的にいかなる活動を指すかは不明だが、

³⁵⁵ “Report of the Panel of Experts Established Pursuant to Resolution 1874 (2009),” March 6, 2014. 報告書に記載された事例の他にも、英国が過去10年にわたって、化学兵器にも使用可能な汎用品の北朝鮮への輸出を許可していたことなどが報道された（“U.K. Has Been Exporting Dual-Use Chemicals to North Korea,” *Global Security Newswire*, January 9, 2014, <http://www.nti.org/gsn/article/uk-has-been-exporting-dual-use-chemicals-north-korea/>）。また、対北朝鮮制裁の抜け道について分析したものとして、Hugh Griffiths and Lawrence Dermody, “Loopholes in UN Sanctions against North Korea,” *38 North*, May 6, 2014, <http://38north.org/2014/05/griffithdermod050614/>。

³⁵⁶ Jeffrey Lewis and Catherine Dill, “Smoke and Mirrors: DPRK Front Companies in China and Russia,” *38 North*, November 18, 2014, <http://38north.org/2014/11/jlewis111814/>。

³⁵⁷ “Report of the Panel of Experts Established Pursuant to Resolution 1874 (2009),” S/2014/147, March 6, 2014.

³⁵⁸ William Maclean, “Iran Pursuing Banned Items for Nuclear, Missile Work - US Official,” *Reuters*, March 16, 2014, <http://uk.reuters.com/article/2014/03/16/uk-iran-nuclear-supplies-idUKBREA2F0KD20140316>.

「我々は制裁をバイパスしている」と述べ³⁵⁹、イラン原子力機関のサレヒ (Ali Akbar Salehi) 長官も、イランは機微な資機材・技術のイラン輸出を禁止した安保理決議を迂回して、核関連資機材を輸入していると発言した³⁶⁰。

上述してきたような不法取引に加えて、北朝鮮とイランが、核・ミサイルの開発などに関して協力関係にあるのではないかと懸念されてきたが、実態は必ずしも明らかではない。イランは北朝鮮との核・ミサイル協力を否定している³⁶¹。これに対して米国は、核の分野に関する協力関係の存在については確証を持っていないようだが、少なくとも弾道ミサイル開発については協力関係にあると考えている³⁶²。ただし、米国の情報機関は、大陸間弾道ミサイル (ICBM) 開発についてはイランが他国からの支援を受けているとは見ていないようである³⁶³。

D) 拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加

米国が2003年5月に提唱した「拡散に対する安全保障構想 (PSI)」に関しては、オペレーション専門家会合に参加する豪州、カナダ、フランス、ドイツ、日本、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ロシア、トルコ、英国、米国など21カ国に、ベルギー、チリ、イスラエル、カザフスタン、フィリピン、サウジアラビア、スイス、スウェーデン、UAEなどを加えた104カ国 (2014年6月現在) が、PSIの基本原則や目的に対する支持を表明し、その活動に参加・協力している³⁶⁴。

PSIの実際の阻止活動については、インテリジェンス情報が深く絡むこともあり、明らかにされることは多くはないが、北朝鮮あるいはイランが関係するWMD関連資機材などの移転を阻止したケースなどが時折報道されてきた。加えて、PSIの下では、阻止訓練の実施・参加、あるいはアウトリーチ活動の実施を通じて、阻止能力の強化が図られてきた。2014年には、1月に「西半球机上演習 (Western Hemisphere Table Top Exercise)」が米マイアミで、また8月に米国が主催して阻止訓練「Exercise Fortune Guard 2014」がハワイで開催された。阻止訓練には、日本などアジア太平洋の19カ国が参加した³⁶⁵。

E) NPT 非締約国との原子力協力

2008年9月、NSGにおいて「インドとの民生用原子力協力に関する声明」がコンセンサスで採択され、NSGガイドラインの適用に関するインドの例外化が合意された。その後、インドとの二国間原子力協力協定が、カナダ、フランス、カザフスタン、韓国、ロシア及び米国との間で締結されてきた。2014年9月には、豪印原子力協力協定が署名され、これにより豪州はインドへ原子力発電の燃料となるウランを輸出できるようになる。この協定の締結を巡っては、移転されるウランの軍事転用をどう防ぐかが焦点となっていたが、豪州はインドによるIAEA保障措置協定追加議定書の批准といった対応を評価したと見られる。これまで豪州は、相手国が使用済燃料を再処理した場合、そこから得られた

³⁵⁹ “Iran President Rouhani Hits out at US Sanctions,” *BBC*, August 30, 2014, <http://www.bbc.com/news/world-middle-east-28997452>.

³⁶⁰ David Albright, Daniel Schnur and Andrea Stricker, “Iran Admits Illegally Acquiring Goods for Its Nuclear Program,” *ISIS Report*, September 10, 2014.

³⁶¹ “Iran Sees No Linkage to N. Korea’s Nuke Program: Envoy,” *Yonhap News*, September 25, 2014, <http://english.yonhapnews.co.kr/search1/2603000000.html?cid=AEN20140924008651315>.

³⁶² Paul K. Kerr, Mary Beth D. Nikitin and Stenven A. Hildreth, “Iran-North Korea-Syria Ballistic Missile and Nuclear Cooperation,” *CRS Report*, April 16, 2014.

³⁶³ James Clapper, Director of National Intelligence, “Hearing on Worldwide Threats,” Senate Committee On Armed Services, February 11, 2014.

³⁶⁴ Bureau of International Security and Nonproliferation, U.S. Department of State, “Proliferation Security Initiative Participants,” June 4, 2014, <http://www.state.gov/t/isn/c27732.htm>.

³⁶⁵ “First Multinational Proliferation Security Exercise Held in Hawaii,” Commander, U.S. Pacific Fleet, August 4, 2014, <http://www.cpf.navy.mil/news.aspx/030455>.

プルトニウムについて最終使用目的の確認を求めているが、インドとの協定ではこのような条件は確保されていないといった批判もある³⁶⁶。

インドはEUとも民生用原子力協力協定の署名に向けて協議を続けている。当初はEU諸国内に懸念を表明する国もあったが、コンセンサスが得られ、2015年にも協定が署名されると報じられた³⁶⁷。日印原子力協力協定交渉については、2014年9月の首脳会談共同声明によれば、「両首脳は、両国間の民生用原子力協力の重要性を確認し、原子力の平和的利用に関する協力についての協定にかかる交渉の重要な進展を歓迎した。両首脳は、早期妥結に向けて交渉をさらに加速するとともに、不拡散及び原子力安全における両国のパートナーシップを強化するよう双方の関係当局に指示した」³⁶⁸。しかしながら、協定成立の見通しは立っていない。インド側が使用済核燃料の再処理を認めるよう求めているが、軍事転用の可能性があるとして日本側が難色を示しているとされる。また日本は、インドが核実験を実施すれば原子力協力を停止あるいは中止するという条項を協定に盛り込むよう求めているが、インドが反対している。

インドとの実際の原子力協力は、必ずしも進展しているわけではない。インドでは、原発事故時の賠償責任を運転事業者だけでなくメーカーにも負わせる賠償法が定められており、これがインドとの実際の原子力協力、あるいは原子力協力協定締結の障害の1つになっていると指摘されている。米印間の原子力協力は、原子力損害賠償にかかる規定の問題に加えて、エンドユーザー検証訪問に関しても合意に至らず、依然として進展していない。米印原子力協力の進展の遅れは、日印原子力協力協定の締結に向けた進展も遅らせていると指摘されている³⁶⁹。他方、2014年12月のインドでの露印首脳会談では、ロシアが今後20年間でインド国内に原子炉を10基以上建設する計画が合意された³⁷⁰。

またインドを巡っては、NSGメンバー国化に関する議論が続いている。6月のNSG総会でもインドのNSG参加問題が議論されたが、依然として核不拡散体制への悪影響を懸念する一部のメンバー国の反対もあり、合意には至らなかった³⁷¹。米国などは引き続き、インドのNSGメンバー化を積極的に推進しようとしており、9月の米印首脳会談では、「世界的な不拡散及び輸出管理体制を強化する重要なステップとして、両首脳がインドのNSG（をはじめとする輸出管理体制）への参加に向けた取組を継続することにコミットする」（括弧内引用者）³⁷²ことを確認した。

こうした中で、パキスタンのシャリフ（Muhammad Nawaz Sharif）首相も、自国がNSGに参加する資格を有しており、加入が認められるべきだと主張している³⁷³。パキスタンはIAEA総会でも、平和目的の核技術の受領国・供給国になる資格があり、NSGなど輸出管理レジームのメンバーになることなど、

³⁶⁶ Michael Safi, "Australia's Uranium Deal with India 'Risks Weakening Safeguards,'" *Guardian*, October 2, 2014, <http://www.theguardian.com/environment/2014/oct/03/australias-uranium-deal-with-india-risks-weakening-safeguards>.

³⁶⁷ "India, EU to Sign Civil Nuclear Pact by Next Year," *Times of India*, November 16, 2014, <http://timesofindia.indiatimes.com/india/India-EU-to-sign-civil-nuclear-pact-by-next-year/articleshow/45165705.cms>.

³⁶⁸ "Tokyo Declaration for Japan-India Special Strategic and Global Partnership," September 1, 2014, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000050549.pdf>.

³⁶⁹ Indrani Bagchi, "US Holds the Key to India's Civil Nuclear Programme," *Economic Times*, September 24, 2014, http://articles.economictimes.indiatimes.com/2014-09-24/news/54279515_1_india-s-nuclear-deal-nuclear-agreement.

³⁷⁰ "India, Russia Ink New Nuclear-deal; Moscow Most Important Defence Partner, Says PM Narendra Modi," *Indian Express*, December 12, 2014, <http://indianexpress.com/article/india/india-others/russia-remains-india-important-defence-partner-says-pm-modi-both-countries-sign-key-nuclear-deal/>.

³⁷¹ "Nuclear Export Group Divided over Ties with India –Diplomats," *Reuters*, July 2, 2014, <http://uk.reuters.com/article/2014/07/02/nuclear-trade-india-idUKL6N0PC43620140702>.

³⁷² "U.S.-India Joint Statement," September 30, 2014, <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2014/09/30/us-india-joint-statement>.

³⁷³ "Pakistan Be Made Part of Nuclear Suppliers Group, Says Nawaz," *The News*, March 25, 2014, <http://www.thenews.com.pk/Todays-News-13-29286-Pakistan-be-made-part-of-Nuclear-Suppliers-Group,-says-Nawaz>.

国際的なレベルでの中心的なパートナーとして、役割を果たしたいと述べた³⁷⁴。

そのパキスタンに関しては、中国によるパキスタンへの2基の原子炉輸出がNSGガイドラインに違反するのではないかと依然として批判されている。中国は、NSG参加以前に合意された協力には適用されないという、いわゆる祖父条項 (grandfather clause) によりNSGガイドライン違反ではないと主張している。2013年11月には施設の建設が開始されたが、中国は、原子炉 (ACP-1000) に加えて、その燃料となる濃縮ウランを供給する³⁷⁵。2013年2月には、チャシュマ (Chashma) に3基目の原子炉を建設することで中国とパキスタンが合意に達したと報じられた³⁷⁶。とりわけこの合意は、祖父条項によりNSGの下で認められるか、先の2基の原子炉供与以上に疑わしい。

NAM諸国は、インドあるいはパキスタンといったNPT非締約国との原子力協力を批判的であることを強く示唆しており、2014年NPT準備委員会で、包括的保障措施を受諾していない国への核技術・物質の移転を慎むべきであると主張した³⁷⁷。

(6) 原子力平和利用の透明性

平和目的の原子力活動が核兵器への転用を意図したものではないことを示すための措置には、上述のようなIAEA保障措置の受諾に加えて、自国の原子力活動及び今後の計画を明らかにするなど透明性の向上が挙げられる。IAEA追加議定書を締結する国は、核燃料サイクルの開発に関連する10年間の全般的な計画 (核燃料サイクル関連の研究開発活動の計画を含む) をIAEAに報告することが義務付けられている。主要な原子力推進国も、原子力発電炉の建設計画をはじめとして、中長期的な原子力開発計画を公表している³⁷⁸。他方、原子力計画を公表していないものの核活動を行っている (と見られる) 国 (イスラエル、北朝鮮、シリア)、あるいは原子力計画を公表しているもののその計画にそぐわない核関連活動を行っていると思われる国 (イラン) に対しては、核兵器拡散への懸念が持たれる可能性がある。

5核兵器国、ベルギー、ドイツ、日本及びスイスは、1997年に合意された「プルトニウム管理指針 (Guidelines for the Management of Plutonium)」 (INFCIRC/549) の下で、共通のフォーマットを用いて、民生用分離プルトニウムなど (すべての原子力平和利用活動におけるすべてのプルトニウム、並びに当該国政府によって軍事目的には不要だとされたプルトニウムについて適用される) の量を毎年、IAEAに報告している。2014年12月時点で、中国³⁷⁹、フランス³⁸⁰、日本³⁸¹、英国³⁸²が2013年末の状況に関して報告を提出した。またフランス及び英国は、プルトニウムだけでなくHEUの量も報告している。なお、ロシア及び米国は、2013年中に提出すべき2012年末の民生用プルトニウム保有量に関する報告を提出していなかったが、2014年4月に米国³⁸³が、その翌月にロシア³⁸⁴が、それぞれ提出した。

³⁷⁴ “Statement by Pakistan,” the 58th IAEA General Conference, September 22-26, 2014.

³⁷⁵ “Pakistan Starts Work on New Atomic Site, with Chinese Help,” *Global Security Newswire*, November 27, 2013, <http://www.nti.org/gsn/article/pakistan-begins-work-new-atomic-site-being-built-chinese-help/>.

³⁷⁶ Bill Gertz, “China, Pakistan Reach Nuke Agreement,” *The Washington Free Beacon*, March 22, 2013, <http://freebeacon.com/china-pakistan-reach-nuke-agreement/>.

³⁷⁷ NPT/CONF.2015/PC.III/WP.1, March 11, 2014.

³⁷⁸ 主要国の原子力発電を含む原子力開発の現状及び今後の計画については、世界原子力協会 (World Nuclear Association) のホームページ (<http://world-nuclear.org/>) にも概要がまとめられている。

³⁷⁹ INFCIRC/549/add.7/13, August 15, 2014. プルトニウムの量及び場所は2010年から変わっていない。

³⁸⁰ INFCIRC/549/Add.5/18, August 15, 2014.

³⁸¹ INFCIRC/549/Add.1/17, October 10, 2014.

³⁸² INFCIRC/549/Add.8/17, August 15, 2014.

³⁸³ INFCIRC/549/Add.6/16, April 2, 2014.

³⁸⁴ INFCIRC/549/Add.9/15, May 2014.

日本がIAEAに提出した報告は、2014年9月に原子力委員会が公表した、より詳細な報告である「我が国のプルトニウム管理状況」³⁸⁵に基づくものである。この報告によれば、日本は2013年末時点で、47,145kgのプルトニウム（うち10,833kgが日本に、36,312kgが海外にある）を保有し、前年より2,904kg増加した。この報告に先立つ6月、日本がIAEAに申告した2011年末及び2012年末のプルトニウム保有量について、一部を誤って報告していたことが明らかになった。これは、玄海原子力発電所3号炉の運転停止後、燃料交換にて新たに装荷されたMOX燃料640kgが、運転停止中の次回の定期点検時に未照射で取り出され、これを未照射燃料として記載せず、炉心装荷燃料として記載されたことによる³⁸⁶。ただし、これは「プルトニウム管理指針」の下での報告書への記載漏れであって、IAEA保障措置との関係では適切に申告されており、適切な保障措置下にある。

豪州、オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、エジプト、イラン、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、サウジアラビア、南アフリカ、スウェーデン、トルコ、UAEについても、保有量を公表しているか、あるいは少なくともIAEAに申告している核分裂性物質に関しては保障措置が適用されているという意味で、一定の透明性が確保されていると言える。

核燃料サイクルの多国間アプローチ

非核兵器国が独自の濃縮・再処理技術を取得するのを抑制する施策の1つとして、核燃料サイクルの多国間アプローチが検討されてきた。これまでに、オーストラリア、ドイツ、日本、ロシア、英国、米国及びEUがそれぞれ、また6カ国（フランス、ドイツ、オランダ、ロシア、英国、米国）は共同で提案を行った。このうちカザフスタンとIAEAは、低濃縮ウランによる国際核燃料バンクの構築に向けて協議を行い、2014年内にも署名する見通しだと伝えられた。またカザフスタンは、ロシアの協力の下で2007年に国際ウラン濃縮センター（IUEC）を設置している。2010年に世界最初の低濃縮ウランの備蓄が行われ、ロシアが貯蔵、メンテナンス、物理的防護、原子力安全、保障措置に係るすべての支出を行っている³⁸⁷。核燃料バンクに関しては、EUが資金及び技術を供与した低濃縮ウランバンクの設立が2010年11月にIAEAに承認された。また米国は、2011年に燃料供給保証として230トンの低濃縮ウランを保管している。

³⁸⁵ 内閣府原子力政策担当室「我が国のプルトニウム管理状況」2014年9月16日、<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/iinkai/teirei/siry02014/siry031/siry03.pdf>；また、Pavel Podvig, “Japan’s 2013 Plutonium Report,” *IPFM Blog*, September 16, 2014, http://fissilematerials.org/blog/2014/09/japans_2013_plutonium_rep.html も参照。

³⁸⁶ Pavel Podvig “An Error in Japan’s Civilian Plutonium Declarations,” *IPFM Blog*, June 7, 2014, http://fissilematerials.org/blog/2014/06/an_error_in_japans_civili.html.

³⁸⁷ NPT/CONF.2015/PC.III/17, April 25, 2014.

3. 核セキュリティ*

2014年は、3月に核セキュリティサミットがオランダ・ハーグで開催され³⁸⁸、高濃縮ウラン（HEU）とプルトニウムの国家による利用の最小化の奨励や、改正核物質防護条約の署名・批准のさらなる進展、また国際的な核セキュリティ体系における国際原子力機関（IAEA）の責任の重大性や、その役割に対する期待が国際社会から示された。4月には原子力安全条約の第6回再検討会議が開催され、既存の原子炉、及び新規に設置される原子炉の設計と建設について取り組むことを含む、原子力安全条約の改正を検討する外交会議の2015年開催が合意された。5月には原子力に従事する優秀な人材を巡るキャパシティ・ビルディング会議（Capacity Building Key to Competent Nuclear Workforce）がIAEAで開催された。同会議の参加国からは、引き続き安全、安心で持続可能な原子力利用のために、こうした取組が重要であることが強調された。また、同じく5月には原子力損害における民事責任ワークショップがIAEAで開催された。このワークショップは、IAEAによる原子力安全行動計画（Action Plan on Nuclear Safety）の一環として2012年5月に第1回会合が開催されて以来、第3回目の開催にあたり、39のメンバー国から54名が参加した。9月には、第58回IAEA総会のマージンで、2009年の南アフリカにおける効果的な原子力規制システムに関する会議で設置が合意され、2010年6月に設置されたIAEA規制協力フォーラム（RCF）の第5回本会議（Plenary Meeting）が開催された。27の国及び国際機関によって構成される同会議では、RCFの目指すゴール、即ち、効果的で独立し、強力な原子力規制機関の整備を支援することを確認するとともに、過去12カ月間の活動についてレビューが行われた。

核セキュリティを巡るこれまでの国際社会の取組の経緯としては、旧ソ連の崩壊に伴う核物質・技術の拡散への懸念を端緒としつつ、2001年9月11日に発生した米国同時多発テロ以降の核テロの脅威に対する国際社会の認識の高まりを指摘せねばならない。こうした核テロの脅威に対する認識が広まる中、従来からあった核物質防護の取組においても、2005年に「核物質の防護に関する条約（核物質防護条約）」が改正（未発効）され、また2007年に「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（核テロ防止条約）」が発効している。2011年にIAEAが発出した勧告文書「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告改訂5版」（INFCIRC/225/Rev.5）は、妨害破壊行為への等級別手法の明確化や、区域の設定追加に基づく深層防護の強化のほか、設計基礎脅威（DBT）に関する具体的な言及や、コンピュータセキュリティ、妨害破壊シナリオ分析など複数の新規勧告を盛り込んだ。

国際会議という側面から見れば、冒頭でも言及した核セキュリティサミットが2010年以降、2年毎に開催されており、これまで核兵器不拡散条約（NPT）を中核とする核不拡散体制の外にあったインドやパキスタン、イスラエルといった国々を含めて、50カ国余と国際機関から首脳級などハイレベルが出席し、自国の核セキュリティの取組について対外的に情報発信し、かつ共同コミュニケを採択することで政治的拘束力を高める動きが慣習化しつつある。さらに、技術を提供する側と技術を享受する側とが核セキュリティサミットによって結びつき、結果的にサミット参加国の間で核セキュリティに関する能力構築が進んでいる。なお、米国のイニシアティブで始まった核セキュリティサミットを巡って、2014年11月、ロシアはサミット開催国側に対する不満などを理由に、2016年にワシントンで予定されている核セキュリティサミットには参加しない旨の政治的方針を発表³⁸⁹し、その動向が国際的にも大きく注目された³⁹⁰。他方、もう1つの国際会議として、2013年にIAEAが主催した初めての閣

* 第3章「核セキュリティ」は、一政祐行により執筆された。

³⁸⁸ イベント詳細は以下を参照、<http://www.iaea.org/newscenter/focus/nuclear-safety-action-plan>。

³⁸⁹ “Comment by the Information and Press Department on US Media Reports that Russia does not Intend to Take Part in Preparations for the 2016 Nuclear Security Summit,” Ministry of Foreign Affairs of the Russian Federation, November 5, 2014, http://www.mid.ru/bdcomp/brp_4.nsf/english/FDB1C2C6F7427FE4C3257D88004155B5。

³⁹⁰ “Russia to Skip Nuclear Security Summit Scheduled for 2016 in Washington,” *Washington Post*, November 5, 2014,

僚級会議「核セキュリティに関する国際会議——世界的な努力の強化」（以下、核セキュリティに関する国際会議）がウィーン（オーストリア）で開催され、核セキュリティ強化に対する各国の取組を総括し、かつ2014年以降の中長期目標及び優先事項が取りまとめられた。この会議では、日本から参加した鈴木俊一外務副大臣をはじめ、各国の閣僚レベルが演説を行ったほか、グローバルな核セキュリティ強化の努力に関わる重要事項を網羅した閣僚宣言が採択されている。以上のような国際条約への加入状況や、IAEAによる勧告文書の国内適用状況、及び国際会議などの場での各国の演説や発出される国別報告書（national reports）などは、今日における各国の核セキュリティ体制を評価する上でも参考になるところが多い。

現在の核セキュリティを巡る国際社会の取組は、国家の責任の下に、拘束力を伴わない緩やかな国際レジームの様相を呈しており、具体的には核セキュリティサミットへの参加、関連条約へのコミットメント、そして核セキュリティ文化といったキーワードに象徴されるような各国における国際規範の内面化努力に大別される。そして、各国はそれぞれが直面する脅威の評価に基づき、核セキュリティ体制を構築することが前提となっている。その結果、長年、NPT体制の外に身を置いてきたインドやパキスタン、イスラエルといった国々も、核セキュリティサミットという新たな会議体に参加し、国別報告書の提出によって、自国の核セキュリティへの取組を明らかにすることが一般的になりつつある。透明性の観点からは、こうした傾向は概して好ましいものと言ってよいが、それと同時に国内の核セキュリティに関わる情報の公開を巡っては、解決することが容易ではない課題も孕んでいる。

従来であれば、核物質防護や核テロ対策に関する情報は、その国の原子力関連施設が民生用か軍事用かを問わず、機微情報のベールに覆われてきた。今日においてもなお、核セキュリティに関する各国からの情報公開は限定的なものに留まっており、これは核テロのような致命的な妨害破壊行為を抑制するために、警備上の手の内を明らかにほしくないという、各国の規制当局や治安当局の意図が働いている証左だとも言える。その一方で、今日ではグローバルな新規安全保障課題とも呼べる核セキュリティに関して、情報公開が限定的であるが故に、各国が「国家の責任」の下で実施する施策を巡って、国家間での相互検証、あるいは市民社会としての行動、また学術目的での調査研究といった、様々な角度からの客観的評価が困難になっている事実もある。前述したように、核セキュリティサミットや核セキュリティに関する国際会議などを通じて、関心を持つ国々が可能な範囲内で情報公開に努めていること自体は透明性の観点からも正当に評価されるべきである。しかしながら、同時にこうした客観的評価を根本的に困難なものにしてきた要因として、核セキュリティ要件を国が定めるにあたり、当該国自らが直面する脅威を評価し、その評価結果に基づいてDBTを定めるという、国際的に慣習化が進んでいる核セキュリティのスキームそのものの存在も指摘せねばならない。こうした状況は、近年の動向として、各国がIAEAの国際評価ミッションを受け入れ、自国の核セキュリティへの取組に対するピアレビュー実施に注力する背景の1つとも言えるかもしれない。

こうした二律背反する状況の中で、近年、市民社会や大学などの研究機関を中心に、核セキュリティに対する各国のコミットメントを客観的に評価しようとする地道な試みが行われている。保障措置などとは異なり、核セキュリティにおいては国際的な実施基準も検証メカニズムも存在しない中で、こうしたアプローチは国際的に共通の議論の土台を提供するものとして、特筆されるべき進展であろう。

以上のような核セキュリティを巡る今日の動向に鑑み、本報告書では以下の項目を各国の核セキュリティ体制評価の指標とした。まず、核テロの標的として「魅力的」となり得る核物質及びその製造に関連する施設・活動の有無を調査した。次に、核セキュリティに関連する国際条約及び勧告文書の

http://www.washingtonpost.com/world/national-security/russia-to-skip-nuclear-security-summit-scheduled-for-2016-in-washington/2014/11/05/1daa5bca-6535-11e4-bb14-4cfea1e742d5_story.html

署名・批准並びに国内実施の状況、さらに各国の核セキュリティに関する演説（取組表明）を活用することとした。なお、評価項目に関しては、2014年を通じて、核セキュリティを巡る主要な論点に大きな変化は見られなかったことを踏まえ、昨年度版の『ひろしまレポート』における評価項目と同様としている。

(1) 兵器利用可能な核分裂性物質の保有量及び関連する施設・活動

IAEAが定義するところの核セキュリティ上の脅威とは、核物質、その他の放射性物質またはそれらに関連する施設及び活動に対する犯罪行為及び意図的な不正行為、並びに核セキュリティに悪影響をもたらすと国が判断するその他の活動を行う動機、意図、能力を持つ個人または集団³⁹¹を指している。この脅威に対する核セキュリティとして、IAEAは脅威評価、保有する核物質及びその他の放射性物質の特性と悪意ある行為にとっての「魅力度」、あるいは核物質などの許可を受けない不法移転や関連施設に対する妨害破壊行為がもたらし得る結果を考慮し、国はリスク管理の原則も考慮に入れた等級別手法を用いるべきだと勧告する³⁹²。さらに、放射性物質と関連施設のセキュリティ要件を巡って、IAEAは「密封線源、非密封線源、使用されていない密封線源や廃棄物であるか否かにかかわらず、すべからず適用されるべきであり、これは輸送についてもカバーされる」³⁹³としている。他方、使用中、貯蔵中及び輸送中の放射性物質や関連施設に対する脅威についても、国がこれを評価し決定することとなる。

こうした核セキュリティにおける悪意ある行為は、許可を受けない不法移転と妨害破壊行為の2つに整理される。許可を受けない不法移転の目的には、核爆発装置の製造やダーティボムのような放射性物質の発散などが考えられ、また妨害破壊行為については原子力施設、放射性物質取扱施設、あるいは使用中、貯蔵中または輸送中の核物質及びその他の放射性物質を意図的に攻撃または破壊し、放射性物質の放出によって人の健康と安全、公衆及び環境を直接または間接的にリスクに晒すことが目的³⁹⁴とされている。これらそれぞれの目的に応じて、悪意ある行為の標的となる存在の「魅力度」は変化し、防護措置として要求されるレベルも変わってくることとなる。

冒頭で述べたINFCIRC/225/Rev.5では、核物質の種類、組成、量、放射性レベルにより、テロリストにとって「魅力度」の高い順に核物質のカテゴリーをⅠ、Ⅱ、Ⅲの3つに区分している。その上で、国が保有する核物質の区分に応じた物理的防護措置を取るよう勧告する。

なお、今日における世界の民生用HEUの保有国について、公的機関によって作成されたリストは存在しない³⁹⁵。そのため、本報告書で検討するほとんどの調査対象国に関して、上記の区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに該当する核物質の正確な保有量を把握することはできないのが実情である。しかし、後述するとおり、独立した各国の研究者らによって構成される団体である、「核分裂性物質に関する国際パネル（IPFM）」がまとめる「世界核分裂性物質報告」のような、客観的なデータに基づくHEU保有量推定の試みもなされている。

³⁹¹ IAEA, “Objective and Essential Elements of a State’s Nuclear Security Regime,” IAEA Nuclear Security Series No. 20, 2013.

³⁹² IAEA, “Nuclear Security Recommendations on Physical Protection of Nuclear Material and Nuclear Facilities (INFCIRC/225/Revision 5),” IAEA Nuclear Security Series No.13, 2011, p. 14. http://www-pub.iaea.org/MTCD/publications/PDF/Pub1481_web.pdf.

³⁹³ IAEA, “Nuclear Security Recommendations on Radioactive Material and Associated Facilities,” IAEA Nuclear Security Series No.14, 2011, pp. 13-14.

³⁹⁴ IAEA, “Nuclear Security Recommendations on Physical Protection of Nuclear Material and Nuclear Facilities (INFCIRC/225/Revision 5),” p. 53.

³⁹⁵ NTI, “Civilian HEU Reduction and Elimination Resource Collection,” October 6, 2014, <http://www.nti.org/analysis/reports/civilian-heu-reduction-and-elimination/>.

HEU（ウラン235の同位体濃度が20%以上のもの）のうち、核兵器級HEU（ウラン235の同位体濃度が90%以上のもの）を使用した核爆発装置の製造は、技術的にもその他の手段と比べて最も容易であるとされる。HEUとともに核爆発装置の製造に適するとされるプルトニウムとともに、これらの核物質は、特に許可を受けない不法移転の対象としての「魅力度」が高い。こうした背景から、HEUやプルトニウムの保有には、大前提として核セキュリティ上の高レベルでの防護措置が求められている。IPFMは、定期的に「世界核分裂性物質報告」を公表することで、各国のHEUやプルトニウムの推計保有量を明らかにし、国際社会に注意喚起を行っている。以下、IPFMの刊行物として本調査実施時点において最新版となる「2013年世界核分裂性物質報告」（表3-1：兵器利用可能な核分裂性物質の保有量）などを参照し、推計される各国の保有量について評価を行う。

なお、表3-1には挙げられていない調査対象国のうち、一定の「魅力度」を持つ核分裂性物質を保有すると推定されている国は以下のとおりである。

- 1トン以上のHEUを保有することが推測される国（5kgのHEUは区分I）³⁹⁶：カザフスタン（10,470～10,820kg）³⁹⁷
- 1kg以上1トン未満のHEUを保有することが推測される国（5kgのHEUは区分I）：オーストラリア（2kg）³⁹⁸、カナダ（500kg未満）³⁹⁹、イラン（7kg）⁴⁰⁰、オランダ（730～810kg）⁴⁰¹、ナイジェリア（1kg）⁴⁰²、ノルウェー（1～9kg）⁴⁰³、ポーランド（10kg以上）⁴⁰⁴
- 1kg以上の分離プルトニウムを保有することが推測される：オランダ⁴⁰⁵

核爆発装置の製造を目的とする、許可を受けない不法移転を防止するとの観点からすれば、核兵器級のHEU及びプルトニウムを保有せずとも、ウラン濃縮施設、並びにプルトニウム生産との関連で原子炉や再処理施設が存在自体が、テロリストにとって一定の「魅力度」を有していると推測される。そのため、一般的に見て、こうした施設の保有の有無は、当事国の核セキュリティ・リスクに相応の影響を及ぼすと考えることもできよう。このことに関して、IAEAでは、国の判断によって核物質などの量、種類、組成、移動の容易度、アクセスの容易度など、核物質やその他の放射性物質の特性に基づき、それぞれリスクを定めて防護措置を講じるように勧告する⁴⁰⁶。一方の妨害破壊行為についても、原子力施設、放射性物質取扱施設、核物質やその他の放射性物質を念頭に、国がそれぞれ受容できない放射線影響やリスクを定め、リスクを伴う物質、機器、機能を含む区域を枢要区域に特定するとともに、リスクに応じた防護措置を取るよう、国に勧告する⁴⁰⁷。

³⁹⁶ James Martin Center for Nonproliferation Studies (CNS), “Civil Highly Enriched Uranium: Who Has What?” NTI, August 2011, http://www.nti.org/media/pdfs/HEU_who_has_what.pdf.

³⁹⁷ James Martin Center for Nonproliferation Studies (CNS), “Civilian HEU Dynamic Map,” NTI, November 2014, http://www.nti.org/gmap/other_maps/heu/.

³⁹⁸ Ibid.

³⁹⁹ Ibid.

⁴⁰⁰ Ibid.

⁴⁰¹ Ibid.

⁴⁰² Ibid.

⁴⁰³ Ibid.

⁴⁰⁴ Ibid.

⁴⁰⁵ International Panel on Fissile Materials, “Global Fissile Material Report 2013: Increasing Transparency of Nuclear Warhead and Fissile Material Stocks as a Step toward Disarmament,” International Panel on Fissile Materials, October 2013.

⁴⁰⁶ IAEA, “Nuclear Security Recommendations on Radioactive Material and Associated Facilities,” IAEA Nuclear Security Series No. 14, 2011.

⁴⁰⁷ IAEA, “Nuclear Security Recommendations on Physical Protection of Nuclear Material and Nuclear Facilities (INFCIRC/225/Revision 5),” IAEA Nuclear Security Series No. 13, 2011.

表3-1：兵器利用可能な核分裂性物質の保有量（推計）

[単位: MT]	高濃縮 ウラン (HEU)	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量					兵器用 プルト ニウム	兵器用プルトニウムの用途			民生用 プルト ニウム	国内にあ る民生用 ストック パイル (2011年 12月)	国外にあ る民生用 ストック パイル (2011年 12月)
		兵器利用 可能な ストック パイル	艦船用 (未照射)	艦船用 (照射済)	民生 用	余剰 (殆どは 希釈用)		軍 事 用 ス ト ック パ イ ル	軍 事 目 的 か ら の 余 剰	追 加 的 な 戦 略 ス ト ック パ イ ル			
中国	16±4	16					1.8±0.5	1.8			0.01		
フランス	26±6	6±2			4.7		6	6			57.5	57.5	
ロシア	695±120	616	20	10	20	29	128±8	88	34	6	49.5	49.5	
英国	21.2	11.7		8.1	1.4		7.6	3.2	4.4		91.2	90.3	0.9
米国	595	260	152	100	20	63	87.6	38.3	49.3				
インド	2.4±0.9						5.24	0.54± 0.18		4.7	0.24	0.24	
イスラエル	0.3						0.84	0.84					
パキスタン	3±1.2	3±1.2					0.15± 0.05	0.15					
ベルギー	0.7-0.727												
ドイツ	1.230										5.8	2	3.8
日本	1.2-1.4										44.3	9.3	35
スイス	0.005-0.01										< 0.05		
北朝鮮	0.042						0.03	0.03					
その他	15				15						11		11

出典) International Panel on Fissile Materials, “Global Fissile Material Report 2013: Increasing Transparency of Nuclear Warhead and Fissile Material Stocks as a Step toward Disarmament,” International Panel on Fissile Materials, October 2013; 「プルトニウム管理指針 (Guidelines for the Management of Plutonium)」 (INFCIRC/549)の下のスイス (及びベルギー) のIAEAへの報告。ベルギー、ドイツ、日本、スイス、北朝鮮の民生用HEUに関しては、以下を参照。James Martin Center for Nonproliferation Studies (CNS), “Civilian HEU Dynamic Map,” NTI, November 2014, http://www.nti.org/gmap/other_maps/heu/. (本表は昨年度版の『ひろしまレポート』に掲載したものを一部更新している⁴⁰⁸。)

⁴⁰⁸ 日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター『ひろしまレポート—核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る動向：2014年』2014年、56頁。

表3-2：各国の核燃料サイクル関連活動

	中国	フランス	ロシア	英国	米国	インド	イスラエル	パキスタン	豪州	オーストリア	ベルギー	ブラジル	カナダ	チリ	エジプト	ドイツ	インドネシア	イラン
発電用原子炉	○	○	○	○	○	○		○			○	○	○			○		○
研究炉	○	○	○	○	○	○ _a	○	○	○ _d	○	○	○	○		○	○	○	○
ウラン濃縮施設	○	○	○	○	○	○ _a		○ _a				○				○		○
再処理施設	○	○	○ _b	○	○	○	○ _a	○ _a			△ _c	△ _d						

	日本	カザフスタン	韓国	メキシコ	オランダ	ニュージーランド	ナイジェリア	ノルウェー	フィリピン	ポーランド	サウジアラビア	南アフリカ	スウェーデン	スイス	シリア	トルコ	UAE	北朝鮮
発電用原子炉	○	○	○	○	○							○	○	○			△ _e	
研究炉	○	○	○	○	○			○				○	△ _f	○	○	○		○ _a
ウラン濃縮施設	○				○							△ _c						△ _g
再処理施設	△ _h																	△ _{a,i}

- a) 軍事利用
- b) 軍事及び民生利用
- c) 解体中
- d) 閉鎖中
- e) 建設中
- f) 閉鎖・解体中
- g) 建設中（現状は不明）
- h) 試験運転中
- i) 準備中

出典) International Atomic Energy Agency (IAEA), *Nuclear Fuel Cycle Information System*, <http://infcis.iaea.org/NFCIS/About.cshtml>; International Panel on Fissile Materials, “Global Fissile Material Report 2013: Increasing Transparency of Nuclear Warhead and Fissile Material Stocks as a Step toward Disarmament,” International Panel on Fissile Materials, October 2013.

核脅威イニシアティブ（NTI）がIAEAの公開情報をもとにまとめたところによれば、目下、全世界55カ国で247の原子炉が稼働している一方、19の原子炉が一時的に稼働停止しており、その他481の原

⁴⁰⁹ 同国の濃縮施設は、ドイツ、オランダ、英国が共同で設営したウラン濃縮会社のウレンコ（URENCO）の保有物である。

⁴¹⁰ 同国の濃縮施設はURENCOの保有物である。

子炉が停止か、あるいは閉鎖された状態にある。このうち、停止している原子炉の多くでは、現地で使用済HEU核燃料が保管されている。また、研究炉における20,000以上の使用済みの核燃料集合体では、濃縮度が20%超の状況にあり、このうち、ほぼ半数が濃縮度90%を超えているとされる⁴¹¹。すなわち、核セキュリティ・リスクという意味では、実際に稼働中なのか、それとも停止・閉鎖されているのかなどの稼働状況にかかわらず、許可を受けない不法移転防止のための一定の措置が常に必要になっていると言える。

主として核爆発装置の製造という観点から一定の魅力度を有するものとして、調査対象国での発電用原子炉、研究炉、ウラン濃縮施設、及び再処理施設の保有状況と、核燃料サイクル関連活動を表3-2に取りまとめた。

なお、近年では放射性同位体に係る核セキュリティ（RIセキュリティ）についても各国の取組が進められている。2014年の核セキュリティサミットでは、23カ国からなる有志国が自発的な協議及び取組を進めるというバスケット提案として、RIセキュリティの強化に係る共同声明が発出されている⁴¹²。本レポートの調査対象国のうち、同バスケット提案に参加しているのは豪州、カナダ、ドイツ、日本、カザフスタン、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン、トルコ、UAE、英国、米国の13カ国である。

(2) 核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入、参加、国内体制への反映

A) 核セキュリティ関連の条約などへの加入状況

本節では、核セキュリティ及び原子力安全に関する諸条約などとして、核物質の防護に関する条約（核物質防護条約）、改正核物質防護条約、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（核テロ防止条約）、原子力の安全に関する条約（原子力安全条約）、原子力事故の早期通報に関する条約（原子力事故早期通報条約）、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約（放射性廃棄物等安全条約）、及び原子力事故または放射線緊急事態の場合における援助に関する条約（原子力事故援助条約）に関して検討を行った。

1987年に発効した核物質防護条約は、2014年9月時点で締約国数151カ国、未批准国数44カ国となっている⁴¹³。同条約は、平和目的のために使用される核物質の国際輸送に際し、適切な防護措置を取ること、並びに適切な防護措置が取られない場合には核物質の国際輸送を許可しないことを締約国に求めるとともに、権限のない核物質の受領、所持、使用、移転、変更、処分または散布により、人的・財産的被害を引き起こすことや、核物質の窃取などの行為を犯罪化することを要求している。

2014年12月時点で未発効の状況が続く改正核物質防護条約の発効は、今日、核テロ防止の観点から、国際的にも喫緊の課題となっている。核物質の不法取引や核テロの脅威に対する国際社会の認識の高まりに応じて、2000年に発足した専門家による非公式作業部会での検討を経て、2001年には現行の核物質防護条約の強化が必要である旨の最終報告書が作成された⁴¹⁴。その後、2003年には同作業部会における検討成果がIAEA事務局長によって締約国に配布され、2005年に改正案の審議のための会議が開催され、改正が採択された⁴¹⁵。同条約の改正に伴い、防護措置の対象が国内の核物質や原子力施設に

⁴¹¹ NTI, “Civilian HEU Reduction and Elimination Resource Collection,” October 6, 2014, <http://www.nti.org/analysis/reports/civilian-heu-reduction-and-elimination/>.

⁴¹² The Hague Nuclear Security Summit, “Statement on Enhancing Radiological Security,” March 24, 2014, https://www.nss2014.com/sites/default/files/documents/statement_on_enhancing_radiological_security_final_version_of_24_march2.pdf.

⁴¹³ IAEA, “Convention on the Physical Protection of Nuclear Material,” September 22, 2014, http://www.iaea.org/sites/default/files/cppnm_status.pdf.

⁴¹⁴ Nuclear Threat Initiative, “Convention on the Physical Protection of Nuclear Material (CPPNM),” <http://www.nti.org/treaties-and-regimes/convention-physical-protection-nuclear-material-cppnm/>.

⁴¹⁵ Ibid.

も拡大され、また法律に基づいた権限なしに行われる核物質の移動と、原子力施設に対する不法な行為が犯罪とされるべき行為に含められた結果、改正前の内容から見て、大幅にその適用範囲が広がることとなった。なお、この改正核物質防護条約の発効のためには、核物質防護条約締約国の3分の2、即ち99カ国の締結が要求される。しかし、現在の批准国数は83カ国に留まっているのが実情である⁴¹⁶。

2007年に発効した核テロ防止条約は、悪意をもって放射性物質または核爆発装置などを所持・使用などする行為や、放射性物質の発散につながる方法による原子力施設の使用、または損壊行為を犯罪とすることなどを締約国に義務付けている。

1996年発効の原子力安全条約は、原子力発電所の安全性の確保・向上を目指す観点から、自国の原子力発電所の安全性確保のために法律・行政上の措置を講じ、同条約に基づき設置される検討会への報告を実施し、また他の締約国の評価を受けることなどを締約国に義務付けている。

1986年に発効した原子力事故早期通報条約は、原子力事故が発生した際、IAEAに事故の発生事実や種類、発生時刻や場所を速やかに通報し、情報提供することを締約国に義務付けるものである。

表3-3：核セキュリティ・原子力安全に関する主要な条約への署名・批准状況

	中国	フランス	ロシア	英国	米国	インド	イスラエル	パキスタン	豪州	オーストリア	ベルギー	ブラジル	カナダ	チリ	エジプト	ドイツ	インドネシア	イラン
核物質防護条約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改正核物質防護条約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
核テロ防止条約	○	○	○	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○
原子力安全条約	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○
原子力事故早期通報条約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
放射性廃棄物等安全条約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原子力事故援助条約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

	日本	カザフスタン	韓国	メキシコ	オランダ	ニュージーランド	ナイジェリア	ノルウェー	フィリピン	ポーランド	サウジアラビア	南アフリカ	スウェーデン	スイス	シリア	トルコ	UAE	北朝鮮
核物質防護条約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改正核物質防護条約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
核テロ防止条約	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○	○	○
原子力安全条約	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○	○	○
原子力事故早期通報条約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△
放射性廃棄物等安全条約	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原子力事故援助条約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△

○：批准・受諾・承認・加入 △：署名

2001年発効の放射性廃棄物等安全条約は、使用済燃料及び放射性廃棄物の安全性確保のために法律・行政上の措置を講じ、同条約に基づいて設置される検討会への報告を実施し、また他の締約国の評価を受けることなどを義務付けている。

⁴¹⁶ IAEA, "Amendment to the Convention on the Physical Protection of Nuclear Material," November 11, 2014.

1987年発効の原子力事故援助条約は、原子力事故や放射線緊急事態に際して、事故や緊急事態の拡大を防止し、またその影響を最小限に留めるべく、専門家の派遣や資機材提供などの援助を容易にするための国際的枠組みを定めている。

上記のうち、原子力安全条約以降の条約は安全上の防護措置を課すことを定めており、こうした防護措置は核セキュリティ上の防護措置ともなることから、核セキュリティに関連する国際条約とみなされる。

こうした国際条約について、本報告書における調査対象国の署名・批准状況は表3-3のとおりである。

B) 「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」改訂5版 (INFCIRC/225/Rev.5)

INFCIRC/225/Rev.5では、立入制限区域の設定、等級別手法と深層防護の深化、遠距離のスタンドオフ攻撃に対する防護措置、内部脅威者の脅威に対する防護及びその対策の1つとしての核セキュリティ文化の醸成、中央警報ステーションの非常時における基本機能継続のための冗長性の確保など、複数の新たな防護措置を勧告として盛り込んだ。近年、核セキュリティ体制を整備する上で、INFCIRC/225/Rev.5の勧告措置に準拠した防護措置を備えることが国際的に推奨され、2010年、2012年、2014年の核セキュリティサミットのコミュニケでも、こうした勧告措置について取り組む重要性がたびたび表明されている⁴¹⁷。たとえば直近の2014年のハーグ核セキュリティサミットでは、「各国の核セキュリティ向上の取組に対するIAEAの支援を非常に重視しており、IAEAの核セキュリティ・シリーズ文書に含まれる核セキュリティに関する指針は、国家レベルでの実効的な核セキュリティ対策の基礎を提供するものとして、すべての国家が適切にこの指針を活用することを奨励する」⁴¹⁸と言及されており、調査対象国における今日の核セキュリティ体制を評価する上で、同指針の勧告措置の取入れも重要な指標になり得ると考えられる。本調査では、核セキュリティサミット及び2013年の核セキュリティに関する国際会議での各国演説、並びにその他の公開情報を参照し、評価を示した。

INFCIRC/225/Rev.5の勧告措置適用に関する各国の状況⁴¹⁹

以下では、2014年のハーグ核セキュリティサミットにおける国別報告書や演説、あるいは2013年のIAEA核セキュリティ国際会議などにおける政府発表をもとに、INFCIRC/225/Rev.5における各分野の勧告措置に関して、各国の取組をまとめる。

はじめに法令整備の分野においては、ベルギー、ブラジル、カナダ、ドイツ、カザフスタン、韓国、ニュージーランドがINFCIRC/225/Rev.5に基づく法令を整備し、勧告措置を適用しているとの表明を行っている。

核物質防護措置の強化の分野では、韓国がINFCIRC/225/Rev.5の勧告措置に対応した体制を整備しているほか、ブラジルが改正核物質防護条約の批准に向けた省庁間調整の段階に入っており、INFCIRC/225/Rev.5の勧告措置に準拠した核及び放射性物質のセキュリティ関連の法令改訂を進めていると表明している。米国は、2011年に発生したY-12国家安全保障複合施設(National Security Complex)への侵入事件を受けて、すべての国家核安全保障局(NNSA)施設においてゼロベースでのセキュリティ措置の見直しを実施したほか、Y-12国家安全保障複合施設の安全強化を完了し、ロシアラモス国

⁴¹⁷ “Washington Communiqué,” 2010 Washington Nuclear Security Summit, April 13, 2010; “Seoul Communiqué,” 2012 Seoul Nuclear Security Summit, March 27, 2012; “Hague Communiqué,” 2014 The Hague Nuclear Security Summit, March 25, 2014.

⁴¹⁸ “The Hague Communiqué.”

⁴¹⁹ ハーグ核セキュリティサミットにおける参加各国の国別報告書を参照 (<https://www.nss2014.com/en/nss-2014/reference-documents>)。

立研究所でも同様の安全強化を2014年中に完了する予定だと表明した。また、防護措置としては武力対抗 (force on force) 訓練によるパフォーマンステストの実施、国内240の関連施設の安全強化の完了、2012年から2014年にかけて17の準備態勢・対応・回復・強靱性強化のための国内演習を実施した旨表明した。ベルギーは、INFCIRC/225/Rev.5の勧告措置を国内法及び法令に反映させているほか、核物質防護措置のセキュリティ要件のベースとなるDBTをアップデートし、事業者が参照すべき特定の脅威を確定した。カナダは核対応部隊 (nuclear response forces) に関連する新たな規制文書を作成し、原子力関連施設での武力対抗訓練を通じた能力評価の実施のほか、既存のDBTに対する分析を通じて、防護区域の立入要員に対する諸要件のアップデートを行った。ドイツでは放射性物質のセキュリティ強化のため、等級別手法のもとに、防護要件や防護手段を含む新たなガイドラインを策定中である。

表3-4：各国のINFCIRC/225/Rev.5の勧告措置の適用・取組状況

	中国	フランス	ロシア	英国	米国	インド	イスラエル	パキスタン	豪州	オーストリア	ベルギー	ブラジル	カナダ	チリ	エジプト	ドイツ	インドネシア	イラン
INFCIRC/225/Rev.5	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○		○	○	
	日本	カザフスタン	韓国	メキシコ	オランダ	ニュージーランド	ナイジェリア	ノルウェー	フィリピン	ポーランド	サウジアラビア	南アフリカ	スウェーデン	スイス	シリア	トルコ	UAE	北朝鮮
INFCIRC/225/Rev.5	○	○	○	○	○	○						○	○	○		○	○	

※公開情報などから情報が得られた取組、あるいは実施が表明された取組について「○」とする。

サイバーテロに関しては、オランダは2013年にDBTで定めた防護措置を導入し、これを2014年3月までに完全に履行すると発表した。ベルギーは、向こう数年以内にサイバー脅威を考慮したDBTを確立する旨表明した。カナダは、国際的なベストプラクティスを反映したサイバー防護に関する国家基準の策定を進めていると発表している。ドイツは2010年以降、新たなサイバーセキュリティに関する規制の枠組みと、サイバーセキュリティに係るDBTをそれぞれ施行した。スイスは、2012年6月にサイバーリスクに対する国家戦略を策定したことを明らかにしている。

内部脅威対策の分野では、日本は個人の信頼性に関するシステムの検討を加速させつつ、内部脅威対策としてアクセス管理やツーマンルールなどの対抗措置を採っている。ベルギーは内部脅威の対策に関わるワークショップを国内で開催し、起こりうる事態への注意喚起を関係各方面に実施している。

核セキュリティ文化では、ブラジルは核セキュリティ文化のワークショップやセミナー、研修の開催を通して、国内の核セキュリティ文化の醸成に努めており、またドイツは教育や研修を通じて原子力安全と核セキュリティを総合的に扱うというアプローチの下、核セキュリティ文化の醸成に取り組んでいることを表明した。韓国は核セキュリティ文化の履行に係る手引書を整備⁴²⁰し、原子力産業関

⁴²⁰ Naoko Noro, “Summary of Country Reports-Current Status of 12 FNCA Member States,” paper presented at the Forum for Nuclear Cooperation in Asia, February 27, 2014, http://www.fnca.mext.go.jp/nss/NSS_int01.pdf.

係者への教育や研修を行ったほか、核セキュリティ文化に関する国内及び地域ワークショップを2013年に開催している。なお、日本は核セキュリティ文化に関する優良事例（グッドプラクティス）共有のための地域トレーニングコースを2014年11月にIAEAと共に開催している。

(3) 核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組

A) 民生利用における高濃縮ウラン（HEU）の最小限化

米国の政府高官で、かつては冷戦の闘士として名を知られた重鎮達であるシュルツ（George P. Shultz）、ペリー（William J. Perry）、キッシンジャー（Henry A. Kissinger）、ナン（Sam Nunn）らが発表した2013年5月の論考「核のリスク低減に向けた次なるステップ」では、核爆発装置の製造に必要な核分裂性物質が現在28カ国に拡散しており、これらの管理が不十分な核物質を適切に管理し、追跡し、計量管理するグローバルな制度が必要である旨述べている⁴²¹。これまで、研究炉やアイソトープ生産炉といった非核兵器国の民生用サイトでも一般的にHEUが用いられてきたが、こうしたHEUは核爆発装置製造にも用いることができる。そのため、HEUの存在自体が兵器用と民生用との「コインの表裏」だとする見方もある。HEUが盗取などの許可を受けない不法移転によって流出すれば、国家のみならず、非国家主体でも核兵器の製造が可能になりかねない。ブッシュ（George W. Bush）米政権下で取組が始まった2004年のグローバル脅威削減イニシアティブ（GTRI）は、各国の民生用サイトから米露起源のHEUを両国に返還することを要請し、併せてHEU炉の低濃縮ウラン（LEU）炉への転換を推進することで、こうした懸念に対する具体的な行動を起こした。その後、2010年にオバマ（Barack Obama）政権がイニシアティブをとったワシントン核セキュリティサミットと、2012年のソウル核セキュリティサミットでは、HEUの最小限化が最重要取組の1つとして掲げられ、2014年のハーグ核セキュリティサミットではプルトニウムについても、国の必要性に沿った形で利用の最小限化がコミニケで謳われる状況に至った。

なお、NNSAの発表するファクトシートによれば、2004年から2014年5月までの間にオーストリア、ブラジル、ブルガリア、チリ、コロンビア、チェコ、デンマーク、グルジア、ギリシャ、ハンガリー、イラク、韓国、ラトビア、リビア、メキシコ、フィリピン、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、ベトナムから合計5,140kg以上に上るすべてのHEU及びプルトニウムの返還、あるいは寄託が行われた⁴²²。こうした背景の下に、ハーグ核セキュリティサミット、あるいは他の機会において、HEU利用の最小限化に関する進捗状況、並びに今後のコミットメントなどに関して表明された主な取組は以下のとおりである。

- 中国：段階的アプローチの下で2基のHEU研究炉をすでに廃止したほか、新たに1基の研究炉について、LEU型へと転換作業を進めている。また、IAEAの枠組み下で、ガーナにおけるHEU研究炉の転換実施を支援している。
- フランス：2010年以来、HEU燃料に代わる実験炉用の高密度LEU燃料粉の開発に向けて他国との協力を実施している。
- ロシア：2002年以降、9カ国（ブルガリア、ラトビア、リビア、ルーマニア、セルビア、ウクライナ、チェコ、ベトナム及びハンガリー）からすべてのHEUの返還を完了しており、またその内訳は未使用の燃料が790kg、照射済HEUが1,269kgに上る。5カ国（ドイツ、ポーランド、ウズベキスタン、カザフスタン、ベラルーシ）からHEUの一部についてロシアへの返還を実施しており、トムスク及びクルチャトフにおける6つの研究炉の低濃縮化についても、技術開発・実効性に関する研究を実施中

⁴²¹ George P. Shultz, William J. Perry, Henry A. Kissinger and Sam Nunn, “Next Steps in Reducing Nuclear Risks: The Pace of Nonproliferation Work Today Doesn’t Match the Urgency of the Threat,” *Wall Street Journal*, March 5, 2013.

⁴²² National Nuclear Security Administration, “GTRI: Removing Vulnerable Civilian Nuclear and Radiological Material Fact Sheet,” May 29, 2014, <http://nnsa.energy.gov/mediaroom/factsheets/gtri-remove>.

である。

- 米国：米国内での分離プルトニウム21kgと、HEU1,845kgの安全な保管と処分のためにそれぞれ必要な措置を講じた。ソウル核セキュリティサミット以来、短期間にLEUを使用する炉へ転換するための研究開発に7,200万ドルを投じたほか、ロシアとの協力の下で、約13tの米国のHEUと、2tのロシアのHEUについてLEUへの希釈（ダウブレンド）を実施している。また、ロシアとの協力としては、これまで10カ国で400kg以上のHEUの撤去と廃棄に貢献した。米国はロシアとの間で、兵器起源のHEU500t（核弾頭数に換算すると20,000発に該当）の売買契約を完了しており、これらはLEUに転換され、過去15年間分にあたる米国の電力の10%を供給する予定である。米国は、複数の国際的なパートナーとの協力の下で、米国及び他の諸国におけるLEU使用炉用のより高性能な燃料開発を主導している。
- ブラジル：国内すべての研究炉をLEU型へと転換し、また国内のすべてのHEUを提供元の国に返還済み。また、新たに保有する多目的炉はLEUを燃料に使用する。
- ベルギー：国内のすべてのHEUを米国に返還完了している。また、同様の取組を行う国に対して、HEU返還のためにGTRIと共同開発したプルトニウム梱包作業用のグローブボックス施設や、梱包作業従事者用の研修・認証措置、梱包された核物質の認証に関する方法などについて情報提供する用意がある旨表明している。
- カナダ：国内において、医療用アイソトープ生産のためのHEUの使用を2016年までに終了する予定である。また、米国由来のすべてのHEUの返還も2018年までに完了させる予定である。カナダはジャマイカにおけるHEU炉の転換及び撤去プロジェクトを技術面から支援しているほか、低濃縮化のための貢献として、メキシコに500万ドル、ベトナムに300万ドルを支援している。
- チリ：ウランの濃縮度は20%以下に縮小され、燃料としてのHEUは既に保有していない状況にある。
- 日本：日本原子力研究開発機構（JAEA）の臨界実験装置（Fast Critical Assembly: FCA）からすべてのHEUとプルトニウムを撤去することを米国と共同で宣言。
- 韓国：ベルギー、フランス、ドイツ、米国との共同プロジェクトの下、新たな高密度LEU燃料の開発に参画することでHEUの転換を支援している。
- ポーランド：2016年までにすべてのHEU（12.1kgのU235を含む51の燃料エレメント）をロシアに返還予定である。

B) 不法移転の防止

ハーグ核セキュリティサミットのコミュニケでは、核物質の移転を規制し、核物質の不法移転に対抗する観点から、輸出管理や法執行のメカニズムを含む、規制上の管理を外れた核物質の場所の特定やセキュリティ確保のために、利用可能なあらゆる手段を活用することが重要である旨述べている。具体的には、核検知、核鑑識、法執行及び税関職員の執行力強化のための新技術の開発、そしてIAEA移転事案データベース（ITDB）への参加や、優良事例・専門知識の共有に加えて、核物質またはその他の放射性物質の不正取引に関与した個人に関する国際刑事警察機構（INTERPOL）と世界税関機構（WCO）などを通じた情報共有の拡大などが列挙されている。

IAEAのITDBは、核物質及びその他の放射性物質の不法な所有、売買・取引、放射性物質の不法散布、行方不明の放射性物質の発見などに関係した事例の情報共有のためのデータベースである。このデータベースに対して、ITDB参加国及び不参加国から、1993年1月から2013年12月までの期間に、合計2,477件の事件が報告されている。このように、IAEA加盟国はITDBに参加し、事件や不法取引に関わる情報を提供し、かつこれを共有することで、不法取引に対する国際的な監視を高め、不法取引防止や核セキュリティの取組の強化を図ることが期待されている。2013年12月時点でITDBには125カ国が参加しており、本報告書の調査対象国36カ国の中ではシリア、エジプト、北朝鮮を除くすべての国

が参加している。ITDBに関する2014年のファクトシートによれば、2013年には146件⁴²³の事件が報告されており、その内訳は以下のとおりである。

- ▶ 核物質または放射線源の不法所持及び売却の企てに関する事件：6件
- ▶ 放射線源の盗難または紛失事件：47件
- ▶ その他の非合法活動に関わる事件：95件⁴²⁴

なお、2013年にはIAEAの区分Ⅰから区分Ⅲに該当する放射線源に関わる事件が5件報告されており、うち4件は盗難によるものであった⁴²⁵。

機微情報保護の観点から、ITDBに報告される事件や不法取引の詳細情報は公開されない。そのため、本報告書においても、IAEAのITDBに報告された調査対象国での事件などを直接評価することは不可能であり、よって、あくまでもITDBへの参加の有無のみを指標に用いることとしたい。

こうした前提の下、不法移転の防止措置に関して、輸出管理を巡る法令整備、国境での放射性物質の検知装置設置、核鑑識に関する能力の強化（詳細は後述する）といった関連措置について表明された主な取組は以下のとおり。

- ▶ ブラジル：ITDB及び核セキュリティ情報ポータル（NUSEC）への情報共有を実施。また、南米南部共同市場（メルコスール）加盟国における核物質・放射性物質の不法移転の防止、検知、対応に関わる国境警備員に対するトレーニングの提供、不法移転関連情報の共有、優良事例の共有を実施。
- ▶ カナダ：ITDB及び二国間協力を通じた情報共有に参加。放射線源のライセンスングについて、リスクベースでのセキュリティ・コンプライアンス査察計画を実施するとともに、区分Ⅰ、Ⅱに該当する放射線源について、包括的な輸出入管理を実施。
- ▶ チリ：メルコスール・核及び放射性物質不法移転特別作業部会を通じた協力を実施。2014年6月にアルゼンチンと共同で、国境における不法移転防止訓練を実施。
- ▶ ドイツ：ITDB、NUSECなどの情報ポータル、また核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GICNT）の履行及びアセスメント作業部会（Implementation and Assessment Group: IAG）を通じた情報共有のほか、ドイツ連邦刑事警察局がINTERPOLの化学、生物、放射性物質、核、爆発物（CBRNE）プログラムや、欧州刑事警察機構（EUROPOL）のラザフォード（Rutherford）計画などの枠組みを通じた協力を実施。
- ▶ 韓国：ITDB及びNUSECへの情報共有を実施。ベトナム及びIAEAとの連携の下、ベトナムに放射線源位置追跡システムの設置プロジェクトを始動。
- ▶ フィリピン：ITDBに参加。米国の支援に基づき、フィリピン国家警察が可搬探知システムを導入することで、核及び放射性物質の不法移転防止を強化している。また、マニラ港及びセブ港へ放射線ポータルモニター設置した。その他、米国エネルギー省メガポートイニシアティブプロジェクト、欧州連合（EU）による安定のための手段（Instrument for Stability: IFS）プロジェクト及びIAEAとの協力下で、国境管理などの訓練体制を強化した。

表3-5には、平和目的のHEUを最小限化する取組、ITDBへの参加、及び核物質・その他の放射性物質の不法移転の防止のための措置の実施について、ハーグ核セキュリティサミット及びその他の公式発言などにおいて取組の表明があった国、及び既に整備している国を示した。

⁴²³ IAEA, “IAEA Annual Report 2013,” p. 67.

⁴²⁴ IAEA, “Incident and Trafficking Database (ITDB),” <http://www-ns.iaea.org/security/itdb.asp>.

⁴²⁵ Ibid.

表3-5：HEU最小限化及び不法移転防止措置に関する取組状況

	中国	フランス	ロシア	英国	米国	インド	イスラエル	パキスタン	豪州	オーストリア	ベルギー	ブラジル	カナダ	チリ	エジプト	ドイツ	インドネシア	イラン
平和目的のためのHEUを最小限化する努力	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○		
ITDB参加	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
核物質の不法移転防止のための措置の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ ⁴²⁶	○		

	日本	カザフスタン	韓国	メキシコ	オランダ	ニュージーランド	ナイジェリア	ノルウェー	フィリピン	ポーランド	サウジアラビア	南アフリカ	スウェーデン	スイス	シリア	トルコ	UAE	北朝鮮
平和目的のためのHEUを最小限化する努力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○ ⁴²⁷		○ ⁴²⁸		
ITDB参加	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
核物質の不法移転防止のための措置の実施	○	○	○	○	○	○ ⁴²⁹	○	○	○	○		○	○	○		○	○	

※公開情報などから情報が得られた取組、あるいは実施が表明された取組について「○」とする。

C) 国際評価ミッションの受け入れ

IAEAは、加盟国の核セキュリティ体制整備・強化を支援する目的で、要請ベースで実施される国際核セキュリティ諮問サービス（INSServ）、国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）、IAEA加盟国計量管理体制諮問サービス（ISSAS）や、統合核セキュリティ支援計画（INSSP）といった各種の諮問ミッションを実施している。これらのうち、INSServは要請国に求められる核セキュリティ体制の要件全般を検討し、改善が必要な点を助言するサービスである。IPPASは、INSServよりさらに踏み込んだ内容となっており、核物質防護対象施設及び輸送の物理的防護システムにその焦点が置かれている。IPPASでは、IAEA参加国からの要請に基づき、IAEA主導の下、各国の核物質防護専門家から構成されるチームが当該国の政府及び原子力施設を訪問する。そして、訪問先施設の核物質防護措置の内容を確認するとともに、政府関係者及び原子力事業者からのヒアリングを通して、IAEA核物質防護勧告（INFCIRC/225）に準拠した防護措置を実施する上で必要な助言などを行うこととなっている。一方、ISSASでは、国内計量管理制度（SSACs）の改善に関する提言や提案を各国当局に提供している。同ミ

⁴²⁶ A. M. Ali, “Legal Elements for Nuclear Security: Egyptian Nuclear Law as a Case Study,” paper presented at the XI Radiation Physics & Protection Conference, November 25-28, 2012, Nasr City - Cairo, Egypt, p.333, http://www.iaea.org/inis/collection/NCLCollectionStore/_Public/45/099/45099916.pdf.

⁴²⁷ U.S. National Nuclear Security Agency, “Fact Sheet: GTRI’s Convert Program: Minimizing the Use of Highly Enriched Uranium,” May 29, 2014. <http://nnsa.energy.gov/mediaroom/factsheets/gtri-convert>.

⁴²⁸ Ibid.

⁴²⁹ U.S. National Nuclear Security Administration, “Press Release: US, New Zealand Collaborate to Combat Trafficking of Nuclear Materials,” July 23, 2013, <http://www.nnsa.energy.gov/mediaroom/pressreleases/nzcollaboration72313>.

ッションでは、国と施設レベルでのSSACsに関する規制、立法、行政及び技術的要素と、それらが国内保障措置及び追加議定書上の義務を満たすための方法について評価を行っている。また、INSSPは長期間にわたって持続可能な、核セキュリティに関連する作業のためのプラットフォームを提供しており、IAEA、関係国及び資金を提供するドナーがリソースを最適化し、重複を避け、技術的・財務上の観点から核セキュリティに関わる活動を行うことを可能にするものである。

IAEAが提供する国際評価ミッションは、ミッションを受け入れる当該国にとって、自国の核セキュリティ体制に関して、公的な第三者機関のピアレビューを受ける貴重な機会である。さらに、国際評価ミッションの受け入れは、対外的にも対内的にも当該国の核セキュリティへの取組の度合いや、その能力水準を示す意味でも重要な機会だと言える。この背景には、IAEAに対するコンフィデンシャリティ（秘密保護）上の信頼感に加えて、国際規範に係るある種の公的認証としての役割が大きく期待されていることが指摘できよう。

こうした国際評価ミッションのうち、核セキュリティ体制整備・強化支援の文脈から、核セキュリティサミットなどでこれまで最も言及されることが多いIPPASは、要請国の機微情報を含む物理的防護システムの詳細をレビューするものであり、その受け入れによって要請国の核セキュリティ能力への貢献はもとより、対外的にも核セキュリティ体制整備への積極的姿勢を示す指標になるとも言える。IPPASは1996年の開始以来、37カ国で56回の実施実績があり、2014年には米国、豪州、インドネシア、韓国などで実施されたほか、カナダも2015年末までに実施する予定とされている。

D) 技術開発—核鑑識

不法移転され捜査当局によって押収、採取された核物質及び放射性物質について、核物質、放射性物質及び関連する物質の組成、物理・化学的形態などを分析し、その物品の出所、履歴、輸送経路、目的などを分析・解析する技術的手段のことを核鑑識（nuclear forensics）という。核テロに対する脅威認識が広まる中、今日、核鑑識は核セキュリティ強化の取組を補完するための重要な技術の1つと位置付けられるに至っている。核鑑識活動には対象物質のサンプリング、採取したサンプルの分析（初期分析及び詳細分析）、分析結果とデータベースや数値シミュレーションとの比較による解析（結果の解釈）といった活動が含まれる。

核鑑識を巡って、2010年のワシントン核セキュリティサミットでは、各国の核鑑識能力を構築するための国際協力が推奨され⁴³⁰、2012年のソウル核セキュリティサミットのコミュニケでは、核鑑識能力構築にあたっての国際協力の重要性が再確認された⁴³¹。2014年のハーグ核セキュリティサミットのコミュニケでは、IAEAやその他の枠組みの下での核鑑識の取組の進展や、新たな核鑑識手法の開発に対する歓迎の意が表明された⁴³²。このような国際協力の1つとして、「核鑑識に関する国際技術ワーキンググループ（ITWG）」があるが、これは冷戦後の核物質の不法移転に対処するために、G8核不拡散専門家グループ（NPEG）の後援を受けて、1996年に核鑑識技術の開発、共通の手法や技術を提供するために設立されたワーキンググループである。昨年度版の『ひろしまレポート』でも言及しているとおり、このITWGにおける参加各国の核鑑識の技術開発の取組状況についての報告（表3-6を参照）から、フランス、英国、米国、豪州、カナダ、日本、韓国、スウェーデン、スイスなどが核鑑識の能力構築に積極的に取り組んでいることが明らかになっている⁴³³。

そのほか、2014年の核セキュリティサミットでは、カナダとともに、イスラエルもGICNTの枠組み

⁴³⁰ The White House, Office of the Press Secretary, “Work Plan of the Washington Nuclear Security Summit,” April 13, 2010.

⁴³¹ “Seoul Communiqué.”

⁴³² “The Hague Communiqué.”

⁴³³ 軍縮・不拡散促進センター『ひろしまレポート2014年』66頁。

において核鑑識のベストプラクティスに関する技術支援を2014年から2015年に実施する旨発表し、またチリがアルゼンチンとの協力に基づき、2014年の前半に放射性物質の検知、核鑑識及び対応と緩和に関する訓練実施を表明するなど、近年、核鑑識を巡る国際協力にも進展が見られる。

表3-6：ITWG-17で申告された調査対象各国の核鑑識に係る能力

	ウラン	プルトニウム	その他の放射性物質*	放射性物質で汚染された証拠
初期分析 (Categorization)	フランス 英国 米国 豪州 カナダ 日本 韓国 スウェーデン スイス	フランス 英国 米国 カナダ 韓国 スウェーデン	カナダ 日本 韓国 スウェーデン スイス	米国 カナダ
詳細分析 (Characterization)	フランス 英国 米国 カナダ 日本 韓国 スイス 欧州委員会共同研究センター超ウラン元素研究所 (EC JRC-ITU) ⁴³⁴	フランス 英国 米国 カナダ 日本 韓国 スイス EC JRC-ITU	英国 米国 カナダ 日本 韓国 スイス EC JRC-ITU	米国 カナダ EC JRC-ITU
結果の解釈 (Interpretation)	フランス 米国 カナダ 日本 スイス EC JRC-ITU	フランス 米国 カナダ 日本 スイス EC JRC-ITU	米国 日本 EC JRC-ITU	米国 カナダ EC JRC-ITU

* 照射済み燃料、Th, Cm, Cs, Am, 工業用線源、密封線源
(本表は『ひろしまレポート2014年』に掲載されたものを再掲⁴³⁵。)

E) キャパシティ・ビルディング及び支援活動

核セキュリティに係る国内のキャパシティ・ビルディングや、核セキュリティを巡る国際協力の重要性に関して、2010年以来、核セキュリティサミットを重ねる毎に国際的にもその認知度は向上してきている。

具体的には、自国及び地域諸国が核セキュリティに係る様々な訓練を受けることで核セキュリティ能力を向上させることを目的とした中心的拠点 (COE) について、ブラジル、中国、フランス、インド、日本、韓国、ロシア、南アフリカ、パキスタン、スイス、英国、オランダ、カザフスタン、米国、カナダ、フィリピン、サウジアラビアなど、数多くの国がその設立、あるいは活動を支援する旨表明している。たとえば、ブラジルでは、IAEAとのパートナーシップの下に2012年に核物質防護支援センターを設置し、5つの国内向けコースと1つの地域向けコースを開講している。ベルギーは2013年にIAEAによる3つの核セキュリティワークショップをホストしたほか、化学、生物、放射性物質、核

⁴³⁴ 同研究機関の活動には全てのEU加盟国が参加している。

⁴³⁵ 軍縮・不拡散促進センター『ひろしまレポート2014年』66頁。

(CBRN) 準備態勢及び、その対応に関する国際研修コースを主催している。インドは原子力エネルギーパートナーシップのためのグローバルセンター（Global Centre for Nuclear Energy Partnership: GCNEP）の発足に向けて、フランス、ロシア、米国及びIAEAと覚書を交わしており、2014年中に核セキュリティを含む複数の研修コースを開講する予定である。日本は2010年12月にJAEA内に核不拡散・核セキュリティ総合支援センター（ISCN）を設立し、以来、数多くの核セキュリティ及び保障措置に関するトレーニングを国内外で展開してきている。ISCNでは、2014年7月にベトナムと共催で核セキュリティに関するセミナーを実施したほか、2014年7月から11月にかけて、内部脅威対策に関するトレーニングコースを開講した⁴³⁶。

こうして各国でCOEの設立や、設立への関心や支援が表明される中、それぞれのCOEの活動の重複を回避しつつ、情報交換を一層緊密化させ、またIAEAなどによるネットワークの拡大や、国際的・地域的支援を通じた教育、意識啓発や訓練の強化を図るための基軸として、2012年に核セキュリティ訓練・支援センター国際ネットワーク（International Network for Nuclear Security Training and Support Centers: NSSC Network）が発足している。2014年8月には、2014年から2017年にかけての核セキュリティ計画に関する技術会合がIAEAで開催され、29カ国のメンバー国から42名が参集した⁴³⁷。同会合では、国際核セキュリティ教育ネットワーク（International Nuclear Security Education Network: INSEN）⁴³⁸との協力や、各国のマッピングプロジェクトなどについて議論が行われた。

F) IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金

IAEAにおける4カ年ごとの「核セキュリティ計画」（Nuclear Security Plan）は、2002年3月にIAEA理事会で核テロ防止のために実施すべき事業計画として承認された。この「核セキュリティ計画」の本報告書作成時点での最新版は、2013年9月にIAEA理事会で承認された、2014～2017年における第4次活動計画となっている⁴³⁹。一方、IAEAでは「核セキュリティ計画」を実施するために、核テロリズムの防止、探知及び対処に係る「核セキュリティ基金（NSF）」を設立し、2002年以来、IAEA加盟国の自発的な資金供与を要請してきており、2013年のIAEA年次報告書によれば、2013年におけるNSFの歳入は2,570万ユーロとなった⁴⁴⁰。これは前年度比で70万ユーロの増額となっている。

G) 国際的な取組への参加

2002年にG8カナナスキスサミットで合意された「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」（G8GP）は、G8メンバー国（フランス、ドイツ、日本、英国、米国、ロシアなど）に加えて、ドナー参加国（donor participants）である豪州、韓国、スウェーデン、スイスなどのコミットメントの下、ロシアでの非核化支援事業を中心とするプロジェクトを推進し、2014年10月時点で、28カ国がそのパートナーとなっている⁴⁴¹。

G8GPの枠組みとの関連では、2006年のサンクトペテルブルグサミットでの米露両国主導により合

⁴³⁶ ISCN, “Events: Training Courses on Nuclear Security,” http://www.jaea.go.jp/04/iscn/iscn_old/11_pastevent_en.html.

⁴³⁷ IAEA, “Chair’s Report of the Outcome of the Technical Meeting: Working Group Meeting of the International Network for Nuclear Security Training and Support Centres (NSSC Network),” IAEA Headquarters, Vienna, August 18-20, 2014.

⁴³⁸ IAEA, “International Nuclear Security Education Network (INSEN) Network,” 2012.

⁴³⁹ IAEA, “Nuclear Security Plan 2014–2017 (GOV/2013/42-GC(57)/19),” August 2, 2013.

⁴⁴⁰ IAEA, “IAEA Annual Report 2013,” p. 68.

⁴⁴¹ 以下のメンバー国の中で調査対象国を下線で示す。コアパートナー：米国、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、英国、日本、ロシア、EU。他のメンバー：豪州、ベルギー、チェコ共和国、デンマーク、フィンランド、ハンガリー、アイルランド、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ。参加を検討中の国：アルゼンチン、オーストリア、ブラジル、チリ、中国、インド、クウェイト、モロッコ、カタール、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、トルコ、UAE、ヨルダン。

意されたGICNTがある。GICNTでは、核物質その他の放射性物質の物理的防護措置の改善、民生用原子力施設におけるセキュリティの向上、不法移転の検知能力の改善、テロリストに対する財政的支援の防止などを含む8原則を盛り込んだ「原則に関する声明」の下で、徐々に参加国は拡大し、豪州、中国、フランス、ドイツ、インド、イスラエル、日本、韓国、パキスタン、ロシア、スウェーデン、スイス、英国、米国など85カ国（及び4国際機関のオブザーバー）が参加⁴⁴²するに至っている。また、2006年のモロッコでの第1回会合以来、2007年、2008年、2009年、2010年、2011年、2013年に総会が開催されているほか、2010年に設置されたIAGで優先検討課題に位置付けられた核探知・核鑑識・対応と緩和に関して、それぞれの作業部会（核探知作業部会（Nuclear Detection Working Group: NDWG）、核鑑識作業部会（Nuclear Forensic Working Group: NFWG）、対応と緩和作業部会（Response and Mitigation Working Group: RMWG））が設置・開催されている⁴⁴³。

以上に述べたIAEAによる核セキュリティに関する諮問ミッション（本レポートではIPPASミッションを基準に評価）の受入れ状況、核鑑識への対応、セキュリティ分野でのキャパシティ・ビルディング及びその支援活動などは、いずれも核セキュリティに関連するパフォーマンスの向上に裨益し、当該国の核セキュリティ強化への取組を示す指標になると考えられる。また、NSFへの貢献や、G8GP、GICNTへの参加も、当該国の核セキュリティ体制整備に対するコミットメントを表すものだと言えよう。こうした前提の下、表3-7では、これらの核セキュリティ・イニシアティブへの各国の参加・取組状況を示した。

⁴⁴² GICNT, “GICNT Partner Nations and Official Observer Organizations,” December 2013, http://www.gicnt.org/download/partners/GICNT_List_of_Partner_Nations_-_December_2013.pdf.

⁴⁴³ GICNT, “Fact Sheet,” December 2013, http://www.gicnt.org/download/sop/GICNT_Fact_Sheet_-_December_2013.pdf.

表3-7：各国の核セキュリティ・イニシアティブへの参加・取組状況

	中国	フランス	ロシア	英国	米国	インド	イスラエル	パキスタン	豪州	オーストリア	ベルギー	ブラジル	カナダ	チリ	エジプト	ドイツ	インドネシア	イラン
IPPAS ミッション	△	○		○	○				○				○	○	○		○	○
核鑑識への取組		○	○	○	○			○	○		○		○	○		○		
キャパシティ・ビルディング及び支援活動	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○		○		
核セキュリティ基金	○	○	○	○	○	○					○ ⁴⁴⁴		○			○		
G8 グローバル・パートナーシップ	△	○	○	○	○	△			○	△	○	△	○			○		
GICNT	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○		

	日本	カザフスタン	韓国	メキシコ	オランダ	ニュージーランド	ナイジェリア	ノルウェー	フィリピン	ポーランド	サウジアラビア	南アフリカ	スウェーデン	スイス	シリア	トルコ	UAE	北朝鮮
IPPAS ミッション	△	○	△	○	○	○		○	○	△			○	○		○	△	
核鑑識への取組	○		○		○			○				○	○	○		○		
キャパシティ・ビルディング及び支援活動	○	○	○		○			○			○	○	○				○	
核セキュリティ基金	○		○		○	○		○					○					
G8 グローバル・パートナーシップ	○	○	○	○	○	○		○	○	○	△	△	○	○		△	△	
GICNT	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○		○	○	

※IPPAS：受入れを予定もしくは関連したワークショップを開催した場合には△とする。

※G8 グローバル・パートナーシップ：参加を検討中の国を△とする。

⁴⁴⁴ U.S. Department of State, “Article: Preventing Nuclear Terrorism The Nuclear Security Summit and Beyond,” National Press Club, Washington, DC, March 13, 2012, <http://www.state.gov/t/isn/rls/rm/185869.htm>.

第2部 評価書

はじめに—評点及び評価基準

本「評価書」は、核軍縮、核不拡散及び核セキュリティの各分野における調査対象国の取組状況について、調査・分析の結果を取りまとめた「報告書」をもとに、これを評価し、数値化することを試みたものである。

これらの分野における各国の取組状況を評価すると言っても、核兵器国と非核兵器国とでは、核兵器への関わり方が異なることから分かるように、様々な立場にある調査対象国すべてを同一のものさしで評価することは困難である。

そこで、『ひろしまレポート』では、次の表のとおり、調査対象国を一定のグループに区分し、そのグループごとに配分される評点やそれを合計した最高評点自体が異なる方法を採用した。

その上で、各分野における各国の取組状況の相対性を表すための手法の1つとして、調査対象国の評点率（評点／最高評点）を算出し、その結果を分野ごとにグラフ化した。

【区別別最高評点一覧】

(単位：点)

グループ	(1) 核兵器国	(2) 核兵器不拡散条約 (NPT) 非締約国	(3) 非核兵器国	(4) その他
分野	中国、フランス、ロシア、英国、米国 (5カ国)	インド、イスラエル、パキスタン (3カ国)	豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、エジプト、ドイツ、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、サウジアラビア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、シリア、トルコ、UAE (27カ国)	北朝鮮*
核軍縮	94	91	39	91
核不拡散	47	43	61	61
核セキュリティ	41	41	41	41

※ 北朝鮮については、1993年及び2003年のNPT脱退宣言により、同国の条約上の地位が明確でないこと、2006年、2009年、2013年の3回の核実験を行い、核兵器の保有を明言していることから、「その他」と整理した。

各分野の評価項目について、評点及び評価基準を下記のように設定した。

【核軍縮】

	評価項目	評点	評価基準
1	核兵器の保有数 (推計)	-20	-5 (～50 発) ; -6 (51～100 発) ; -8 (101～200 発) ; -10 (201～400 発) ; -12 (401～1000 発) ; -14 (1001～2000 発) ; -16 (2001～4000 発) ; -17 (4001～6000 発) ; -19 (6001～8000 発) ; -20 (8001 発～) (非核兵器国については評価せず)
2	核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	14	

	評価項目	評点	評価基準
	A) 日本、NAC 及び NAM がそれぞれ提案する核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	6	3つの決議のそれぞれについて、0（反対）；1（棄権）；2（賛成）
	B) 核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2	0（反対）；1（棄権）；2（賛成）
	C) 重要な政策の発表、活動の実施	3	加点方式 「核兵器のない世界」への国際的な機運に大きなインパクトを与えた政策、提案、会議の開催、その他イニシアティブにつき各1点を加点（最高3点）
	D) 核兵器の非人道的結末	3	加点方式 ナジャリット・ウィーン会議への参加、2014年国連総会第一委員会での共同声明への参加に各1点
3	核兵器の削減	22	
	A) 核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	15	<ul style="list-style-type: none"> 核兵器保有数を公表している場合、前年度からの削減率×10により、1～10点を加点；保有数を公表していない場合、（前年の保有数（推計値）－最新の保有数（推計値））÷保有数（前年）で削減率を算出し、これを10倍して得点に加点 過去5年間に核兵器の削減に従事している場合は1点、法的拘束力のある核兵器削減条約などの締約国である場合には1点、調査対象の年に新たに一層の削減を打ち出し、実施した場合には1点を、それぞれ加点 保有する核兵器を全廃した場合には満点（15点）を付与 （非核兵器国については評価せず）
	B) 核兵器の一層の削減に関する具体的計画	3	0（削減計画・構想に関する表明なし）；1（おおまかな削減計画・構想の表明）；2（削減規模に関する計画・構想の表明）；3（具体的かつ詳細な削減計画の表明） （非核兵器国については評価せず）
	C) 核兵器能力の強化・近代化の動向	4	0（核兵器削減に逆行するような核戦力近代化・強化）；2～3（核兵器の数的強化はもたらさない可能性のある近代化・強化）；4（強化・近代化せず） （非核兵器国については評価せず）
4	国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割及び重要性の低減	8	
	A) 国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	-8	宣言政策から判断して-7～-8点 （非核兵器国については評価せず）
	B) 「唯一の目的」、先行不使用、あるいは関連ドクトリンに関するコミットメント	3	0（いずれの政策も採用せず）；2（類似の政策の表明、または将来的にいずれかの政策を採用する意思を表明）；3（いずれかの政策の表明） （非核兵器国については評価せず）
	C) 消極的安全保証	2	0（表明せず）；1（条件付きで表明）；2（無条件で表明） （非核兵器国については評価せず）
	D) 非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	3	1つの議定書への批准につき0.5点加算；すべての議定書に批准している場合は3点 （核兵器国以外については評価せず）
	E) 拡大核抑止への依存	-5	（核兵器国及び NPT 非締約国については評価せず） （非核兵器国にのみ適用） 核の傘に安全保障を依存する国は-3点；核の傘の下にあり、かつ核シェアリングを行っている国は-5点；核の傘の下にない国は0点

	評価項目	評点	評価基準
5	警戒態勢の低減、あるいは核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	4	0~1 (高度な警戒態勢の維持) ; 2 (高度ではないものの一定の警戒態勢の維持) ; 3 (平時における警戒態勢解除) ; 警戒態勢 (低減) の信頼性を示すための措置の実施については1点加点 (非核兵器国については評価せず)
6	包括的核実験禁止条約 (CTBT)	11	
	A) CTBT 署名・批准	4	0 (未署名) ; 2 (未批准) ; 4 (批准)
	B) CTBT 発効までの間の核爆発実験モラトリアム	3	0 (なし) ; 2 (宣言) ; 3 (宣言し、核実験場を閉鎖) (非核兵器国については評価せず)
	C) CTBTO 準備委員会との協力	2	0 (なし、情報なし) ; 1~2 (分担金の負担、会合への積極的な参加、発効促進へ向けた積極的なアウトリーチ活動の展開など)
	D) CTBT 検証システム発展への貢献	2	加点方式 IMS 設置・稼働状況 (1) ; 検証の強化に関する議論への参加 (1)
	E) 核実験の実施	-3	-3 (過去5年間に核爆発実験を実施) ; -1 (核爆発を伴わない実験を実施、あるいは実施状況は不明) ; 0 (核兵器に係る実験を実施せず) (非核兵器国については評価せず)
7	核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)	10	
	A) FMCT に関する即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	5	加点方式 コミットメントの表明 (1) ; 促進への積極的な取り組み (1~2) ; 交渉開始に係る具体的提案 (1~2)
	B) 核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	3	0 (なし) ; 1 (宣言はしていないものの生産せず) ; 2 (宣言) ; 3 (宣言を裏付ける措置の実施) (非核兵器国については評価せず)
	C) 検証措置の開発に対する貢献	2	0 (なし、情報なし) ; 1 (検証措置の研究に関する提案) ; 2 (検証措置の研究開発の実施)
8	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	6	加点方式 1~2 (核戦略・ドクトリンの公表) ; 1~2 (核戦力に関する公表) ; 1~2 (核兵器用核分裂性物質に関する公表) (非核兵器国については評価せず)
9	核兵器削減の検証	7	
	A) 核兵器削減の検証の受諾・実施	3	0 (受諾・実施せず) ; 2 (限定的な検証措置の受諾・実施) ; 3 (包括性、完全性を伴う検証措置の受諾・実施) ; 減点 1~2 (受諾するものの実施状況に問題がある場合、あるいは不遵守の場合) (非核兵器国については評価せず)
	B) 核兵器削減のための検証措置の研究開発	1	0 (実施せず、または情報なし) ; 1 (研究開発の実施)
	C) 軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	3	0 (実施せず) ; 1 (限定的な実施) ; 3 (実施) ; 既に実施 (3点) している場合を除き、実施及び実施状況の強化に向けた取組を行っている場合には1点加点 (非核兵器国については評価せず)
10	不可逆性	7	
	A) 核弾頭及びその運搬手段の廃棄の実施または計画	3	0 (なし、情報なし) ; 1 (実施していると見られるが明確ではない) ; 2~3 (実施) (非核兵器国にのみ適用) 廃棄に関する支援を行っている場合は2点満点で評価
	B) 核兵器関連施設などの解体・転換	2	0 (なし、情報なし) ; 1 (一部について実施) ; 2 (広範に実施) (非核兵器国にのみ適用) 支援を行っている場合は2点満点で評価

	評価項目	評点	評価基準
	C) 軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄や平和目的への転換など	2	0 (なし、情報なし) ; 1 (一部について実施) ; 2 (広範に実施) (非核兵器国については評価せず)
11	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	4	加点方式 国連への報告の提出 (1) ; 軍縮・不拡散教育の実施 (1~2) ; 市民社会との連携 (1)
12	広島での平和記念式典への出席状況	1	0 (不参加) ; 0.5 (調査対象年は不参加ながら、過去3年間に1回以上の参加) ; 1 (参加)

【核不拡散】

	評価項目	評点	評価基準
1	核不拡散義務の遵守	20	
	A) NPT への加入	10	0 (未署名) ; 3 (未批准) ; 10 (発効) ; 加入後、脱退を表明した国は 0
	B) NPT 第 1 条及び第 2 条、並びに関連安保理決議の遵守	7	0 (NPT 第 1 条または第 2 条違反) ; 3~4 (NPT 違反には至らないものの拡散懸念を高める行動、または関連核問題について採択された国連安保理決議への違反) ; 7 (遵守) NPT 非締約国に関しては、当該核問題に関する国連安保理決議を遵守していない場合は 2 点、それ以外の場合は 3 点 (3 点満点)
	C) 非核兵器地帯	3	非核兵器地帯条約への署名には 1 点、批准には 3 点
2	IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	18	
	A) 包括的保障措置協定の署名・批准	4	0 (未署名) ; 1 (未批准) ; 4 (発効)
	B) 追加議定書の署名・批准	5	0 (未署名) ; 1 (未批准) ; 5 (発効)
	C) 統合保障措置への移行	4	0 (なし) ; 2 (拡大結論) ; 4 (移行)
	D) IAEA 保障措置協定の遵守	5	0 (違反及び未解決) ; 5 (遵守)
3	IAEA 保障措置 (核兵器国及び NPT 非締約国)	7	
	A) 平和目的の施設に対する IAEA 保障措置の適用	3	0 (なし) ; 2 (INFCIRC/66 を適用) ; 3 (自発的提供協定 [VOA] を実施)
	B) 追加議定書の署名・批准・実施	4	0 (未署名) ; 1 (未批准) ; 3 (発効) ; 発効し、原子力活動に広く適用されている場合には 1 点加点
4	IAEA との協力	4	
	A) 保障措置強化のための努力	4	加点方式 検証技術の開発への貢献 (1)、追加議定書普遍化の取り組み (1~2)、その他(1)
5	核関連輸出管理の実施	15	
	A) 国内実施システムの確立及び実施	5	0 (国内実施法・体制なし) ; 1 (不十分ながらも国内実施法・体制を整備) ; 2 (一定の国内実施法・体制を整備) ; 3 (キャッチオールを導入などを含む国内実施法・体制を整備) ; 一定期間にわたって適切な輸出管理を実施している場合には 1~2 点加点 ; 適切な実施がなされていない場合には 1~2 点減点
	B) 追加議定書締結の供給条件化	2	0 (なし、情報なし) ; 1 (一部について実施、あるいは実施すべきと主張) ; 2 (実施)
	C) 北朝鮮及びイラン問題に関する安保理決議の履行	3	0 (なし、情報なし) ; 2 (実施) ; 3 (積極的な実施) ; 多くの違反の指摘がある場合には減点 (1~3)
	D) PSI への参加	2	0 (未参加) ; 1 (参加) ; 2 (積極的な参加)
	E) NPT 非締約国との原子力協力	3	0 (積極的な実施・検討) ; 1~2 (協力対象国による追加的な核軍縮・不拡散措置の条件化を通じた実施、または実施の検討) ; 3 (慎重または反対)
6	原子力平和利用の透明性	4	
	A) 平和的目的の原子力活動の報告	2	0 (なし、情報なし) ; 1 (不十分ながらも報告) ; 2 (報告)

	評価項目	評点	評価基準
	B) プルトニウム管理に関する報告	2	0 (なし、情報なし) ; 1 (報告) ; 2 (ウランについても報告) ; 報告の義務はないが、プルトニウム保有量について高い透明性が確保されている国は 1 点加点

【核セキュリティ】

	評価項目	評点	評価基準
1	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-16	保有の場合-3 HEU : -5 (100t 以上) ; -4 (20 t 以上) ; -3 (10 t 以上) ; -2 (1t 以上) ; -1 (1t 未満で保有) 兵器級 Pu : -5 (100t 以上) ; -4 (20 t 以上) ; -3 (10 t 以上) ; -2 (1t 以上) ; -1 (1t 未満で保有) 原子炉級 Pu: -3 (10t 以上) ; -2(1t 以上) ; -1 (1t 未満)
2	核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入、参加、国内体制への反映	21	
	A) 核物質防護条約及び改正条約	3	0 (条約未署名) ; 1 (条約未批准) ; 2 (条約発効、議定書未署名・未批准) ; 3 (条約・議定書発効)
	B) 核テロ防止条約	2	0 (条約未署名) ; 1 (条約未批准) ; 2 (条約発効)
	C) 原子力安全条約	2	0 (条約未署名) ; 1 (条約未批准) ; 2 (条約発効)
	D) 原子力事故早期通報条約	2	0 (条約未署名) ; 1 (条約未批准) ; 2 (条約発効)
	E) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2	0 (条約未署名) ; 1 (条約未批准) ; 2 (条約発効)
	F) 原子力事故援助条約	2	0 (条約未署名) ; 1 (条約未批准) ; 2 (条約発効)
	G) IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	4	0 (なし、情報なし) ; 2 (国内実施措置への反映) ; 4 (国内実施措置に反映し、着実に実施)
	H) 国内実施のための法・制度の確立	4	0 (国内実施法・体制なし) ; 1~2 (不十分ながらも国内実施法・体制を整備) ; 4 (一定の国内実施法・体制を整備)
3	核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	20	
	A) 民生利用における HEU の最小限化	4	0 (なし、情報なし) ; 1 (限定的な実施) ; 3 (積極的な実施) ; さらなる強化のコミットメントには 1 点加点
	B) 不法移転の防止	5	0 (なし、情報なし) ; 2 (限定的な実施) ; 4 (積極的な実施) ; さらなる強化のコミットメントには 1 点加点
	C) 国際評価ミッションの受け入れ	2	0 (なし、情報なし) ; 1 (実施) ; 2 (積極的な実施)
	D) 技術開発—核鑑識	2	0 (なし、情報なし) ; 1 (実施) ; 2 (積極的な実施)
	E) キャンパシティ・ビルディング及び支援活動	2	0 (なし、情報なし) ; 1 (実施) ; 2 (積極的な実施)
	F) IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2	0 (なし、情報なし) ; 1 (実施) ; 2 (積極的な実施)
	G) 国際的な取組 (CTR、G8 グローバルパートナーシップ、GICNT、ISTC、核セキュリティサミットなど) への参加	3	0 (参加せず) ; 1 (少数の枠組みに参加) ; 2 (多くの枠組みに参加) ; 積極的に貢献している場合には 1 点加点

評価については、項目ごとに可能な限り客観性に留意した評価基準を設定し、これに基づいて各国の取組や動向を採点した。本事業の研究委員会は、各国のパフォーマンスを採点する難しさ、限界及びリスクを認識しつつ、優先課題や緊急性についての議論を促すべく核問題への関心を高めるために、そうしたアプローチが有益であると考えた。

各具体的措置には、それぞれの分野 (核軍縮、不拡散、核セキュリティ) 内での重要性を反映して、異なる配点がなされた。この「重要性」の程度は、本事業の研究委員会による検討を通じて決定された。他方、それぞれの分野に与えられた「最高評点」の程度は、他の分野との相対的な重要性の軽重

を意味するものではない。つまり、核軍縮（最高評点 94 点）は、核不拡散（最高評点 61 点）あるいは核セキュリティ（最高評点 41 点）の 2 倍程度重要だと研究委員会が考えているわけではない。

「核兵器の保有数」（核軍縮）及び「兵器利用可能な核分裂性物質の保有量」（核セキュリティ）については、より多くの核兵器、または兵器利用可能な核分裂性物質を保有する国は、その削減あるいはセキュリティ確保により大きな責任があるとの考えにより、多く保有するほどマイナスの評価とした。研究委員会は、「数」あるいは「量」が唯一の決定的な要因ではなく、核軍縮、不拡散及び核セキュリティにはミサイル防衛、生物・化学兵器、あるいは通常兵器の不均衡などといった他の要因も影響を与えることを十分に認識している。しかしながら、そうした要因は、客観的（無論、相対的なものではあるが）な評価基準の設定が難しいこともあり、これらの評価項目には加えなかった。また、『ひろしまレポート 2013 年』に対して寄せられた意見を受け、『ひろしまレポート 2014 年』からは、国家安全保障への核兵器への依存、及び核実験の実施に関しては、その程度によってマイナスの評価を行うこととし、『ひろしまレポート 2015 年』においても同様の評価手法を採っている。

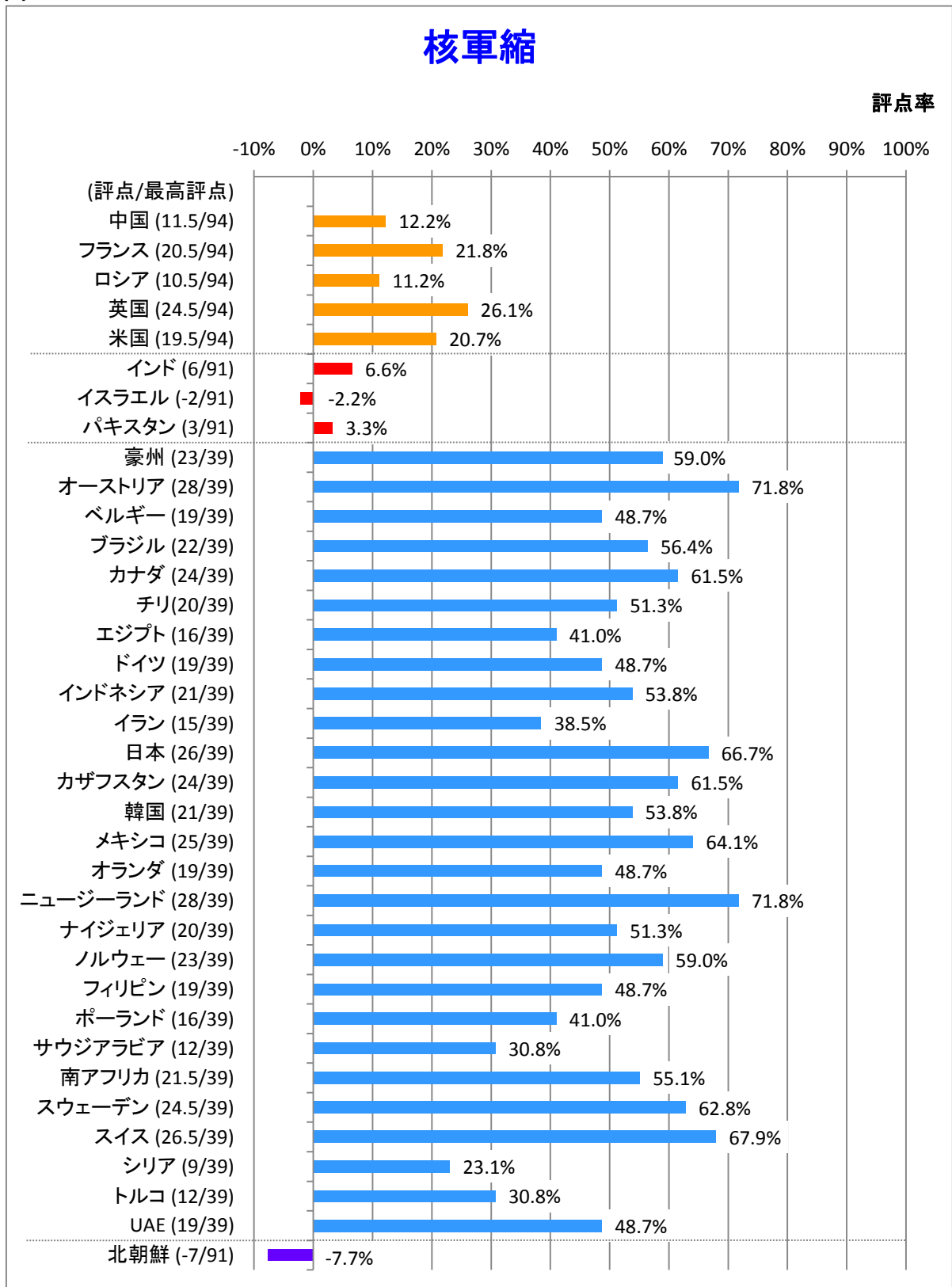
さらに、核兵器国については、次のとおり、核軍縮の分野における 6 つのポイントを掲げ、各ポイントに対応する項目の評価を整理し、レーダーチャート（クモの巣グラフ）の形で示すことにより、より多角的な分析を行った。

【6 つのポイントと評価項目の関係】

	6 つのポイント	評価項目
i	核兵器保有数	核兵器の保有数
ii	核兵器削減状況	核兵器の削減状況
iii	「核兵器のない世界」に向けた取組（コミットメント）	核兵器のない世界に向けた取組、軍縮・不拡散教育・市民社会との連携、広島への平和記念式典への参列
iv	運用政策	核兵器の役割低減、警戒態勢の緩和
v	関連多国間条約の署名・批准状況、交渉への対応等	包括的核実験禁止条約（CTBT）、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）
vi	透明性	透明性、検証措置、不可逆性

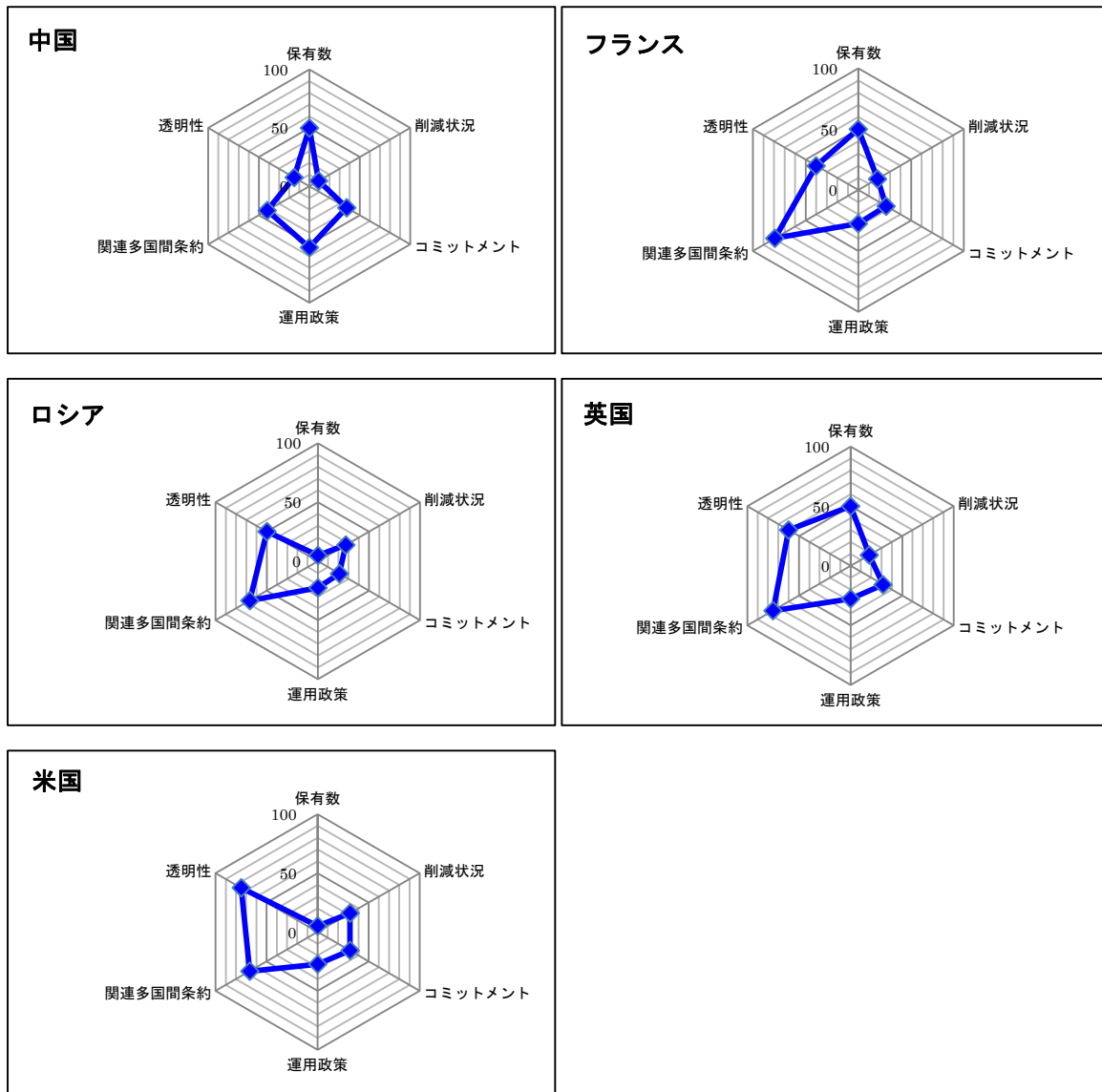
1. 各分野別の取組状況

(1) 核軍縮

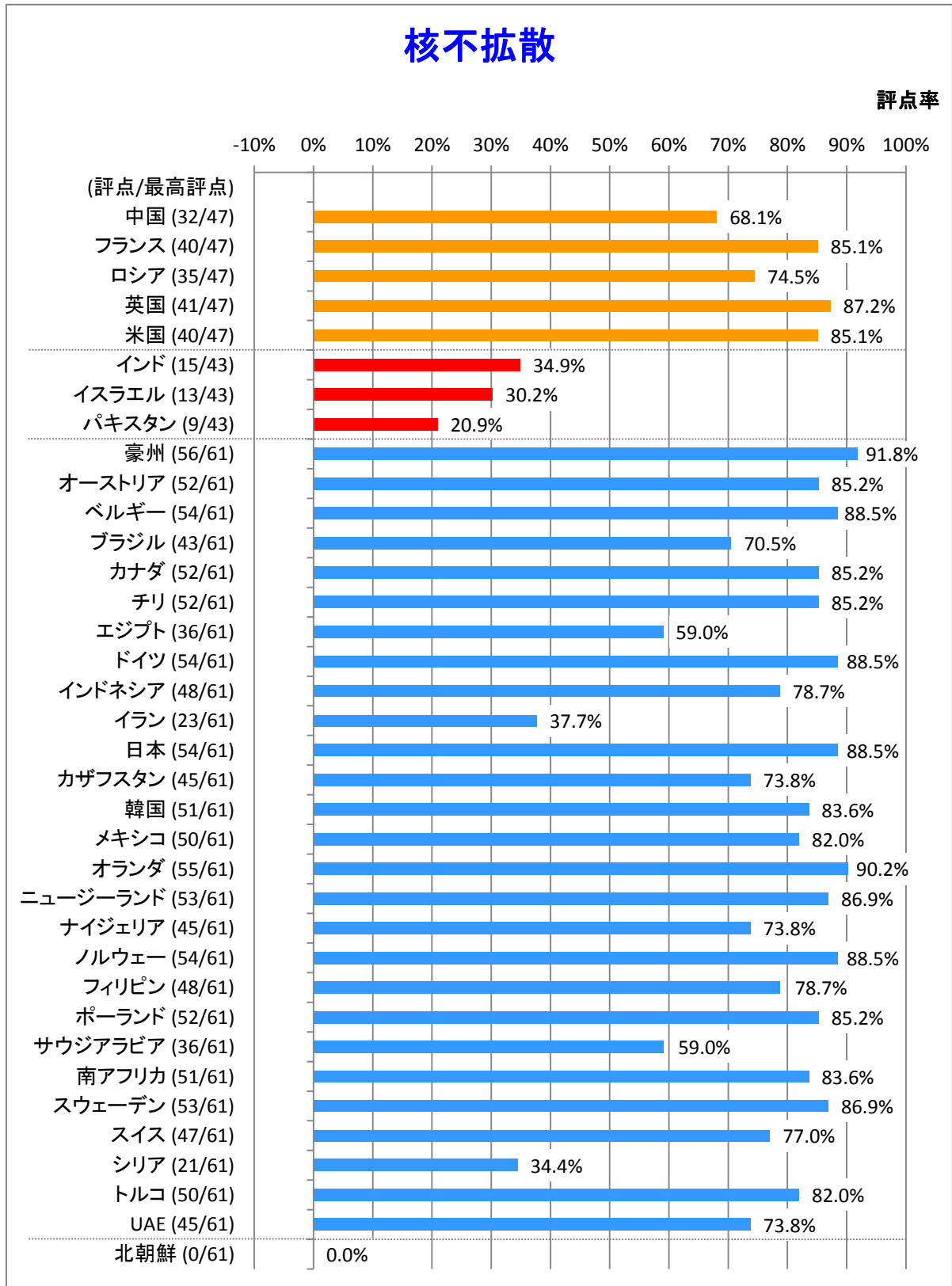


核兵器国による核軍縮の取組状況の6つのポイントによる分析

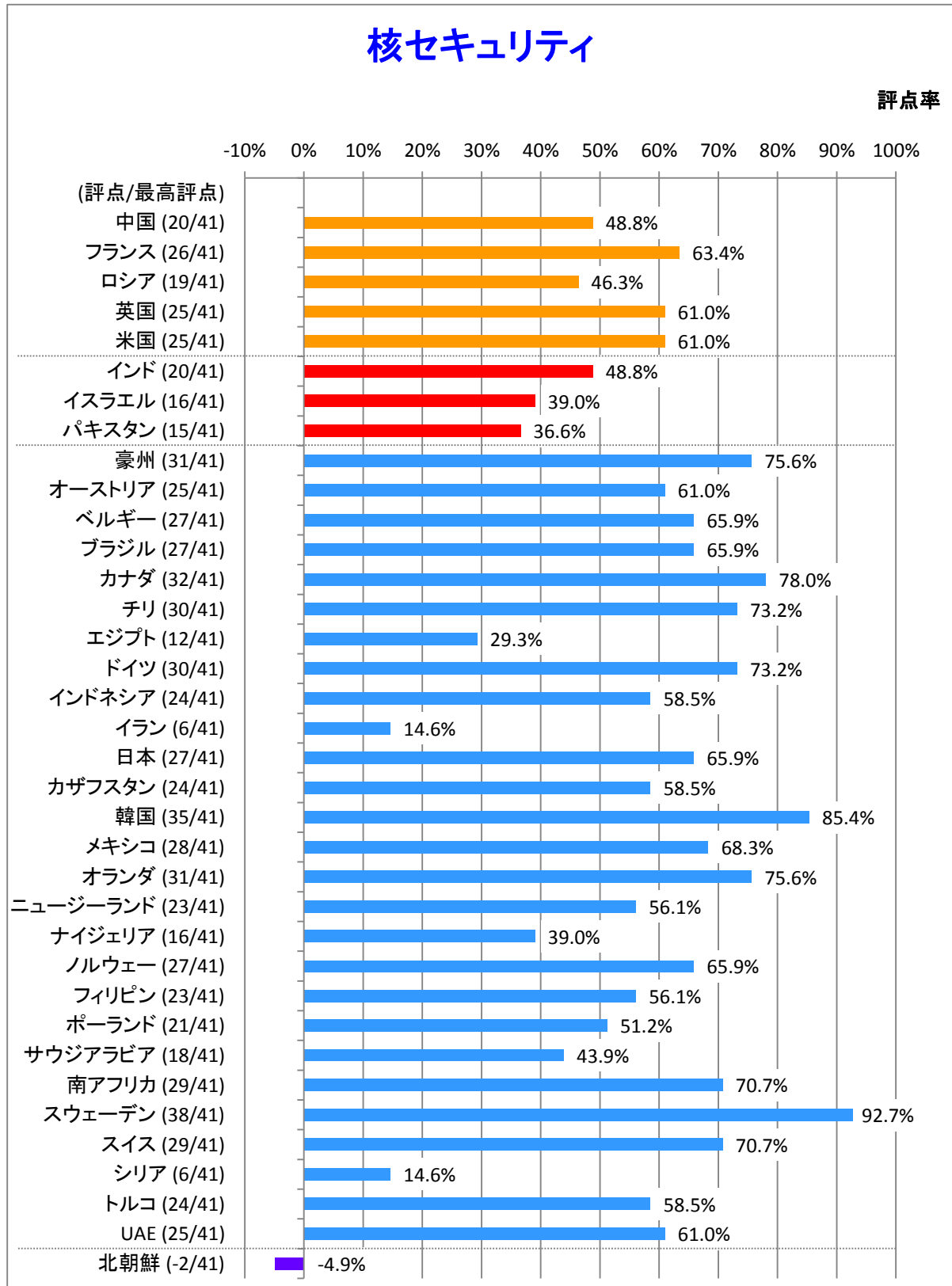
核軍縮を促進するためには、核兵器国による核兵器の削減や運用政策の変更、核軍縮につながる多国間枠組みへの積極的な関与、「核兵器なき世界」へ向けた取組（コミットメント）の強化、核戦力等に関する透明性の推進が不可欠である。これらのポイントについて各核兵器国の取組状況をレーダーチャートで示すと下記ようになる。中国については、削減への取組及び透明性、フランスについては透明性、ロシア及び米国については核戦力の更なる削減について改善の余地があると言えよう。英国は、全体的にバランスのとれた形で核軍縮に取り組んでいることが窺える。



(2) 核不拡散



(3) 核セキュリティ



2. 国別評価

(1) 核兵器国

中国

約 250 発の核弾頭を保有すると見積もられ、核戦力の近代化を積極的に推進している。5 核兵器国の中で唯一、核兵器削減に従事していないと見られる。核兵器の先行不使用、並びに非核兵器国への無条件の消極的安全保証を宣言し、意図の透明性を強調する一方、核戦力など能力面での透明性に欠ける。CTBT も未批准である。NPT 運用検討会議準備委員会に提出した報告では、核軍縮に係る検証措置の研究開発に言及した。核不拡散分野では、輸出管理の実施に懸念が持たれてきた。核セキュリティ分野では、INFCIRC/225/Rev.5 を国内実施体制に反映する取組が行われている。

(1) 核軍縮 評点 11.5/94

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	-10/-20
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	4/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	0/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	0/15
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	0/3
	核兵器能力の強化・近代化の動向	2/4
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	-7/-8
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	3/3
	消極的安全保証	2/2
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	1.5/3
	拡大核抑止への依存	—
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	3/4
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	2/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	2/3
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	1/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	1/2
	核実験の実施	-1/-3
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	1/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	1/3
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	1/6
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	0/3
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	1/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	0/3
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/3
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	0/2
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島と長崎の平和記念式典	出席状況	0/1

(2) 核不拡散 評点 32/47

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	—
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	—
	追加議定書の署名・批准	—
	統合保障措置への移行状況	—
	IAEA 保障措置協定の遵守	—
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	3/3
	追加議定書の署名・批准・実施	3/4
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	1/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	3/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	2/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	0/2
	NPT 非締約国との原子力協力	0/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 20/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-10/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	3/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	1/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	1/3

フランス

自国の核弾頭数の上限を 300 発とし、核戦力の削減、並びに軍事目的に必要ないと判断された核分裂性物質の民生用への転換や保障措置の適用も進めている。他方、核ドクトリンや条件付き消極的安全保証などに変更はなく、核兵器の役割の低減は必ずしも進んでいない。核不拡散及び核セキュリティについては、関連する条約や措置の受諾及び実施をはじめとして、積極的に取り組んでいる。

(1) 核軍縮 評点 20.5/94

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	-10/-20
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	2/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	0/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	0/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	1/15
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	0/3
	核兵器能力の強化・近代化の動向	3/4
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	-7/-8
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	0/3
	消極的安全保証	1/2
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	1.5/3
	拡大核抑止への依存	—
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	2/4
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	3/3
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	-1/-3
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	2/3
	検証措置の開発に対する貢献	1/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	3/6
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	0/3
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	1/3
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	2/3
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	1/2
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	2/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 40/47

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	—
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	—
	追加議定書の署名・批准	—
	統合保障措置への移行状況	—
	IAEA 保障措置協定の遵守	—
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	3/3
	追加議定書の署名・批准・実施	3/4
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	3/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	0/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	2/2

(3) 核セキュリティ 評点 26/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-12/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発—核鑑識	2/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	2/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	3/3

ロシア

米国とともに新戦略兵器削減条約（新 START）の下で戦略核兵器の削減を進めているが、依然として約 8,000 発の核弾頭を保有すると見られる。また、中距離核戦力（INF）条約に違反した巡航ミサイルの開発が疑われている。核不拡散及び核セキュリティには、西側諸国ほどではないものの、比較的適切な対応をとってきた。依然として世界で最大規模の核兵器利用可能な核分裂性物質を保有している。

（1）核軍縮 評点 10.5/94

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	-19/-20
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	2/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	0/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	0/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	3/15
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	0/3
	核兵器能力の強化・近代化の動向	3/4
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	-7/-8
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	0/3
	消極的安全保証	1/2
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	1.5/3
	拡大核抑止への依存	—
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	1/4
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	2/3
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	-1/-3
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	1/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	3/3
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	2/6
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	3/3
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	0/3
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	2/3
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	2/2
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 35/47

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	—
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	—
	追加議定書の署名・批准	—
	統合保障措置への移行状況	—
	IAEA 保障措置協定の遵守	—
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	3/3
	追加議定書の署名・批准・実施	3/4
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	2/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	4/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	2/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	0/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	0/2

(3) 核セキュリティ 評点 19/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-16/-16
核セキュリティ・原子力安全 に係る諸条約などへの加入・ 参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の 維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	2/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	1/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	3/3

英国

核兵器を漸進的に削減しており、2020年代半ばまでに、運用可能な核弾頭数を120発以下に、また全ストックパイルを180発以下に削減する予定である。第3回「核兵器の非人道的影響に関する国際会議」に参加した。核不拡散及び核セキュリティには、関連する条約や措置の受諾及び実施など、引き続き積極的に取り組んでいる。

(1) 核軍縮 評点 24.5/94

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	-10/-20
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	2/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	0/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	1/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	1/15
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	0/3
	核兵器能力の強化・近代化の動向	3/4
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	-7/-8
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	0/3
	消極的安全保証	1/2
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	1.5/3
	拡大核抑止への依存	—
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	2/4
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	2/3
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	-1/-3
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	2/3
	検証措置の開発に対する貢献	1/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	4/6
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	0/3
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	1/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	3/3
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	2/3
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	1/2
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	2/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 41/47

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	—
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	—
	追加議定書の署名・批准	—
	統合保障措置への移行状況	—
	IAEA 保障措置協定の遵守	—
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	3/3
	追加議定書の署名・批准・実施	3/4
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	3/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	1/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	2/2

(3) 核セキュリティ 評点 25/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-12/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	3/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発—核鑑識	2/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	2/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	3/3

米国

ロシアに次ぐ規模の 7,300 発の核弾頭を保有していると見積もられている。新 START の下で戦略核兵器の削減を進めている。第 3 回「核兵器の非人道的影響に関する国際会議」に参加した。他方、核兵器の役割を低減する新たな措置は導入されず、CTBT 批准も実現していない。核不拡散及び核セキュリティに引き続き積極的で、国際社会における取組をリードしている。

(1) 核軍縮 評点 19.5/94

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数 (推計)	(核兵器国)	-19/-20
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	2/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	0/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	1/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	3/15
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	1/3
	核兵器能力の強化・近代化の動向	3/4
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	-7/-8
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	2/3
	消極的安全保証	1/2
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	0.5/3
	拡大核抑止への依存	—
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	1/4
包括的核実験禁止条約 (CTBT)	署名・批准	2/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	2/3
	包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	-1/-3
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	2/3
	検証措置の開発に対する貢献	1/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	5/6
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	3/3
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	1/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	1/3
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	2/3
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	2/2
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	2/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 40/47

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	—
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	—
	追加議定書の署名・批准	—
	統合保障措置への移行状況	—
	IAEA 保障措置協定の遵守	—
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	3/3
	追加議定書の署名・批准・実施	4/4
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	3/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	0/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	0/2

(3) 核セキュリティ 評点 25/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-12/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	2/3
	核テロ防止条約	1/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	5/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発—核鑑識	2/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	2/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	3/3

(2) NPT非締約国

インド

核兵器保有数は漸増していると見られ、ICBM 及び SLBM を含む核運搬手段の開発や、核兵器用核分裂性物質の生産を継続していると見られる。核実験モラトリアムを宣言しているが、CTBT には依然として署名していない。国際原子力機関（IAEA）保障措置協定追加議定書を批准した。

(1) 核軍縮 評点 6/91

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	-8/-20
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	2/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	2/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	0/15
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	0/3
	核兵器能力の強化・近代化の動向	2/4
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	-7/-8
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	3/3
	消極的安全保証	2/2
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	—
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	3/4
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	0/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	2/3
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	0/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	0/2
	核実験の実施	-1/-3
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	1/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	0/3
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	1/6
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	0/3
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	0/3
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/3
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	0/2
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島と平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 15/43

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	0/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	2/3
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	—
	追加議定書の署名・批准	—
	統合保障措置への移行状況	—
	IAEA 保障措置協定の遵守	—
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	2/3
	追加議定書の署名・批准・実施	3/4
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	0/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	4/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	2/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	0/2
	NPT 非締約国との原子力協力	—
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	0/2

(3) 核セキュリティ 評点 20/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-8/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	0/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	3/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	1/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	1/3

イスラエル

NPT に加入せず、80 発程度の核兵器を保有していると見られるが、自国の核保有について一貫して核の「曖昧政策」（核保有を肯定も否定もしない政策）をとっており、核兵器に関する能力や政策は不明な点が少なくない。CTBT を依然として批准していない。核軍縮、不拡散及び核セキュリティに係る国際協力への参加などの面でも評価は低い。

(1) 核軍縮 評点-2/91

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	-6/-20
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	1/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	0/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	0/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	0/15
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	0/3
	核兵器能力の強化・近代化の動向	2/4
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	-7/-8
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	0/3
	消極的安全保証	0/2
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	2/4
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	2/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	0/3
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	0/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	-1/-3
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	1/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	0/3
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	0/6
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	0/3
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	0/3
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/3
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	0/2
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 13/43

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	0/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	3/3
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	—
	追加議定書の署名・批准	—
	統合保障措置への移行状況	—
	IAEA 保障措置協定の遵守	—
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	2/3
	追加議定書の署名・批准・実施	0/4
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	0/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	2/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	1/2
	NPT 非締約国との原子力協力	—
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	0/2
	プルトニウム管理に関する報告	0/2

(3) 核セキュリティ 評点 16/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-5/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	1/2
	原子力安全条約	1/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	0/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	0/4
	国内実施のための法・制度の確立	3/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	0/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	1/3

パキスタン

核兵器保有数の漸増が続いていると見られ、短・中距離弾道ミサイル開発の積極的な推進も継続している。核実験モラトリアムを宣言しているが、CTBTには依然として署名していない。ジュネーブ軍縮会議（CD）では、核兵器用核分裂性物質の生産禁止に焦点を当てた条約の交渉開始に依然として反対している。

(1) 核軍縮 評点 3/91

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	-8/-20
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	3/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	2/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	0/15
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	0/3
	核兵器能力の強化・近代化の動向	2/4
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	-7/-8
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	0/3
	消極的安全保証	2/2
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	—
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	3/4
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	0/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	2/3
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	0/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	0/2
	核実験の実施	-1/-3
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	1/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	0/3
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	1/6
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	0/3
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	0/3
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/3
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	0/2
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	0/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 9/43

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	0/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	2/3
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	—
	追加議定書の署名・批准	—
	統合保障措置への移行状況	—
	IAEA 保障措置協定の遵守	—
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	2/3
	追加議定書の署名・批准・実施	0/4
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	0/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	2/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	1/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	0/2
	NPT 非締約国との原子力協力	—
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	0/2

(3) 核セキュリティ 評点 15/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-6/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	2/3
	核テロ防止条約	0/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	0/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	0/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	1/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	1/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	1/3

(3) 非核兵器国

豪州

核不拡散をはじめとしていずれの分野でも積極的な取組を行っている。国連総会第一委員会では、前年に引き続き、「核兵器の非人道的結末」に関して、安全保障上の懸念からニュージーランドが主導した声明には賛同できないが、核兵器の非人道的結末の重要性では意見が一致する国々（主として米国の同盟国）などが賛成可能な声明の策定を主導した。

(1) 核軍縮 評点 23/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	4/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	1/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	-3/-5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大限化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	1/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	1/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	3/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 56/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	3/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	4/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	3/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	1/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 31/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-4/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発—核鑑識	2/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	1/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	3/3

オーストリア

「第3回核兵器の非人道的影響に関する国際会議」を主催した。市民社会との連携をはじめとして、核軍縮の推進に積極的に取り組んでいる。核不拡散及び核セキュリティについても、国際協力への参加の度合いが他の項目と比べると若干低いことを除けば、関連条約・措置などへの参加、義務の履行を着実にしている。

(1) 核軍縮 評点 28/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	5/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	1/3
	核兵器の非人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	0/5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	1/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	4/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 52/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	4/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	2/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	0/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 25/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	0/16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	0/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	2/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	1/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	1/3

ベルギー

いずれの分野でも、関連条約・措置への参加及び遵守をはじめとして、積極的な取組を行っている。他方で、拡大抑止への依存の点では、北大西洋条約機構（NATO）の核シェアリング政策の一環で米国の非戦略核兵器が配備されている。

（1）核軍縮 評点 19/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	4/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	0/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	-5/-5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	1/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	1/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	2/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 54/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	4/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	3/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 27/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-4/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	2/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	1/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	0/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	3/3

ブラジル

NPT 準備委員会、国連総会をはじめとする関連する諸会合で、核軍縮の推進を積極的に主張している。核不拡散義務を遵守しているが、IAEA 保障措置協定追加議定書の受諾には消極的である。核セキュリティについては、関連条約への加入や国内実施体制の確立を行う一方で、国際協力への参加の度合いは高くない。

(1) 核軍縮 評点 22/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	5/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	0/-5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	1/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 43/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	3/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	0/5
	統合保障措置への移行状況	0/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	1/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	2/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	0/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 27/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	0/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	2/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	3/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	1/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	1/3

カナダ

核軍縮、不拡散及び核セキュリティのいずれの分野でも積極的に取り組んでいる。FMCT に関して 2014～15 年に開催される政府専門家会合は、カナダのイニシアティブによるもので、条約に含まれるべき内容や論点についての議論の喚起も行ってきた。核軍縮に関する市民社会との連携にも積極的である。

(1) 核軍縮 評点 24/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	4/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	1/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	-3/-5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	4/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	1/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	1/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	3/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 52/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	4/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	3/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	0/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 32/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-5/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発—核鑑識	2/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	1/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	3/3

チリ

核軍縮の実施に係る具体的な措置への協力を除けば、核軍縮、核不拡散及び核セキュリティのいずれの分野でも一定の取組を着実に実施している。核関連輸出管理体制の強化は、核不拡散分野における課題となっている。

(1) 核軍縮 評点 20/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	6/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	0/5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	1/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	1/2
	核実験の実施	—
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	2/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島平和記念式典	出席状況	0/1

(2) 核不拡散 評点 52/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	3/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	4/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	1/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	2/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	2/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 30/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	0/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	3/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	3/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発—核鑑識	1/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	1/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	1/3

エジプト

中東非大量破壊兵器地帯の設置に向けて、積極的にイニシアティブを取ってきた。「中東非大量破壊兵器地帯に関する国際会議」が開催できないことに不満を強めているが、2014年NPT準備委員会では、前年とは異なり、途中退席などの行動はとらなかった。IAEA保障措置協定追加議定書を締結しておらず、輸出管理の実施状況について確認できる情報も得られていない。核セキュリティに係る関連条約への加入、あるいは国内措置の実施や強化にも課題が残る。

(1) 核軍縮 評点 16/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	5/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
警戒態勢の低減	拡大核抑止への依存	0/5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
	署名・批准	2/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	1/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	0/2
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	核実験の実施	—
	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	1/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島と平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 36/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	1/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	0/5
	統合保障措置への移行状況	0/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	0/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	1/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	2/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	0/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 12/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	0/-16
核セキュリティ・原子力安全 に係る諸条約などへの加入・ 参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	0/3
	核テロ防止条約	1/2
	原子力安全条約	1/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	0/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	0/4
	国内実施のための法・制度の確立	2/4
核セキュリティの最高水準の 維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	0/4
	不法移転の防止	2/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発—核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	0/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	0/3

ドイツ

いずれの分野でも、関連条約・措置への参加及び遵守をはじめとして、積極的な取組を行っている。他方で、拡大抑止への依存の点では、NATOの核シェアリング政策の一環で米国の非戦略核兵器が配備されている。

(1) 核軍縮 評点 19/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	4/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	0/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	-5/-5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	1/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	1/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	1/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	3/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 54/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	4/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	3/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	0/2

(3) 核セキュリティ 評点 30/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-4/-16
核セキュリティ・原子力安全 に係る諸条約などへの加入・ 参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の 維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	3/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	1/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	2/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	3/3

インドネシア

NPT 準備委員会など核軍縮に関する諸会合で、核軍縮の推進を積極的に提唱してきた。非同盟運動（NAM）諸国が IAEA 追加議定書の受け入れに積極的ではない中で、インドネシアはこれを締結している。核セキュリティに係る国内実施体制の整備を着実に進めている。他方、輸出管理については、汎用品に関するリストを整備しておらず、キャッチオール規制も行っていない。

（1）核軍縮 評点 21/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	6/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	0/-5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	1/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	1/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 48/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	3/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	4/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	1/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	1/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	2/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	0/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 24/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	0/16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	0/4
	不法移転の防止	2/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発—核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	1/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	0/3

イラン

E3/EU+3 との間で合意した「共同行動計画」の「第一段階措置」を概ね履行しているが、「包括合意」が依然として成立せず、交渉期限も2回延長された。また、核開発の軍事的側面の可能性（PMD）に係る問題は解決に至っていない。CTBT 及び IAEA 追加議定書の批准も実現しておらず、輸出管理の実施にも課題が残る。関連条約の締結や国内実施体制の確立など核セキュリティに係る取組にも積極的だとは言えない。

(1) 核軍縮 評点 15/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	5/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	0/5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	2/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	0/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	1/2
	核実験の実施	—
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	1/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	0/4
広島のパワー記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 23/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	3/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	1/5
	統合保障措置への移行状況	0/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	0/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	0/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	0/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	0/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	0/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	1/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 6/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-4/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	0/3
	核テロ防止条約	0/2
	原子力安全条約	0/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	0/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	0/4
	国内実施のための法・制度の確立	2/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	0/4
	不法移転の防止	2/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発—核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	0/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	0/3

日本

核軍縮・不拡散の推進・強化を主導する国の1つとして、核軍縮の提唱、CTBTの発効促進、軍縮・不拡散教育の実施、IAEA保障措置や輸出管理の強化など、いずれの分野でも積極的な取組を行っている。外務大臣は核軍縮・不拡散の推進に向けて積極的に提言を行った。国連総会第一委員会で「核兵器の非人道的結末」に関する2つの共同声明に参加した。

(1) 核軍縮 評点 26/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	5/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	1/2
	重要な政策の発表、活動の実施	1/3
	核兵器の非人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	-3/-5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	1/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	1/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	4/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 54/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	4/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	3/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	2/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 27/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-8/-16
核セキュリティ・原子力安全 に係る諸条約などへの加入・ 参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の 維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	3/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	2/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	2/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	3/3

カザフスタン

核実験廃絶（ATOM: Abolish Testing, Our Mission）プロジェクトの立ち上げにイニシアティブをとるなど、CTBTに関して積極的に貢献してきた。核軍縮、不拡散及び核セキュリティのいずれの分野でも、関連条約への加入や国内実施体制の整備などを着実に実施している。

（1）核軍縮 評点 24/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	6/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	0/5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	1/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	1/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 45/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	3/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	0/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	0/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	2/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	1/2
	NPT 非締約国との原子力協力	0/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 24/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-5/-16
核セキュリティ・原子力安全 に係る諸条約などへの加入・ 参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	2/4
核セキュリティの最高水準の 維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	2/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発—核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	1/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	3/3

韓国

核セキュリティに関して、関連条約への加入、国内実施体制の整備、国際協力への参加などを着実に実施しており、高い評価を得た。核軍縮及び不拡散についても、着実に取るべき措置を実施している。他方、国連総会第一委員会での「核兵器の非人道的結末に関する共同声明」には参加しなかった。

(1) 核軍縮 評点 21/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	5/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	1/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	2/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	-3/-5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	1/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	1/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島と平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 51/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	4/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	3/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	0/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 35/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	0/16
核セキュリティ・原子力安全 に係る諸条約などへの加入・ 参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	2/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の 維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	2/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	2/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	3/3

メキシコ

「第2回核兵器の非人道的影響に関する国際会議」を主催し、議長総括では核兵器の禁止に向けた法的措置の追求にも言及した。NPT 準備委員会や国連総会などで核軍縮の推進を積極的に提唱し、他の分野でも必要な措置を着実に実施している。

(1) 核軍縮 評点 25/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	6/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	1/3
	核兵器の非人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	0/5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	1/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	1/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島と平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 50/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	3/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	0/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	1/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	0/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 28/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	0/16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	0/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	2/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発—核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	0/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	3/3

オランダ

第3回核セキュリティサミットを主催した。核軍縮・不拡散の分野でも積極的な取組を行っている。拡大抑止への依存の点では、NATOの核シェアリング政策の一環で米国の非戦略核兵器が配備されている。

(1) 核軍縮 評点 19/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	4/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	0/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	-5/-5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	1/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	1/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	2/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 55/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	4/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	3/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 31/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-5/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	2/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発—核鑑識	2/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	2/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	3/3

ニュージーランド

国連総会など様々な場で、核軍縮の推進を積極的に提唱している。国連総会第一委員会では、前年に続いて「核兵器の非人道的結末」に関する共同声明の策定を主導した。原子炉などを保有していないということもあると思われるが、相対的に3つの分野の中では、関連条約への加入など核セキュリティの実施に若干の課題が残った。

(1) 核軍縮 評点 28/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	5/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	0/-5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	1/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	1/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	3/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 53/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	3/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	0/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	2/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 23/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	0/-16
核セキュリティ・原子力安全 に係る諸条約などへの加入・ 参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	2/3
	核テロ防止条約	1/2
	原子力安全条約	0/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	0/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	2/4
核セキュリティの最高水準の 維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	3/4
	不法移転の防止	2/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発—核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	0/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	3/3

ナイジェリア

NPT、CTBTをはじめとする核関連条約に加入し、遵守している。他方、輸出管理や核セキュリティに関する国内実施は、他国と比べて十分になされているとは言い難い。

(1) 核軍縮 評点 20/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	6/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	0/5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	0/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	1/2
	核実験の実施	—
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	2/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 45/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	3/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	0/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	1/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	1/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	2/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	0/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 16/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-4/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	0/4
	国内実施のための法・制度の確立	2/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	3/4
	不法移転の防止	2/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	0/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	0/3

ノルウェー

核軍縮、核不拡散及び核セキュリティのいずれの分野でも積極的に取り組んでいる。NATO 加盟国として拡大核抑止の下にある一方、「核兵器の非人道的結末」の問題を重視し、他の賛同国とともに積極的にイニシアティブをとっている。

(1) 核軍縮 評点 23/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数 (推計)	(核兵器国)	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	4/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	1/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	-3/-5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約 (CTBT)	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	1/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	1/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	1/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	2/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 54/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	4/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	2/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 27/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-4/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	0/4
	国内実施のための法・制度の確立	2/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	3/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発—核鑑識	1/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	1/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	3/3

フィリピン

核軍縮・不拡散については関連条約・協定の加入及び履行を続けている。これに対して、原子力活動が活発ではないこともあってか、核セキュリティの実施には課題が残るが、西側諸国の協力の下で不法移転の防止に取り組んでいる。

(1) 核軍縮 評点 19/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	6/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	0/-5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	0/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	1/2
	核実験の実施	—
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	2/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島平和記念式典	出席状況	0/1

(2) 核不拡散 評点 48/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	3/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	2/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	1/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	1/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	2/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	1/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 23/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	0/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	2/3
	核テロ防止条約	1/2
	原子力安全条約	1/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	1/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	0/4
	国内実施のための法・制度の確立	2/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	3/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発—核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	0/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	3/3

ポーランド

核軍縮、核不拡散、核セキュリティ関連条約・協定に加入し、遵守している。他の多くの NATO 加盟国と同様に、核兵器の法的禁止には慎重な姿勢をとる。核セキュリティ措置の実施の強化が、他の分野と比べると課題である。

(1) 核軍縮 評点 16/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数 (推計)	(核兵器国)	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	4/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	0/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	-3/-5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約 (CTBT)	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	2/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 52/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	4/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	1/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	2/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 21/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-4/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	0/4
	国内実施のための法・制度の確立	3/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	3/4
	不法移転の防止	3/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	0/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	3/3

サウジアラビア

NPT を遵守する一方で、CTBT には署名せず、IAEA 追加議定書も締結していない。輸出管理や核セキュリティの実施などでも、十分な取組はなされていない。

(1) 核軍縮 評点 12/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数 (推計)	(核兵器国)	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	6/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	0/-5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約 (CTBT)	署名・批准	0/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会との協力	0/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	0/2
	核実験の実施	—
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	1/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	0/4
広島平和記念式典	出席状況	0/1

(2) 核不拡散 評点 36/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	0/5
	統合保障措置への移行状況	0/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	0/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	1/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	2/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	1/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 18/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	0/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	0/4
	国内実施のための法・制度の確立	1/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	0/4
	不法移転の防止	2/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	1/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	1/3

南アフリカ

核問題に関連する諸条約への加入及び遵守をはじめとして、いずれの分野でも必要な措置を着実に実施している。他方、IAEA 保障措置や核セキュリティに関して、国際協力への参加には課題が残る。

(1) 核軍縮 評点 21.5/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	5/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	0/-5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	1/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島平和記念式典	出席状況	0.5/1

(2) 核不拡散 評点 51/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	3/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	2/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	1/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	0/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 29/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	0/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	2/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	1/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	1/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	1/3

スウェーデン

ニュージーランド提案の「核兵器の非人道的結末に関する共同声明」に初めて参加した（豪州提案の共同声明には前年とは異なり参加せず）。核不拡散及び核セキュリティを積極的に実施し、核軍縮の推進を積極的に提唱している。とりわけ核セキュリティについては、関連する諸条約への加入、国内実施体制の整備、国際協力への参加のいずれについても高い評点を得た。

(1) 核軍縮 評点 24.5/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	5/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	0/-5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	1/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	1/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	1/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島平和記念式典	出席状況	0.5/1

(2) 核不拡散 評点 53/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	4/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	2/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	1/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 38/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	0/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	4/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発—核鑑識	2/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	2/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	3/3

スイス

国連総会やNPT準備委員会など様々な場で核軍縮の推進を積極的に提唱してきた。市民社会との連携にも積極的である。核兵器のための投資を制限する国内法を制定している。核不拡散及び核セキュリティについても取るべき措置を着実に実施している。

(1) 核軍縮 評点 26.5/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	4/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	0/-5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	3/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	1/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	1/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	4/4
広島平和記念式典	出席状況	0.5/1

(2) 核不拡散 評点 47/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	0/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	2/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	3/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	1/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	0/2

(3) 核セキュリティ 評点 29/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-5/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	4/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	3/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発—核鑑識	2/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	1/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	3/3

シリア

IAEA 保障措置協定違反問題は依然として解決していない。CTBT に署名せず、多くの核セキュリティ関連条約にも加入していないこと、IAEA 追加議定書を締結していないこと、適切な輸出管理を実施していないことなどをはじめとして、核軍縮、核不拡散及び核セキュリティのいずれの分野でも積極的な取組は見られなかった。

(1) 核軍縮 評点 9/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数 (推計)	(核兵器国)	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	5/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	1/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	0/-5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約 (CTBT)	署名・批准	0/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会との協力	0/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	0/2
	核実験の実施	—
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	0/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	0/4
広島平和記念式典	出席状況	1/1

(2) 核不拡散 評点 21/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	4/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	0/5
	統合保障措置への移行状況	0/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	0/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	0/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	0/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	0/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	0/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	0/2
	プルトニウム管理に関する報告	0/2

(3) 核セキュリティ 評点 6/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	0/-16
核セキュリティ・原子力安全 に係る諸条約などへの加入・ 参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	0/3
	核テロ防止条約	1/2
	原子力安全条約	1/2
	原子力事故早期通報条約	1/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	0/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	1/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	0/4
	国内実施のための法・制度の確立	2/4
核セキュリティの最高水準の 維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	0/4
	不法移転の防止	0/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	0/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	0/3

トルコ

拡大核抑止への依存の点では、米国の非戦略核兵器が領域内に配備されていると考えられている。核セキュリティに係る条約への加入や国際協力への参加に若干の課題は残るものの、核不拡散及び核セキュリティには着実に取り組んでいる。

(1) 核軍縮 評点 12/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	4/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	0/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	-5/-5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	2/2
	核実験の実施	—
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	1/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島平和記念式典	出席状況	0/1

(2) 核不拡散 評点 50/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	2/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	1/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	5/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	2/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	2/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 24/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	0/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	2/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	0/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	2/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	3/4
	不法移転の防止	2/5
	国際評価ミッションの受け入れ	2/2
	技術開発—核鑑識	2/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	0/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	1/3

アラブ首長国連邦（UAE）

中東では数少ない IAEA 追加議定書の締約国である。輸出管理に関して、キャッチオール規制を規定しているが、実際にどれだけ実効的に運用されているかは明確ではない。また、核セキュリティに関連する条約への加入は進んでいるが、国際協力への参加に課題が残る。

（1）核軍縮 評点 19/39

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	—
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	6/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	3/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	—
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	—
	核兵器能力の強化・近代化の動向	—
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	—
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	—
	消極的安全保証	—
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
	拡大核抑止への依存	0/5
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	—
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	4/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	—
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	2/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	0/2
	核実験の実施	—
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	1/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	—
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	—
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	—
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施	—
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/2
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	—
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	1/4
広島平和記念式典	出席状況	0/1

(2) 核不拡散 評点 45/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	10/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	7/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	4/4
	追加議定書の署名・批准	5/5
	統合保障措置への移行状況	0/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	5/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	1/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	3/5
	追加議定書締結の供給条件化	1/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	2/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	1/2
	NPT 非締約国との原子力協力	3/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	2/2
	プルトニウム管理に関する報告	1/2

(3) 核セキュリティ 評点 25/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	0/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	3/3
	核テロ防止条約	2/2
	原子力安全条約	2/2
	原子力事故早期通報条約	2/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	2/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	2/4
	国内実施のための法・制度の確立	2/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	3/4
	不法移転の防止	4/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	0/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	1/3

(4) その他

北朝鮮

2003年に脱退を表明したNPTをはじめとして、いずれの分野でも核に関する国際的な条約、義務あるいは規範をほとんど受け入れていない。現在までに3回の核爆発実験を実施し、核抑止力の強化を繰り返し言明し、核兵器用核分裂性物質の生産を意図していると見られる活動を継続している。また、さらなる核爆発実験の実施をしばしば示唆している。

(1) 核軍縮 評点-7/91

項目	観点別評価	評点
核兵器の保有数（推計）	（核兵器国）	-5/-20
核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	2/6
	核兵器禁止条約に関する交渉開始を求める国連総会決議への投票行動	2/2
	重要な政策の発表、活動の実施	0/3
	核兵器の非人道的結末	0/3
核兵器の削減	核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	0/15
	核兵器の一層の削減に関する具体的計画	0/3
	核兵器能力の強化・近代化の動向	0/4
国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割・重要性の低減	国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	-7/-8
	「唯一の目的」、先行不使用、関連ドクトリンに関するコミットメント	0/3
	消極的安全保証	1/2
	非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	—
拡大核抑止への依存	—	
警戒態勢の低減	警戒態勢の低減、核兵器使用を決定するまでの時間の最大限化	3/4
包括的核実験禁止条約（CTBT）	署名・批准	0/4
	発効までの核爆発実験モラトリアム	0/3
	包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	0/2
	CTBT 検証システム発展への貢献	0/2
	核実験の実施	-3/-3
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	0/5
	核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	0/3
	検証措置の開発に対する貢献	0/2
透明性	核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	0/6
核兵器削減の検証	核兵器削減の検証の受諾・実施	0/3
	核兵器削減のための検証措置の研究開発	0/1
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対するIAEA査察の実施	0/3
不可逆性	核弾頭・運搬手段の廃棄実施・廃棄計画	0/3
	核兵器関連施設などの解体・平和目的への転換	0/2
	軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄・平和目的への転換	0/2
軍縮・不拡散教育	軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	0/4
広島と平和記念式典	出席状況	0/1

(2) 核不拡散 評点 0/61

項目	観点別評価	評点
核不拡散義務の遵守	NPT への加入	0/10
	NPT 第 1 条、第 2 条、関連安保理決議の遵守	0/7
	非核兵器地帯条約	0/3
IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	包括的保障措置協定の署名・批准	0/4
	追加議定書の署名・批准	0/5
	統合保障措置への移行状況	0/4
	IAEA 保障措置協定の遵守	0/5
IAEA 保障措置 (核兵器国・NPT 非締約国)	平和目的施設への IAEA 保障措置の適用	—
	追加議定書の署名・批准・実施	—
IAEA との協力	保障措置強化のための努力	0/4
核関連輸出管理措置	国内実施システムの確立・実施	0/5
	追加議定書締結の供給条件化	0/2
	北朝鮮・イラン問題に関する安保理決議の履行	0/3
	拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	0/2
	NPT 非締約国との原子力協力	0/3
原子力平和利用の透明性	平和的目的の原子力活動に関する報告	0/2
	プルトニウム管理に関する報告	0/2

(3) 核セキュリティ 評点-2/41

項目	観点別評価	評点
核分裂性物質の保有量	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-5/-16
核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入・参加・国内体制への反映	核物質防護条約、改正条約	0/3
	核テロ防止条約	0/2
	原子力安全条約	0/2
	原子力事故早期通報条約	1/2
	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	0/2
	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約	1/2
	IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	0/4
	国内実施のための法・制度の確立	1/4
核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 最小限化	0/4
	不法移転の防止	0/5
	国際評価ミッションの受け入れ	0/2
	技術開発—核鑑識	0/2
	キャパシティ・ビルディング及び支援活動	0/2
	IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	0/2
	協調的脅威削減プログラム(CTR)、G8 グローバル・パートナーシップ (G8GP)、核テロに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)、国際科学技術センター(ISTC)、核セキュリティサミットなどへの参加	0/3

附録

年表（2014年1月～12月）

1月	E3/EU+3 とイランの共同行動計画（JPOA）第一段階措置の履行開始（20日）
2月	「核兵器の非人道的影響に関する第3回国際会議」（於メキシコ・ナジャリット、13～14日）
3月	核セキュリティサミット（於オランダ・ハーグ、24～25日） FMCTに関する政府専門家グループ（GGE）第2回会合 露、ウクライナ国境付近で核戦争演習を実施
4月	第8回NPDI外相会議（於広島、11～12日） 核兵器国会議（北京、15日） マーシャル諸島、国際司法裁判所（ICJ）に核兵器（保有）国を提訴（24日） NPT運用検討会議第3回準備委員会（ニューヨーク、28日～5月9日） 米、核兵器ストックパイルに関する情報の更新（29日）
5月	5核兵器国、中央アジア非核兵器地帯条約議定書に署名（6日） 米、戦略爆撃機を用いた演習「グローバル・ライトニング14」を実施（12～16日） イラン・IAEA共同声明（21日）
6月	原子力供給国グループ（NSG）総会
7月	米国務省がロシアのINF条約違反を公式に提起 E3/EU+3 とイランの共同行動計画（JPOA）包括合意の交渉延長（20日） 米英相互防衛協定の更新（24日） インド・IAEA保障措置協定追加議定書発効（25日）
8月	平和記念式典（広島、6日） 平和祈念式典（長崎、9日） 核セキュリティ計画技術会合（18～20日） PSI阻止訓練「Fortune Guard」（於ハワイ）
9月	豪印原子力協力協定署名（5日） IAEA総会（22～26日） CTBTフレンズ・メンバー国主催の外相会合（26日）
10月	「核兵器の非人道的影響に関する共同声明」（国連総会第一委員会、20日）
11月	E3/EU+3 とイランの共同行動計画（JPOA）包括合意の交渉延長（20日） CTBT、統合野外演習（IFE14、於ヨルダン）
12月	米、「核軍縮検証のための国際パートナーシップ」の発表（4日） 「核兵器の非人道的影響に関する第3回国際会議」（オーストリア・ウィーン、8～9日） 国連総会決議（「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」、「核兵器のない世界に向けて：核軍縮コミットメントの履行の加速」、「核軍縮」、「核兵器の威嚇または使用に関するICJの勧告的意見のフォローアップ」など）の採択（11日）

略語表

略語	英語表記	日本語表記
ALCM	Air Launch Cruise Missile	空中発射巡航ミサイル
AG	Australia Group	オーストラリア・グループ
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations	東南アジア諸国連合
AWE	Atomic Weapons Establishment	原子兵器エスタブリッシュメント
BMD	Ballistic Missile Defense	弾道ミサイル防衛
CBM	Confidence Building Measures	信頼醸成措置
CBRNE	Chemical, Biological, Radiological, Nuclear, Explosives	化学、生物、放射線、核、爆発物
CD	Conference on Disarmament	ジュネーブ軍縮会議
COE	Center of Excellence	中心的拠点
CPGS	Conventional Prompt Global Strike	通常即時グローバル打撃
CPPNM	Convention on the Physical Protection of Nuclear Material	核物質防護条約
CTBT	Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty	包括的核実験禁止条約
CTBTO	CTBT Organization	包括的核実験禁止条約機関
CTR	Cooperative Threat Reduction	協調的脅威削減
CWC	Chemical Weapons Convention	化学兵器禁止条約
DBT	Design Basis Threat	設計基礎脅威
EBW	Exploding Bridge Wire	起爆電橋線型雷管
EC JRC-ITU	European Commission Joint Research Centre Institute for Transuranium Elements	欧州委員会共同研究センター超ウラン元素研究所
EU	European Union	欧州連合
EURATOM	European Atomic Energy Community	欧州原子力共同体
FMCT	Fissile Material Cut-Off Treaty	兵器用核分裂性物質生産禁止条約
G8GP	G8 Global Partnership	G8グローバルパートナーシップ
GAO	Government Accountability Office	米会計検査院
GEM	Group of Eminent Persons	賢人会議
GGE	Group of Governmental Experts	政府専門家グループ
GICNT	Global Initiative to Combat Nuclear Terrorism	核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ
GLCM	Ground-Launched Cruise Missile	地上発射巡航ミサイル
GTRI	Global Threat Reduction Initiative	グローバル脅威削減イニシアティブ
HEU	Highly Enriched Uranium	高濃縮ウラン
IAEA	International Atomic Energy Agency	国際原子力機関
ICAN	International Campaign to Abolish Nuclear Weapons	核兵器廃絶国際キャンペーン
ICBM	Inter-Continental Ballistic Missile	大陸間弾道ミサイル
ICC	International Criminal Court	国際刑事裁判所
ICJ	International Court of Justice	国際司法裁判所
ICNND	International Commission on Nuclear Non-proliferation and Disarmament	核不拡散・核軍縮に関する国際委員会
IDC	International Data Center	国際データセンター
IMS	International Monitoring System	国際監視制度
INF	Intermediate-range Nuclear Forces	中距離核戦力
INSServ	International Nuclear Security Advisory Service	国際核セキュリティ諮問サービス
INSSP	Integrated Nuclear Security Support Plan	統合核セキュリティ支援計画
INTERPOL	International Criminal Police Organization	国際刑事警察機構
IPPAS	International Physical Protection Advisory Service	国際核物質防護諮問サービス
ISCN	Integrated Support Center for Nuclear Nonproliferation and Nuclear Security	核不拡散・核セキュリティ総合支援センター
ISSAS	IAEA State System for Accountancy and	IAEA加盟国計量管理体制諮問サービス

略語	英語表記	日本語表記
	Control (SSAC) Advisory Service	
ITDB	Incident and Trafficking Database	移転事案データベース
ITWG	Nuclear Forensics International Technical Working Group	核鑑識に関する国際技術ワーキンググループ
JPOA	Joint Plan of Action	共同行動計画
LEU	Low Enriched Uranium	低濃縮ウラン
LOF	Locations outside Facilities	施設外の場所
LOW	Launch on Warning	警報即発射
LRSO	Long-Range Stand Off	長距離スタンドオフ（巡航ミサイル）
LUA	Launch under Attack	攻撃下発射
MFFF	Mixed Oxide Fuel Fabrication Facility	混合酸化物燃料製造施設
MIRV	Multiple Independently-targetable Reentry Vehicle	複数個別誘導弾頭
MOX	Mixed Oxide	混合酸化物
MTCR	Missile Technology Control Regime	ミサイル技術管理レジーム
NAC	New Agenda Coalition	新アジェンダ連合
NAM	Non-Aligned Movement	非同盟運動
NATO	North Atlantic Treaty Organization	北大西洋条約機構
NNSA	National Nuclear Security Administration	国家核安全保障局
NPDI	Non-Proliferation and Disarmament Initiative	軍縮・不拡散イニシアティブ
NPEG	Non-Proliferation Experts Group	G8核不拡散専門家グループ
NPT	Nuclear Non-Proliferation Treaty	核兵器不拡散条約
NRRC	Nuclear Risk Reduction Center	核リスク低減センター
NSF	Nuclear Security Fund	核セキュリティ基金
NSG	Nuclear Suppliers Group	原子力供給国グループ
NUSEC	Nuclear Security Information Portal	核セキュリティ情報ポータル
NWBT	Nuclear Weapons Ban Treaty	核兵器禁止条約
NWC	Nuclear Weapons Convention	核兵器禁止条約
OPANAL	Agency for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America and the Caribbean	ラテンアメリカ及びカリブ海核兵器禁止機構
PAROS	Prevention of an Arms Race in Outer Space	宇宙における軍拡競争の防止
PSI	Proliferation Security Initiative	拡散に対する安全保障構想
PTS	Provisional Technical Secretariat	暫定技術事務局
RCF	Regulatory Cooperation Forum	IAEA規制協力フォーラム
RI	Radioactive Isotope	放射性同位体
SIR	Safeguards Implementation Report	保障措置実施報告
SLBM	Submarine Launched Ballistic Missile	潜水艦発射弾道ミサイル
SLC	State-Level Concept	国レベルの保障措置概念
SLCM	Submarine Launched Cruise Missile	潜水艦発射巡航ミサイル
SRBM	Short-Range Ballistic Missile	短距離弾道ミサイル
SSAC	State Systems of Accountancy and Control	国内計量管理制度
SSBN	Ballistic Missile Submarine Nuclear-Powered	弾道ミサイル搭載原子力潜水艦
SSN	Attack Submarine	攻撃型原子力潜水艦
SSP	Stockpile Stewardship Program	核備蓄管理計画
START	Strategic Arms Reduction Treaty (Talks)	戦略兵器削減条約（交渉）
WA	Wassenaar Arrangement	ワッセナー・アレンジメント
WCO	World Customs Organization	世界税関機構
WMD	Weapons of Mass Destruction	大量破壊兵器

核セキュリティ		評点	評価基準	核兵器国					NPT非締約国			非核兵器国																			その他									
				中国	フランス	ロシア	英国	米国	インド	イスラエル	パキスタン	豪州	オーストリア	ベルギー	ブラジル	カナダ	チリ	エジプト	ドイツ	インドネシア	イラン	日本	カザフスタン	韓国	メキシコ	オランダ	ニュージランド	ナイジェリア	ノルウェー	フィリピン		ポーランド	サウジアラビア	南アフリカ	スウェーデン	スイス	シリア	トルコ	UAE	北朝鮮
1	兵器利用可能な核分裂性物質の保有量	-16	保有の場合:3 HEU:-5(100t以上);-4(20t以上);-3(10t以上);-2(1t以上);-1(1t未満で保有) 兵器級Pu:-5(100t以上);-4(20t以上);-3(10t以上);-2(1t以上);-1(1t未満で保有) 原子炉級Pu:-3(10t以上);-2(1t以上);-1(1t未満)	-10	-12	-16	-12	-12	-8	-5	-6	-4	0	-4	0	0	-4	0	-4	-8	-5	0	0	-5	0	-4	-4	0	-4	0	0	0	0	-5	0	0	0	0	-5	
2	核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入、参加、国内体制への反映	21																																						
	A) 核物質防護条約及び改正条約	3	0(条約未署名);1(条約未批准);2(条約発効、議定書未署名・未批准);3(条約・議定書発効)	3	3	3	3	2	3	3	2	3	3	3	2	3	3	0	3	3	2	3	3	2	3	3	2	3	3	2	3	3	2	3	3	0	2	3	0	
	B) 核テロ防止条約	2	0(条約未署名);1(条約未批准);2(条約発効)	2	2	2	2	1	2	1	0	2	2	2	2	2	1	2	2	0	2	2	2	2	1	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	0	
	C) 原子力安全条約	2	0(条約未署名);1(条約未批准);2(条約発効)	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	1	2	2	0	2	2	2	2	0	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	0		
	D) 原子力事故早期通報条約	2	0(条約未署名);1(条約未批准);2(条約発効)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	1		
	E) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	2	0(条約未署名);1(条約未批准);2(条約発効)	2	2	2	2	2	0	0	0	2	2	2	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2	0	2	2	1	2	2	2	2	2	2	0	0	2	0		
	F) 原子力事故援助条約	2	0(条約未署名);1(条約未批准);2(条約発効)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	1			
	G) IAEA核物質防護勧告(INFCIRC/225/Rev.5)	4	0(なし、情報なし);2(国内実施措置への反映);4(国内実施措置に反映し、着実に実施)	2	2	2	2	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	2	2	2	2	0	2	2	0			
	H) 国内実施のための法・制度の確立	4	0(国内実施法・体制なし);1~2(不十分ながらも国内実施法・体制を整備);4(一定の国内実施法・体制を整備)	4	4	4	4	4	4	3	4	4	4	4	3	4	3	2	4	4	2	4	2	4	2	2	2	2	3	1	4	4	4	2	2	2	1			
3	核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	20																																						
	A) 民生利用におけるHEUの最小限化	4	0(なし、情報なし);1(限定的な実施);3(積極的な実施);さらなる強化のコミットメントには1点加算	3	4	4	3	4	3	4	0	4	4	4	4	3	0	3	0	0	3	4	4	4	4	3	3	3	3	0	4	4	3	0	3	3	0			
	B) 不法移転の防止	5	0(なし、情報なし);2(限定的な実施);4(積極的な実施);さらなる強化のコミットメントには1点加算	4	4	4	4	5	4	4	4	4	2	2	4	4	4	2	4	2	4	2	4	4	2	2	2	4	4	3	2	4	4	4	0	2	4	0		
	C) 国際評価ミッションの受け入れ	2	0(なし、情報なし);1(実施);2(積極的な実施)	0	2	0	2	2	0	0	0	2	0	0	0	2	2	0	2	2	0	2	0	2	2	0	2	2	0	0	0	2	2	0	2	0	0			
	D) 技術開発—核鑑識	2	0(なし、情報なし);1(実施);2(積極的な実施)	0	2	2	2	2	0	0	1	2	0	1	0	2	1	0	1	0	2	0	2	0	0	0	1	0	0	0	1	2	2	0	2	0	0			
	E) キャパシティ・ビルディング及び支援活動	2	0(なし、情報なし);1(実施);2(積極的な実施)	1	2	1	2	2	1	0	1	1	1	0	1	1	0	2	1	0	2	1	2	0	2	0	0	1	0	0	1	1	2	1	0	0	0			
	F) IAEA核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	2	0(なし、情報なし);1(実施);2(積極的な実施)	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	2	0	2	0	2	2	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0			
	G) 国際的な取組(CTR、G8グローバルパートナーシップ、GICNT、ISTC、核セキュリティサミットなど)への参加	3	0(参加せず);1(少数の枠組みに参加);2(多くの枠組みに参加);積極的に貢献している場合には1点加算	1	3	3	3	3	1	1	1	3	1	3	1	3	1	0	3	0	0	3	3	3	3	3	0	3	3	3	1	1	3	3	0	1	1	0		
	評点			20	26	19	25	25	20	16	15	31	25	27	27	32	30	12	30	24	6	27	24	35	28	31	23	16	27	23	21	18	29	38	29	6	24	25	-2	
	最高評点			41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41
	評点率(%)			48.8%	63.4%	46.3%	61.0%	61.0%	48.8%	39.0%	36.6%	75.6%	61.0%	65.9%	65.9%	78.0%	73.2%	29.3%	73.2%	58.5%	14.6%	65.9%	58.5%	85.4%	68.3%	75.6%	56.1%	39.0%	65.9%	56.1%	51.2%	43.9%	70.7%	92.7%	70.7%	14.6%	58.5%	61.0%	-4.9%	